

## 平成27年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成27年3月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 2日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 3日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 4日	水		○休 会
4	3月 5日	木		○休 会
5	3月 6日	金		○休 会
6	3月 7日	土		○休 会
7	3月 8日	日		○休 会
8	3月 9日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月11日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月12日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月13日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月14日	土		○休 会
14	3月15日	日		○休 会
15	3月16日	月		○休 会
16	3月17日	火	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

3月2日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	3月 2日	承認
議案第 1号	坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について	3月11日	可決
議案第 2号	特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担に関する条例の制定について	3月11日	可決
議案第 3号	保育所条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 4号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月11日	可決
議案第 5号	坂城町行政手続条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 6号	坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 7号	坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 8号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 9号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第10号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月11日	可決
議案第11号	町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第12号	平成27年度坂城町一般会計予算について	3月17日	可決
議案第13号	平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月17日	可決
議案第14号	平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月17日	可決
議案第15号	平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月17日	可決
議案第16号	平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月17日	可決
議案第17号	平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月17日	可決
議案第18号	平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月17日	可決

3月17日上程

議案第19号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の 一部を改正する条例について	3月17日	可決
議案第20号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例について	3月17日	可決
議案第21号	平成26年度坂城町一般会計補正予算（第11号）につ いて	3月17日	可決
議案第22号	平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2号）について	3月17日	可決
議案第23号	平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）について	3月17日	可決
議案第24号	平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特 別会計補正予算（第2号）について	3月17日	可決
議案第25号	平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3号）について	3月17日	可決
議案第26号	平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3号）について	3月17日	可決

# 平成27年第1回坂城町議会定例会

## 目 次

### 第1日 3月2日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	10
○議案第1号～議案第18号の上程、提案理由の説明、詳細説明	11

### 第2日 3月9日(月)

○議事日程	44
○一般質問 塚田 正平 議員	44
吉川まゆみ 議員	54
山崎 正志 議員	69
大森 茂彦 議員	80

### 第3日 3月10日(火)

○議事日程	94
○一般質問 窪田 英子 議員	94
塩入 弘文 議員	104
西沢 悦子 議員	117
中嶋 登 議員	128

### 第4日 3月11日(水)

○議事日程	144
○一般質問 入日 時子 議員	145
塩野入 猛 議員	159
○議案第1号～議案第11号の質疑、討論、採決	172
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	177
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	193

第5日 3月17日(火)

○議事日程	198
○議案第12号委員長報告の質疑、討論、採決	199
○議案第13号～議案第18号委員長報告の質疑、討論、採決	215
○追加議案上程、提案理由の説明	226
○議案第19号～議案第26号質疑、討論、採決	229
○町長閉会あいさつ	234
○議長閉会あいさつ	238

## 平成27年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	白 井 洋 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君
10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
  - 第 2 会期の決定について
  - 第 3 町長招集あいさつ
  - 第 4 諸報告
  - 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
  - 第 6 議案第 1 号 坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
  - 第 7 議案第 2 号 特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担に関する条例の制定について
  - 第 8 議案第 3 号 保育所条例の一部を改正する条例について
  - 第 9 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 第 10 議案第 5 号 坂城町行政手続条例の一部を改正する条例について
  - 第 11 議案第 6 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 12 議案第 7 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
  - 第 13 議案第 8 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
  - 第 14 議案第 9 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 第 15 議案第 10 号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 第 16 議案第 11 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
  - 第 17 議案第 12 号 平成 27 年度坂城町一般会計予算について
  - 第 18 議案第 13 号 平成 27 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
  - 第 19 議案第 14 号 平成 27 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
  - 第 20 議案第 15 号 平成 27 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
  - 第 21 議案第 16 号 平成 27 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
  - 第 22 議案第 17 号 平成 27 年度坂城町介護保険特別会計予算について
  - 第 23 議案第 18 号 平成 27 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
11. 本日の会議に付した事件
- 10. 議事日程のとおり
12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。



ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（柳澤君）** 会議規則第120条の規定により、8番 山崎正志君、9番 入日時子さん、10番 中嶋登君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（柳澤君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（柳澤君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 本日ここに、平成27年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、先月3日、閣議決定された国の平成26年度補正予算に、各自治体における地方創生に向けた総合戦略の策定や、消費喚起、生活支援に活用できる交付金が盛り込まれました。国の総合戦略に基づく地方創生につきましては、1. 地方における安定した雇用を創出する。2. 地方への新しいひとの流れをつくる。3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。とあり、安心して暮らせる環境形成などの展開を図り、魅力あふれる地方創生の施策展開を図

るというものであります。町といたしましても、国の交付金を有効に活用する中で、より暮らしやすく魅力ある坂城町を目指す「坂城町版総合戦略」の策定と施策の推進を、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、ここ最近の日本経済の状況を見ますと、国内全体としては、生産の持ち直しや個人消費の伸びにより昨年10月から12月期の国内総生産（GDP）が3期ぶりにプラス成長となり、回復の動きも出てきております。日本銀行松本支店の2月発表の「金融経済動向」によりますと、県内においても緩やかに回復しつつあるとしております。

また、町内企業の1月の経済状況調査では、前年同期と比較して、全体的には回復しているとする企業が多い状況でありました。このような経済の好循環の兆しが見られる中、地域経済がさらに活性化し、持続的に成長していくことを期待いたします。

それでは、平成27年度の一般会計当初予算について申し上げます。

ご案内のとおり、27年度は統一地方選挙の年でありますので、制度によるもの、継続事業などを計上する骨格予算ではありますが、26年度から工事に着手しております、南条小学校の建設事業を当初予算に計上しておりますので、予算総額は26年度対比プラス15.1%、9億400万円の増額となる69億1千万円となり、過去最大の当初予算計上となりました。

まず、歳入であります。町の財政の根幹を担う町税につきましては、回復基調の経済情勢や、昨今の株価の推移等を勘案する中で、法人町民税については、税制改正の影響はあるものの堅調な推移を見込み前年度対比プラス80%、3億6千万円を計上し、個人町民税についても0.5%の増加を見込み、町民税全体では1億6,300万円の増額となる10億2,360万円を計上いたしました。

一方、固定資産税については、評価がえの結果を反映する中でマイナス2.2%、2,900万円の減となる12億6千万円を計上しております。町税全体では、前年度対比5.9%、1億3,700万円の増額となる24億4,804万9千円といたしました。

地方交付税につきましては、国における総額が前年度対比マイナス0.8%、1,300億円の減額となっていることに加え、坂城町においては、26年度の法人町民税についての増収実績、27年度の堅調な見込みを勘案すると、一定の減額が見込まれることから、5千万円の減額を見込み8億円を計上いたしました。普通交付税の振りかえ分となる臨時財政対策債につきましても、国における総額が前年度対比マイナス19.1%と大きな減額となっていることなどを勘案し、2億5千万円の計上といたしました。

財政調整基金からの繰入金につきましては、2億2,700万円、南条小学校建設事業に伴う文教施設整備基金からの繰入金については8億5千万円を繰り入れいたしますので、繰入金全体では、109.5%の増となる、11億3,731万6千円を計上いたしました。

次に歳出であります。投資的経費につきましては、南条小学校建設、町道A01号線事業

や橋梁修繕事業といった継続事業の進捗に伴い増額となっておりますことから、プラス117%、15億2,261万4千円を計上いたしました。また、義務的経費といたしましては、人件費11億7,182万2千円、扶助費6億6,353万5千円を計上いたしており、それぞれ若干の増額を見込むところであります。

それでは、平成27年度の主要施策について申し上げます。

最初に、最大の事業であります、南条小学校建設事業につきましては、昨年12月からたびたび降雪に見舞われる状況ではありますが、着々と工事を進めており、北普通教室棟及び管理・特別教室棟は、1階の天井部分までコンクリート工事がほぼ終了し、2階部分の工事に入ってきております。音楽堂につきましては、柱や壁の工事が終了し、はりなどの配筋作業に入り、立体的になってきており、南普通教室棟は、基礎工事を進めている状況であります。28年3月末の竣工を目指し、鋭意工事を進めているところであります。

続きまして、地方創生の柱となる特徴的なまちづくり施策について申し上げます。

坂城スマートタウン構想の推進につきましては、引き続きテクノさかき工業団地におけるエネルギー使用にかかわる調査研究を進めるとともに、スマート工業団地構築に向けた検討会を立ち上げてまいりたいと考えております。また、クールシェアやウォームシェアといった町民の皆さんのライフスタイルの変革に向けた意識啓発、住宅用太陽光発電システム導入に対する補助金交付の継続など、スマートタウン実現に向けて取り組んでまいります。

ワイナリー形成事業では、試験圃場の醸造用ブドウも定植から3年目を迎え、今季にはある程度の収穫を見込む中で、二、三銘柄について試験醸造による品質評価を行い、当町に適する品種選定に生かしてまいりたいと考えております。ワイナリー形成の基幹となる6次産業化につきましては、国の地方創生戦略による財源確保も視野に入れながら進めてまいります。先月21日に坂城町出身のシニアソムリエの成澤篤人さんを講師に迎えての、カジュアルワインセミナーを開催する中でも、ワインへの関心の高まりを感じたところであります。

さて、坂城町のワイン特区につきましては、平成25年11月29日に認定を受けておりますが、先日新聞報道にありましたが、東御市が坂城を含む周辺6市町村に呼びかけ、小規模ワイナリーが開業しやすくなるワイン広域特区の認定を国に申請する検討を始めました。この広域特区に入ることにより、投資を呼び込むチャンスも増え、6次産業化へも弾みがつくと考えております。

さて、町花バラによる「まちづくり」につきましては、国道18号線沿いの苅屋原、鼠地区、田町仮眠所、インター線沿いや坂城大橋の公園、また、びんぐし公園など町内各地で、町内外の皆さんに楽しんでいただいております。その中心に、自然景観に囲まれた「さかき千曲川バラ公園」があり、今年で10回目を迎える「ばら祭り」では、今まで以上に楽しんでいただけるよう、公園の顔となる入り口アーチの改修や、園路の新設を図るなどバラ公園の充実を図っ

てまいります。

なお、「ばら祭り」は、実行委員会の皆さんにより、5月30日から6月14日までの16日間の日程で開催されます。ご来場の皆さんにバラ公園をお楽しみいただくとともに、「ばらのまち坂城」を町内外に発信してまいりたいと考えております。

さて、マイナンバー制度につきましては、現在、システム改修作業を中心に準備を進めており、本年10月から町民の皆さん一人一人に個人番号がふられ、お手元にカードが配布されますので、平成28年1月からは、税や福祉の申請手続などにおいて、添付書類を省略するなど、手続の簡素化や事務の効率化が図られます。また、将来的には他市町村との情報連携も始まり、国全体で個人番号を使った利便性の向上や公平・公正な社会の実現に向けて、民間分野のサービスにも利用を拡大していく方向性が示されております。

続きまして、子育て支援・教育力向上の施策について申し上げます。

子どもの福祉医療事業につきましては、少子化が進行する中、子育て家庭の経済的負担を軽減し、より安心して子育てをしていただけるよう、平成24年度から小学生までとしている子どもの入院外の福祉医療費の支給範囲を、27年度より中学生まで拡大し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

平成27年4月から国の子ども・子育て関連3法の改正により、全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたします。これを受け、27年度からの保育料につきましては、保育園等運営委員会でご議論をいただき、答申をいただく中、町として保育料の段階を現在の9段階から16段階に細分化し、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、子育て支援センターにおいては、家庭児童相談体制の充実を図ってまいります。

また、昨年4月の消費税率の引き上げに伴う負担軽減のために実施されました、臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金の給付事業につきましては、当初の申請期間を12月26日まで延長し、臨時福祉給付金は2千人、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、1,683人への支給を行いました。27年度においても金額を見直し実施されることになりました。27年度におきましては、できるだけ多くの該当者の皆さんに申請いただけるよう、広報活動に努めてまいります。

「放課後児童健全育成事業」につきましては、「子ども・子育て関連3法」の改正による児童福祉法の改正により、4月から対象児童が「保護者が仕事等で、昼間家庭にいない小学校6年生まで」に拡大されます。町では3児童館において、補助員を増員配置し、子供たちの健全育成に努めてまいります。また、教育・心理カウンセラーを配置し、小中学校一貫の教育相談、カウンセリングですね、業務を行い、不登校対策事業の推進を図ってまいります。加えて、南条小学校及び坂城小学校の学習習慣形成支援員を増員し、サポート体制の充実を図ってまいります。

平成25年12月、国は、小学校における英語コミュニケーション能力と初歩的な英語運用能力の向上を図るため、「英語教育改革実施計画」を公表いたしました。坂城町においては、この計画を先取りし、平成26年度から中学校に加え、小学校にも外国語指導講師（ALT）を配置し、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めてまいりました。27年度は、さらにALT1名を増員し、2名体制で3小学校の低学年からの外国語活動の推進を図り、坂城町の特色ある教育の推進に努めてまいります。

さて昨年7月、3小学校の体育館において、天井等の落下を未然に防止するための緊急点検を実施いたしました。この点検の結果、つり天井方式で施工されている各小学校の天井について、落下防止対策が必要という報告がなされており、「天井の撤去を中心とした落下防止対策」を実施するため、設計等の経費を計上し対応を図ってまいります。子供たちの安心・安全に加え防災面での地域の避難所にもなるため、より確実な耐震安全性を確保してまいります。

さて、延期となっておりました中国上海市嘉定区との教育交流事業につきましては、5月14日から17日までの4日間の予定で、実験小学校の児童12名が坂城町を訪れ、教育・文化交流事業を行う予定であります。今回訪れる児童は、昨年7月に町からの訪問団の受け入れをしていただいた皆さんですので、一層の友好の輪が広げられるのではないかと考えております。

続きまして、福祉・健康づくりの施策について申し上げます。

介護保険制度につきましては、平成27年度からの3年間の「第6期坂城町介護保険事業計画」の策定作業を進めてまいりました。特に、地域支援事業においては、地域包括支援センターに社会福祉士1名を増員し、生活支援サービスの体制整備、認知症対策、在宅医療と介護との連携の推進、地域ケア会議の充実に取り組み、高齢者の皆さんの生活支援に努めてまいります。また、保険料の改定に当たりましては、介護保険運営協議会でも慎重にご検討をいただき、年金所得者に配慮し、保険料を細分化いたしました。今後も介護サービス量の増加が見込まれる中、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

町では、全ての町民の皆さんが心身ともに健康で長生きできる「健康なまちづくり」に取り組んでおります。26年度新たに開始いたしました「40歳スタート健診」、各自治区を訪問する「健康づくり講座」を、27年度も引き続き開催し、町民の皆さんの健康増進に取り組んでまいります。

続いて、産業振興施策について申し上げます。

まず、工業振興におきましては、坂城町出品者協会への支援をさらに充実し、出展者数の増加と商談スペースの確保により、町内企業の受注機会の拡大、販路開拓を図ってまいります。また、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かし、新たな価値創造による新製品開発を支援する「坂城町コトづくりイノベーション補助金」につきましては3年目を迎えます。この補

助金が、新たな企業連携のきっかけとしても機能してきており、企業の意欲的な開発への取り組みが広がることを期待しております。

さて、農業におきまして、国は、平成26年度を農政改革元年と位置づけ、新たな農業・農村政策に取り組んでおります。町といたしましても、国の施策に基づき、農業支援センターや農業再生協議会を中心とした農業振興を推進してまいります。また、農地中間管理機構を活用した農業集積を図り、青年就農者の支援を行うとともに、日本型直接支払制度による農業の多面的な機能の維持を目的とした、地域活動の支援などに積極的に取り組んでまいります。

また、松くい虫防除対策につきましては、健康被害や防災面での配慮に努め、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹などの総合的な防除対策を講じてまいります。また、苜屋原地区におきましては、昨年引き続き無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、これまで人家に近く、有人ヘリでは散布できなかった急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

また、有害鳥獣対策につきましては、上平地区において、県の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用する中、地域住民の皆さんのご協力を得て、3年間の計画を2年間で上平全域、6.9kmの侵入防止柵を設置することができ、大きな成果を上げております。このように、自治区全体での取り組みが重要であり、町も引き続き支援してまいります。

さて、鉄の展示館におきましては、昨年引き続き、公益財団法人日本刀文化振興協会との共催により、「第6回新作日本刀・研磨・外装・刀職技術展覧会」を「ばら祭り」にあわせ開催いたします。経済産業省と文化庁が後援している大変権威ある国内最大の展覧会でありますので、大勢の皆様にご来館いただきたいと思います。お待ちしております。

また、「エヴァンゲリオンと日本刀展」を10月上旬から11月下旬にかけて開催いたします。今年、放送開始20周年を迎える人気アニメ「エヴァンゲリオン」は、海外でも高い評価を受けているアニメーションであります。この「エヴァンゲリオン」からインスピレーションを受けた、刀匠たちが、現代デザインの日本刀を製作した作品を展示するこの展覧会は、既に東京、大阪、札幌など国内10都市、さらに国外ではパリ、マドリードでも開催され、大きな評判を呼んでおります。

今回、宮入小左衛門行平刀匠と町内企業の皆さんが共同制作した作品「刀野薙（なたやなぎ）」を初め、多数の作品を展示し、「刀匠のまち坂城」、「ものづくりのまち坂城」を全国に発信してまいりたいと考えております。また、坂城町商工会、まちづくり坂城などと連携する中で、町内の各商店や各施設へ足を運んでいただけるような企画を催し、地域振興につなげることで、坂城町全体を盛り上げるイベントにしてまいりたいと考えております。

続きまして、生活基盤づくりの施策について申し上げます。

町の主要幹線道路でありますA01号線改良事業につきましては、平成26年度、南条小学

校東側の工事区間において一部歩道の延長工事を実施し、若草橋南側の工事区間では、建物の物件調査を行っております。27年度は、引き続き、建物の物件調査と用地交渉を進め、住民サービスの向上のためA01号線改良事業の推進を図ってまいります。

橋梁修繕事業につきましては、既存の橋梁もできる限り活用しながら、町全体の橋梁の計画的な維持管理を図る「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、順次、修繕工事を実施しております。27年度につきましては、26年度に引き続き昭和橋の国道側から修繕工事を実施するとともに、金井橋の修繕工事及び産経大橋の詳細調査と修繕工事の設計に取り組んでまいります。

住宅リフォーム補助事業につきましては、平成25年度から3年間の緊急経済対策事業として実施してまいりましたが、これまで78件の申請に対し、約750万円の補助を行い、経済効果といたしましては、約1億1,600万円の事業となりました。町内小規模事業者の受注拡大につながったものと考えております。

同じく、平成25年度から3カ年の計画で進めてまいりましたが、町営住宅横尾団地の下水道接続工事につきましては、27年度に残り26戸の接続工事を実施し、横尾団地60戸全ての水洗化が完了いたします。また、バリアフリー化の一環として26年度から設置してまいりました、階段への手すり設置工事につきましても、27年度で横尾団地52戸全てに設置が完了する予定であります。引き続き、入居者の皆さんが快適に生活することができるよう団地の整備を進めてまいります。

現在、町では26年度から空き家対策会議を設置し、関係各課による町全体の取り組みとして空き家対策を進めております。この空き家対策への取り組みの一環として、定住促進による地域活性化を図ることも目的に「坂城町空き家情報バンク」を設置いたします。この空き家情報バンクは、空き家所有者と空き家利用希望者に登録していただき、空き家情報の提供を行うもので、仲介業者となる、長野県宅地建物取引業協会小・更埴支部と今月中に協定を結び、27年4月からホームページ等を活用し、空き家情報の提供を始めてまいります。

公共下水道事業の整備につきましては、平成32年度をめどに、整備完了を目指しております。26年度は南条小学校の建設工事にあわせ、周辺地区の管渠工事を開始しており、27年度も引き続き、南条小学校周辺の管渠の布設工事を進め、さらに、金井の旧道と産業道路の間の地域において、下流から順次、工事を進めてまいります。

続いて、生活環境・防災施策について申し上げます。

町では、平成30年度の長野広域連合が計画する「新ごみ焼却施設」稼動までの間、葛尾組合焼却施設の延命化に努めているところであります。施設の延命化に当たりましては、ごみ減量化の取り組みが重要であり、ごみ減量化・資源化の推進に一層力を入れてまいります。

ごみ減量化・資源化につきましては、26年度、資源物の回収を促進するため、紙類の分別の簡略化や「サンデーリサイクル」の回数の増加、小型家電の無料回収も開始いたしました。

27年度は、これらを含め、町の資源化の取り組みをひとまとめにしたパンフレットを各家庭に配布し、ごみ減量化・資源化の普及啓発を図ってまいります。また、各自治区の清掃活動等から排出される草・木等を堆肥化及びチップ化し、ばら公園等の公共用地で活用するなど、資源のリサイクル化も図ってまいります。町民の皆さんにおかれましても、引き続きごみの減量化・資源化にご協力をお願いいたしたいと考えております。

防災・災害に関する情報や、地域の安心・安全のための情報、町からのお知らせ等を、メールで受け取れる、坂城町登録型配信メールサービス「さかきまちすぐメール」を昨年12月より運用を開始いたしました。また、より迅速で正確な情報を配信するため、千曲警察署及び千曲坂城消防本部と連携し、火災情報や行方不明者情報、オレオレ詐欺電話の注意喚起など、千曲警察署、消防本部から直接情報が配信できるよう、体制を整えたところであります。

現在、350件を超える登録があり、日々、登録者は増加している状況であります。今年4月から保育園、小中学校の保護者並びに町消防団等の方々に対しても、連絡網の整備にあわせ、登録のお願いをしております。今後も、町広報紙や出前講座などで、各区の自主防災会や町内の事業所等へ「さかきまちすぐメール」の登録を呼び掛け、登録者を増やし、一人でも多くの皆様に迅速で正確な情報を伝え、安心・安全で、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、27年度の主な施策を申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、条例の制定が4件、一部改正が7件、平成27年度の一般会計・特別会計当初予算が7件の計20件であります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申しあげまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（柳澤君）** 監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から第13期経営状況報告書が提出されております。

---

**議長（柳澤君）** 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（柳澤君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** 専決第1号、第2号につきましてご説明申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。



本件は、昨年12月22日、網掛の町道B030号線に設置されているグレーチングの上を乗用車が通過したところ、グレーチングがはね上がり破損した事故について、相手方への賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決をいたしたものでございます。

次に、専決第2号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本件は、継続費事業として実施しております南条小学校改築事業について、全体事業費の見直しと財源調整を行う補正予算でございます。

南条小学校建設事業につきましては、26年度から27年度の2カ年の継続事業としてお認めをいただき進めておりますが、工事の進捗から今年度の事業費がほぼ確定できる段階となり、27年度における年割額に変更が生じたことから、専決処分といたしたものであります。

補正予算の内容であります。まず継続費の補正につきましては、工事請負費及び施工管理にかかわる委託料について契約額に基づき全体事業費を6,588万円減額し、総額を18億2,412万円といたしたものであります。今年度の事業費に増減はなく、全て27年度で減額となるものでございます。

また、今年度の歳入歳出の補正につきましては、国・県の補助金が確定したことを受けて、充当財源の組みかえを行ったもので、国庫支出金5,117万1千円と県支出金885万円を減額するとともに、文教施設整備基金からの繰入金6,030万円を増額し、財政調整基金繰入金を減額する中で、一般財源の投入を極力抑制したものであります。

以上、専決処分事項につきまして、ご報告いたします。

**議長（柳澤君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

---

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号 「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第2号 「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第10号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

**議長（柳澤君）** 日程第6「議案第1号 坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について」から日程第23「議案第18号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会

計予算について」までの18件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長(柳澤君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** それでは、議案第1号から18号まで一括してご説明申し上げます。

議案第1号「坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、風致地区内における建築物等の規制に関する政令が改正され、二つ以上の市町村の区域にわたるものを除き、10ha以上の風致地区における条例の制定権限が、県から町に移譲されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

議案第2号「特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担に関する条例の制定について」についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度から「子ども・子育て支援法」が施行されることに伴い、特定教育・保育等を利用する者の保護者の費用負担について、国が政令で定める基準額を上限に、町が条例を制定するもので、具体的な内容につきましては、規則で定めるものであります。

議案第3号「保育所条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「議案第2号」でご説明申し上げました「特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担額に関する条例」に基づき、費用負担額を保育料として徴収し、納期や減免等について定めるものでございます。

議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、「議会委員会条例」など、関係する町の六つの条例を整備するため、一括して改正するものであります。

主な改正といたしましては、現行の「教育委員長」と「教育長」の役割を一本化した新たな「教育長」が設置されることにより、現行の「教育委員長」に関する規定を削除するほか、「新教育長」に関する勤務時間等の規定の整備を行うものであります。なお、法改正の経過措置により、現在の「教育長」の残任期間中は、引き続き「教育委員長」も在職することとされているため、改正後の条例の規定は「新教育長」が任命されるまでの間は適用せず、その間は改正前の条例が効力を有することとする経過措置を設けております。

議案第5号「坂城町行政手続条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「行政手続法」の改正において、「行政指導をする際、許認可等の権限の根拠を明示すること」とされたこと、また「行政指導の中止等の求め」、「処分等の求め」の二つの

「申し出制度」が新設されたことにあわせ、町が条例等に基づいて行う処分、行政指導の手続を定める行政手続条例について、同様の手続を制度化するため、改正を行うものであります。

議案第6号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、条例で定められている職員のうち、非常勤職員にかかわる育児休業、部分休業の制度について、育児休業等を取得することができる非常勤職員の範囲を定めるとともに、非常勤職員の育児休業期間を定めるものであります。

議案第7号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、農地法の改正により、農地台帳の窓口公表等が義務づけられたことに伴い、窓口での農地台帳閲覧、農地台帳記録事項要約書交付、農地または農業者に関する証明について、手数料を徴収するため、手数料条例の一部を改正するものでございます。また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改題に伴い条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、子供の医療費助成を行っている町福祉医療費について、通院などの給付範囲を、中学生まで拡大するため、条例を改めるもので、あわせて条例中で引用している関係法律の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第9号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画期間である、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料の改定等を定める条例でございます。

介護保険制度は、3年ごとに事業計画や第1号被保険者の保険料について定めることとされており、高齢者人口の増加に伴い、要介護や要支援に認定される方の増加及び介護給付費の増大が見込まれる中、次期介護保険料の改定について、町介護保険運営協議会にご意見をいただきながら算定を進めてまいりました。

国において、保険料の段階数の多段階化を規定する中、町ではさらに細分化を行い、保険料の公平な負担を進め、また、介護保険支払準備基金からの繰り入れを行う中で保険料を算定し、基準となります第5段階の保険料につきまして月額5千円、改定率13.6%といたすものでございます。

議案第10号「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法等の改正に伴い、「指定介護予防支援事業」、「指定地域密着型サービス事業」、「指定地域密着型介護予防サービス事業」にかかわる基準を定める省令が改正されたことにより、これらの基準省令を参酌して定めることとされている、町の介護予防支援等の

人員及び運営等に関する基準を定める条例等、三つの条例につきまして、一括して改正するものでございます。

改正内容の主な内容といたしましては、グループホームについて、共同生活を送るグループの単位であるユニットの数を二つまでとしてきたところ、三つにすることにより、1事業所の利用者定員の上限を18名から27名にすることができるなど、今後さらに増加することが予測される認知症高齢者への対応としてサービス提供体制を整えるもの等について、条例で定めるものでございます。

議案第11号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い、当該条例で引用する法律名の改正と、改正法の経過措置により、従前の支援給付を引き続き受給する者について、当該法律の改正後も改正前と同様に単身で入居できる対象者の取り扱いとするための規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、統一地方選挙を控える中、経常経費と継続事業を中心とした、骨格予算といたしました。

歳入歳出予算の総額は69億1千万円、26年度当初予算と比較してプラス15.1%、9億400万円の増額となっております。これは、主として竣工に向けて2カ年の計画で工事を進めております南条小学校建設事業にかかわる経費の増額に起因するものであります。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入について、経済情勢が回復方向であることや、最近の株価や為替レートが安定的に推移していること等を勘案する中で、26年度当初予算と比較して、特に町民税が増加するものと見込み、個人町民税については前年度対比プラス0.5%、法人町民税については、回復基調の景気動向の中、プラス80%の増額を見込んでおります。

一方、固定資産税については、評価がえの結果を反映する中で、2.2%の減額を見込んだところであります。町税全体では前年度当初予算と比較してプラス5.9%、1億3,704万5千円の増となる24億4,804万9千円を計上しております。

町税については、増収を見込んだところですが、地方交付税につきましては、国の総額では1兆6,500億円程度が確保され、26年度と比較して0.8%の減となっている状況であります。坂城町におきましては、法人町民税を中心とした税収について、本年度の実績、27年度の見込みとも一定の増加が見込まれることで、交付税額が減少することを見込み、前年対比5.9%の減となる8億円を計上いたしました。また、普通交付税の振りかえ措置として発行する、臨時財政対策債につきましても減額を見込み、交付税と合わせた実質では10億

5千万円を見込むところでございます。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設に伴う「学校環境改善交付金」や町道A01号線事業の進捗に伴う「社会資本整備総合交付金」の増加などにより、前年度対比プラス4.9%となる6億3,496万6千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、南条小学校の建設経費にかかわる財源として、文教施設整備基金から8億5千万円の繰り入れを見込んでおりますことから、繰入金全体では、前年対比109.5%の増という状況でございます。

次に歳出の主なものでございますが、平成26年度から2カ年にわたる工事を進めておりま、南条小学校建設事業が竣工年度を迎えます。本事業は、27年度の町の最重点事業であり、13億3千万円ほどの事業費を計上しておりますことから、町全体の普通建設事業費が大きく増加しており、投資的経費の総額では前年度対比117%の増となる15億2,261万4千円を計上しております。

また、生活基盤の整備につきましては、金井地区におきまして2工区で事業を進めておりま、町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業を初め、公共下水道の整備や町宮横尾団地への下水道接続工事についても、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。

義務的経費のうち人件費につきましては、前年度対比3%の増、扶助費については、障害者総合支援法に基づく給付増などにより2.7%の増、公債費については1.5%の減となっております。

ソフト事業につきましては、少子化対策、子育て支援施策では、27年度の開始に向けてシステム改修等の準備を進めてまいりました子ども医療費の給付対象について、入院に加え通院についても中学生まで範囲を拡大するほか、子育て支援センターを中心に実施している家庭児童相談員による子育て相談につきまして、回数を倍増しさらなる充実を図ってまいります。また、子ども・子育て新制度に対応した保育園、児童クラブの運営を行うとともに、今年度創設した「不妊治療費助成事業」や「第3子以降の保育料軽減」についても引き続き実施してまいります。

環境対策では、「スマートタウンさかき」を目指して再生可能エネルギーのあり方等について、大学や企業との連携を図る中でさらに研究を進めるとともに、太陽光発電システムの設置に係る補助制度についても引き続き実施してまいります。

産業面では、町内企業の販路拡大に向けて、東京ビックサイトで開催される国内最大規模の展示商談の場である「機械要素技術展」への出展スペースの拡充に対し助成を拡大してまいります。あわせて、町内事業者が行う新製品開発等に助成を行う「コトづくりイノベーション補助金」を継続するほか、同補助金の農業商業版とも言える「さかきブランドづくり補助金」についても継続し、町の特産品や町のイメージキャラクター「ねずこん」などを活用した商品開

発や販路拡大を支援いたします。

また、例年多くの方々が訪れる第10回ばら祭りにつきましては、薔薇人の会や実行委員会の皆様と連携する中で、より魅力ある形で開催し、秋のねずみ大根まつりとともに特産品の振興やブランド化を推進してまいります。

「坂城ワイナリー形成事業」につきましては、引き続き試験圃場の栽培管理を行いながら、6次産業化への展開を見据えた、さらなる条件整備を進めるとともに、好評を博している巨峰ロゼ、スパークリングワインの委託醸造を行い町の定番商品としての位置づけを確立してまいります。

続きまして、教育面では、国の「英語教育改革実施計画」を踏まえた先駆的な取り組みとして今年度小学校専任の外国語指導講師1名を配置したところですが、さらなる拡充を図るため、27年度から1名を増員し2名体制といたしますとともに、週2回、各保育園も訪問し、英語に親しむ機会を設けることで、よりグローバルな人材育成につなげてまいりたいと考えております。

また、昨今、内容が複雑化、多様化している教育相談事業につきましては、現在の教育コーディネーターに加え、新たに教育・心理カウンセラーを配置し、メンタル面でのフォローの充実を図る中で、子育て支援センターや保育園、小中学校などとの連携を深め、よりきめ細やかな支援につなげてまいります。

文化観光面におきましては、鉄の展示館の特別企画展として、若者を中心に幅広い世代に人気のアニメーション、「エヴァンゲリオン新劇場版」と日本刀のコラボレーションによる「エヴァンゲリオンと日本刀展」を開催し、新たなアプローチにより「刀匠の町坂城」を広く内外に発信してまいります。

防災面では、有事の際には地域の避難所にもなる、各小学校の体育館について、より確実な耐震安全性を確保するため、つり天井撤去工事に向けた、設計経費について盛り込んでおります。

また、地域医療の充実につきましては、施設の近代化と救急部門、周産期部門の充実に向けて改修の進む「厚生連篠ノ井総合病院」に助成を行うとともに、上田地域においても信州上田医療センターの医師確保事業に助成し、高度医療の提供体制整備を支援してまいります。

あわせて、健康診査やがん検診といった健康づくり施策の推進に加え、障害者の総合支援サービスの充実や介護保険、後期高齢者医療制度への対応など、福祉を取り巻く諸施策についても的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成27年度当初予算の概要をお話しいたしましたが、詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、議案第13号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し

上げます。

有線放送電話事業の円滑な運営を図るとともに、施設の維持管理を行い、電話機能、放送機能を利用した情報提供や各種サービスを実施するため計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,512万8千円とするもので、前年対比4.3%の減でございます。

歳入の主な内容といたしましては、有線放送電話使用料3,139万7千円、広告放送料42万円、加入工事費等の負担金27万7千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、経常的な人件費のほか、光熱水費360万円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料429万1千円、有線施設設置移転等工事540万円、設備基金積立金204万4千円でございます。

次に、議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

保健事業を通じた健康づくりと疾病の重度化予防により、医療費の抑制を図るとともに、保険税の適正な賦課、計画的な徴収を推進する中で、安定した制度運営に取り組んでまいります。

平成24年度の国民健康保険法の改正により、保険財政共同安定化事業の対象医療費が、今まで30万円以上であったものが、平成27年度から全ての医療費に拡大されることになり、共同事業交付金と共同事業拠出金につきまして増額となっております。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,609万8千円とするもので、前年対比11.7%の増でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億971万円、前期高齢者交付金6億69万1千円、共同事業交付金3億2,890万8千円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億3,625万4千円、共同事業拠出金3億8,218万3千円でございます。

議案第15号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ287万8千円とするもので、前年対比3.9%の減でございます。

歳入の主なものは、貸付金元利収入287万7千円でございます。

歳出の主なものは、公債費140万8千円、一般会計繰出金144万2千円でございます。

議案第16号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、平成26年度において村上地区の整備を終え、南条地区の整備も南条小学校の建設に伴い着手し、27年度からは本格的な整備に入り、平成32年度の完成をめどとして進めてまいります。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億4,190万7千円とするもので、前年対比24.3%の増でございます。

歳入の主なものは、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金9,650万円、下水道使用料1億3,210万円、管渠工事にかかわる国庫補助金1億円、一般会計からの繰入金3億円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業にかかわる下水道事業債2億1,320万円でございます。

次に、歳出の主なものは、下水道全般にかかわる一般管理費2,660万8千円、下水道の維持管理にかかわる施設管理費8,583万9千円、公共下水道の整備事業費3億4,907万2千円、流域下水道の整備事業費2,878万7千円、事業の元利償還にかかわる公債費3億5,110万円でございます。

次に、議案第17号「平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者が増え、介護給付費等の増大が見込まれる中、第6期介護保険事業計画の初年度としての平成27年度の予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,955万7千円とするもので、前年対比2.3%の増でございます。

歳入の主なものは、介護保険料3億211万5千円、国庫支出金3億1,948万8千円、支払基金交付金3億7,584万4千円、県支出金1億9,396万3千円、町繰入金1億8,800万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費13億3,466万円、地域支援事業2,489万円でございます。

次に、議案第18号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,613万円とするもので、前年比較2.9%の増でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3,466万3千円、繰入金4,140万円でございます。

歳出の主なものは、総務費101万8千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,505万円でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。



**議長（柳澤君）** 続いて、議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず初めに歳入について。

**財政係長（臼井君）** 平成27年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入について詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち、2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表、並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。県内の経済状況が回復傾向にあることや昨今の株価や為替レートが安定的に推移していること等を勘案する中で、27年度につきましては、今年度当初予算と比較して税収は増加するものと見込んでおります。

まず、町民税につきましては、個人、法人とも堅調に推移することを見込み、個人町民税につきましては前年度対比0.5%、法人町民税につきましては80%、それぞれ増収を見込んだところでございます。固定資産税につきましては、評価がえの結果を反映する中で土地分と家屋分について減額が見込まれ、前年度対比マイナス2.2%、軽自動車税につきましては登録台数の増加などからプラス8.1%を見込んでおります。また、たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。町税全体では、24億4,804万9千円で、前年度と比較しましてプラス5.9%、1億3,704万5千円の増額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で実績等を勘案し、前年度対比5.1%減の5,600万円を計上いたしております。

次に、利子割交付金は前年比13.5%の減を、款4配当割交付金は前年比30%の増、款5株式等譲渡所得割交付金は同じく25%の増加を見込んでおりまして、それぞれ昨今の金融、経済情勢を踏まえての予算計上といたしました。また、款6の地方消費税交付金につきましては、昨年4月の消費税率引き上げの影響が通年で反映されることにより31.6%の増額を見込んでおります。

続いて、款7の自動車取得税交付金でございます。自動車取得税については、今年度からの税の引き下げやエコカー減税の延長などにより、対前年比37.5%の減となる500万円を計上いたしております。

次に、款8の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除の減収補填交付金についての予算計上で、前年度と同額の500万円を見込んでおります。

続いて3ページに進みまして、款9の地方交付税でございます。国の総額では16兆

7, 500億円程度が確保される見通しとなっており、これは前年度を0.8%下回るものがあります。坂城町におきましては、特に法人町民税について今年度実績が大きく伸びたことに加え、27年度についても堅調な推移を見込んでおりますことから、基準財政収入額が増額となることで交付額の減少が見込まれることを踏まえて、前年度対比マイナス5.9%となる8億円を計上いたしております。これに普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の2億5千万円を合わせますと、10億5千万円の予算計上といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ160万円を計上いたしました。

款11の分担金・負担金につきましては、主に保育料等にかかわる児童福祉費負担金であります。子ども・子育て支援新制度に伴い長時間保育料などの減少が見込まれるところですが、かんがい排水事業にかかわる負担金などの増額が見込まれることから大きな増減はなく、全体では前年度対比プラス1%といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物の処理の手数料であります。27年度は鉄の展示館における特別企画展「エヴァンゲリオンと日本刀展」の開催に伴い、入館者の増加による商工施設使用料の増額などにより、全体では15%の増といたしております。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や児童手当等にかかわる民生費負担金などがございます。前年度との比較では給付費の増加などに伴う国庫負担金の増加や南条小学校建設事業の進捗に伴う学校環境改善交付金の増額などにより、国庫支出金全体ではプラス4.9%、2,969万3千円の増加となる6億3,496万6千円を計上いたしております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費にかかわる負担金及び補助金、農林水産業費にかかわる補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、県議会議員選挙や国勢調査にかかわる委託金の交付が見込まれることなどにより、全体では前年度対比プラス5.5%、1,507万3千円の増となる2,993万9千円を見込んでおります。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子でございますが、前年度対比では基金積立金の運用実績等を勘案し45万1千円の減、1,102万1千円を計上しております。

続いて4ページの款16寄附金でございますが、社会福祉関係並びにふるさと寄附金につきまして、最小額の計上により科目出しをいたしてございます。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金並びにその他特定目的基金からの繰り入れであります。前年度との比較では、税収増や単独事業の減少などにより財

政調整基金からの繰り入れが減額となる一方で、南条小学校建設事業に伴い文教施設整備基金からの繰り入れが大きく増加することで、繰入金全体では前年度対比プラス109.5%、5億9,456万2千円の増となる11億3,731万6千円を計上いたしております。

なお、財政調整基金につきまして、予算計上いたしました2億2,700万円を繰り入れた後の残高は19億9,800万円ほどになる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものでありまして、前年度対比プラス0.3%となる4億8,960万円の計上となっております。

最後に、款20の町債につきましては、南条小学校建設事業にかかわる学校教育施設等整備事業債のほか、町道A01号線整備や橋梁修繕事業などにかかわる起債、合わせて3億2,640万円と臨時財政対策債について2億5千万円を見込んでおり、町債全体では前年度対比でプラス23.6%、1億1,010万円の増となる5億7,640万円を計上いたしております。なお、27年度末の町債残高は66億7,500万円ほどになる見込みでございます。

以上、歳入総額は69億1千万円で、前年度と比較いたしましてプラス15.1%、金額で9億400万円の増額予算となりました。

飛びまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、県営かんがい排水事業にかかわる農林漁業資金借入金と土地開発公社に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、第3表地方債につきまして、款20の町債の内容に関するものであります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** 続いて、歳出について詳細説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

**総務課長（田中君）** それでは、歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

説明書24ページをご覧ください。説明書24ページから27ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。

職員研修事業では人材育成の研修、接遇研修を行い、住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員厚生事業は市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして27、28ページ、目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、文書配達委託料、コピー機7台分の賃借料等でございます。同じく28ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

**会計管理者（春日君）** 同じく目4会計管理費につきまして、節1 1 需用費の消耗品につきましては、役場全体で使用いたします事務用品の購入費用、また印刷製本費は封筒、決算書等の印刷費用でございます。節1 2 役務費につきましては、口座振替、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料でございます。

**企画政策課長（荒川君）** 続きます目5財産管理費は、町の普通財産等に関する経費でございます。

29ページ、目6企画費、企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る負担金が主なものとなっております。

続きます、温泉管理事業につきましては、温泉施設の維持補修工事経費、びんぐし湯さん館施設等基金積立が主なものでございます。

続く30ページにかけてのまちづくり推進事業であります、行政協力員の報酬と広報等の配布などの行政事務委託に係る経費、また各区や地域づくり団体へ交付する地域づくり活動支援補助金を計上してございます。

次の国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている町国際交流協会への補助金であります。

続きます30ページ、31ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業では、平成26年度から立ち上げましたスマートタウン坂城推進委員会による普及啓発や信州大学、テクノさかき工業団地の立地操業企業と町の産学官連携による電力需要調査、そして従来は企画政策推進費に計上しておりました住宅用太陽光発電システム設置補助を本事業へ一本化として計上をいたしました。

31ページになりますけれども、目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に係る経費で、主なものはサーバー等インターネット系関係機器の保守料とハードウェアのリース料となっております。

続きます広報発行事業につきましては「広報さかき」発行に係る経費で、印刷製本費であります。

有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、特別会計への繰出金であります。

32ページ、電子自治体事業では、セキュリティが高い市町村行政ネットワークLGWANに接続をいたしまして、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等の経費を計上してあります。

次に、目8電算費、電算一般経費であります、住民基本台帳システム、税業務などの基幹業務に係る経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等のほか、平成26年度に引き続きまして国の社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修経費及び中間サーバー設置に係る負担金を計上してございます。

**総務課長（田中君）** 続きまして32、33ページになります。目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金、ペレットボイラー等の設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

**住民環境課長（金子君）** 同じく33ページ、目11防犯対策費です。節11需用費の主なものは、防犯灯に係る蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料でございます。

節19は更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会及び町防犯指導員会等への補助金でございます。

続きまして34ページから35ページにかけて目12交通安全対策費でございますが、節1報酬は交通指導員9名分の報酬、節8報償費は交通安全町民大会の記念品が主なものであります。節11では新入学児童用ヘルメット等の消耗品費でございます。節13では交通安全施設の清掃委託、節19では千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

続きまして35ページの目13消費生活費では、消費者の会と協力し廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等実施しておりますが、主なものは消費生活指導員の報酬、消費生活展の際の謝礼、資材購入等と町消費者の会への補助金であります。

**企画政策課長（荒川君）** 目14男女共同参画推進費については、「女と男ふれあいさかき」の講師謝金、関係団体への補助が主なものであります。

**総務課長（田中君）** 続きまして36、37ページになります。項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく37ページ、目2賦課徴収費は、固定資産税の各申告書及びコンビニ収納、各納税通知書等の印刷製本費、督促や住民税の申告に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費等でございます。

**住民環境課長（金子君）** 同じく37ページから38ページにかけて、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費が主なものでございます。節11は、各種届にかかわる用紙等の消耗品費、印刷費です。節13は戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託で、節14はそれぞれのシステム料でございます。

**総務課長（田中君）** 続きまして39ページになります。項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。同じく39ページ、目5農業委員会選挙費につきましては、5月17日に任期を迎えます農業委員の選挙に係る経費でございます。同じく39、40ページ、目6県議会議員選挙費は、4月12日執行の県議会議員選挙費に係る経費でございます。40ページ、41ページ、目7町長・町議会議員選挙費は、4月26日執行となります町長・町議会議員の選挙に係る経費でございます。

**企画政策課長（荒川君）** 項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費計上で



ございます。続く41ページから42ページにかけての目2委託統計調査費では、指定統計となる五つの調査に係る経費の計上となっており、中でも本年10月には5年に一度我が国の人口・世帯の実態を明らかにする国勢調査が予定をされております。

**総務課長（田中君）** 42ページ、43ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

**議長（柳澤君）** ここで昼食のため1時半まで休憩いたします。

（休憩 午前11時51分～再開 午後 1時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（天田君）** それでは43ページから申し上げます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。44ページにかけて社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金などがございます。社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業及び社協が実践する地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。

45ページになります。国民健康保険特別会計拠出金事業は、保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金でございます。臨時給付金給付事業は、低所得者に対し消費税率引き上げによる影響を緩和するため簡素な給付措置を行うものでございます。

**住民環境課長（金子君）** 45ページ、国民年金事務費は、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配付、広報誌による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、目3老人福祉費でございます。46ページ、老人福祉一般経費は、長野広域連合や更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブ補助金などがございます。老人福祉町単事業では、高齢者祝賀事業への補助、敬老祝金の支給などの経費を、高齢者生活支援事業では、医療機関等への送迎など外出支援サービスに係る経費を計上しております。

47ページになります。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などがございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。48ページになります。心身障害者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障害者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などがございます。重度障害者介護慰労金支給事業では、在宅介護者への介護慰労金を計上しております。

49ページになります。福祉タクシー委託事業は、重度障害者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障害者町単事業は、腎臓機能障害者の通院費や障害者施設などへの通所費の補助、重度心身障害者の福祉年金、難病による特定疾患者への見舞金などでございます。

福祉医療給付事業では、給付に係る国保連等への審査の委託、重度障害者への福祉医療費を計上しております。

50ページ、自立支援給付一般事業費では、障害者の自立支援給付に係る事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、介護給付及び訓練給付など障害者福祉サービスを提供するための経費でございます。自立支援医療事業費は、身体障害者が対象となる手術等により障害の除去や軽減を図るための医療について自己負担に係る医療費の給付を行うものでございます。補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う補装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

51ページにかけて、地域生活支援事業費は地域活動支援センターの委託や日常生活用具の支給、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援に要する経費でございます。

**企画政策課長（荒川君）** 目5人権同和推進費でございます。52ページにかけてであります、人権同和推進一般経費でありますけれども、主なものは節13で集会所4館の管理等委託料と19節で人権擁護委員会負担金、そのほか協議会への補助金となっております。

次に、53ページにかけての目6隣保館運営費につきましては、人件費を含む同館の管理及び人権啓発活動の推進、ふれあい講座など地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費であります。

**福祉健康課長（天田君）** 同じく53ページです。目7高齢者対策費は、養護老人ホームの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。54ページになります。地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システム保守に係る委託料など地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会に委託するものでございます。住宅整備事業は、要介護認定3・4・5の高齢者及び重度障害者が日々使用する浴室、トイレなどを改修する経費の一部を補助するものでございます。

55ページにかけまして、高齢者の寝たきりや認知症の予防として生きがい活動支援事業を、家庭介護支援事業では、介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助を計上しております。

緊急体制整備事業では、ひとり暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話に係る委託料などで

ございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。56ページになります。児童福祉一般経費は、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。児童手当は中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給するものでございます。

子ども医療給付事業では、中学生までの医療費の自己負担分について助成するもので、27年度からは入院以外の医療分の助成を小学生から中学生まで拡大をいたします。少子化対策の一環として、出産した親に対し町の商品券を支給する出産祝金事業を、障害児通所等支援事業では障害児施設の通所等に係るサービス給付費などの経費を計上しております。

子育て臨時特例給付金給付事業は、消費税率の引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に臨時的な給付措置を行うものでございます。

続きまして、目2母子・父子等福祉費でございます。57ページになります。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭の小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを計上しております。母子・父子医療事業費は、母子・父子家庭への福祉医療費でございます。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 目3保育園総務費、57ページから58ページにかけての保育園一般経費は、主なものは人件費を初め、臨時保育士の賃金、3園分の賄材料費等の義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

続きまして、58ページから62ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経費でございます。主なものは需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。

平成27年度予定しておりますクラス数及び入所児童数は30クラス、321人でございまして、内訳は南条保育園15クラス150人、坂城保育園8クラス87人、村上保育園7クラス84人でございます。特別保育事業といたしましては、朝夕の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育を各保育園で実施してまいります。

**教育文化課長（柳澤君）** 続きまして、62ページから63ページの間目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に係る経費で館長の報酬及び支援員の賃金、その他経常的な費用が主なものでございます。27年度から対象児童が保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校6年生までに拡大されます。そのことから児童館にてその対応ができるよう補助員を増員配置する予算計上をしております。以上が放課後健全に過ごせる場として、3児童館とも年間251日の開館を予定しています。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 続きまして、63ページから64ページの間目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援の運営に係る経常的な経費でございます。子育て



に関する悩みなどに幅広く対応できるよう、専門の家庭児童相談員、臨床心理士を配置を整え、相談事業の充実に努めてまいります。

**福祉健康課長（天田君）** 同じく64ページになります。項3災害救助費、目1災害救助費では災害時における見舞金及び食糧費を計上しております。

**保健センター所長（村田君）** 続きまして65ページ、66ページでございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、厚生連篠ノ井総合病院の施設整備補助金が主なものでございます。

66ページから68ページの日2予防費では、節11需用費につきましては予防接種事業に伴うワクチンなどの医薬材料費が主なものでございます。節13委託料につきましては、乳幼児健診事業及び予防接種事業に伴う妊婦一般健診と定期予防接種の経費が主なものでございます。19負担金補助及び交付金につきましては、長野地域における2次救急医療体制として、輪番制病院運営事業の負担金、上田地域と共同で行う上田市内科小児科初期救急センター運営事業の負担金、信州上田医療センター医師確保事業の補助金、そして不妊治療費の助成が主なものでございます。

68ページから69ページの日4健康増進事業費の主なものは、節13委託料でございます。この委託料には、健康増進事業における一般健康診査及び各種がん検診、また後期高齢者健康推進事業における75歳以上の高齢者の健康診査及び人間ドックの経費でございます。

69ページから70ページの日5保健センター管理費では、保健センターの管理に要する経常的な経費でございます。

**住民環境課長（金子君）** 70ページ、目6環境衛生費でございますが、節1は環境衛生委員の報酬、節13は雑排水浄化槽の汚泥処理に係る収集運搬処理委託、シルバー人材センターへの不法投棄ごみ撤去委託、狂犬病予防注射に係る獣医師会への委託料でございます。

節19は、主に各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施いただいている環境整備事業に対する補助金でございます。続きまして71ページにかけて、目8環境保全対策費の主なものは、節13の毎年実施しております主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託でございます。

**建設課長（青木君）** 71ページ、目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に係る事業補助金でございます。

**住民環境課長（金子君）** 同じく71ページから72ページにかけて項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、節11はごみ分別収集計画表の印刷や資源物収集庫の修繕料が主なものであります。節12役務費でございますが、各自治区を通じてのごみの指定袋のあっせんにつきましては、町の社会福祉協議会において取りまとめを行い、あっせん枚数に応じた手数料を各

自治区に交付しておりましたが、27年度より町において取りまとめを行うこととなりました。これに伴いまして自治区へのあっせん手数料として予算計上をいたしました。節19は、生ごみの堆肥化などのごみ減量化普及啓発を図るための町ごみ減量化推進委員会への補助と各区において可燃・不燃ごみ収集所の整備を行った際の補助金であります。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、節8は資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金であります。節11は主に可燃ごみ・不燃ごみの指定袋の製作であります。節13は一般廃棄物の収集運搬にかかわる委託料、節14は草捨て場等の借地料と借地整備のための重機借り上げ料でございます。節19は長野広域連合負担金及び葛尾組合負担金と個人が生ごみ処理機を購入し、町に補助金交付申請をされた際に交付するごみ減量化容器等設置補助金であります。

続きまして、73ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合負担金等でございます。

**産業振興課長（塚田君）** 73ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

まず、74ページにかけての労政一般経費として、職員の人件費と更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。

中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が行う企業の人材確保を推進する事業に対し補助を行うものであり、新年度は合同企業説明会や大学の就職担当教員と坂城町企業人事担当者との情報交換会などを計画しています。

勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。

75ページにかけての勤労者総合福祉センター管理一般経費は、一般財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等施設管理委託にかかわるものであります。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、76ページにかけての農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費を、農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

目2農業総務費については、職員の人件費、農業用廃プラスチック処理にかかわる補助金を計上しています。

77ページから78ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金や東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金など農業振興に係る各種補助金や若手農業者に対しての青年就農給付金を10名分計上いたしました。

また、78ページの地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や農産物直売所への補助等を計上しています。

続いて需給調整推進対策事業につきましては、経営所得安定対策を推進するため、坂城町農業再生協議会に交付する水田の転作推進補助及び事務費であります。農振地域整備促進事業は、必要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬及び農業振興地域整備計画の実施と推進にかかわる経常的予算であります。

続きまして、79ページにかけての農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な計上内容です。

さかきブランド推進事業につきましては、坂城町のマスコットキャラクターのねずこんや、地域の資源を活用した特産品を広くPRするための予算を計上させていただきました。

80ページにかけてのさかきワイナリー形成事業につきましては、今期試験圃場が定植から3年目を迎え、ある程度の収穫を見込めることから、試験醸造による品質評価や6次産業化の具体的検討を検討してまいります。

有害鳥獣対策事業につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬、わなの設置等駆除に係る委託料や予防施設設置に対する補助金のほか、県の補助を活用し地域と連携して集落ぐるみで捕獲を行う捕獲隊の作業賃金を予算計上いたしました。

81ページにかけて、目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金36件、埴科郡土地改良区の負担金などとなっております。

農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持、補修費であります。町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上いたしました。

次の県営かんがい排水事業につきましては、現在進められている六ヶ郷用水改修及び埴科用水水路改修事業に向けた県への事業負担金を計上いたしました。

82ページにかけての多面的機能支払交付金事業は、農地の多面的機能の維持、増進を図るため農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道等の質的向上に資する活動に対して支援を行うもので、平成26年度から30年度の5年事業として三つの活動組織への交付金を計上いたしました。

続いて、項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費ではありますが、主な内容は職員の給与等の経費と森林整備に対する補助金、森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ購入に対する補助金等の経費を計上させていただいております。

83ページ、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、26年度に引き続き住民の健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化を図るとともに、長野県防除実施基準に基づき安全性を十分考慮した空中散布、無人ヘリによる防除対策や伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理などの対策を総合的、複合的に実施してまいります。町有林管理事業は、

林業委員10名の報酬、作業員の賃金などであります。

84ページにかけての特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木キノコ栽培施設の光熱水費とお〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等であります。

目3林道事業費、林道事業一般経費は、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっております。

85ページにかけての款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものです。

目2商工振興費ですが、86ページにかけて商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金、商工会まちづくり事業補助金等を計上しています。また、報償費として永年勤続者表彰記念品と、ものづくり技能表彰記念品を計上いたしました。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大や販路開拓を支援するため、坂城町出品者協会への補助金などを計上させていただきました。

87ページにかけて、中心市街地活性化事業では、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

次に、目3観光費、観光一般経費では、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金、葛尾遊歩道や狐落城遊歩道等の整備委託、観光推進団体への負担金を計上いたしております。また、町民まつりを実施すべく予算を計上させていただいております。

88ページ、目4商工企画費の商工企画一般経費では、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金、3年目を迎える坂城町コトづくりイノベーション補助金を計上しております。工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の外灯の電気料を、89ページのさかきテクノセンター支援事業では、運営補助のほか、昨年導入した3Dプリンターの賃借料、保守料に対する補助金を計上いたしました。

90ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料となっております。今年、全国の刀匠や刀職者がわざを競う、「第6回新作日本刀・刀職技術展」や人気アニメ「エヴァンゲリオン」の世界観からインスピレーションを受け、伝統工芸の集合体である日本刀の職人たちが製作した現代デザインの日本刀を展示する「エヴァンゲリオンと日本刀展」のほか、第11回古雛まつりを開催する予定です。

**建設課長（青木君）** 90ページから91ページにかけての、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

92ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は、道路橋梁などの照明灯の電気料、町

道認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理に係る委託経費で、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への補助事業、交通安全施設整備事業がガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設設置工事費等でございます。

続いて、目2の道路維持費は、町道の清掃、除草等に係る委託料、維持補修に係る小規模工事、補修に係る原材料費の計上でございます。

93ページ、目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業A01号線金井工区及び若草橋以南の酒玉工区に係るものが主なもので、用地補償に係る調査委託のほか、工事費、用地代、移転補償費でございます。

続いて目4橋梁新設改良費につきましては、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和橋と金井橋の修繕工事及び産経大橋の調査設計を実施する事業費でございます。

94ページ、項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費のほか、夏の豪雨対策として水路の改修工事を実施する工事費でございます。

94ページから95ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費でございます。公営住宅総合改善事業は、平成25年度より3カ年計画で実施している横尾団地の水洗化事業、住宅リフォーム補助事業が町民が行う町内事業者による住宅リフォーム費用の一部を補助するものです。

96ページにかけての住宅・建築物耐震改修事業費は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金でございます。

続いて97ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は都市計画の事務事業に係る職員の人件費が主なものでございます。目3下水道費は、下水道事業特別会計の繰出金でございます。

目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、公園緑地の管理経費で、主なものは指定管理制度による株式会社坂城町振興公社への委託、遊具等の保守点検業務、公園施設の維持補修工事等でございます。

98ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費及び整備工事と都市緑化に係る原材料費、そして第10回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

99ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行业務委託費、循環バス2台のうち1台のリース料が主なものでございます。

100ページにかけての目2高速交通対策整備事業費は、渇水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業費につきましては、地籍調査実施箇所の修正等があった場合に係る経費でございます。

**住民環境課長（金子君）** 101ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

102ページにかけての目2非常備消防費は消防団員の活動に係る経費で、主なもの節1消防団員報酬、節8は退職者記念品等及び消防団員退職報償金、節11の消耗品費は新入団員補充用のはっぴ、活動服等の購入、節19は埴科消防協会等負担金、分団運営補助金及び消防団員出動交付金等でございます。

続きまして102ページから103ページにかけての目3消防施設費は消防施設、機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは節11で食糧費として災害時用の備蓄食料品の更新等でございます。

節14は坂城町すぐメール及び、UCVでのL字放送に係る配信システム等使用料、節15は防火水槽の修理、節18は消防用ホース及び器具箱等の購入、節19は消火栓工事負担金でございます。

**建設課長（青木君）** 103ページ、目4水防費、これは水防用備蓄資材の購入及び機材の修繕経費でございます。

**教育文化課長（柳澤君）** 続きまして、103ページからの款10教育費について申し上げます。項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものです。

104ページから目2事務局費ですが、一般経費は特別職、一般職の人件費や教育コーディネーターを配置しての教育相談、就学相談委員会を運営する経費を計上しています。また、中学校等の不登校による長期欠席者が近年増加傾向にあることから、その対応として臨床心理士の資格を持つ教育心理カウンセラーを配置して教育相談業務を行い、不登校対策事業の推進を図る経費なども計上いたしたところでございます。また、学校サーバーのサポート期間終了に伴いサーバーの更新を行う経費を計上しています。

105ページ、教育振興事業では高校生、大学生等への奨学金、クラブ活動補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです

106ページ、小中学生国際交流事業としては、延期となっております中国上海市嘉定区との教育交流事業につきまして、5月14日から実験小学校児童が坂城町を訪れ、教育文化交流を行う計画であります。また、国際交流村事業として小中学生を対象に外国人等との交流会を行い、外国文化や自国の文化、コミュニケーションの重要性を学習します。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励としての補助事業や町内の幼稚園の振興補助として補助事業を実施いたします。教員住宅管理事業は、町



内教員住宅に係る修繕費等が主なものです。

学力向上事業では、学力検査を実施して結果の分析と改善の方向づけを行い、日々の授業実践等を通して生きる力と基礎学力の向上を図ります。あわせて、体力調査を行いバランスのよい体力づくりの指導を行うとともに、クラスの状況を分析し、学級運営の向上を図ります。大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導をしたり相談、支援の活動を行うことに要する経費で、大峰教室指導員の賃金が主なものです。

107ページ、児童生徒支援事業は、発達障害や教室で授業を受けることが困難な児童生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行うための賃金ですが、多様な児童への対応として南条小、坂城小への増員配置の予算を計上いたしたところでございます。

項2小学校費、目1小学校総務費、一般経費は職員の人件費のほか、子供たちが安心・安全な学校生活を送るとともに、地域の防災拠点ともなる小学校体育館のつり天井改修に係る設計業務の委託などの経費を計上しています。また、小学校の英語教育拡充を図るため、ネイティブスピーカーの外国語指導講師を増員配置する経費を計上いたしました。

108ページ、南条小学校建設事業は、平成26年度と27年度の2カ年にわたり建設工事を進めておりますが、節13の工事管理委託料と節15建設工事請負費用、節18備品購入費が主なものでございます。27年度におきましては、夏ころまでに校舎の完成を目途とし、その後、既存校舎の解体、グラウンド造成を行い、28年3月の完成を予定しております。

同じく108ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品や燃料、電気、水道、校舎修理にかかわる経費です。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図などの健康診査の委託料及び学校庁務の業務委託料となっております。

続いて109ページ、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師の謝礼、そのほか節11需用費では教科改訂による教師用教科書、指導書、教科学習用の消耗品、節18備品購入については、教材用備品などを計上しております。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費でございます。

次に113ページをご覧ください。項3中学校費、目1中学校総務費は外国語指導講師、情報機器等保守に係る委託料が主なものです。続いて目2学校管理費は小学校同様中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費を計上しています。

114ページ、目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材用品の修理、購入が主なものです。節18備品購入費では理科実験用備品のほか、各教科で使用する教

材用備品等が主なものでございます。節 20 では就学援助費等でございます。

次に、115 ページからの項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費について申し上げます。総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節 19 負担金補助及び交付金では文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。

116 ページ、文化の館事業では報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費、休日、夜間の警備委託費、駐車場の借上料等でございます。

117 ページからの目 2 公民館費、公民館一般経費では節 1 報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節 19 負担金補助及び交付金は、各分館活動費として 27 区への補助金が主なものです。

118 ページ、各種公民館事業では文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品、参加賞等を予定しています。公民館報は、年 3 回発行の予定です。分館施設整備補助事業は、分館活動の基礎となる地区公民館の整備補助を行います。27 年度は、3 分館の整備を予定しています。

同じく 118 ページの目 3 図書館費では、図書館一般経費において節 1 図書館長の報酬、節 7 臨時職員の賃金のほか、節 8 報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節 13 委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理委託、節 18 備品購入では、一般図書の購入を計上しております。119 ページ、図書館ネットワークシステム事業は、機器の保守管理、賃借料等が主なものです。

120 ページにかけての目 4 文化財保護費について申し上げます。文化財保護一般経費の節 1 報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節 7 賃金は一般事務、発掘、整理作業等の賃金、また節 19 負担金補助では文化財の保護、伝統芸能の保存継承等のための保存団体、無形文化財保持者等への補助金でございます。121 ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわる費用が主なものでございます。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い調査、試掘調査、出土品の保存処理などを予定しております。

122 ページになります。目 5 資料館管理費は、格致学校、歴史民俗資料館の管理運営に係る費用です。目 6 文化センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節 13 委託料では宿日直、清掃、ボイラー等の委託や、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設管理に係る委託等でございます。

次に 123 ページ、目 7 青少年育成費では子ども会リーダー研修会、ウォークラリー大会の開催、通学合宿などに支援をしております。節 19 負担金では青少年を育む町民会議への補助が主なものです。



目9生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めてまいります。節8報償費では教養講座、専門講座等の講師謝礼に係る費用、節13委託料では演奏会等に係る費用が主なものでございます。

124ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、総務一般経費はスポーツ推進委員等への報酬や更埴地区スポーツ推進委員協議会等への負担金、町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものです。各種スポーツ教室開設事業では、節8報償費では教室参加賞やスキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金です。

125ページ、体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料及び賃借料は体育施設用地の借上料、節17公有財産購入費は上五明の坂城運動場の用地を一部取得する費用などが主なものです。目2武道館管理費は、指導員賃金のほか施設の管理費が主なもので、中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の練習の場として活用されております。

続いて126ページ、127ページの目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費では調理用の消耗品、小中学校の給食賄材料費が主なものです。節13委託料では、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。児童生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、食育・学校給食センターとして、子供たちへの食育や子育て世代を中心に、広く町民の方々に食の大切さの意識を広げ、住民の健康づくりや地域食材の利用拡大につながる活用を図ってまいりたいと考えております。小中学校の年間給食日数は小学校が205日、中学校が200日、1日当たり1,353食を予定しております。

**財政係長（臼井君）** 続きまして、127ページから128ページにかけての公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子にかかわる償還金でございます。公債費全体で前年度対比マイナス1.5%なります1,151万8千円の減額となっております。

最後に128ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。前年度と同額の1千万円の計上となっております。

以上で、平成27年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** 以上で議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号以下、議案第18号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに議案第13号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

**まちづくり推進室長（中村君）** 議案第13号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,512万8千円を計上いたすもので、前年度に対し158万7千円、4.3%の減でございます。

歳入歳出事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。歳入のうち款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等による工事負担金であります。款2使用料及び手数料、項1使用料であります。一般加入2,506台、スピーカー加入268台の有線放送電話使用料であります。

4ページ、項2手数料、これは広告放送料が主なものであります。款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子でございます。款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。5ページ、款6諸収入については、項1預金利子と項2雑入で、主にインターネットのアクセスポイントの使用料であります。

続きまして、6ページからの歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは職員の人件費と有線放送事業に係る消費税を計上しております。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページ、目3財産管理費は、有線施設維持管理に関する経費の計上であります。主なものは節11需用費は有線施設の電気料、修繕料。節13委託料は、機器等の設備保守点検経費、節14使用料及び賃借料は中部電力、NTT等への電柱共架料及び電柱敷地の借上料等でございます。節15工事請負費は有線放送施設の支所移転等に係る工事費の計上であります。節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の人件費相当を一般会計へ負担するものでございます。節25積立金は今後に向け、設備基金を積み立てるものであります。

以上で平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

**福祉健康課長（天田君）** 議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、保険給付費等の増加が見込まれる中、平成26年度の実績等を勘案し、歳入歳出それぞれ19億2,609万8千円を計上いたすもので、これは26年度当初予算と比較して2億233万2千円、11.7%の増でございます。予算に関する説明書の3ページから主なものについて、ご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1国民健康保険税は医療費分、後期高齢者医療支援分、介護保険第2号被保険者の納付金分で、国税税全体では3億971万円の計上でございます。

4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目2高額医療費共同事業負担金は、高額医療

の発生による財政への影響を緩和するために、県単位で国保連合会が中心となり実施する共同事業への拠出金に対し、4分の1の国庫負担を受けるものでございます。目3特定健康診査等負担金は、特定健康診査、特定保健指導に係る国庫負担金について基準額の3分の1の負担を受けるものでございます。

5ページ、項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、市町村間の不均衡を考慮し、普通及び特別調整交付金として交付されるものでございます。

款5療養給付費交付金は、退職被保険者等の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

款6前期高齢者交付金は、65歳以上の加入者の医療費について、保険者間の調整により費用負担を行うもので、65歳以上の加入率が全国平均を上回る保険者について、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものでございます。

6ページになります。款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、目2特定健康診査等負担金及び項2県補助金、目1県調整交付金は国事業と同様の県の事業であります。

款8共同事業交付金のうち、目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国庫財政に与える影響を緩和するため連合会により交付されるものでございます。目2保険財政共同安定化事業交付金は、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業であります。

7ページ、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金では、低所得者に係る国保税軽減分や出産育児一時金など法定分について繰り入れを行うものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

10ページから11ページにかけて款1総務費は、事務処理のための委託料、賦課徴収費用などでございます。

款2保険給付費は、総額12億3,625万4千円の計上でございます。主な内訳でございますが、12ページから14ページ、項1療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費などでございます。

14ページから16ページ、項2高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費でございます。

16ページ、項5出産育児諸費では15人分の出産一時金を、17ページ、項6葬祭諸費では36人分の葬祭費を計上しております。

18ページにかけて款3後期高齢者支援金等では、後期高齢者に係る医療費に対して加入者数に応じた支援を各保険者が行うものでございます。

19ページ、款6介護納付金は、第2号被保険者の負担分としての納付金でございます。

款7共同事業拠出金のうち目1高額医療費拠出金は、高額医療の発生による財政への影響を緩和するため、国保連合会が中心となり実施する共同事業の町負担分でございます。

20ページ、目2保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための共同事業の町負担分でございます。

款8保健事業費のうち、目1特定健康診査等事業費は、集団による健診のほか、夜間における健診のほか夜間休日の健診、特定健診、人間ドック等の実施に係る費用でございます。

21ページ、目2特定保健指導事業費では、健診の受診結果に基づく指導や積極的・動機づけ支援を行う事業でございます。

以上で、平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（柳澤君）** ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時41分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、議案第15号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

**企画政策課長（荒川君）** 議案第15号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては287万8千円であります。歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入からであります。款2繰越金につきましては、科目存置、款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金、住宅取得資金に係る貸付金の元利収入であります。

次に4ページの歳出についてであります。款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、目1貸付事業総務費は、本会計の経常的な経費であります。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金で長期債定期償還元金、目2利子では、長期債定期償還利子の計上であります。

続きまして5ページ、款3諸支出金、項1他会計繰出金では、一般会計繰出金の計上であります。

以上をもちまして、詳細説明といたします。

**議長（柳澤君）** 次に、議案第16号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

**建設課長（青木君）** 議案第16号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,190万7千円を計上いたすもので、歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金であります。これは下水道事業建

設費の一部を受益者の皆様にご負担いただくもので、平成23年度以降に賦課した分納分と供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成27年度において賦課する一括納付分及び分納分を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、整備区域の拡大に伴い、前年比1,200万円増の1億3,210万円を見込んでおります。項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店15件の更新及び新規登録の手数料でございます。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で、これは平成27年度から31年度までの南条地区の新たな地域再生計画に基づくもので、1億円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は、県道工事に伴う下水道施設移設工事負担金の科目存置でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億円を見込んでおります。

款6繰越金及び5ページの款7諸収入のそれぞれの項目は、平成26年度事業の決算に伴う科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業の交付金事業及び単独事業に係る起債1億8,500万円と流域下水道事業の負担金に係る2,820万円を見込んでございます。

続きまして、6ページからの歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金前納付報奨金800万円と下水道事業者として使用料等に賦課される消費税1,700万円でございます。

6ページから7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料等の賦課管理システム等の委託料、県営水道の使用料により下水道使用料を算定するためのシステム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員の人件費のほか、公共下水道整備に係る事業費で、節13委託料では下水道工事の設計施工監理の業務委託及び南条地区の実施設計の測量委託費でございます。節15工事請負費は、26年度は南条小学校に係る整備に取りかかり、27年度からは南条、金井地区の本格的な整備を計画しております。節22補償補填及び賠償金は管渠工事に伴う上水道管など埋設物の移転補償経費でございます。

9ページ、目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の整備に係る事業負担金であります。

9 ページから 10 ページにかけての款 3 公債費、項 1 公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目 1 では元金を、目 2 では償還金利息及び一時借入金利息分でございます。

款 4 諸支出金、項 1 他会計繰出金、目 1 一般会計繰出金は平成 26 年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置でございます。

款 5 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、近年の状況を踏まえ計上をしてございます。

以上で、平成 27 年度坂城町下水道事業特別会計の詳細説明を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、議案第 17 号「平成 27 年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

**福祉健康課長（天田君）** 議案第 17 号「平成 27 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、平成 27 年度から 29 年度を事業実施期間とする第 6 期介護保険事業計画において策定いたしました給付見込額を基本として、平成 26 年度の給付実績等を勘案し、歳入歳出それぞれ 13 億 7,955 万 7 千円を計上いたすもので、これは 26 年度当初予算と比較して 3,112 万 8 千円、約 2.3% の増でございます。

予算に関する説明書の 3 ページからの主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款 1 保険料は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料として、3 億 211 万 5 千円を見込んでおります。第 6 期においては、保険料の徴収区分を 6 段階から 11 段階に細分化し、基準となります第 5 段階の保険料は月額 5 千円に改定をいたします。

4 ページにかけて、款 3 国庫支出金は、保険給付費のおおむね 20% の負担金と調整交付金及び地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

款 4 支払基金交付金は、保険給付費の 28% と地域支援事業の交付金について支払基金より交付されるものでございます。

5 ページになります。款 5 県支出金は保険給付費のおおむね 12.5% の負担金と地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

6 ページ、款 7 繰入金は、保険給付費の町負担分のおおむね 12.5% と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分を合わせ、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8 ページ、款 1 総務費は介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収及び介護認定に係る経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などでございます。

款 2 保険給付費は、総額 13 億 3,466 万円の計上でございます。主な内容でございます



が、10ページから16ページ、項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費、16ページから20ページ、項2介護予防サービス等諸費では要支援1・2と認定された方が利用する保険給付費でございます。20ページ、項3その他諸費は長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

21ページから22ページ、項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上になった場合に給付する費用で、23ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用でございます。

24ページから25ページ、項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し、保険給付で補う費用でございます。

26ページから29ページ、款5地域支援事業費は、要介護・要支援の認定を受けない高齢者の方々に対して行う事業経費や地域包括支援センターの体制強化に係る費用などを計上してございます。

以上で、平成27年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、議案第18号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

**福祉健康課長（天田君）** 議案第18号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。当予算は歳入歳出それぞれ1億7,613万円とするもので、これは平成26年度当初予算と比較して493万6千円、2.9%の増でございます。

予算に関する説明書3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料のうち目1特別徴収保険料につきましては9,695万7千円を、目2普通徴収保険料は3,770万6千円を見込んでおります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は4,038万6千円を見込んでおります。

続きまして歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などがございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせ医療広域連合へ納付するもので、1億7,505万円の計上でございます。

以上で、平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（柳澤君）** 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。よって、明日3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時56分）



## 3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	中 村 浩 志 君
教 育 委 員 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 里山の環境整備           | 塚田 正平 議員 |
| (2) プレミアム商品券についてほか    | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) ワイン特区についてほか       | 山崎 正志 議員 |
| (4) 教育委員会制度「改革」のねらいほか | 大森 茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から11日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 質問者はお手元に配付したとおり10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番により、最初に2番 塚田正平君の質問を許します。

**2番（塚田君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

6日は啓蟄、文字どおり土の中から虫が顔を出すころ、寒さも緩み日増しに温かさが増しております。日ごろは水もない谷川の川も力強い流れの音が聞こえます。

2月の中條神社節分祭でチョコレート、菓子など過分なご寄附をいただいた企業に茨城工場から転勤された方が茨城の家を引き払って、こちらに引っ越してきたと言われました。暖かいところからよくこんな寒いところにと聞きましたら、寒いところがいいんだと。妻と子供もこの気候の変化と山々の四季の移ろいが大好きと喜んでおりました。そういえば沖縄の石垣島に旅行したときも、地元の人にどちらから来たかと聞かれ、長野県だと答えると、長野オリンピック、スキー、雪を一度見てみたい。高い山がいっぱいあってうらやましい。沖縄は一年中同じ風景で木々の紅葉すら見られない、四季の変化がないので味気ないと言っておりました。

私たちは何げない日々の暮らしの中に当たり前山があり、四季のある気候風土に恵まれた生活を改めて感じた次第であります。

今、地球規模で進んでいる地球温暖化に伴う気候の変動により、災害などさまざまな影響が出ております。地球温暖化の原因は化石燃料の消費に伴う二酸化炭素が主要な原因とされております。大気中に排出される炭素の約4分の1が海洋に、約4分の1が森林を主とする生態系に吸収され、残りの半分は大気中に残るとされております。京都議定書において約束した炭素排出量削減で、6.0%の削減目標のうち3分の2の3.9%を森林による吸収を見込んでおります。

森林は、良好な自然環境と快適な生活環境を維持する上で大きな働きをしております。森林法は森林計画で水土保持林、森林と人との共生林、資源循環利用林の三つに区分し、目的に応じた森林整備を図るとしてしております。現在、林業の担い手が減り森林に手が入らず、山の荒廃は深刻な状況であり、県は05年、森林づくりアクションプラン（行動計画）を策定し、間伐面積の目標を決め森林整備を進めております。

今年1月、大町市の大北森林組合が森林整備事業で国・県の補助金を不正に受けていたという報道がありました。その補助金の一部には20年に導入された森林づくり県民税（森林税）と市町村のかさ上げ補助金が充てられており、間伐を中心に森林づくりを進めている林業に水を差すゆゆしき問題であります。それでは、順次質問に入ります。

#### 1. 里山の環境整備

##### イ. 森林税について

土砂災害や地球温暖化の防止など多面的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐ森林づくりを支えるために導入された森林税の意義と用途、町の活用状況をお尋ねします。

##### ロ. 間伐造林事業について

国は、平成24年の森林法の改正により5ha以上を団地化して、従来の切り捨て間伐から大規模搬出間伐へとシフトしており、県の森林づくりアクションプランの事業内容を伺います。また、団地化には所有者の特定と同意の取りつけなど、集約化の取り組みと進捗状況、林業機械と間伐材の搬出に欠かせない路網の維持管理の状況をあわせて伺います。

##### ハ. 松くい虫防除対策について

薬剤の空中散布を開始して3年、総合的な防除対策を進める松くい虫被害の状況はいかがでしょうか。また、被害木の93%除去が被害の拡大防止に必要とされている伐倒駆除の内容と状況を伺います。また昨年、苧屋原地区で初めて実施した無人ヘリによる空中防除の検証はいかがでしょうか伺います。

#### ニ. 有害鳥獣対策について

ライフスタイルの変化と化石燃料の普及により山林の利用がなくなり、人が山に入らなく

なって山は荒れ、畑は休耕、イノシシや熊が人々の生活圏まで入ってきております。野生鳥獣による農林業被害の状況を伺います。また、昭和50年代に170人ぐらいの猟友会員がいたと聞いておりますが、有害鳥獣対策の駆除委託の現状と課題、また県の野生鳥獣対策事業における捕獲隊の活動の内容を伺って1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま塚田正平議員さんから里山の環境整備ということでイからニですね、4点につきましてご質問をいただきました。その中で私からはハの松くい虫防除対策についてお答えいたします。

平成26年度は伐倒駆除を中心に特別防除、これは空中散布ですけれども25ha、樹幹注入、枯損木処理等を実施いたしました。また、地域の要望を踏まえて新たに苅屋原地区におきまして、人による伐倒駆除もできず人家に近いことから有人ヘリでも散布できない急峻な山の裾野部分につきまして無人ヘリコプターによる散布、4haを実施したところであります。

平成27年度の事業内容といたしましては、伐倒駆除690m<sup>3</sup>、特別防除25ha、無人ヘリコプターによる散布4ha、空中散布・無人ヘリ散布にかかわる気中濃度・河川水質等の農薬安定確認調査、樹幹注入、枯損木処理を引き続き実施する予定となっております。

松くい虫の被害状況であります。長野県内の松くい虫による被害量は、平成22年度が6万546m<sup>3</sup>、23年度が6万459m<sup>3</sup>、24年度6万4,742m<sup>3</sup>、25年度7万8,870m<sup>3</sup>、そして26年度12月現在で6万8,495m<sup>3</sup>という状況であり、被害市町村数は、22年度の46市町村から現在50市町村に増加しております。

さて、坂城町の被害状況につきましては、22年度が1,406m<sup>3</sup>、23年度が1,627m<sup>3</sup>、24年度2,013m<sup>3</sup>、25年度2,149m<sup>3</sup>、そして26年度12月末現在では1,020m<sup>3</sup>という状況であります。

伐倒駆除につきましては、森林資源の保護育成を図ることを目的とした森林病虫害防除事業と、松くい虫被害が発生している森林における整備を目的とした保全松林健全化整備事業の2種類の県の補助事業を活用しており、26年度においてはそれぞれ328m<sup>3</sup>と456m<sup>3</sup>、合わせて784m<sup>3</sup>の伐倒駆除を行い、事業費は1,992万円という状況であります。27年度におきましては、それぞれ320m<sup>3</sup>と370m<sup>3</sup>、合わせて690m<sup>3</sup>の伐倒駆除を予定しております。

また、無人ヘリによる防除の効果と検証というご質問ですが、あくまでも予防という目的で行っている対策ですので、枯れた松が緑に戻ることはありません。今後、新たな松くい虫被害が広がるかどうかで効果が判明するものでありますので、県と共同で定点観測による調査や枯損木調査を行っていきたいと考えております。

なお、つけ加えますが、坂城町で使用している散布薬剤につきましては、長野県の防除実施基準により登録されているネオニコチノイド系の薬剤でありますエコワンスリーフロアブルで

ありますが、最近ネオニコチノイド系農薬とミツバチ減少との関連が話題となっております。EU、欧州連合ですね、ではミツバチ大量死事件を受けてネオニコチノイド系農薬の一部の種類を暫定的に使用禁止にするなどの対策が講じられましたが、使用禁止とされている農薬成分はネオニコチノイド系のうちクロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムの3種類であります。

また、アメリカハーバード大学などの研究チームが行ったミツバチの群れの消滅実験で、農薬を与えたミツバチが急減し、群れが消滅したという研究結果が先月新聞報道されましたが、その際に使用された薬剤はEU諸国で使用禁止とされたイミダクロプリドとクロチアニジンであり、当町で使用しているエコワンスリーフロアブルの主成分はチアクロプリドであり、使用禁止薬剤は含まれておりません。

町といたしましては、住民の皆様の健康や生命、環境に対する十分な配慮を行うとともに詳しい情報の周知、提携をきめ細かく行うなどリスクコミュニケーションの強化を図る中で総合的な松くい虫対策を実施してまいりたいと考えております。

なお、平成27年度の松くい虫防除対策に関する住民説明会につきましては、来月17日に開催を予定しております。広報、有線等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** 里山の環境整備、イの森林税についてお答えいたします。

長野県森林づくり県民税、通称森林税は森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代へ引き継いでいくため、森林所有者のみならず県民全体で保全していくことを目的に平成20年度に導入されました。

当初、平成20年度から平成24年度までの5年間で区切りとしていましたが、引き続き広く県民のご理解とご協力を得ながら、森林の多目的機能を持続的に発揮させるための施策を実施していくため、平成25年度から平成29年度まで5年間延長されました。この森林税は、主に手入れのおくれている里山での間伐の推進や森林整備を初め地域固有の課題に対応した森林づくりの推進、県民や企業の森林づくりへの参加等の促進などに活用されております。

森林税を財源として市町村へ交付されるものの一つとして、森林づくり推進支援金があります。この森林づくり推進支援金は、地域における住民の意向や実情等、地域固有の課題に対応した森林整備の推進や間伐材の利用促進などを行うため市町村の取り組みを支援するもので、市町村の人口や森林面積、間伐の実績などを勘案して配分されます。坂城町では、平成25年度に82万円が交付され、26年度は88万2千円の交付見込みであります。

町では、これまで森林づくり推進支援金を活用して間伐事業の推進や里山の森林整備が促進される事業を実施するとともに、次代を担う子供たちや地域住民が里山や地域の木材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るための事業を行ってまいりました。具体的な事業内容としては、1つ目に森林整備事業に係る補助事業として、町内の間伐適齢期にある森林の整備を

進めるため、長野森林組合を事業主体とした間伐等補助事業に対するかさ上げ補助を行いました。また、地域で行う松くい虫防除対策への材料支給なども行っております。

二つ目に、里山景観整備事業として坂城町のキノコ生産団体であるお〜い原木会と連携し、里山環境整備と獣害対策を兼ね、間伐による整備が必要とされる南条地区の山林において広葉樹の伐採、搬出を行いました。搬出した材はキノコの原木として有効的に活用いたしました。

三つ目に、間伐材利用促進事業として間伐材を使ったベンチ、テーブルを循環バスのバス停や農産物直売所等、公共施設に設置し、県内産間伐材の有効活用についてPRをいたしました。また、以前から地域住民から要望のあったこんぴら山ミニパークの遊歩道階段に間伐材を利用して改修を行うこともできました。

四つ目に、森林教育環境整備事業として、小学校児童を対象とした木工教室を毎年開催し、間伐材を利用した本立てづくり、木製オカリナの製作など子供たちに木に触れる機会を提供し、森林に関する学習を通して、ものをつくる楽しさや木のぬくもりや森林の大切さを伝えるよい機会となりました。

近年の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、採算性の悪化から放置されている森林が多くなり、喫緊の課題となっております。また、個人所有林につきましても所有面積が少ないことに加え、世代交代等により境界が不明なものが多く、森林整備が行き届かない状況にあることから、森林税の財源を活用した間伐事業へのかさ上げ補助も引き続き必要と考えるところであります。財政的にも森林整備を町単独で行うことが難しい中、森林づくり推進支援金事業は地域住民の要望に応え、森林整備の促進が図れる事業と考えます。

続いて、ロ．間伐造林事業についてお答えいたします。

平成23年7月に県が新たに作成した長野県森林づくりアクションプランは、健全な森林の育成と林業・木材産業等の振興に関し、長野県が取り組んでいく具体的な施策と目標を明らかにしたもので、長野県ふるさと森林づくり条例に規定する森林づくり指針に掲げる施策及び目標等のうち、23年度から32年度までの10年間で特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画として位置づけているものであります。

このアクションプランに連動し、町におきましても平成24年度から新たな補助制度により森林整備を行う森林経営計画事業を始めました。森林経営計画とは森林所有者または森林の経営を委託を受けた者が森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、山全体を大きな団地として計画を作成し、集約化して継続的な森林整備を実行できるようにしていくものであります。この集約化に向けては長野森林組合が事業主体となり、森林経営計画の作成及び森林所有者から同意の取得などの準備、また施業を実施している地区については、間伐作業や作業道の開設が進められております。

町におきましては現在、上五明の農山地区と南条地区、これは南条生産森林組合でございま

すが、この2地区で集約化が済み、作業が進められております。平成26年度の施業内容は農山地区で14.56haの搬出間伐と800mの森林作業道の開設が、南条地区では6.13haの搬出間伐が長野森林組合により着実に実施されております。このほかにも和平地区及び横引地区において集約化に向けた準備が進められ、現在事業計画の作成及び森林所有者の調査が行われております。また、上平地区、これは島・小野沢地区ですが、こちらにおいて松くい虫被害が甚大地区であるということで、山林再生のための更新伐を目的に集約化した森林整備を計画しているところであります。

町では集約化による森林整備の推進に向け、森林経営計画の作成に必要な森林簿の調査、現地調査などの森林情報の収集・整理、説明会や戸別訪問を通じた計画参画への合意取りつけなどの活動、間伐を行うために必要な各種調査、境界の確認、説明会や戸別訪問を通じた施業への合意取りつけなどの活動、また作業路網の改良活動に係る経費に対する森林整備地域活動支援交付金を長野森林組合に交付しているところであります。

次に、林道・作業道の維持管理に関してのご質問であります。集約化で開設した作業道は開設した年度、これは補助を受けて開設した年度ですが、これから5年間は事業主体である長野森林組合が維持管理することになっております。この5年間は過ぎた後は森林所有者、協議会組織がある場合は協議会ですが、こちらにおいて維持管理をしていくことになります。

続いて、ニの有害鳥獣対策についてお答えいたします。

鳥獣による農産物の被害につきましては、農家からの被害連絡による現地調査と猟友会からの聞き取りと捕獲実績により被害額の算定をしており、平成25年度は1千万円弱と推計しております。近年、イノシシ、鹿、熊、ハクビシンによる被害が多く報告されており、被害農作物は稲、果樹、野菜、芋類と農作物全般に被害が及んでいる状況であります。

町では、被害防止対策として坂城町猟友会に駆除を委託し、おり及び銃による定期的な駆除を実施しており、町民からの駆除要望に対しては、有害鳥獣の被害や出没の状況について連絡をとりながら猟友会と緊密に連携をとって適正な駆除を行っております。駆除員の皆さんには4月1日から翌年3月31日までの1年間、狩猟期間を除いた期間において駆除をお願いしており、被害地区ごとに担当の方が随時巡視をしていただいております。

有害鳥獣駆除委託の課題といたしましては、猟友会の高齢化に伴う会員数の減少でございます。今現在34名でございます。今後駆除対策に支障を来すおそれが出てきております。引き続き有害鳥獣駆除を実施していくには、猟友会員を確保することが不可欠であり、あわせてわな及び銃の狩猟免許が必要となります。しかしながら、銃の免許につきましては、若い人が狩猟に魅力を感じてもらえないことや猟銃に関する規制が強化されている影響もあり、取得者が少なく銃猟者、銃の狩猟免許を持った方の確保は、全国的に喫緊の課題となっております。

次に、県の野生鳥獣総合管理対策事業についてですが、町ではこの事業を活用し、集落捕獲



隊による捕獲対策に取り組みました。この事業は、わなによる集落ぐるみの捕獲を効果的に行うことを目的に平成25年度は北日名集落、平成26年度は南日名で実施いたしました。おりの見回り、有害鳥獣の被害や出没の状況について随時連絡を取り合い、猟友会の駆除員さんと地域が連携して駆除を行う体制づくりを推進いたしました。特に補助役として、おりの餌の管理、捕獲後の処分などのお手伝いなど、駆除員の負担軽減にもつながっております。

集落捕獲隊は、9月から11月中旬まで活動を行い、北日名ではイノシシ7頭、南日名では大物のイノシシ1頭を捕獲できました。平成27年度においても集落捕獲隊を計画しており、実施する集落は現時点で決定はしておりませんが、今後、各区長さんとも相談しながら実施をしてみたいと考えております。

**2番（塚田君）** 2回目の質問に入りますが、森林税の使途と活用についてであります。

私も前に質問したんですが、坂城町における町民と企業の納税額は年約450万ぐらいと。それに対して今お答えありましたような、町に交付される森林づくりの推進支援金で約百数十万ぐらいというふうに承知しておりますが、この補助金が人口と面積、また間伐の実績によるというふうにされておりますが、先ほどの答弁では26年度82万円ということでありませけれども、全体のこの支援金の中でこの交付割合、これについてこの間伐実績がこの交付割合に大きく左右されるということでありませけれども、この間伐、先ほど説明がありましたように上平はまだ、これからですかね。上五明団地と南条森林組合の南条団地、これは21年、また23年からこういう事業をされておるわけですが、これがまだ引き続き間伐事業がされておまして、この事業に対するこの間伐実績だと思っておりますが、その辺の割合をちょっとお聞きしたいと思っております。

あと間伐事業について、プレッシャーをかける気は毛頭ありませんが、ただいまの答弁にもありましたように、和平地区と横引地区が24年からこの集約化の計画が進んでおるわけですが、これについてこの間伐事業の団地化の中で町有林があると思っておりますが、この町有林の扱いはどうでしょうか。

また、この集約化の取り組みの進捗状況として、24年の森林法の改正において所有者不明の私権、私の権利の制限や相続税の猶予など所有者の特定や同意の取りまとめにおいてどのように生かされているか、その辺を伺います。また、県のアクションプランの間伐目標が過大ではないかというふうに指摘がされております。長野森林組合の間伐と松くい虫の伐倒駆除の請負能力が過重ではないかと、重荷ではないかというように思われますが、その辺のお答えもお願いします。

その次、松くい虫防除についてでありますけれども、25年の県の環境整備事業で行ったデジカメによる図示化は、松くい虫防除にどのように生かされておるのか。また、伐倒駆除の設定は松林健全化の守るべき松林の定義により、地域の要望と緊急性を勘案して決めているとい



うふうに聞いております。それでは、具体的にお聞きしますが、私がよく目にする高速道路沿いの四ツ屋から入横尾にかけて、また葛尾山、飯綱山の一部、びんぐし山、これについては防除対象になっているのかどうか。また、伐倒駆除における被害木の枯損木、衰弱木の処理の確認と現地調査の状況はどのようにされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、有害鳥獣対策についてであります。この有害鳥獣については、これまで同僚議員も何回か質問されております。最近、また里や人家の庭などに出没するイノシシの被害が目立ちますが、24年には前年に比べ2倍になったというように聞いております。その後の駆除数と対策をお聞きしたいと思います。

また、鳥獣保護法ではネズミとモグラ以外は、許可なく捕獲することは禁止されています。イノシシ、ハクビシン等の箱わな、おりなどの防護施策の施設の申請と設置状況を伺います。

また、有害鳥獣の駆除委託については、先ほど話がありました猟友会員が減少で、現在34名ということであります。しかし、この34名の猟友会の中には、有害鳥獣の駆除にかかわる会員さんも少なくないと、ほかのほうで駆除をされているとか、またこの会としての駆除にかかわらない会員さんも中にはおるということでありますから、そういうことになると34人が全てこの駆除の委託にかかわっていないわけであります。このように猟友会の減少に歯どめがかからない中、県の狩猟税の減免、また狩猟免許取得とか講習、テキストなどの補助・助成のあり方と対策を伺いたいと思います。

最後に捕獲隊については、県の補助事業として今年が3年目に入ります。25年に北日名、26年に南日名で活動されたということで、北日名では7頭、南日名で1頭のイノシシの捕獲があったということでありますけれども、この猟友会員と一緒にこの捕獲活動に加わる活動の補助員ですよね。これが区の方をお願いして、この捕獲隊を活動しているということでありますけれども、現実にこの餌の見回りとか、おりの見回りということは非常に大変だと思うんですが、今まで25年と26年にこの活動をされたその問題点なんかはないんでしょうかね。

補助隊員ですから、補助員ですから猟友会員ではなくて、非常に危険な場合もあるわけですよね。そういうときに、この区の皆さんの協力がどのようにこれにかかわって今後いくのかと。そしてこれは試験的にやっていると思うんですが、25年と26年の地域がこの27年度、また捕獲隊の活動範囲、活動対象になるのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。以上で2回目の質問といたします。

**産業振興課長（塚田君）** たくさん質問をいただきましたので、順次お答えしていきたいと思っております。まず初めに支援金の配分ということでございます。この支援金の配分及び決定方法につきましては、県から各地方事務所へ基本配分枠と重点配分枠が出されます。基本配分枠というのは均等割や納税義務者数割、民有林面積割により市町村ごとに積算されるものであります。また、重点配分枠は間伐計画面積割により地方事務所ごとに積算され、市町村へ配分されてい

るものでございます。これは過去3年間の間伐実績をもとに算定をされるものであります。

坂城町への支援金の内訳ですけれども、平成26年分に関しましては基本配分枠が55万円、重点配分枠が27万2千円の計82万2千円という内容になっております。なお、その算定の基礎となる間伐面積ですけれども、平成23年度から平成25年度の3年間の実績が坂城町の場合、合計425haでございます。これは町内で実施しました長野森林組合などによる間伐事業や松くい虫対策事業による事業が対象の面積となっております。したがって、議員さんのご質問にありました間伐実績の交付割合ということでございますけれども、33%が、要するに大体3割が重点配分枠ということで交付されているということでございます。

また、和平、横引地区の集約化につきましてですが、こちらのほうにつきましては、計画が策定をされて計画する事業が既に終わっております。今現在準備を進めておりまして、平成27年度から実際の間伐事業に入る予定ということでお伺いしております。また、町有林についてということでございますが、町有林につきましては今現在大部分が伐採適齢時期に達していないということでありますので、計画を立てて間伐するまでには、まだ至っていないという状況であります。

続いて、森林法の一部改正による所有者不明の私権についてというご質問でございます。平成24年4月1日から森林法の一部を改正する法律が施行されました。この内容でございますけれども、森林所有者が不明な場合の私権制限に関しましては、適正な森林施業を確保するため次の2点について定められております。

一つ目といたしまして、他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等によりまして手続を進められるというような措置が加わりました。二つ目として、森林所有者が早急に間伐が必要な森林の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするというような制度の改正がございました。

続いて、アクションプランの関係で森林組合のほうといたしまして重荷になっているのではないかとご質問でございますが、いろいろと問題になりました森林組合もございしますが、長野森林組合の場合につきましては適正な規模で行っておりますので、それほど過重ではないというふうなことでございます。

続いて、デジカメで森林の松くい虫の確認というようなことでございます。これは今、町で委託契約をしておりますパトロールの方に確認をしていただいております。デジカメでもやったわけですが、そちらにつきましては元気づくり支援金を使いまして町内全域にわたって写真撮影を行い、そのデータを登録をして1冊の本にしておりますけれども、こちらにつきましては、いろんな場面で使っております。例えば松くい虫の伐採というような時点でも、その確認をするための材料として使っているというようなこともございます。

あと続きまして、高速道やびんぐし山の関係でございます。伐倒駆除の対象にならないかということでございますが、坂城町の中には松林の区分といたしまして、高度公益機能森林と被害拡大防止森林と地区保全森林、地区被害拡大防止森林とその他の松林というような五つの区分になっております。このうち、その他の松林を除く全てに関しては伐倒駆除の対象となっておりますので、そちらのほうについては、そういうことで伐倒駆除を行っているというような状況であります。

あと枯損木の現地調査ということでございます。こちらのほうにつきましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたが、やはり枯損木の調査を行うことで、松くい虫の被害拡大という調査が必要ということで常に行っているというような状況であります。

あと有害鳥獣の被害状況でございます。今町猟友会によるイノシシの捕獲実績でございますが、平成22年度に38頭、平成23年度が36頭、平成24年度は91頭と多数の捕獲がされました。平成25年度に入りまして32頭、平成26年度は11月の中旬時点で21頭の捕獲状況となっているところであります。

また、いろんな予防施設の設置事業でございますが、こちらのほうにつきましても平成22年度が24件、平成23年度が26件、平成24年度は先ほど申し上げましたイノシシ捕獲数と比例するように45件と例年の2倍近くの申請がありましたけれども、平成25年度は例年並みの27件、平成26年度は現時点で11件というような交付状況となっております。

また、猟友会の会員さんでございますが、34名ということでございます。お話のとおりこの34名全員がフルで活動しているというわけではございません。やはり、お勤めの方もいらっしゃるし、体のほうの都合でというような方もいらっしゃるし、常にこちらのほうに参画している方は本当にわずかな人数になっているというのが実質でございます。

あと、狩猟免許等に係るいろいろな補助というようなことでございます。猟友会会員の増員強化のためにいろいろと若い人に狩猟免許を取得していただけるような広報・啓発活動やその免許を取るためのいろんな費用、そちらについて補助をするなど狩猟免許を取得しやすい環境づくりに今現在努めているところでございます。免許取得後は駆除員として活動していただけるようなサポート体制の充実に向けているところでございます。

続いて捕獲隊についてでございますが、捕獲隊とはちょっと違うんですけれども、上平地区におきましては、地域ぐるみで被害防止活動や侵入防止柵等を整備するための鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、平成25・26年度の2カ年で上平地区全域に及ぶ延長6.9kmの侵入防止柵を設置していただいております。また、捕獲隊につきましても地域を挙げて被害防止柵をということで協力をいただいているところでございます。

この見回りについての問題点ということでございますが、やはり有害鳥獣の被害を何とかして防ぎたいというようなお気持ちで、この捕獲隊に参加をしていただいております。今のとこ

ろその問題点等はございませんが、やはり猟友会の皆さんが全てをやるというのには限度があります。この地域の方々に、おりの見回り、餌の確認、そういうものをしていただくと、猟友会の皆さんとしても大変助かるというようなことでございます。やはり今後とも区民の皆さんの協力というのはどうしても不可欠になるかというふうに思います。

また捕獲隊、平成27年度につきましてですが、今現在2地区の要望がございます。そちらのほうについて今後区長さん等ともお話をする中で具体的な活動をしていければというふうに考えております。以上です。

**2番（塚田君）** 盛りだくさんにお答えをいただきました。非常に森林を守るというところから始まりまして、今この維持管理が非常に難しい状況だということを、まず私はこの質問をするに当たって質問をつくったんでありますけれども、今この町の間伐においてね、21年度から始まっているとか23年度、また25年度というように間伐の状況が始まっているんですが、それがなかなか現実には所有者の確定とか、そういうことで非常に難しい段階だと思うんですが、それがなかなか進んでいないと。そういうことをまずもう少し町としても何か方法を考えて具体的に進めるようお願いしたいなというふうに思います。

この有害鳥獣につきましては、これは本当にイタチごっこというようなこともありますように、まさしくイタチごっこであります。しかし、動物が住んでいる今までの領域に人が入らなくなってきていると、そういうこと。また森が荒れているということで、これはなかなかこの対策は難しいなというふうに思います。

質問は以上でありますけれども、昨年、信州山の日が制定されました。来年には長野県で全国植樹祭が開かれます。水や緑にあふれる農村は都市在住者にとっても、ゆとりや安らぎの場です。グリーンツーリズムに関する調査によると、都市住民の8割の人が温泉、7割が食事、6割の人が農村景観の中での散策とあります。

緑豊かな自然と景観、伝統的な文化と歴史的遺構、新鮮で安全・安心の食事は、旅行者がちょっと立ちどまる非日常の世界であります。森林の中を散策する森林浴は、木曽の赤沢自然休養林が発祥の地です。樹木の形や種類、木漏れ日の光、枝葉が風にそよぐ音や野鳥のさえずり、森林の癒やしで心も体もリフレッシュします。温泉と豊かな自然の多い長野県、そして身近な里山は地方の財産です。豊かな森と自然を次の世代に残すために持続的な保全と育成を求めて、私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時03分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**3番（吉川さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

いたします。本日の一般質問は、私にとって任期最後の一般質問になります。今日で16回目になりますが、元気いっぱいに行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

政府は、昨年11月に成立いたしました、まち・ひと・しごと創生法に基づき日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5カ年の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに、都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されました。

この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかにかかっています。世帯6千強、人口1万6千人弱の坂城町にあって、自然環境が素晴らしいこの町が多くの方に住みたい町さかきとして、また住み続けたい町さかきと言っていただけるよう、これから策定を進めていく坂城町版総合戦略に町民の一人として期待を大きくするものでございます。

それでは、前置きはこのぐらいいたしまして、質問に入ります。

一つとして、プレミアム商品券について

2014年度補正予算に盛り込まれました地域消費喚起・生活支援型交付金2,500億円を活用したプレミアム付商品券の発行に向けた準備が多くの自治体で進められております。みずほ総合研究所経済調査部主任の徳田秀信氏は、このプレミアム商品券の発行は個人消費を押し上げる効果が期待され、その経済効果は約600億円以上と試算していると述べられております。また、家計への支援は経済効果として数字に出にくい面があるが、経済対策の一番の狙いである消費増税や円安によって増した負担感の軽減につながる。あとは各自治体の工夫次第で当初予算以上の効果を生み出す可能性も秘めていると述べております。これは発売する時期やプレミアムの考え方などで、その効果は大きく変わってくると考えます。そこで、当町の取り組みについて何点かお尋ねいたします。

イといたしまして、今までの実績について。

このプレミアム商品券、当町では皆さん聞きなれた言葉かと思いますが、近いところでは昨年11月の商工会主催のふーど市でも発売をされました。そこで、当町のこれまでの取り組みとその実績について伺います。

ロといたしまして、今回はプレミアム部分が国から交付されます。そこで、実施を予定されていると伺っておりますが、その内容について交付額、実施内容、そしてスケジュールなど詳細についてお尋ねをいたします。

そしてハといたしまして、経済効果への期待についてです。

住民のニーズをしっかりと捉えることが、大きな効果を生む大きなポイントだと考えますが、今回のプレミアム商品券はどれくらいの経済効果を試算しておりますか。また、アピールポイントについてお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川まゆみ議員からご質問がありました、1. プレミアム商品券について、イ、ロ、ハとご質問がありましたけれども、私からはロ、今回の内容は、ハ、経済効果への期待はでお答えしたいと思います。イにつきましては担当課長のほうからお答え申し上げます。

まず、今お話のありました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金への対応につきましては、先週、内閣総理大臣に対して事業の実施計画を提出いたしました。現在のところ3月下旬にも交付決定がなされるものと見込んでおります。また、内閣府から坂城町に提示されております交付金の交付限度額は2, 268万9千円であり、この交付金を活用して町では坂城町商工会に補助金を交付し、2種類のプレミアム商品券の発行を企画、計画しております。

一つ目は、一般用としまして購入金額に20%分を上乗せし、1セット1万2千円分を1万円で販売する商品券を7, 650セット、これは金額でいきますと9, 180万円分となりますが、これを発行いたします。ただし、購入限度額につきましてはお一人10万円を想定しております。

二つ目は、18歳以下のお子さんを持つ子育て世帯1, 300世帯に対しまして購入金額に40%分を上乗せし、1セット7千円分を5千円で販売する商品券の発行を計画しております。こちらの購入限度額は各世帯2セット限りで2, 600セット、これは1, 820万円分となりますが、これを見込んでおります。

この2種類のプレミアム商品券のプレミアム分と事務費を加えた国からの交付金2, 268万9千円の経費に対し、全ての商品券が利用されると1億1千万円の消費額となり、約4. 85倍の消費喚起効果が生まれると見込んでおります。

今回、特に子育て世代に対して、これまでにない40%というプレミアム率の商品券を発行をすることで、ふだん町外で買い物をすることが多いと思われるこの世代の皆さんに、坂城町において買い物をしていただき、各店舗の魅力を改めて感じていただきたいと思っております。

これから発行までのスケジュールといたしましては、関連予算を本議会の最終日に補正予算として計上させていただき、議決後、早急に坂城町商工会に対し補助金を交付し、準備を進めてまいりたいと考えております。

今回の商品券は、既存の坂城商品券を使用できる店舗に加え、町内のスーパーやコンビニエンスストアなどでも、どこでも使用できるような調整を進めてまいります。今後の準備作業日程につきましては、4月に商品券を使用できる店舗の募集を行い、5月には商品券の印刷や18歳以下のお子さんを持つ世帯等に対しお知らせなどを通知し、6月の発売開始を目指して準備をして進めております。

また、町内の事業所、店舗での利用促進に対する対応につきましては、新聞折り込みチラシやポスターなどを使用するほか、今回、国からの交付金により坂城町に1億1千万円の消費が



生み出されることから各事業所、店舗の皆様にもご努力いただき、例えばプレミアム1千円セット、2千円セットなど購入意欲をくすぐる商品を新たにつくるなど、工夫していただくことも期待しております。

また、商品券の販売につきましては、混乱が起きないように販売会場や発売日、発売時間などを坂城町商工会と検討してまいりたいと考えております。また、障害のある方や高齢者の方々への配慮も考え、交通の便や町循環バスの利用などを総合的に判断する中で適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、他方ですね、地域外の方も購入できる仕組みをとお考えになっている市町村もあるかと新聞等で報道されておりますが、今回のプレミアム率20%あるいは40%という商品券の発行は、坂城町として初の試みでありますので、購入については坂城町民の方のみというふうにしたいと思っております。今回のプレミアム商品券で地元消費の拡大、地域経済の活性化が図られ、地域がより元気になるよう、坂城町商工会と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** これまでのプレミアム商品券の発行状況と実績についてお答えいたします。

データのある平成20年度以降昨年までの間に、坂城町商工会では6回にわたりプレミアム商品券を発行してきております。この中で一番大きい発行額となったプレミアム付商品券は、国の交付金を活用し、平成21年3月に発売した発行額3,300万円、プレミアム率10%の商品券であります。町内92店舗で使用でき、発売から7日間で完売をいたしました。また、直近の事例では先ほどお話しにもありましたが、昨年10月のふーど市の際に発行した懸賞付プレミアム付商品券で、5%のプレミアムとふーど市に出店する商店などに協賛していただき、信州牛やお米、野菜や魚などが当たる懸賞をつけたものを1,500万円分準備いたしました。こちらについては町内の93店舗で使用でき、12月16日までの発売期間の中で約75%の1,117万円分が販売されました。この際に行われたアンケートには、この商品券をきっかけに今まで行ったことのないお店にも行ってみたいとのご意見もいただいております。

今回、プレミアム率、発行額とも過去最高のプレミアム商品券の発行を一つの契機として、地域住民の生活支援と町の商業の活性化が図られ、地域全体が元気になるよう坂城町商工会と連携する中で取り組んでいきたいと考えております。

**3番（吉川さん）** 再質問を行います。

ただいま担当課長からこれまでの当町でのプレミアム商品券の取り組みについて詳しく伺いました。また、町長からはこれから実施されますプレミアム商品券の取り組み、今の段階での計画をお聞かせいただきました。

私も商工会にお聞きしに行きましたら、今も課長からお話がありましたが、過去をさかのぼ

ること平成17年が初回だったようですが、懸賞付とかいろいろ入れますと17回ほど取り組んできた実態がありました。本当にその取り組みについて、商工会が本当に誠意を込めてやってきたということで、その陰の努力に大変感謝をするものであります。

そんな意味でも今回の取り組み、これはうちの町はプロ級の取り組みができるんじゃないかと期待をしております。先ほども課長から話がありましたが、23年3月に取り組みました2,400万円の取り組み、これは10%のプレミアム付なんですけど、これは本当に初日の夕方には完売をしたということで、素晴らしいと思います。また今もお話がありました3千万円、今回の3分の1のこの金額のときも1週間で完売をしたという内容でした。

さて今回ですが、1億1千万というこの大きな売り上げを目標にまた期待をして取り組む事業であります。これは本当に取り組み次第で大きな効果を生み、また大成功できると思って楽しみにしております。そこで、何点かお聞きいたします。

町長の答弁で2種類のプレミアム商品券を計画していると答弁がありました。一般用が1万円、これが2割増しということで1万2千円使える。そして子育て世代は4割増しで5千円が7千円使えるという、これを2組という今お話でしたが、このプレミアム商品券は交付額を使ってですので、全町の町民に還元されることが重要なポイントだと思います。一般的には、この1万円一くくりの1セットというのは皆さん買いやすいものなのかもしれません。しかし、低所得者の方また年金暮らしの方、そういう方にはどのように当町では配慮されるのでしょうか。1点、低所得者対策は盛り込む予定があるのかどうか、その点をお願いします。

それと2点目といたしまして、ただいま4割増しの子育て世代のプレミアム付の商品券のお話がありましたが、先ほども町長からもありましたが、この4割を増すということは全国では余り見ない、3割ぐらいは見るんですが、この決めた根拠について一つ、もう1点お聞かせいただきたいと思います。以上2点お願いいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 再質問にお答えいたします。

初めに低所得者への配慮ということでございます。国で今回の事業に対します対象事業ということで投げかけられておりますメニューといたしましては、消費喚起を図るプレミアム商品券、またはふるさと名物商品券・旅行券、または低所得者向け灯油等の購入助成と、また多子世帯に対する支援というようなメニューが示されております。

今回、坂城町といたしましては特に子育て支援ということで、18歳未満のご家庭に40%のプレミアムをつけた商品券をとということで考えました。また、一番のプレミアム商品券についてですけれども、こちらのほうにつきましては、やはり消費喚起を一番に考えたいということで、そちらの地域経済の活性化というような意味から、20%のプレミアム商品券を主に考えているということでございます。以上です。

40%の根拠ということでございます。やはり18歳未満の子育てをしている家庭に対する



ものということで、できるだけ多くのプレミアムをつけたいということの中から、今までにない40%というようなプレミアム率をつけさせていただいております。千曲市等では50%というような話もありますが、その辺がやはり妥当な数字ではないかというふうに考えます。

**3番（吉川さん）** 今、低所得者対策という面で、それよりも子育てに力を入れたというお話がありました。やはり今までのプレミアムの取り組みの中で、全町的に皆さんに買っていただいていたかどうかというのは、データを見なければわからないんですが、私の中では本当に全町の皆さんが消費喚起できるために、この商品券を購入していただきたいという意味で、低所得者対策も検討していただきたいと思います。

飯綱町ではこの低所得者対策といたしまして、1世帯に5千円の商品券2冊、これについて2割引きになる割り引き購入券を最初発送するように決めました。これは多分満遍なく利用していただけるようにという配慮かと思います。当町でもできれば1千円を10枚という形もいいのですが、500円、使いやすい500円券を12枚1組6千円として5千円で購入できるという、こういう取り組みを考えていただいたらどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

そしてもう1点ですが、今、子育ての4割増しのお話がありました。これは今1,300世帯、子育て世帯がありますが、他の自治体では子育て世帯でなくて、お子さん一人に対してという取り組みを決めているところもたくさんあります。そういう意味でうちの町は1,300世帯に2倍の2,600組の商品券を用意いたします。これは販売総額が1,310万ということです。そしてこれも買っていただいて初めて利用していただいて、その消費喚起したときに1千万近くのお金が町に落ちるという結果になります。

そこで大事になってくるのが、この子育て世帯が何に魅力を感じて、この商品券を買うかということだと思います。その点が一番大事だと思うんですが、町では子育て世帯に対して、どのようにそれを買っていただくための努力ですかね、その取り組みをお考えになっているかその点、この以上2点についてお答えをお願いいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに割引券ということがございます。1枚の商品券で2割の割り引きがある、あるいは1割の割り引きがあるということによろしいでしょうか。

そういうものにつきましては、やはりあれですね、済みません、ちょっと。やはり、こちらのほうの事務に関しましては、やはり人の手によるものが主になってまいります。特に割引きということになりますと、1枚の割引券の中で例えば10%、20%の割り引きがあるとすると、それを計算して、また調整をしなければいけない。普通の商品券につきましても、どうしても最後の整理は人の手によるものがどうしてもかかってきてしまいます。そういうふうに考えた場合に、この人件費を新たに設けなければいけません。ということは、国から来た補助金については、その人件費というものが余分にかかってしまうということでは、まずちょっと

もとの意味がなくなってくるんじゃないかというふうに思いますので、坂城町では割り引きということは考えずに、今までどおりの商品券ということで進めていきたいというふうに思っております。

また、18歳未満の家庭の方に買っていただくようにするための工夫ということでございますが、そちらのほうにつきましては、時期的には6月からということで夏場に向かってということでございます。何かやはり子供たちのために、そういうものを使える商品を何かしら工夫しなければいけないというふうに思いますので、そちらのほうについてもまた商工会等と相談をしていきたいというふうに思います。以上です。

失礼いたしました。1枚1千円という券を1枚500円ということでできないかということでございます。やはりその場合にも事務的な経費はどうしてもかかってきてしまいますので、その点考えた場合、やはり1千円としたほうが事務的な経費はかからないというふうに考えております。

あと、子供一人一人にというお考えでございますけれども、そちらのほうにつきましても子供一人一人となると大変な量ということになります。今回は世帯、子供をお持ちの方の世帯ということで世帯ごとに1,300組ということで、1,300世帯でございますので、そちらのほうを対象としていきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

**3番（吉川さん）** ただいま低所得者対策として私は提案をいたしました。5千円で6千円分買えるものも、その事務的なことは大変かもしれませんが、その1万円をやめるということではなくて、そういうものも中に取り入れて低所得者、また年金世帯の方が買いやすいようにしていただきたいという意味で提案をさせていただいたわけですから、全部500円券にしないというような提案ではございません。その点もう一度お聞かせいただきたいと思います。

今も商品への工夫をするというお話がありましたが、これは商店に任せっきりではずいと思えます。やはりこれだけのお金が動くんですので、子育て世代の皆さんがどんなことを望んでいるのかということをやはり期間がないわけですが、もうちょっと認識を、何というんですかね、聞き取りをするとかそういう形も必要ではないかと思えます。その点についていかがでしょうか。

**産業振興課長（塚田君）** 先ほど町長の答弁の中でもプレミアム1千円セットだとか、2千円セットというような工夫をしていただきたいというような要望がございましたけれども、それと同じように、やはりどういうことを望んでいるか、消費者の方がどのような商品がいいのかというのは、やはり調べることは必要だと思いますので、今後商工会と一緒に研究をさせていただきたいというふうに思います。

**3番（吉川さん）** 買っていただくためには、さまざまなニーズを想定し、今までの概念を取り払った中で企画をすることも大事だと思います。1億という大きなお金、これが町に落ちると

ということですので、その点、力を入れていただきたいと思います。

他の自治体では学習塾などのサービス業にも利用可能という取り組みを取り入れるところもあるそうでございます。いずれにしましても、買える事業所、また今回は今までの振興券以外の事業所にもしっかりと当たっていくということですが、今回こんな特典がありますよといったような期待の持てる企画、これを周知とともに徹底をしてお願いしたいと思います。

続いてお聞きいたします。現在の計画では6月の発売開始を目標にしておりますが、私的には子育て世帯は、特に毎月お金のない中やりくりをしております。そういう意味で一般的にボーナスが支給されてから発売をするというほうが効果があるのではないかと思います。例えば7月20日発売で12月まで利用可能といったぐあいに、その点いかがでしょうか。

そしてまた販売場所と発売日ですが、高齢者や障害者への配慮、先ほどもお話がありました。循環バスがとまる場所ということでありましたが、世田谷区では高齢者や障害者には事前にはがきによる予約を受け付けるという工夫を凝らしております。その点、この町はいかがされますでしょうか。

それと販売場所ですが、私の中では文化センター、バリアフリーということで文化センター、また湯さん館などもたくさん人が、高齢者の皆様も行きますのでいいのではないかと思います。そして開始日ですが、町民が参加しやすい日曜日、これが初日に設定したらいかがかと思いますが、この4点について再度答弁を求めます。

**産業振興課長（塚田君）** 発売開始月の変更はできないかというようなご質問だと思いますが、まずそちらのほうにつきましては、今現在6月という計画で進めていくということでございます。やはり商工会のほうに委託といたしますかお願いをするわけですので、商工会の事務がその時点で間に合えば6月というのが妥当な線かなというふうに考えますので、そのほかにもいろいろな事情等も聞きながら、日にちの設定等は今後研究をさせていただきたいと思います。

同様に高齢者等へのはがきでの前売り、そのような事前に配れないかというようなご質問でもございますが、こちらのほうにつきましても今現在ちょっとその点は考えてはおらないところですが、そういう要望等が多ければやはり必要かなというふうにも思います。

また、高齢者の方々が買えるかどうか、買える場所、そういうものも先ほど申し上げましたけれども、十分検討をさせていただければというふうに思います。また、発売日等が日曜日にならないかというようなことでございますけれども、こちらのほうにつきましても商工会と検討をさせていただきまして、やはり一番購入がされないと、せっかくのものが無駄になってしまいますので、その点を十分配慮しながら消費喚起につなげていければというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

**3番（吉川さん）** 町外の方も湯さん館にはたくさん見えております。先ほど町長からは、今回は町内の住民のみの取り扱いというお話がありましたが、この辺も少し検討が必要かなと私の

中でと思いますが、その辺もまた今、担当課長からさまざま商工会とこれから検討をして決めていくというお話でしたので、発売の時期また場所、そして障害者に対する取り扱いなどぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

今回のプレミアム商品券は、定額給付金とは違い、住民による購入がまずは前提となります。いかに買う意欲を沸き立たせ、また期待を持たせるかによって大きく消費は伸び、地元商店街の活性化と元気なまちづくりにつながってまいります。そしてまた、子育て世帯用の商品券も別に今回用意したわけですので、この取り組みがさらにこれからこの子育て世帯が、この町内で買い物をしていただけるような、そういう恒久的な取り組みにつながるように、私も本当にこれからこの取り組み期待をして、またしっかりと購入してまいりたいと思っております。では、次の質問に移ります。

## 2. 子育て支援について

### イ. 子育て応援メールマガジンの配信について

少子高齢化が進む中、子育て世代への施策がさまざま検討されてきております。当町でもこの4月からは入院以外の子供医療費の無料化も中学卒業までと拡大をしていただき、また保育料の細分化も図っていただきました。住みよいまちへ一歩前進をしております。

昨年の9月、私は産後ケアの充実について質問をいたしました。今日はもう一つ提案をさせていただきます。それは、現在の子育てを取り巻く環境が大きく昔と変わってきております。核家族化や近所づき合いの希薄、そして夫の転勤により、知らない土地での育児不安や負担感の増加など、また最近では母親の産後鬱やゼロ歳児の虐待死などさまざまな問題が増加してきております。

私はこの時期への継続的な支援が大事ではないかと考えます。もちろん、保健センターでは妊娠届を出した時点でこれからの体調へのアドバイスの載った資料等は配布をされております。また、産後につきましては子育て支援センターより情報が行ったり、また広報にしっかりと掲載をされております。しかし、これは必要とする人がみずから求めないとサービスや情報にはたどり着きません。そこで、タイムリーに配信されるのがこの子育て応援メールマガジンであります。簡単にそのサービスを説明いたします。

このメルマガは、全米で100万部を突破いたしました「The Pregnancy Journal」を日本語に訳した「安心マタニティブック」をメール配信のベースにしております。内容ですが、出産前はおなかの赤ちゃんの一般的な成長の様子、そして妊娠中の心身の健康アドバイス、つわりへのアドバイス、そして食事と栄養のアドバイス、出産準備の心構えなどが毎日届いてまいります。産後は子育て支援情報がゼロ歳から3歳の誕生日まで配信をされます。

このようなメールで育児情報や母親のメンタルヘルスに関する情報を届けることで、母親の

心に寄り添い、孤立した子育てや育児不安、産後鬱、乳幼児虐待の予防解消にもつながってまいります。以上が内容でございますが、このメール配信について当町でも導入をしたらと思っておりますが、見解を伺います。

ロといたしまして、乳幼児健診時の見守り体制についてです。

保健センターでは毎月乳幼児健診が行われておりますが、その内容と担当する保健師さんの人数について伺います。以上で1回目の質問を終わります。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 子育て支援についてご質問のうち、イ. 子育て応援メールマガジンの配信についてお答えいたします。

近年の急速な少子化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化し、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

子供が安心して育まれるとともに、子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子供と向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子供の育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要であり、次代を担う子供たちの健やかな成長のため、子育て支援の体制づくりは大変重要であると考えているところでございます。

出産前から3歳の誕生日まで子育て情報が届く子育て応援メールマガジンの配信につきましては、子育て不安の解消と孤立防止の効果があり、多忙な子育て家庭にタイムリーに役立つものと言われておりますが、当町におきましては子育て応援メールマガジンにかわる事業として保健センターや子育て支援センターにおいて子育て支援事業を展開し、情報発信をしているところでございます。

保健センターでは安心して妊娠、出産、子育てできるよう、妊娠されてから乳幼児期のお子さんを対象に家庭訪問や乳幼児健診、健康相談等を実施して、一人一人の成長や発達に即した個別支援の充実を図っております。妊娠届を提出するために来庁された全ての妊婦さんを対象として子育て支援アンケートを実施し、必要に応じ心身面や養育環境等の個別相談を行い、妊娠されてからの早期子育て支援に努めているところであります。

また、出生時には町独自で作成した子育て支援のための冊子「赤ちゃん手帳」を全員に配布し、子供の成長発達や子育てのポイント、そして離乳食等の子供の食事について必要時にいつでも活用していただけるよう指導、支援しております。

乳幼児の家庭訪問や乳幼児健診におきましても保健師や栄養士等がお一人ずつ個別で相談や保健指導を行い、一人一人の成長や発達に即した個別支援を行っており、今後も保健センターでは家庭訪問や個別相談等の充実をさらに図り、安心して子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

子育て支援センターでは毎週火曜日、木曜日を中心にすくすく広場を開催し、1歳までの子



育てと遊び、親子リトミック、ママのヨガ教室、手遊びやパネルシアターなどを行うおはなし  
でてこい、砂遊びやお散歩など屋外でたくさんの遊びを経験するよう親子で楽しんだり、交流  
を深めたりするよう、毎月趣向を凝らして開催しております。

さらに、子育て支援の拠点である子育て支援センターの機能強化を図るため、3保育園に子  
育て支援センターの分室を開設し、臨床心理士並びに家庭児童相談員による各園での巡回相談  
を実施しております。子供さんが通っている身近な保育園で比較的気軽に相談できることから、  
大変多くの相談が寄せられるようになりました。相談事業をさらに充実させていくため、家庭  
児童相談員について今まで週1日であったところを週2日常駐するように配置し、育児不安、  
発達、障害、家庭不和、不登校、虐待など多様な相談に対応してまいります。

また、お子さんが5歳の時期に相談の機会を設け、一人一人の子供の健やかな成長と発達を  
促し、子育てを支援するため5歳児すくすく相談を実施しております。さらに、6歳児発達  
フォロー事業すくすくランドを実施し、個々の成長発達や行動改善を促し、より無理のないス  
ムーズな就学につなげていくよう努めております。

子育て支援センターでは、お子さんとその保護者がいつでも気軽に訪れていただき自由に遊  
んだり、暖かな雰囲気の中でゆっくりと過ごしていただけるような場を常に提供しています。  
親子のふれあいを楽しんだり、お母さんやお父さん同士が集う中、情報交換の場として親子で  
リフレッシュしながら子育ての楽しさを見つけていただければと思っております。おじいちゃ  
ん、おばあちゃんもぜひ一緒にお越しいただきたいと思っております。

いつでも気軽にセンターに来ていただき、相談員と直接顔を合わせ、お子さんを遊ばせなが  
ら育児のこと、またはお子さんの発達のことなど相談できる場となるよう、心が通う相談支援  
に心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

子育て応援メールマガジンの配信につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思  
いますが、町におきましては、坂城の子は坂城で育てるという願いの中で、子育て支援センター  
を中心に保健センター等と連携し、子育ての不安解消と孤立化防止、また子育て幼児向けのイ  
ベント、子育てサークルや情報や子育て支援の行事など子育て情報の発信をし、子育て支援の  
充実を図ってまいりたいと考えております。

**保健センター所長（村田君）** 続きまして、ロの乳幼児健診時の見守り体制についてお答えいた  
します。

乳幼児健康診査等につきましては、母子保健法に基づき乳幼児の健康の保持及び増進を目的  
として、生後4カ月から3歳までの間で発達の節目とされる月齢、年齢の時期において保健セ  
ンターで3回の健康診査と4回の健康相談、合わせて7回実施しているところでございます。

乳幼児の健康診査につきましては、生後4カ月、1歳6カ月、3歳の乳幼児を対象に、また  
健康相談につきましては、生後7カ月、10カ月、1歳、2歳の乳幼児を対象として実施して

おります。

内容としましては身体計測、保健師による発育・発達面に関する個別相談・保健指導、栄養士による離乳食などの食事に関する個別相談・保健指導、歯科衛生士による虫歯予防などの口腔衛生指導、また育児相談など一人一人の成長や発達に即した個別支援を行っております。さらに乳幼児健康診査では医師・歯科医師による診察、また3歳児におきましては視力等、目の異常を早期に発見し、治療することを目的としまして目の機能の検査や訓練を行う視能訓練士による視機能検査を実施しております。

健康診査に携わる保健師の人数でございますが、健診の受診対象人数により1回の健診につきまして、おおむね3名から5名の保健師で対応しております。乳幼児期における子供の心身の成長発達や育児支援にかかわる相談指導は、健やかな成長と育児不安の軽減を図るため大変重要なことでございます。今後も引き続き安心して子育てができるよう健康診査等の充実を図ってまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** ただいま担当課長から説明をいただきました。

それで、先ほどのメルマガの件なんですけど、私の中では出てこれない方にどう手を打っていくかという辺がとてもネックだと思って提案をさせていただきました。本当に当町は今のお話を聞くとおり、支援センターも充実しておりますし、また今戸別訪問をされているというお話でありましたが、その辺がちょっと私の中でひっかかっているところがございます。

このメルマガは、まず全国の中で宮城県の女川町で2013年3月に開始をされました。最近導入した相模原市でアンケートをとった結果なんですけど、一つは夫も登録してくれたので子育ての大変さがわかってくれるようになった、また登録した男性からの聞き取りでは、妻の気持ちや体のことがよくわかった、気持ちを受けとめてあげられるようになった、つわりの状況のときとか、そういうある意味、前向きな答えが返ってありました。一つ、この育メンパパを育てるためにも、これはいい計画かなと私は思っております。

1点ですが、今も個別指導をしていただいているというお話がありましたが、これは一番は妊娠初期から子育て孤立の防止、またその中で支援センターにも行けない方、交流の輪に入っていない人、そういう方のためにこのメールはとても有効だと私は思いますが、外に出られないお母さんたちというのがいると思うんですね。そういう方に対しては、町当局はどのように思っているのでしょうかね、対処は、お願いいたします。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 配信サービスの関係でございますが、町では当面の間、配信サービスの実施は今のところ予定はしておりません。今後の課題だということでございますけれども、家庭から出てこないで育児をしているというような場合については、保健センターを中心に、また支援センターの家庭児童相談員とともにですね、一緒に訪問を何回かしてですね、できるだけ直接顔を会って、お会いしてからいろいろな話をしながら出てくるような勧め方をしたり、

相談に乗るように方法をとっております。一方通行で配信だけしてしまっているということじゃなくてですね、そういったことも直接会ってお話をするということを重要視して、保健センターを中心に支援センターとともにやっていきたいというふうに考えております。

**3番（吉川さん）** 私は一方通行という意味で言ったんじゃないで、町からも情報は広報等いろいろ流れております。それはそれとして、本人のもとに届いているということは、このメール配信と一緒にだと思います。ただ、そのすばらしい支援センターにも出てこれないという方たち、そういう方たちを落ちこぼれないように、また結果として子供の虐待につながっているとか、そういうことがないように、このメール配信はとても有効ではないかという意味で提案をさせていただきます。

女川町では人口は7千人ぐらいの町であります。そして、年間40人前後と当町の半分以下の出産でございます。この町では導入に30万をかけ、そして毎年ランニングコストは15万円かかるそうですが、本当に子供の数ではなくて、1人のお母さんを大切にするという思いで導入をされたそうです。そういう意味で私もこれからの課題として検討していただきたいと思っております。父親の子育て参加にも、これは大変いいのではないかという意味でも提案をしておきたいと思っております。

さて、口の健診ですが、常備今4人から5人体制でやっていただいているというお話でありました。人数ですが、ちょっとお聞きしましたら1歳、1歳半、2歳、3歳、この子供さんが2カ月の子供があればですね、一遍に集まってきて、健診を受けるわけなんですけど、そうすると15人から25人いるってお聞きしたんですが、ちょっとお母さん方からその大切な健康相談、栄養相談を受けるときに子供が飽きてしまって、もうじっくり話が聞けないと。ボランティアさんをぜひ頼んで、そのときにつけていただけないかという提案があったんですが、その点についてはいかがでしょうか、お願いいたします。

**保健センター所長（村田君）** 現在、保健センターにおきまして健診時の子供さんの見守りということで、必要に応じまして、子供さんが見守りの必要な状況におきましては保健師、栄養士等の健診スタッフが保護者にかわりまして見守りを行っております。昨年8月に、保健センター内に来庁された子供たちが安心して自由に遊べる場所としましてキッズコーナーを設置いたしました。このキッズコーナーも健診時におきましても何人かのお子さんが一緒に中に入っていて、スタッフが有効に活用して見守っている状況でございます。

もう1点、ボランティアさんの支援を希望しているお母さん方が大勢いらっしゃるということでございますが、これにつきましてでございますが、現在町の保健センターで子育て支援のため、それから発達支援のために、たんぼぼ教室というフォロー教室を行っております。それらにつきましてはボランティアの見守りボランティア、それから子育て支援のボランティアということで3名ほどの方に来ていただいております。



実際に、月2回行っておりますが、毎回来ていただけるということが難しい状況でございます。実際にお聞きしますと、ボランティアさんの人材育成が困難な状況とお聞きしております。こんな状況の中で現状の体制におきましては、健診時にはスタッフの対応で見守っていきたいと考えております。

**3番（吉川さん）** ただいまはスタッフがしっかりと見守っているという答弁でございましたが、現場から聞こえてきた声でございます。ぜひこの件に関しては、もう少し何というんですかね、現状をもう一度見ていただきまして、お母さんたちの声をまた聞いていただき、もしボランティアの方をつけていただければ大変ありがたいと思います。

そこに来るお母さんというのは、育児にもなれないお母さんがそこに来て、そして時間をかけていろいろ聞いていきたい、そういう思いで来ていると思うんですね。それが気が散ってしまって、なかなかもう帰ることのほうに頭がいて、なかなか聞けないということでございますので、その点、検討していただけたらありがたいと思います。

では、最後の質問に移ります。ホームページの充実について。

イとして、メンタルヘルスチェックの導入を。

国内における昨年1年間の自殺者数は2万5,374人で、前年より1,909人減少をいたしました。5年連続で減少し、ここ3年は3万人を下回っております。さて、当町ではどうでしょうか。今月は自殺対策強化月間です。3月号の「広報さかき」には、「あなたも「ゲートキーパー」の輪に加わりませんか？」と大きくアピールをしておりました。その中に「自殺は「個人の自由な意思」や「選択の結果」ではありません。その多くが追い込まれた末の死です。」とありました。今あらゆる手段でこの自殺者をなくしていかなければなりません。そこで、当町での取り組みはどうでしょうか。私からここで一つ提案をしたいと思います。

今多くの自治体で導入が進んでいる、「こころの体温計」についてです。この「こころの体温計」は、国の自殺防止対策緊急強化補助事業を活用した鬱病対策と自殺予防対策の一つの事業でとり行っております。このシステムは、パソコンや携帯電話などで測定できる心の健康自己診断ツールです。人間関係や住環境、睡眠状況について13問の質問に答えることで、自分や家族の心の健康状態を診断できるシステムになっております。そして、診断結果として各相談窓口につながるよう紹介をされております。こうすることでストレス解消の方途やサイトに導くことで自殺予防につながるとしています。

また、認知症対策ですが、2025年には認知症高齢者が全国で730万人に上り、65歳以上の5人に1人にまで拡大すると言われております。そこで大事なのが早期診断と早期対応です。今全国の自治体でこれも導入が始まったのが「これって認知症？」というサイトです。これも鬱病対策とあわせて皆さん導入をされておりますが、当町でもこのホームページの上に導入できないか見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**保健センター所長（村田君）** ホームページの充実について、メンタルヘルスチェックの導入についてお答えいたします。

現代社会においては仕事、家庭、健康などのさまざまなストレス要因が複雑に関係しており、誰もが心の健康を損なう可能性があると言われております。特に自殺予防対策の強化につきましては、国を挙げて取り組んでいるところでもございます。

全国の自殺者数につきましては、平成10年より14年連続して3万人を超えて推移してまいりました。これまでの国、地方公共団体、関係団体等の取り組みにより、平成24年からは3万人を下回り、平成26年は2万5千人まで減少いたしました。しかしながら、依然として多くの人が自殺で亡くなっている現状には変わりなく、引き続き対策に取り組む必要がございます。

メンタルヘルスに関する相談につきましては、保健センターにおいて保健師が随時個別相談に応じているほか、平成24年度からはこころの健康相談として精神科医師、精神保健福祉士などの専門職を相談員にお願いして相談事業を開始し、相談支援体制の強化を図ってまいりました。この事業により早期に医療機関の受診につながるなどの成果も出てきている状況でございます。また、心に病気や障害のある方の社会復帰を目的とするこころのリハビリ教室を月2回実施いたしまして、その中でもさまざまな相談に応じているところでございます。

心の健康状態やストレスの状態をパソコンや携帯電話を利用して簡単に確認することができるソフトをホームページに掲載している自治体もあり、県内では2町村が導入しているとお聞きしております。このシステムでは、心の健康に関するチェックリストをチェックすることにより、現在の自分の健康状態を自動的に判断いたします。これは医学的な診断をするものではなく、心の健康に関心を持っていただくためのものであると考えております。また、導入による効果につきましては、検討課題と考えているところでございます。

心の健康に関する支援につきましては、直接住民の方と顔を合わせて個別に対応していくことが重要であると考えております。そして、必要に応じて早期に医療機関への受診につなげることが重要であると思われま。当町におきましてはシステムの導入ではなく、現在実施しております相談事業の充実を図る中で引き続きメンタルヘルスに関する支援に努めてまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** ただいまセンター長からお話をいただきました。

先日、この体温計を私もやってみました。そしてやっている方のお話を聞きましたが、ストレスがたまっているなと思ったときにやることで、自分の心の状態がわかってとてもいいというお話がありました。これは今もお話がありましたが、町ではすごいと思いますよね。こころの健康相談、またこころのリハビリ教室ということで、素晴らしい事業に取り組んでおられま

す。これは今も言ったように、直接その場所に来て取り組む事業であります。

そうではなくて、私は日常的に今これだけのストレス社会ですので、一人一人がそういう本当に思いになっていかないために簡単にできる、こういうものも導入できたらいいなということで提案をしたわけなんです。また町のホームページもこれを導入することでサイトを使っただけというだけで、見ていただく機会も増えると思います。そんな意味で今回はこの「こころの体温計」これを提案させていただきました。すぐではなくてもいいです。本当にこのホームページが皆さんに大いに活用していただけるように、これも検討に入れていただきたいと思います。さらにこの坂城町が魅力ある町になるように発信していただけるよう願って、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、8番 山崎正志君の質問を許します。

**8番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. ワイン特区についてであります。

イ. 広域特区への移行についてであります。

町長の本議会招集挨拶において、東御市が坂城町を含む周辺6市町村に呼びかけ、ワイン広域特区を国に申請する検討を始めたとありました。また坂城町がワイン広域特区に参加することを前向きに考えていると受け取れました。そこで、ワイン広域特区に向けての質問を順次行います。

まず、坂城町単独で一昨年11月29日にワイン特区の認定を受けておりますが、今までの1年数カ月間での効果はどのようなものだったのか。次に、今回広域特区で連携する自治体はどこか、またメリット、デメリットは何か質問いたします。

現在、町内には試験圃場があるわけですが、そのほかのワインブドウの作付面積はどのくらいあるのか。また、広域特区に参加するであろう自治体の圃場面積はどの程度あるのか、これはわかる範囲で構いません。そこで、ワインブドウの作付を推奨していく上で、ある程度の目標面積があると思いますが、何haあればワインブドウの産地と言えるようになるか、目標について質問いたします。

次に、町内の生食ブドウ栽培農家でワインブドウを並行して行う農家は出てきているのか。また、試験圃場で数種類のワインブドウが栽培されていますが、坂城町の土壌に合った品種を推奨できるのはいつごろになるのか質問いたします。

次に以前、町長の答弁の中にシードル（リンゴの発泡酒）も一つの考えと答弁がありました

が、シードルに対する研究はやっているのか答弁を求めます。

次に、ワイン醸造に必要な機器についてであります。町内企業あるいは町外企業から製作についての具体案は出ているのか。また、なかなか採算が合うまで時間を要すると思われそうですが、それに対する町としての支援施策はあるのか質問いたします。

最後に、町長は2020年東京オリンピックのときには、世界のお客様たちが坂城町の新しいレストランで、おいしいワインを飲んでもらうという夢を持っていると答弁されております。そこで、東京オリンピックにちなんで坂城町のおもてなし構想はどのようになったか質問いたします。

以上でワイン特区に関する質問の1回目といたします。

**町長（山村君）** ただいまワイン特区についてのご質問がありました。なおかついで広域特区への移行についてお話がありました。私からは全体的な取り組み状況についてお話申し上げます。

ご案内のとおり、坂城町は平成24年度からの坂城ワイナリー形成事業を立ち上げ、新規就農者2名の認定確保から試験圃場の整備、醸造用ブドウの定植、そして平成25年11月29日には内閣府から構造改革特別地域計画さかきワイン特区の認定を受け、小規模事業者の参入機会増進とともに将来的な醸造用ブドウの産地化と、それに伴う6次産業化を内外にアピールし、千曲川ワインバレー構想の一翼を担う意思表示と機運醸成に努めてまいりました。

そういった中で昨年11月26日には、お隣の上田市がワイン特区の認定を受けられ、小諸市においても現在申請中ということで、周辺自治体でのワイナリー創業に向けての機運が高まりつつあることも踏まえまして、東御市長から広域特区への参画の打診をいただきました。また当町以外では上田市、小諸市、長和町、青木村、立科町へ呼びかけられたとも伺っております。内閣府では地方創生の一環として特区認定を進める意向にあり、今回の広域ワイン特区は全国初のケースとなることから理解と興味を示しているとも伺っております。

広域特区のメリットとしましては、地域内でのワイン原材料の融通が可能になり、天候不順による不作の際に原材料確保が円滑になるほか、地域内相互での委託醸造の容易さ、また地域全体でワイン産地や千曲川ワインバレーの産地ブランドの推進、人材育成や就農希望者の流動化といった2次的要素も期待されるところであります。

一方、千曲川ワインバレーという大きな枠組みの中でいかに独自性を打ち出すか等も、これは課題とも考えるところでありますが、本来、小規模なワイナリーがおのおのの個性を主張し、互いに刺激し合いながら相乗効果を導き出すことも、6次産業化に向けての重要な発展的要素であると考えます。関係自治体による具体的な検討は、これからという段階ではありますが、当町にとってもメリットが大きいと考えられますので、前向きに受けとめ関係自治体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

**まちづくり推進室長（中村君）** 詳細な部分についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、坂城町の醸造用ブドウの栽培面積ということでございます。試験圃場につきましては55aであります。個人の生産者につきましては、現在既にできておるのが10a、さらにはですね、この春からも着手をしておるところであります。今後2人の担い手の農家初め個人の生産者の圃場拡大が予定をされておるところでございます。

広域特区を検討する自治体の栽培面積ということでありますけれども、現状そういったデータを把握まだできていないという状況でございます。平成24年度の特産果樹生産動向調査によりますと、長野県全体でのブドウ栽培面積は426haでございます。そのうち加工仕向量は6,216tというふうになっております。国内シェアで41%、全国1位の生産量を誇っております。

次に、圃場面積の目標についてでありますけれども、これは立地するワイナリーの数や規模によって変わってまいりますので、現時点で数値目標というものは定めておりませんが、県の経営指標によりますと、醸造用ブドウ単体での栽培ですと3ha以上の栽培面積が経営の目標値というふうにされております。

一方、当町は生食用ブドウの産地でもありますので、生食用ブドウとの複合経営による作業の平準化と労力の分散を図り、生食用ブドウ栽培での営農基盤を確立しながら醸造用ブドウの栽培比率を高めていращやる生産者もおられますので、今後も栽培面積の拡大について農業委員会、農業支援センター等と連携をし、農地の流動化や集約化について支援をしてまいりたいと考えております。

醸造用ブドウの品種適性につきましては、試験圃場での栽培が今年で3年目となることからある程度の収穫量を見込む中で、平成27年度においては試験醸造によるワインの品質評価を行ってまいりたいと考えております。また、これまでの圃場管理状況等から坂城の気候や土壌との相性、品目による栽培のしやすさや生産性といった面も考慮しながら、坂城に適する品種を見きわめてまいりたいと考えます。

シードルにつきましては、当然のことながら坂城町はリンゴの産地ということでございます。年間の施設の稼働状況や新たな需要拡大に対応できるよう、現行の特区の要件に掲げてあるところでございますが、まずは醸造用ブドウの品種適性や品質評価が先決事項と考えております。

企業連携等による生産設備機器の製作等の具体案はということでございますが、現在具体的なものは出てきておりませんが、今後栽培面積の拡大や醸造施設の整備など、裾野が広がっていく中で、新たなニーズからの取り組みも派生してくるのではないかと期待をしておるところでございます。

**8番（山崎君）** それぞれ答弁があったわけですが、まず一昨年ですね、ワイン特区をとって、これまでまだ1年数カ月たったところですが、それによって知名度として坂城町をアピールする部分は、私はよかったです。また、以前私がワイン特区に対して質問したと



きも、単独でとる意味はという部分を私は質問したと思います。そのときも広域特区の動きも出ているよという部分で、私は町長に質問いたしました。そのときには町長、まあ単独でとると、そのときには意思がたくおっしゃっておられました。

これで、この流れでいきますと恐らく広域特区の流れになると思うんですけども、実際に知名度を上げるワインをつくっていくんだという発信力としてはよかったと思うんですけど、それに何か効果がどのような効果が出てきたのか、本当にまだこれで試験圃場55a、また個人で今10aとおっしゃっております。それで3haとか結構大きな数字になっていくと思うんですけども、その圃場を確保するのに、まだまだアピールというか浸透力がないんじゃないかと私は思うんですよ。

実際に荒廃農地あるいは今、生食農家さんが並行してやっていく、今まで聞いていく中でもなかなかそういう生食農家さんが、そちらに向いているノウハウを持っている生食農家さんが、ワインブドウに対してうんと興味を示している方がそんなにいらっしゃると思わないんですけども、その部分はどのように考えていらっしゃるのか。

また、試験圃場以外に今、上田市では丸子の周辺ですかね、あそこらへんに大手企業の大規模なワイン農場が20haほどある、その他にもあると思います。また東御市におきましては大規模なワイン圃場の造成を計画しているという話があります。坂城町においても荒廃農地あるいは和平も大分、何というんですかね、使われていない農地があると思います。そういう部分を造成したりするようなお考えがあるかどうか。

あとメリット、デメリットとして広域になってしまうと、まだ坂城町のワインブドウというのは自立しているわけではありません。これでもって産地化として坂城独特の本当に坂城しかないものをつくっていく部分において、広域になって広域の中に埋もれてしまわないような特色を出していく方策は何なのか。そこまで一応答弁願います。

**まちづくり推進室長（中村君）** まず、この1年半弱のこの間にどうだったのかということがあります。今回広域の特区の呼びかけを受けたという部分につきましても、坂城のワイナリー形成にかかわるこのアピールが功を奏したのではないかというふうに考えられるところでもありますし、先駆けて巨峰のワイン、これも商品化をして発売をしてまいりましたけれども、こういった商品につきましてもですね、近隣のワイナリーと一緒に信州ワインバレー構想の中の千曲川ワインバレーという中でですね、東御でのワインフェスタであるとか、そういった部分にもお声がけをいただいたという部分がございます。それなりにアピールはあったものと考えておるところでございます。

それから、ワインブドウを植える農家がまだ少ないというお話であります。確かにまだこの町以外の個人の農家の方でワインブドウを植えている方という方もですね、まだ始めてまだ年数が浅いという状況でございます。それにしましてもですね、町の認定の担い手の農家2名も

いらっしゃいますし、そのほかにも二、三もう既に植えた方もいらっしゃいますし、今後これは広がっていくだろうというふうに考えておるところでございます。

和平にはというお話でございます。まだ先ほど申し上げたように、ブドウの今は試験圃場もつくっているこの周辺、まずここから適性なものを見きわめていきたいというふうに考えております。和平の可能性につきましては、今後状況によってということで研究をしてまいりたいと思います。

それから、広域の中で埋もれてしまわないように坂城の特性をどう出していくかということでございます。これにつきましては広域ということになったとしても、いろんなワイナリー大小がございます。そういった中で当然広域になりますと、坂城のブドウだけで醸造するというふうにしなくてもよいということにはなりますけれども、極力坂城でワイナリーをつくった際はですね、坂城のブドウを使って坂城のブランドというものをなるべく出していければというふうな考えでございます。以上でございます。

**8番（山崎君）** 今、室長から答弁があったわけですがけれども、本来、町長がこれはワイナリー構想、ワインの形成事業に対してすごい熱意を持ってやられている部分であります。今、試験圃場でつくられている苗は3年目ですよね。これから坂城の土壤に合ったものを確定していくわけですがけれども、そうなってくるとあと来年、再来年、5年ぐらいたってから、そうやって広めていくとして、またそのブドウがとれるにはまた何年かたってしまうと。当然ながらワインというのに軌道に乗せるには10年スパン、20年スパンという形になると思うんですけれども、その品種を定めて、それからまた植えて、また育てていく。当然そうやって親から子へ、子から孫へ、そういうふうに行くのがわかるんですけれども、なかなかそうやっていくと進む度合いが遅いと。私はね、そうやって町長あそこまで本当にワインだ、ワイナリーをやるんだという夢をお持ちな部分がありますから、どうしても何か進捗速度が遅いという感じがいたします。その部分は町長はどのようにお考えなのか、私、町長のご意見をお願いしたいと思います。

**町長（山村君）** 私、このワイナリー事業については非常に今でも大きな夢と希望、それからビジネスチャンスを持っております。前にも何回かお話ししましたがけれども、ワイン事業というのは息の長い仕事だと思っております。ワイナリーで形になるにはやっぱり10年、20年かかるかもしれません。

先日の数日前の信濃毎日新聞で、坂城町で公募しましたワイナリーの担い手のお一人の方が取材されて割りと大きく出ていました。彼はワインブドウ、今一生懸命やっていたいでいますけれども、それと並行して生食用ブドウもやると。それで10年後には立派なワイナリーをつくりたいと、こういうようなことをおっしゃっていました。感覚的には早くてもそのぐらいかなと思っております。



しかしながら3年前に植えたワインブドウは、そろそろ試験的につくるぐらいのボリュームには今年ぐらいなってくるだろうというふうに思っております。そこで当初6種類のワインブドウを植えたんですけども、赤、白、適性なものを絞り込むというのはやっぱり最低3年はかかると思います。ですから今年のぐあいを見てですね、適切な種類は何かというのを見きわめて続けていくということになっておりますので。それをやるにもそろそろ、前から申し上げていますが、生産のほうの法人化というの皆さんと相談しなければいけないと思っております。もう今年から来年ぐらいにはやっていかないと、もうブドウができてきますから、つくる方法を考えなきゃいけない。

それからもう一つ申し上げますと、前に坂城町はこれから技術のある町ですから、ワインをつくる機械をつくるということも検討していただけないかというふうに声をかけているわけですが、これがですね、ワインの広域化によってですね、一挙にやりやすくなるというふうに思っております。坂城だけではなくて、ほかの広域の中の新たに始められるワイナリーの方が、もし適切なサイズの割と小型のワイナリーの機械ができればですね、それをご利用していただくチャンスもあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、多面的に総合的にいろいろ考えながら、なおかつ少しでも坂城町で土壌がいいわけですから、そこでワインづくりをしていくと。

場合によっては、先ほど話が出ました耕作放棄地のところでもワインブドウを植えていくということも、非常に具体的にわかりやすい戦略になるかなというふうに思っております。ということで、私は今でも、あるいはこれから10年、20年ぐらいワインについては夢と希望と現実的なビジネスチャンスをつかえながら進めていきたいというふうに思っています。

**8番（山崎君）** それでは、品種的には今年3年目、ある程度の部分で町長はめどをつけていきたいという答弁でありました。

今回、広域特区を見据えてという形で前進、そちらのほうに向かっていくという形だと思えますけれども、この話が出てからもう水面下はまだどこまでの段階にいつているかわかりませんが、事務方等の話し合いになってきて、ワイン特区を広域でですね、ワイン特区をとられるであろう時節柄というか、それは今年度中、来年度中なのかそういう部分はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

先ほども言いましたけれども、先ほど町長も荒廃農地もそうだし、また作付面積を広げるためにも何かしらの対策をとっていかなければならないだろうというお話もありました。また、企業に募って、そういうワインの醸造機器ですか、そちらのほうも広域になれば、また大小含めた規模によって需要があるんじゃないかというお話もあります。

いかんせん、でもそんなに大量に出ていく機械ではないと思うんですね。ワイン醸造に対しての機械というのはね。だから、それに対して今までの答弁ですと、余り前向きな企業はい

らっしゃらないような雰囲気ですけれども、その試作品なり何なりつくるにしても当然研究費用が要るわけですね。坂城町がコトづくりイノベーションという、そういう補助金もありますけれども、その部分をいかに活用してもらって、そういう試作品なりをつくってもらっていくような方向性はあるのかどうなのかお伺いいたします。

**まちづくり推進室長（中村君）** まず、広域特区のスケジュール的なことということでございます。最初の答弁で町長が申しあげましたように、東御市長から町長に話があったという段階で、事務的な協議というのはこれからというところで、現在そういった日程調整をしているという状況でございます。東御市が呼びかけるということで、そちらから日程調整の話が来て、今それはやっているということでもあります。

相当順調にいったらという仮定でお話をしますと、年に3回特区の申請の時期がありますけれども、5月というのが最短の申請時期ということになっております。そうしますと1カ月ぐらいで認定がおりるということでもありますけれども、そこに間に合うかどうかというのは、今後の協議次第かなというところがございます。

それから、機械の関係でありますけれども、今、議員さんがおっしゃられたように、コトづくりイノベーション補助金等、そういったものを活用していただければというふうには考えておるところでありますけれども、具体的にまだ動きがないという中で、実際どんな試作に費用がかかるかという部分もまだ全くないという状況でありますので、そういった話が具体化してきたところで、また検討させていただければというふうに考えております。

**8番（山崎君）** ワイン醸造機器、まだそうやって具体案は出てきていない部分で、そうやって話が出てきた場合には、そうやって町のコトづくりイノベーションなどを利用して試作機をつくってもらおうという話でありました。

そうやって手を挙げてもらうのを待っていたんではどうなのかなと私は思うんですね、だから。本当に企業を活用してやれるのかどうなのかって疑問に思うところもあるわけですよ。町長は、一生懸命旗を振ってやってくれて言っている割には動いてくれないという部分があるもので、そこを私は危惧しているわけです。そうやって手を挙げてくれる企業が出てくることを願っております。

あと、先ほどシードルの話を少しさせてもらったんですけれども、ワイン発泡酒ですかね。一応そういう項目を入れておいたほうがよかったから、入れてあるような雰囲気ですけれども、実際ワイン以外のシードルというのは、坂城町ではまだつくられていないわけですけれども、そういうほうに向かってやろうという方はいらっしゃるのかどうなのか。

先ほどのワインのブドウ、やっぱり6年、7年、今3年目ですから、これからつくっていくに当たって今営農の関係の補助金を使っている方たちも、それぞれに生食と一緒にワインブドウに従事される方もいらっしゃいます。これは産業振興課のほうのかかわりも出てくると思う

んですけれども、産業振興課でも今年ワインブドウに対しての補助金も出します。そういう部分でワインブドウの補助金は、もしかしたら産業振興課になるのかもと思うんですけれども、どの程度の今回はワインブドウの補助金によって、苗木の補助金によってその作付がされるのかというのは出ておりますか、以上ですけど。

**まちづくり推進室長（中村君）** 先ほどシードルということでございます。シードルにつきましては、今後施設をつくっていかなければならないということでもありますけれども、施設ができた暁はですね、ブドウだけですと時期が限られた稼働になってくるということで、この施設を有効に活用する。またはそこに携わっている、施設を運営される方にとってブドウの醸造が終わった後ですね、ちょっとあいてしまうということもありますので、そういった部分で有効活用するという意味合いでは、シードルというのは有力であるというふうに考えております。

**産業振興課長（塚田君）** ワインブドウ苗木の補助金につきましては、今年度2名の方、およそ20aを植えるという予定でおります。

**8番（山崎君）** こうやってワイン、今度は20a作付の補助金の申請が出ている形で、そうやって増えていくであろう。これはまだ進捗状況としてゆっくりでありますけれども、それで増やしていくことがあると思います。

遅かれ早かれワインの産地にしていって、もうそれは当然、町長のご意思であろうから、その方向で進んでいくと思っております。2020年、東京オリンピックには海外の方をワイナリーでおもてなしという町長の構想があります。できれば私もそうなっていただければなという気持ちであります。ではワインに関しては、これからも伸びていくことを期待しまして次の質問に移ります。

2番目といたしまして、下水道工事に伴う道路整備についてであります。

イ．歩道の確保についてであります。

昨年12月議会において、南条小学校建設に伴い下水道工事を行い、谷川以南の面的整備を進めていくとありました。そこで、国道18号線、産業道路に次ぐ幹線道路である旧北国街道、南条地区にとってはとても重要な生活道路であります。その道路の整備を下水道工事とあわせて行うことはできないか。

また、南条小学校PTAからも通学路の確保として上げられている側溝にふたを設置し、歩道として利用する工事はできないか答弁を求めます。これで下水道工事に伴う道路整備についての1回目の質問といたします。

**建設課長（青木君）** 公共下水道の整備は、平成32年度をめどに金井、新地、鼠地区の公共下水道の整備完成を目指しており、平成27年度は南条小学校の建設にあわせ布設した下水道管渠を金井地区の旧北国街道、通称旧道と呼んでおりますが、この旧道を谷川へと延伸させ、旧道と産業道路の間の地域において下流から順次工事を進めてまいります。

旧道の道路幅員は4 mから6 m程度で、両側にふたのない側溝がある区間と幅員が狭くふたつきの側溝が整備されている区間があります。下水道の工事は、国からの補助金を受けて実施しており、補助事業の基準に基づいて適正な施工が求められます。路面のアスファルト舗装の復旧につきましては、下水道工事で影響する範囲までの舗装復旧となります。

また、側溝については下水道工事の影響がない限り、改修工事等は補助対象とならないものです。道路側溝は道路に降った雨水を流し、道路沿いの敷地への浸水を防ぐ役割があり、また側溝にたまった土砂などを清掃する管理が必要となることから、基本的にふたは設置していないものでございます。

現在、ふたのない道路側溝にふたを設置すると、道路に降った雨が宅地に流れ込むなどの心配も出てまいります。道路側溝のふたの設置については、下水道工事にあわせて設置することは難しい状況ではございますが、地元区で調整をいただき、区から申請をいただく中で町単事業として順次整備を図ってまいりたいと考えます。

現在、町ではPTAの皆さんと協働で道路の路肩部分を緑色に着色するグリーンベルトの設置をしており、歩行者の安全確保を図る対応も進めております。平成26年度において、通学路となっている旧道の町横尾から金井にかけての一部区間についてグリーンベルトを設置いたしました。27年度も引き続きご質問のあった旧道部分も含め通学路へのグリーンベルト設置を計画的に進め、児童・生徒など歩行者の安全確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**8番（山崎君）** 下水道工事に伴い道路はその補修等はしていく、全面舗装なのか、部分舗装なのかわからないけどしていくけれども、あの側溝は含まれていないというお話でした。

今回、道路ストック総点検事業が行われまして、その中にも旧北国街道、旧道ですね、あそこも含まれております。順次そうやって順位づけをして、道路ストック点検事業におきましても国の補助金を活用しながら舗装をしていくというお話があります。

そこで、今回道路ストック点検事業におきまして、もう恐らくランクづけがあると思うんですよね。ひどいランクAから何分割、5分割ぐらいに分かれていますかね。その中で特に傷んでいるところAランク、そうじゃないところ一番下がDかEかそうになっていると思うんですけれども、恐らく下水道工事でそのまま掘りっぱなしで、そこだけ舗装をしてしまうと、もうランク的に落ちていくと。今のまんまの旧道でありましたらランク的には上かもしれませんけれども、部分的な舗装だとランクづけが落ちてきてしまうから、その部分は舗装をし直す部分がいいと思うんですけれども。

また、幹線道路として今回34.1 kmでしたっけね、道路ストック点検事業。その中でもその中の主要道路として、今回その北国街道も位置づけられていると。最近の道路というのは側溝がついていても一体化になっていて、フラットになっている新設道路が多いです。最近で

きた道路が何カ所かあります。私も最近できた道路を見てくると、側溝と道路が平行になっている。フラット化されている道路が最近の新しい施工としてできております。でも、ちゃんとふたがかかっている、その部分では水が入っていくような工夫がされ、グレーチングを一部使ったりして、グレーチング使ってやっている部分が多いです。

主要幹線道路として国道、産業道路に次ぐ幹線道路であります。交通量としても車の行き来も多いですし、通学路ですし、歩く方も多い。また、これから老人の方たち、お年寄りの方たちの4輪電動車ですか、ああいうのも走る回数が増えていくと思います。側溝があるということは、やっぱり町長が進めておられる町周辺のバリアフリー化ですよ。町長は以前、町バリアフリー化を駅周から始めていくとおっしゃってございました。そうやって下水道工事に伴って側溝にふたをしながら、そうやって一体化した道路をつくってバリアフリー化する考えはないのか。

また、町単工事で区から上がってこなければ、なかなか動けないようなお話でしたけれども、金井区としては、そういう町単工事というのは全く上がってこなかったのか、今までに。この部分はどうなのか、まずお伺いいたします。

**建設課長（青木君）** 道路側溝につきましては、新しい新設道路につきましては側溝等を設置しておりますけれども、ご質問のありました旧道につきましては、道路自体が大分以前からある古い道路ということで、また宅地が道路よりも低いところにあるところもあるという中では、地元等の調整が必要というような場所が大変多いところでございます。

また、今まで道路側溝について町単補助事業の関係でございますけれども、旧道につきましては一部町単補助事業ということで申請がございまして、幅員の狭い箇所がございます。そこにつきましては、道路側溝ということで地元調整をいただいて、町単補助事業で道路側溝を設置した箇所等もあるところでございます。

**8番（山崎君）** 今回の答弁の中に道路よりも宅地のほうが低いと。私も国道沿いに家がありまして、もう国道は旧北国街道よりも40cmか50cm上がっているのが実情であります。私も以前、うちの国道との間に石で敷いたそういうのがあるというのを聞いて掘り起こしてみたら、しっかりその当時の石が出てきました。うちももう150年以上たっているうちですから、旧北国街道沿いから、昔からあるうちですから、道路がどんどん上がっていったという実情が見てとれるわけです。

こうやって今度下水道を通していくということは、その部分におきましてもそのレベルですね、道路のレベルも旧街道まで下げる、今こうやって側溝を見ていると、かまぼこ型みたいになっているんですよ。真ん中が膨らんで、側溝よりも上っ面のほうにそういうアスファルトがかかっているというのが実情です。だから、実際にそこまで道路を落とす、そうすれば雨水もそうやって流れもそこに偏らないでできるような工夫ができると思うんですよ。全面的



にそうやって、ますのレベル等も調整しながら道をフラットにして、既存であった道路に近くしていく。そうするとフラットになっていくんじゃないかと私は思うんですよね。側溝にそのレベルに合わせたものを設置していく。そういう形でやれば、家のほうにも水が行かなくなると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか、今までの道路レベルのまんまで舗装をしてしまうのかどうなのか、その辺をお伺いいたします。

**建設課長（青木君）** 下水道工事につきましては、先ほども申しあげましたように補助対象工事ということで、補助対象になる部分というのが厳格に決まっております。基本的には掘って影響のある範囲ということになっております。ただ、狭い道路につきましては、どうしても舗装が影響して傷むという部分につきましては、全面舗装をしているところも結構ございます。

ただ、路盤まで全部かえることが補助対象にはなっておりませんので、どうしても現況の中でできるだけ上がっている部分については調整等はやってはおきますけれども、下水道の工事の中で全てそれができるかということにつきましては、なかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

**8番（山崎君）** これはね、町長が前に町内のバリアフリー化、それを言っている中で私は関連づけて、そうやって答弁願いたいと思っているわけです。町長の駅周からそうやってバリアフリー化を始めていくと。その部分で町単工事としてやるのではなく、やっていけないのか、町長はその辺のお考えはどうでしょうか。

**建設課長（青木君）** バリアフリー化事業につきましては、町として計画的に順次進めているところでございます。今回、旧道につきまして下水道工事にあわせて、そこを歩道という形でふたができるかという部分につきましては、現在の中、なかなか難しい状況でございます。

また、先ほども申しあげましたように、この区間につきましてはP T A等とも協力してグリーンベルト等の設置をしております。またP T Aと8月ごろ、町のほうでいろいろ交通安全の要望箇所等、関係課と一緒に現地のほうを回りまして、順次危険箇所については年次計画等を立てまして整備をしているところでございます。

**8番（山崎君）** 補助対象でないから下水道と町単工事としての要望があるところを予算内でやっていく方針であると。あとはグリーンベルトで通学路はやっていきたいという話です。本来でしたら町単工事じゃなく、町で私はやっていくべきだと思っております。なかなかそういうふうにはいかないのかもしれないけど、それはまた金井区の区長さんから、あるいはその周辺の方たちからの要望が出ていると思いますから進めていく形になると思いますけれども、できればそうやって一体化としてやっていく、私はべきだと思っております。

今現在の世の中は道路ありきであります。私の家も先ほど申しあげましたけれども、150年以上たっています。新地の国道沿いにあり、国道との段差も本当に四、五十c mあるわけです。国道舗装するたびに段差が高くなっていく、広がっていくというのが実情でした。下水道工事

とあわせて子供やお年寄りに優しい、町長が進めているバリアフリー化を行うべきであります。駅周辺からバリアフリー化を行っているわけですが、その辺も含めてまた考えていただきたいと思えます。

ワイナリー形成事業において独自性のあるワイン醸造は不可欠であります。それに伴いワインブドウの栽培面積の拡大が重要なポイントであります。ワイナリー形成事業が軌道に乗り、ひとり立ちするには今しばらく時間がかかると思われます。坂城産の自慢のワインができるのを楽しみにして私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時20分～再開 午後 2時31分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦君の質問を許します。

**13番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今日は教育委員会の改革について質問がありますので、当事者でございます中村教育委員長にもご出席をいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、質問に入っております。

1. 教育委員会制度「改革」のねらいは

この4月から教育委員会の制度が大きく変わります。教育委員会は全ての都道府県と市町村に置かれ、公立学校の管理、教職員の人事、教育への指導、図書館、スポーツ施設の管理など行っております。しかし、昨年6月教育委員会制度を定める法律が改悪されました。

もともと教育委員会は戦後1948年、選挙で選ばれた教育委員の皆さんがその自治体の教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足しました。お国のために血を流せと子供たちに教えた戦前の中央集権型の教育行政を改め、教育の自主性を守るため教育行政を首長から独立させたものであります。

しかしその後、この公選制は廃止され、一部の教育委員会で形骸化が進みました。その背景には歴代の自民政権が君が代、日の丸など国の方針を学校現場に押しつけるため教育委員会事務局にその役割を負わせ、教育委員会の自主性を奪ってきたという問題があります。その結果、教育行政の中に閉鎖的で官僚的な対応も広がりました。事務局が隠蔽を行い、教育委員が蚊帳の外に置かれた滋賀県大津市のいじめ自殺事件での隠蔽問題は、その典型的な例であります。

それでもなお、教育委員会は首長からの独立性が残されています。そのため例えば橋下徹大阪市長が違法な思想調査を行おうとしたとき、市教育委員会が否決し教育現場を守りました。島根県松江市では、教育長が漫画の「はだしのゲン」を学校図書館から撤去させたとき、教育委員会がその決定を取り消しております。これらは教育委員会が独立した行政機関、きちっと



機能していたからであります。政治が教育に果たす責任は、条件整備などによって教育環境を整えることでもあります。政治が教育内容に介入し、ゆがめるようなことは絶対に行ってはならないことです。そこで、順次質問してまいります。

イといたしまして、教育委員会の形骸化にならないか。

これまでの教育委員会は、国や地方自治体の首長から独立した行政組織です。教育長は教育委員会が任命し、罷免もできる点に最大の特徴がありました。しかし、今度の改正は教育委員長と教育長を一本化し、首長が議会の同意を得て直接教育長を任命することになります。教育委員会から教育長との関係を逆転させ、教育委員会を教育長の支配下に置く、こういうものがあります。その教育長を誰が監督するのか答弁を求めます。

第1条の4で総合教育会議が設置され、首長が会議を招集し教育政策に関与することになります。時の首長が教育内容をゆがめない、この保障はあるのかどうか、その歯どめは効くのかどうか、この点についてご答弁願います。

ロといたしまして、「教育大綱」の策定のあり方は。

第1条の3、首長が教育の振興に対する大綱を策定するとしております。大綱は国の教育基本振興計画の基本的な方針を参酌して定める、このように述べています。国の方針どおりに策定せよという内容なのかどうか、この点についても確認したいと思えます。

ハといたしまして、教育委員会制度「改悪」のねらいは何か。

安倍首相は教育基本法の改悪に続き、今度の教育委員会の独立性を奪い、形骸化させ、一層の競争教育の推進と道徳教育の教科書化で、過去の侵略戦争を美化する愛国心教育を押しつけるための改革ではないかと私は感じるところであります。この点について中村教育委員長のご見解をお伺いするものであります。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 今、大森茂彦議員さんからご質問がありました。イ、ロ、ハとご質問がありましたけれども、私からはイの話を中心にお答えを申し上げたいと思っております。

教育委員会制度「改悪」の狙いはとおっしゃいましたけれども、教育委員制度「改革」の狙いはとタイトルどおりお答えいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが平成27年4月1日から施行されます。この改正につきましては教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長いわゆる首長（くびちょう）ですね、首長との連携強化を図ることなどが目的とされております。

改正の概要といたしましては、四つのポイントが掲げられております。一つ目といたしましては、新教育長の設置であります。現在、教育委員会には教育委員長と教育長が置かれていますが、この教育委員長と教育長を一本化し、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する新教育長を首長が議会の同意を得て任命することとされております。なお、この新教育長制

度は法律は27年4月施行ですが、現在の教育長の在職終了時に移行という経過措置が設けられております。

二つ目といたしましては、教育長へのチェック機能の強化等について掲げられております。新教育長判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集を実現するとともに、教育長が委任された事務の管理、執行状況を報告する義務について規定されております。

また三つ目といたしましては、総合教育会議の設置であります。この総合教育会議は首長が招集し、構成員としては首長と教育委員会とされております。会議の趣旨といたしましては、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にするとともに、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場とすることにより教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることができることとされております。

また四つ目といたしましては、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱を首長が策定することが掲げられております。ご質問で教育委員会から教育長の任命権も教育長を指揮、監督する権限もなくなるのではないかとございますが、任命権については首長に移行しますが、教育委員会については、改正後も教育長と教育委員による合議制の制度は継続されます。

また、教育長の監督というチェック機能ですが、さきの2点目で申し上げましたが、委員定数の3分の1以上からの会議招集の請求制度が法律上制度化されるとともに、事務の管理及び執行の状況を報告することなどが法律上明文化され、チェック機能は強化されています。

総合教育会議は首長が招集することで、首長によっては教育内容をゆがめるのではないかと趣旨のご質問もあろうかと思いますが、総合教育会議は構成員が首長と教育委員会とされ、両者での協議・調整された結果を尊重することとされておりますので、首長の一方的なものにはならないと考えられます。

また、首長の施策の展開については、議会の審査というチェックも入りますし、施策が好ましいものでなければPTAやその他町民の意見によって、首長の一方的な考えのものにはならないと考えるところであります。

教育委員会制度につきましては、新教育長の設置、首長との連携強化など変わる方向であります。教育委員会は引き続き教育行政の執行機関として政治的中立性の確保もされているところであります。

当町、坂城町ではこれまでも教育委員会と連携を図る中で教育行政を進めてまいりましたが、制度が変わりましても今までの連携や信頼関係を深めながら、新しい制度の中でよりよい教育行政の推進に取り組んでいきたいと考えるところであります。

**教育委員長（中村君）** 大森議員からの教育委員制度「改革」のねらいは何かの質問にお答えいたします。

今回の改定は、大津市の中学生自殺事件をきっかけに、現行の教育委員会制度の責任所在の曖昧さ、危機管理体制の欠如といった問題から見直しが図られたと認識しております。この現行制度の欠点を改善するために、地方教育行政に対する国の関与のあり方を見直し、1番として繰り返しになりますが、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を置くことで責任の明確化。2番目、教育委員会に予算の執行権限を持つ首長を加えた総合教育会議を設置し、首長が会議を招集する。3番、この総合教育会議において教育に関する大綱を首長が策定するというものです。

この新しい制度には、大きな欠点があるというふうに認識しております。それは過去の苦い経験から教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するためにつくられた現行制度、これが60年近く続いてきたわけですが、その精神がですね、場合によっては覆される危険性があるということです。というのは、新しい制度のもとでは教育の目標や施策の根本的な方針を定めた大綱は首長が変わるたびに4年ごとにですね、変わる可能性があるわけです。教育は時間をかけた取り組みによって初めてですね、達成されるものです。そういう意味からもですね、危険性が増したのではないかと認識を持っております。

これから新しい制度がスタートしますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性をいかに確保するか、首長や新教育長による暴走が起きないように、教育委員会としてのチェック機能をですね、今まで以上に充分充実させることが、これからは特に重要な責務になるというふうに考えております。

また、愛国心教育をこれから押しつけてくるのではないかと質問ですが、そういった意見やですね、動きがあることは私も承知しております。しかし、愛国心というのは学校で教えるものではないと考えています。子供たちが成長していく過程でおのずと身につけていくものであるというふうに思います。愛国心は教えるものではなくて育てるものです。生まれ育った地域に対する感謝や誇りといったものが愛国心につながっていくと考えています。ですので、学校で愛国心を教えるという動きに対しては、重大な関心を持っていく必要があるというふうに考えております。かつ、しっかりしたチェック機能というものをですね、教育委員会が果たしていくことが、これからは一層重要になるのではないかとというふうに考えております。以上です。

**教育文化課長（柳澤君）** ロの「教育大綱」の策定のあり方は、について答弁申し上げます。

教育委員会制度改正のポイントの一つに、教育に関する大綱の策定が挙げられています。大綱は市町村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであるとされております。この大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされ、また一方で教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、首長は地域の実情に応じて大綱を策定

するものとされております。

教育の目標や施策の根本的な方針について、総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整し、大綱は首長が策定することとされ、その大綱のもと、それぞれ所管する事務を執行することとされております。この大綱につきましては教育分野において、町の最上位計画であります総合計画との関連性を踏まえながら、町としての教育施策に関する方向性を明確化することが大切と考えているところでございます。以上です。

**13番（大森君）** 4点について新しい教育委員会の制度の新しい内容が答弁ございました。

しかし、まず教育委員長の任期ですが、今までは4年でしたが、今度は3年と短くなります。なぜ3年か、それは新しい首長が選挙で選任されたときに、自分の大綱ができるようにすると、そういう内容になるわけです。だから、先ほど教育委員長のご答弁でありましたように継続性だとか、あるいは安定性、そして中立性、こういうものが非常に不安定な状況が心配されてきます。

今まで四つに、いろいろなことをきれいごととして並べているわけですがけれども、これはこれで全く否定するわけではございませんけれども、一番私が気にするところは、やっぱりそういう中身があるということと、市長やあるいは町長等の姿勢によってですね、大きく教育内容が変わる。特に今の例を出しましたけれども、大阪の橋下市長、教育委員会を無視してどんどん進めていくということや、ロパクチェックということで、学校の卒業式やいろんな行事で「君が代」を歌っているか歌っていないか、これをチェックさせる、こういう教育内容、校長を選任していくというところまで今出ているわけです。

その点についてですね、やはり今の制度ですらそれができると。これが今度は首長がその教育委員会の中に入って、そして首長が会議を招集するということになります。一応合議制で担保されてはいるということですが、いつまでもその状態の膠着状態が続くということでありませぬので、やはり最終的な権限は首長の責任で執行するということの可能性が非常にあります。

そういう点でですね、とりあえずは今の坂城町の責任者であります町長、そういうとりあえず今の任期、あと1カ月ちょっとでございませぬけれども、まずその点について今の町長のお考え、姿勢について答弁を求めます。

**町長（山村君）** まず、教育大綱についてですけれども、これは多分、首長が変わるからその都度がらから変わるというものではないだろうと思っています。私の持っている教育大綱のイメージはですね、坂城町では10年に一遍、10年長期計画をつくります。5年ごと見直すと。実施計画は3年ごとローリングすると。この中にもうしっかりとした教育についての基本的な町としての考え方をしっかりとうたっているわけです。ですから、そういうものを全く無視してですね、町の長期的な大きな計画を無視して、仮にですよ、首長が勝手にごろごろ勝手なもの

をつくるということは、まず一般の町民にはなじまないだろうというふうに思っております。

したがってですね、今回の制度を私は評価する点はですね、むしろ教育総合会議、会議が開かれて、これは今までですね、ここには首長は入っていないわけですね。ですから逆に言うと、どっちが暴走するかわかりません。それはお互いのチェック機能ができるというふうに僕は思っております。

とにかく、教育については首長も含め、議会の皆さん、議員の皆さん、町民がしっかりと見ていくということが必要で、首長の場合にはおかしなことをすれば、それはリコールされたり首になったり、選挙で落ちるということになるわけです。ですから、それはしっかり皆さんと一緒に見ていかなきゃいけないというふうに思っております。

杞憂する面もあるかと思えます。それから制度面をですね、国で決まった制度で4月1日からスタートしますので、僕はこれを覆すことはできないわけですね。ですから、この中でしっかりと見ていくということをお森議員さんと一緒にやっていきたいというふうに思っております。

**13番（大森君）** 普通の首長は暴走はしないということで、教育委員会とお互いの暴走をチェック・アンド・バランスでいこうという、今の山村町長の姿勢だというふうに一定程度の評価といいますか、安心はするところではあります。

中村教育委員長にお尋ねするわけですが、今度4月からスタートするけれども、今の任期はそのまま継続されるということになるわけですが、やはりそれについては同じような責任分担といいますかね、大綱をつくっていったり、あるいはこの組織体制、総合教育会議、これも今の任期中であっても、それを進めていくというようなことでよろしいのでしょうか。教育長かな、済みません。どちらかその答弁ができる方で結構でございます。よろしくお願いいたします。

**教育文化課長（柳澤君）** まず、任期という部分であります。この任期という部分につきましては、まず現在の宮崎教育長の任期がある部分まで教育委員長と教育長という2人体制でいくということで経過措置が定められておりますので、委員長の任期ということではございませんで、宮崎教育長の任期が終わるまで教育委員長とともに仕事を進めていくというところでご理解をいただきたいと思えます。

それから教育大綱でございますけれども、これにつきましては4月からの策定を順次進めていくような状況となるかと考えております。そういう中で4月以降は恐らく宮崎教育長と教育委員長というような、お二人の並立的な状況になるかと思えますけれども、その中で教育委員長と首長とが一緒になって大綱をまとめていくという考え方でいるところでございます。以上です。

**13番（大森君）** 今の組織的なものについてはわかりましたが、この過渡期についてですけれ



ども、これはもう当然首長、町長がこの総合教育会議を招集して始まるという形になっていくわけですか。それについての責任分担と申しますか、現在の教育委員会の委員長さんと教育長が並列でいって、町長まで来るという、この辺の責任分担、とりあえず任期までの間はどのような形で進められるのか、ご答弁願います。

**教育文化課長（柳澤君）** それぞれ役割というような状況になります。まず、宮崎教育長の任期中は委員長がいらっしゃるわけですので、教育委員会の代表という部分につきましては教育委員長が新しい制度が移行するまではお務めいただくというような状況になります。

そういう中で教育大綱につきましては、首長とそれから教育委員会というような状況でありますので、その部分につきましては首長の立場、それから教育委員会の中で教育委員長という立場、教育長という立場の中でそれぞれ意見交換をして、教育の施策の展開について協議をしていただくような状況となります。以上です。

**13番（大森君）** 時間もちょっと半分ほど来てしまいましたので、教育委員会についてはこれでちょっと終わっていきたいと思うんですが、やはり中村教育委員長の答弁でありましたように、やはり教育というのは継続性と安定性と、そして地域に根差した教育をしていくということとあわせ、中村教育委員長が大分ご心配されている愛国心の道德化、これについてもですね、本当に今後ますます強まってくるだろうと。そして憲法を変えていくということですね、やはり集団的自衛権まで含めた中身の教育改革だということをつまえていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

やはり、そういう意味でこの教育改革、第一歩で非常にきれいごとを並べることもあるんですが、やはりこの先がどういう道へ行くのか、しっかりと全町民で見詰めていく。そして町民のチェックもきちんとしていくということを含めて今後取り組んでいきたいというふうに考えています。次に二つ目の質問に入ります。

町民の命を守る社会保障としての国保に

国民健康保険法、この法律の目的第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」ということで、社会保障を第一に挙げております。

安倍政権は、税と社会保障の一体改革と称して、昨年4月消費税を8%に、そして2017年4月に10%を実施するとしております。また、昨年6月に成立を強行いたしました医療・介護総合法と新年度予算での社会保障予算の聖域なき見直しということで、危機に直面させられているのは介護と医療の分野です。

医療では、医療・介護総合法で病床削減を盛り込んでおります。ますます病院にかかりにくくなってまいります。また70歳から74歳の窓口負担をこれまでの1割から2割に引き上げる。このことは対象年齢を1歳ずつ引き上げていると、現在それが実施されております。アベ

ノミクスなどによる格差の広がりや介護保険料の値上げ、軽自動車税の負担増など町民の可処分所得が減少しております。結果、貧困がより進んでいるのではないかと思います。

イといたしまして、国保加入者の状況についてお尋ねいたします。

所得階層別の世帯数とその比率、滞納世帯数は何件、そしてまたその加入者に対する比率についてどうなっているか。資格証明、短期保険証の発行状況についてご答弁を願いたいと思います。

ロといたしまして、国保税の軽減のため、一般会計からの法定外繰り入れをであります。

高くても払いたくても払えない国保税を軽減するため、全国の自治体では法定外繰り入れを行っているところが増えてきております。県内でも結構増えていると思われませんが、特に当町において一般会計からの法定外繰り入れはできないのかご答弁を願います。以上で国保についての1回目の質問といたします。

**収納対策推進幹（宮下君）** イ．国保加入者の状況について、数字的なことで何点かご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、国民健康保険加入世帯の所得階層別の状況でございますが、平成26年度においては課税所得額が200万円以下の世帯が1,066世帯で、全体の46.33%、200万円から600万円までの世帯が1,094世帯、47.54%、600万円以上の世帯が141世帯、6.13%という状況でございます。

続いて、国民健康保険税の課税額の階層別世帯数でございますが、本年2月1日現在の国民健康保険税の課税額の状況で申し上げますと、10万円未満が1,293世帯で全体の52.31%、以下10万円から30万円が927世帯、37.50%、30万円から50万円が183世帯、7.40%、50万円から課税限度額の81万円までが60世帯、2.79%という状況となっております。失礼しました。50万円から課税限度額の81万円までが69世帯、2.79%という状況となっております。

3点目のご質問の国民健康保険税の滞納世帯数の件数と加入者に対する比率はというご質問でございますが、平成26年度分の国保税については、3月の最終納期の分が残っておりますので25年度の状況でお答えいたします。平成25年度の現年分の滞納世帯数は159世帯となっております。25年度末の国保加入世帯数が2,284世帯でありますので、滞納世帯の割合は6.96%という状況でございます。

町が保険者となって運営している国民健康保険の安定した制度運営を図るため、引き続き国保税の収入未済額の解消に努めてまいります。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、イの国保加入者の状況はのうち資格証明書、短期証の発行状況についてお答えいたします。

国保税の未納額がある世帯につきましては、通常の徴収業務や臨戸徴収のほかに10月1日



の保険証の切りかえ時期に合わせ納税相談を行い、納付方法等について相談をいただく機会を設けておりますが、相談にも応じていただかず、ご連絡もいただけないなどの世帯につきましては保険証を返還していただき、かわりに被保険者資格証明書の交付を行っております。

また、資格証明書交付対象世帯以外の世帯につきましては、納税相談の機会の確保を目的に未納額や納入誓約の履行状況などに応じて6カ月、3カ月、1カ月と有効期限を区切った短期被保険者証の交付を行っております。資格証明書や短期証の交付につきましては、国民健康保険法の規定に基づき実施しており、交付世帯数は2月末現在で資格証明書5世帯、短期証79世帯の合計84世帯で、保険証の切りかわる平成26年10月1日から19世帯の減少となっております。

国保税は加入者の皆様の公平なご負担のもとに成り立つ国保運営を支えるための貴重な財源でございます。今後におきましても臨戸徴収や納税相談等の機会を設ける中で、より一層国保税の納税に対しご理解をいただき、資格証明書や短期証の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、口の一般会計からの法定外繰り入れをについてお答えいたします。

国民健康保険事業につきましては、一つの独立事業といった性格を有しており、その財源につきましては加入者の皆様にご負担いただいている国保税、また国・県・町からの決められた率による負担金や補助金、社会保険などからの制度間調整による交付金などとなっております。

当町の国保におきましては加入者の減少が続き、国保税の収入が減少する一方で、医療の高度化等により医療費の支払いは増加し、国保会計は基金を繰り入れる中で運営をしておりますが、基金残金は年々減少してきているところでございます。

しかしながら、国保事業は特別会計において独立採算で経理されるべきものであることから、現時点におきましては、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては考えていないところでございます。町におきましては国保加入者の負担をできるだけ抑えるため、引き続き国保税収入の確保に努めるとともに、保健センターを中心に実施している特定健診の受診や保健指導により、病気の重症化予防等により医療費の抑制を図り、国保の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 収納担当のほうからもうちょっと細かくお願いしたいと思うんですが、総所得のところでは200万から600万でしたかね、という答弁でございましたけれども、これはその低所得から600万というね、この幅の広いのはちょっと状況がよくわかりませんので、400万円未満ということでちょっとご答弁願えればと思いますが、いかがでしょうか。

**収納対策推進幹（宮下君）** 再質問にお答えいたします。所得階層別の状況で200万円から400万円、400万円以下の世帯で世帯数及び割合でございますけれども、世帯は882世帯で全体の38.33%でございます。以上です。

**13番（大森君）** ちょっと資格証明書あるいは短期証、これは保険税が滞納した方に対するペナルティーということで行われているわけですね。これについては、ほかの税金あるいは介護保険等々についても当然滞納されている方々です。そういう皆さんがずっと大変さを増しているんじゃないかというふうに思うわけです。

例えば住民税でいけば6千万ほどが滞納されていらっしゃるし、あるいは固定資産税でも1億9千万、それから軽自動車でも500万、トータルで税金の点では2億7,200万ほどが滞納されているということです。そこへあわせて国保が25年度末では9,800万ですかね、という状況になっています。やはり町民の生活、そして所得が非常に少なくなってきたという中でですね、やはり国保税を、これらのほかの税金と比べまして国保税の比率が非常に高いわけですね。3千人ほどの加入者で9,800万ほどの滞納もあるという調べではあるんですけども、やはりそういう点では国保が高いということで、県内の状況では社保協の調べた資料によりますと、県内の77の市町村のうち35の市町村が一般会計から繰り入れをして、1世帯1万、2万、1人当たり1万とか2万とか軽減させる努力をされています。やはり当町においてもですね、約半分の自治体が実施しているわけです。やはりこれについてもっと町民の生活に寄り添うということで一般会計からの繰り入れを求めたいということ。

それからもう一点は、資格証あるいは短期証の発行ですけども、これは税金、国保税が払えない、こういう世帯がですね、窓口で10割の支払いが丸々できるかと、これはできないわけですね。そういう状況の中でもうこれは命にかかわる問題、もうこれは本当に人権問題だというふうに私は思います。まず、全ての世帯に正規の保険証を交付するという、こういう立場に立っていただきたいと思うんですが、この2点についてご答弁願います。

**福祉健康課長（天田君）** それでは、まず初めに一般会計からの法定外の繰り入れについてでございますけれども、先ほど議員さんのほうから77市町村の中で35市町村が実施されているというお話をいただきましたけれども、先ほどと繰り返しになろうかと思っておりますけれども、国保税が特別会計において独立採算で経理しているものという認識であります。ですので現時点におきましては、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては考えていないところでございます。

次に資格証交付者、また窓口預かりの対応についてということでございますけれども、いろいろな方がいらっしゃる中で交付されている方、納税相談を行う中で個々の状況に応じてそれぞれ対応をさせていただいているところでございます。資格証の方につきましては分納されている方もおられますし、納付の約束をされても守らないでなかなか難しい方もいらっしゃいます。ですが、なるべく納税相談に来られない方等につきましても臨戸訪問をし、お話をする機会を十分つくる中で対応を進めているところでありますし、今後もそういったことで対応をしていきたいと考えております。

**13番（大森君）** これはどうも行ったり来たりということで、ちょっと前進が見られませんので、これは宿題として今後も研究していきたいというふうに考えております。

次に、第3問の財政運営のあり方について質問いたします。

イといたしまして、財政調整基金の適正規模はどのくらいか。

財政調整基金、これについてですが、行政の会計というのは会計年度で締めていくというのがまず第一の大原則です。しかしながら剰余金が生じた場合、決算上の剰余金のうち基金への編入及び積み立て、または地方債の繰上償還の財源への充当額を差し引いた残額は、どのような歳出の財源にも充当してもよい、差し支えないと、このようにも言われております。その使途の方法は、いつときに金額を一括歳入歳出に計上して財源とすることができるわけです。

幾つかの自治体では財政調整基金の目安を決めて運営しております。一般的に算出の基準は、標準財政規模の5ないし10%としております。当町においてはこの標準財政規模からいきますと、4億2千万円程度ということになります。しかし、経済動向の影響で財源の確保が大きく左右されます我が坂城町におきまして、この財政調整基金の適正規模はどのくらいなのかということをお尋ね申し上げます。

その財政調整基金へ積み増しするという必要でもありますけれども、この適正規模をはじいて、そしてその分、次年度へ、残った分は次年度へ回していくという、そういう考えが必要ではないかと思えます。平常の年度の予算、約60億前後でございます。それに対し財政調整基金の残高が近年20億円に達しております。あればあるだけいいというのではなくて、次年度予算に充当させ、町民の暮らしを応援する、そういう施策が必要と考えますけれども、これもあわせてご答弁を願います。

**総務課長（田中君）** 財政運営のあり方についてのイ、財政調整基金の適正規模はどのくらいかについてお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、町積立基金条例に基づき設置されております。地方公共団体の財政は、経済不況等により大幅な税の減少に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされること等がございますことから、このような予期しない収入減少や不時の支出に備え、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために財源に余裕がある年度に積み立てを行っているものでございます。

当年度の歳出は、当年度の歳入で賄うことが大原則であります。当町のように歳入が景気の動向に左右され、企業収益や個人所得の状況で大きく増減する場合は、減収時の備えが必要となります。また、減収に伴う地方交付税の交付が当該年度に必ずしも反映されず、タイムラグ、時間差を生じて行われることから、ある程度の積み立てが必要と考えております。加えて昨年の大雪を初めとした予期しない自然災害などを考えた場合、不慮の支出への対応等の想

定も考えると、一定の積立金も必要となってまいります。

当町の財政調整基金の26年度末の残高につきましては、今議会の初日にご報告をいたしました一般会計第10号補正予算までの時点で22億2千万円ほどを見込むところでございますが、実際には同日付で上程いたしております27年度の当初予算案において2億2,700万円の取り崩しを見込んで予算編成を行っております。それを勘案すると19億9,800万円ほどが財政調整基金の残高となります。

ご質問の中で、適正な保有率の目安として標準財政規模の5%から10%とのお話ございましたが、これを当町に当てはめると10%の換算で4億2千万前後という額になります。全国に目を向けますと実際に10%程度を目安としている自治体もあるようですが、財政規模の大きな市がほとんどであると思われ、町村においては現実的ではないと考えます。長野県下の状況を見ても、比較が可能な24年度決算で町村において、財政調整基金の保有額が標準財政規模の10%以下の自治体は、一つもない状況となっております。こうした状況からも標準財政規模の10%という保有額は現実的とは考えにくく、景気の動向の影響を受けやすい当町の財政上の特性からも厳しい数字と考えるところでございます。

財政調整基金の適正規模につきましては、それぞれの自治体が置かれた状況や事情により当然異なってまいります。自治体の中でもその時々で変動するものと考えております。当町につきましては、景気の動向の影響を受けやすい歳入の特性などに加え、南条小学校の建てかえによる文教施設整備基金の減少や葛尾組合の維持・解体、広域ごみ処理施設にかかる負担、既存インフラの長寿命化対応など喫緊の課題も出てきております。インフラの長寿命化対応につきましては多額の費用が長期間にわたって必要となり、財源について一定の補助は見込まれるものの、当然、町の財源が必要となってまいります。そういったさまざまな状況を勘案する中では、現在の残高は適正なものと考えております。

町におきましては、今後も特定目的基金を含む基金全体のバランスを考えながら、財政調整基金の適正な管理を行ってまいりたいと考えております。また、町民生活への応援策といった部分につきましては、福祉を初め教育、産業振興といったさまざまな分野に必要な予算を計上し、行政運営を行っているところでございます。

**13番（大森君）** これだけ大きな景気変動ということになれば、それなりの調整基金、積み立ては必要だということでもありますけれども、それは必要だと思うんですが、標準財政規模で決めるということにいかなくても、しかし一応の目安、当町の60億から65億ぐらいの財政規模の場合は大体どのぐらい、あるいは法人税が大体このぐらい、何割ぐらいのものを占めていると、歳入の中でね。そういう点についてある程度の目安をやっぱり設けていく必要があるのではないかと。20億程度でも、それであと頭打ちでされるのかどうか、今後ね。それもはっきりしていないということもあります。

それとあとはインフラ等のありましたけれども、それについても別の基金へもう積み立てていくというようなこともやっぱり必要ではないかというふうに思うんですが、その2点について時間が足りませんが、ご答弁願います。

**総務課長（田中君）** 財政調整基金の目安ということなんですが、基金残高につきましては捉える時点によって増減いたします。また、社会状況によっても変動いたしますが、当面の財政調整基金の目安といたしましては、20億円程度を確保してまいりたいと考えております。

また、特定目的基金と基金全体、先ほど申し上げましたが、特定目的基金を含んで基金全体のバランスを考えながら財政調整基金の積み立ても行っていきたいというふうに考えております。

**13番（大森君）** いよいよ国政も大きく変わろうという状況になってまいりました。そして、特に教育問題がクローズアップされて、教育委員会が大きく変わってくるということで、教育委員長のご答弁にありましたように、やはり非常に今後危険な方向に向かうのではないかと、いうことを危惧するところであります。

今日は、非常勤であります教育委員長にもご出席いただき、ご答弁いただきました。これからの教育行政をしっかりと見詰めていきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** 本日の一般質問は終了いたしました。

ここで、福祉健康課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**福祉健康課長（天田君）** 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。本定例会に提案をいたしました議案第14号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書に関する説明書の10ページに記載漏れがありましたので、訂正をよろしくお願いいたします。

**議長（柳澤君）** お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時32分）

## 3月10日本会議再開（第3日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君



5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) 排水溝の蓋はほか                   | 窪田 英子 議員 |
| (2) 子ども・子育て支援新制度で、保育園はどう変わるかほか | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 教育についてほか                   | 西沢 悦子 議員 |
| (4) 文化財についてほか                  | 中嶋 登 議員  |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 最初に4番 窪田英子さんの質問を許します。

**4番（窪田さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

信毎の「建設標」を読んでいると、3月2日の早朝の県内大規模停電の折、腎不全の腹膜透析中の方に停電が起きてしまった。起きないようにしてほしいのと、器具の改善、改良を願っていた。本当に大きな問題だと思いました。いろいろな病気の方がいる中どう過ごされたか、38万戸に及んだ大規模停電、ギャロッピング現象が起きてショートした。第2号線も着雪がショートの原因と見て調べているとのこと。たくさんの人の生活する中で、さまざまに考えたことと思います。反省材料として今後考えていかなければと思いました。

さて、質問に入ります。

1. 排水溝の蓋は

雪が降っていなければ何もない細い道路で、対向車が来てよけようと駐車場の橋の上に乗っているように見えたのに、次の瞬間に車の前輪がことんと雪の中に入り車が傾いたようで右側の家の人や通りがかりの人が救助に入り、見ていて思ったことは、道路の雪をその溝の中に入れて溝が道路の一部になっていることだと思い、ところどころに溝があり、家の入り口の幅だけふたがついていて、ほかの部分はない。しかし春から秋までは確かに必要のないふたのようですが、一たび雪となると溝の中まで雪が降り、道路と同じようになってしまい、土地



カンの悪い人たちにとり、大変危険だと思いました。財政的に無理なのか、冬場はどうしてもいいのかその点はいかがですか。

幼稚園の子供たちは、そんな危険な場所が好きで、またいで歩いたり中におりて歩いたり、親が危ないからやめなさいと言っても注意を聞こうとせず、友達同士でふざけてまたいで歩いたりしています。丸太の半円のようなふたでもいいのでふたをしてほしいが、雪を下水の中に入れない、さらに道路より深く雪を除き下水らしくしてほしい。さらに下水ありと注意するよう危ないところは注意書きをしてほしい。掃除がしにくいからふたをしないという言いわけは危険なときに用いる言葉ではない気がします。また、コンクリートのふたは重いので、ふたにしても外しやすい材質がよいと思います。

質問に入ります。

イ. 排水溝に蓋を

ロ. 雪の日は特に危険

ハ. 蓋のない所は注意看板を

これで1回目の質問を終わります。

**建設課長（青木君）** 排水溝に蓋は、についてお答えいたします。

道路に沿って敷設されている排水溝、一般的には道路側溝と言っております。この道路側溝の役割としては、道路に降った雨水の排水や道路沿いの敷地への侵入を防ぐ役割と、道路沿いのお宅から雨水や生活排水を流す役割があります。また道路側溝にたまった土砂や落ち葉などの掃除が必要となることから、道路側溝には基本的にふたは設置されていないものですが、道路の幅員が狭くて道路側溝の上を通行する場合や、交通量の多い幹線道路等で道路側溝にふたがないと通行に支障が生じる道路には、必要に応じてふたつきの道路側溝が設置されている状況です。

ご質問の道路側溝で、家の入り口の幅だけふたが設置されている状況につきましては、家の出入り口のため必要な箇所について占用申請を行っていただいているものと考えられます。現在、ふたのない道路側溝にふたをする場合は、道路に降った雨が宅地に流れ込む心配なども出てまいり、車両が通行するふたは強度も必要でコンクリートのふたか、鉄の格子状のグレーチングになり、いずれもふたが重いため地域の方が清掃等の管理をしていく上でも大変になるため、ふたつきの道路側溝の設置については、地元区で調整をいただき区から町単補助工事の申請を受け順次整備を図ってまいりたいと考えております。

次の雪の日だけは溝の中にも雪で道路化してしまうということですが、道路の除雪については、町の幹線道路は業者に委託をして除雪機械により実施をし、委託路線以外の生活道路については、区長さんを通じ地域の皆さんにお願いをしているところです。

冬場、道路側溝に雪が投入されて道路と同じ高さになっている場合は、ご質問のありました

ように、車の脱輪や道路側溝に投入された雪が流れていき、下流でつまり水が道路にあふれてしまい、通行に支障になることも考えられますので、除雪の際は道路側溝に雪を投入しないよう委託業者などと除雪の方法を検討するとともに、雪が降る前の時期に開催されている区長会を初め、広報、ホームページなどを活用し、住民の皆様をお願いしてまいりたいと思います。しかし、大雪などの際、除雪などで側溝の位置が見えなくなってしまう場合などの危険な箇所には、バリケードやセーフティーコーンを設置するなどして注意を促し、安全対策を図ってまいりたいと考えます。

次に、蓋のない所は注意看板をについてでございますが、ふたのない全ての道路側溝に注意看板を設置することは、費用面や設置をすることで見通しが悪く交通安全上危険になるなどの課題等がありますが、ふたつきの道路側溝からふたのない道路側溝に変わることで、道路の幅員が減少するなどの危険箇所については、危険防止のため防護柵や幅員減少の標識または矢印板を設置し、安全確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**4番（窪田さん）** 除雪の際には、側溝に雪を入れないということ、広報やホームページで安全なお知らせして下さるとのこと、また危険防止のために立て札というんですかね、それも入れてくれるとのこと、安心しました。

これで1回目の質問を終わります。知らなかったのですが、坂城の中には本当にたくさんの排水溝のふたのなしがありました。

次の質問に入ります。

## 2. 住所の転入、転出について

都会のよさと田舎のよさのように、その地に住みたいという確固たる理由のもとに住所を移動する場合があります。田舎を知ってしまったら都会に出ると憧れている間は夢のようかもしれない。しかし、住んでしまうとひんやりした都会の生活に味を見出すことができない。そのように都会を知っていて長野県は温泉もあり景色もゆったりしていて素晴らしいと言う人もいます。田舎の中にも市から比べると田舎のような村や町もある。

そのように住んでみると自分の描いていた土地ではない場合もあり、移動したいと次の視点で移動するようになる。その転出の際に、儀式的に転出届を出すだけでなく、まだ住みよい町や市を求めて転出する際に、よいところ、悪いところを記入していただき、よい点はさらにいい場所に変えていき、悪い場合も次の入ってくる人たちにも考えてあげるだけのことを考えてあげるようにしたら坂城町も大分改善されていくと思う。子供さんのいる家庭では、上田公園、長野市公園などがある点は魅力的では。野球場、サッカー場等がある市はいいなと思う。強制的でなく、書いてもいい人だけに書いてもらい、プライベートなことに立ち入ることは避けたい。

質問に入ります。

イ．町に転入、転出の際は理由欄をもうけては

こういう質問をしたんですけれども、アンケートが既にも書いているとのこと。できれば人口減少だけは避けたいので、転出の際はアンケート形式で理由を述べて反省資料にしたほうが良いと思いました。これで1回目の質問といたします。

**住民環境課長（金子君）** 住所の転入、転出について、イ．町の転入、転出の際は理由欄をもうけてはについて、お答えいたします。

転入届及び転出届に関しまして、住民基本台帳法上、転入については氏名、住所、転入をした年月日、従前の住所、世帯主の氏名及び続柄等の事項を、また転出については、氏名、転出先等の事項を市町村長に届けなければならないと規定されております。この規定に基づき転入及び転出の際には住民異動届書を提出いただいておりますが、それ以外の項目につきましては、届出事項として定めておりません。

また、住所、氏名等が記載されております住民異動届出書に転入・転出理由を記入することに抵抗を感じる方も予測されることや、個人のプライバシー保護の観点等からも、町としましては理由欄を設けることはできないものでございます。

現在、町では転出される方へのアンケート調査は行っておりませんが、昨年9月から長野県の移住・定住促進の一環として転入理由をお尋ねするアンケート調査を実施しております。アンケート調査は無記名で転入された年月日から始まり、世帯主の年代、家族構成、転入された主な理由、住居の形態、転入する決め手となった動機等の項目について任意により回答をいただいているところでございます。

**4番（窪田さん）** 転入の場合はアンケートを書きいただくということで、転出に関しては企画からお話があるとのことですので、お願いいたします。

**議長（柳澤君）** 質問の趣旨がよくわかりませんが。

**4番（窪田さん）** あるんだよね。

**議長（柳澤君）** 今の2問目の質問は終わったんですか。

**4番（窪田さん）** いいえ。

**議長（柳澤君）** じゃあ、質問、何を聞こうとするか、明瞭に。

**4番（窪田さん）** 転出者を対象としたアンケート調査実施の有無についての再質問につきましては、企画政策課でお答えしますと書いていただいております。住民課のほうでは、町に転入、転出の際に理由欄を設けてはと言いましたけれども、転入はアンケートで書いているので大丈夫なんだそうです。

**議長（柳澤君）** それは住民環境課の説明をあなたが述べたということで、質問なのかどうかのかわかりませんが。

**4番（窪田さん）** それで、転出のほうにつけてはどうですかということを質問しましたら、転

出のほうはアンケートを書いていないので、企画のほうで答えてくださるということでした。

**住民環境課長（金子君）** ただいま申しあげましたとおり、住民環境課につきましては、県の依頼を受ける中で、転入部分についてだけ実施をしているということでございます。現在のところ住民環境課としては、転出に関しては調査という部分ではまだ考えているところではありません。

**4番（窪田さん）** じゃあ、これはよろしいですね。

質問に入ります。

3. 坂城あったかシェアスポットは

テレビを見ていて、大きな部屋で囲碁やマーじゃん、将棋を夢中でやっている姿が映って、こんな催しをすると省エネだというのです。それに大きな市でやっているのか盛り上がりがすごく、活性化に大きくつながるとのこと。親交も深まり、昼食や夕食に盛り上がっている人たちは金銭ではなく大きな気持ちになり、その土地に住み、住みやすいまちを築いている。1カ所に集中しているので、家庭の電気を使用しないのでまちの電気の節約になる。家の中にだけいる人たちに声をかけ、みんなと会話やゲームやおいしいものを食べたりして、本当に笑顔の生活ができている気がします。

質問に入ります。

イ. 坂城の活性化は

ロ. 冬場の節電は

これで1回目の質問を終わります。

**企画政策課長（荒川君）** 坂城あったかシェアスポットはについて順次お答えをいたします。

家庭での省エネルギーを推進し、地域でのコミュニケーションや活性化をつなげる提案として夏場のクールシェア、冬場のウォームシェアといった取り組みが全国各地で展開されております。

冬は暖房を使う期間が長く、また夜間も含めて長時間多くのエネルギーが家庭で消費されている状況から、長野県内ではあったかシェアと言っておりますけれども、この取り組みは一人お一人が暖房を使うのではなく、家族やご近所で一つの部屋に集まったり、暖房をとめて町に出かけたり、皆さんで暖かい場所に集まることでエネルギーの節約につなげてまいろうとするものであります。

みんなで集まることで、暖かさだけではなく楽しさも共有でき、長野県環境部におきましては、信州あったかシェアプロジェクトといたしまして、暖かく過ごせる施設や場所、イベントを広く紹介しております。ご案内のとおり、坂城町では平成23年度から坂城スマートタウン構想を推進しており、エネルギーの消費の無駄を省き使用料を削減をする。また使うエネルギーのものによってですね、そのエネルギーの技術を選択をしていく、また地域のエネルギー

を有効に活用していく、町民また事業者の皆さんが広くかかわる仕組みを構築をしていこうと、こういった基本的な考え方のもとに、地域全体の電力の効率的な利用に向けて取り組むとともに、家庭における省エネなど住民のライフスタイルのスマート化についても推進しています。ライフスタイルのスマート化について、クールシェアやウォームシェアといった取り組みは、省エネだけではなく地域コミュニティの活性化においても重要であり、今後さらに推進していかなければならないと考えております。

今年度、町におきまして、あったかシェアスポットイベントといった、特に指定した箇所はございませんけれども、さかきふれあい大学や公民館、文化講座を初め図書館、びんぐし湯さん館、そして現在古雛まつりが開催中がございますけれども、鉄の展示館、ふるさと歴史館など地域の皆さんが集まれる場所や機会は数多くございます。省エネルギーの取り組みとともに皆さんが楽しみながらコミュニケーションを深められる場として周知を図ってまいりたいと考えます。

**4番（窪田さん）** その場に行ったらみんなに会え、1日楽しく過ごすことができるなんて夢のようです。ぜひ夢がいつの日か実現できる日を楽しみにしております。これで3番目の質問を終わります。

#### 4. 駅前に看板は

昔、坂城にいた方で、坂城の駅は不便だというので、どこがですかと聞くと、欲しいものが買いたいのどこに行ったらいいかわからないと言うのです。住んでしまうと、坂城の駅が当たり前のようにあり、変わっていないのですが、昔住んでいてこうあってほしいという、かすかな望みみたいなものがあつたのでしょうか。今、長野駅も大工事で7日が一般公開とか、あそこまでは考えていなくても少し変わっていてほしかったのでしょうか。車社会になり、電車の利用が少ない点もあり大変かと思いますが、質問に入ります。

イ. 駅に売店は

ロ. 駅前にお店の看板は

よろしくをお願いします。

**建設課長（青木君）** 駅に売店はについてお答えいたします。

坂城駅の売店につきましては、昭和30年代から駅舎の入り口において旧国鉄の売店として営業されており、その後キヨスクにおいて営業されていたものであり、当時は新聞、雑誌、お菓子、飲み物など販売されておりました。さらにしなの鉄道が開業した後もしばらくの間は営業されておりましたが、しなの鉄道がキヨスクとの委託契約を全て解除し、店舗として直接契約することに変更されたことから採算性の問題などもあり、平成11年ごろに閉店いたしました。

現在、しなの鉄道の駅につきましては、しなの鉄道の直営駅である軽井沢駅、小諸駅、上田



駅、戸倉駅、屋代駅におきましてお土産として地域の特産品などが販売されているのみであり、しなの鉄道の駅員が販売を行っており、新聞、雑誌、お菓子、飲み物等を取り扱う一般的な売店機能を持ったものはない状況です。また、平成18年に駅の活性化を図るためとして屋代駅の構内にコンビニエンスストアが出店いたしましたが、思うように売り上げが伸びなかったことから平成20年に閉店となった経過もございます。

一般的に駅の構内において売店の営業を行うには、乗降客や売店を構える場所などの問題があることから、上田駅におきましても新幹線駅のあるJR側におきましては観光客を対象とした売店はありますが、しなの鉄道側においては売店の営業は難しいとされております。このような状況であることから、イベントなどにあわせた臨時的な特産品などの販売は考えられますが、経常的な売店の出店は難しいものと思われまます。駅の待合室などに商工会やにぎわい坂城などの協力をいただく中で、駅周辺の商店などの情報提供について検討してまいりたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** 坂城駅前の案内看板といたしましては、駅周辺の鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター、169系車両などの公共施設を記載した坂城駅周辺観光マップを昨年度整備いたしました。

ご質問の坂城駅前の店舗等の場所を表示する看板につきましては、現在坂城駅の駅舎向かって右側の駐輪場フェンスと立町通り入り口2カ所に、民間業者による駅周辺の地図及び店舗名等が記載された看板が設置されております。店舗等の案内看板につきましては、民間が主体となって整備することが基本であると考えております。

なお、看板ではありませんが、坂城駅に下車された方に駅前店舗のPRと案内をしようと、坂城町商工会商業部会が、今年10月から鉄の展示館で開催予定のエヴァンゲリオンと日本刀展にあわせて坂城町の商店や食堂などの地図や営業案内を掲載したクーポン付きのチラシ、あきんど駅伝の発行準備を進めております。坂城駅やテクノさかき駅にこのチラシを置き、町外からの観光客の皆様にも手に取っていただけるようになろうかと考えております。

また、坂城駅には駅係員がおりますし、駅前には観光案内所もございます。今後も引き続きお客様が気軽にご利用できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**4番（窪田さん）** 駅前に売店というのは難しいということで、経営が成り立たないということらしいですけれども、駅前に店舗の案内板というのは、掲載したチラシが10月に出るということで、それをきつと駅の駅員さんにでも渡してもらったら、わからないときは坂城のことはよくわかるような気がしてすばらしいと思いました。

これで4番の質問を終わります。

5. カーブミラーの設置は

坂城インター線に入り、左折三つ目を曲がり左折する場合、右から車の確認をし左折するの



ですが、静かに車が右側から来ない車を注意確認し左折を始めます。それが上からスピードで来たらもうがちゃんと事故です。

質問に入ります。

イ．注意看板、カーブミラー設置は

1、カーブミラーはタイプがいろいろあります。予算上なのかつけたくないのか。2、小型だとわずかな予算で2年間も待たずにできます。安全・安心の坂城町をモットーにしています。住民の方のためにも早急の安全を望みたいのですが。3、申請中の事故に対しては。4、このような問題は危険かどうかで順番を決めていただきたい。

これで終わります。

**住民環境課長（金子君）** カーブミラーの設置は、イ．注意看板、カーブミラーの設置はについてお答えいたします。

カーブミラーなどの交通安全施設の設置につきましては、道路の拡幅や新設によって道路環境が変わり、道路管理者が必要と判断した場合と、地元区やPTAからの要望によるものがございます。地元区からの要望につきましては、区内の要望を取りまとめ、その中で特に緊急性のある施設・場所等について精査の上、毎年町に要望書を提出していただいておりますが、この要望書に基づいて施設の設置を行っております。

要望された交通安全施設の中には、カーブミラー、ガードレールなど町が設置するものと、信号機、横断歩道、交通標識など公安委員会が設置するものがございます。

また、注意看板でございますが、看板も公安委員会が設置する、「止まれ」や「徐行」などの道路標識と町で設置する、「踏切あり」や「幅員減少」といった注意を促す黄色い標識と、地元区、PTA等で設置する自主規制看板がございます。公安委員会の決定が必要なものについては、町で一括して公安委員会に要望いたしております。

町で設置する交通安全施設及び注意看板につきましては、地元区の要望と8月ごろに各学校のPTAより出される通学路にかかわる要望をあわせ、関係部署等と現地調査や聞き取りを行い、それぞれの要望の緊急度を検討する中で、緊急度合いの高い順から予算に合わせた範囲で決定、実施しております。このような状況から、いただいた要望が全て採択されない場合もございますので、ご理解をお願いいたします。

交通安全については、看板や標識の設置も重要であります、やはり運転者のモラルの向上が最も大切であると考えております。安協の方々を初め、地域の中でも隣近所での声かけや交通安全運動に取り組んでいただいているところがございますが、このような活動が悲惨な交通事故をなくす第一歩となりますので、皆様におかれましてもモラルの向上や交通安全指導など、地域啓発にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

**4番（窪田さん）** カーブミラーの件は、運転者のモラルということで気をつけていただきたい

と思いましたが。これで5番の質問は終わります。

#### 6. 坂城町に運動公園は

長野市や上田市の間に挟まれて坂城町があるので、素晴らしい公園や運動公園があるのでうらやましくて子供たちをきつと連れて行って遊んでいることと思います。上田市もプールと隣にテニスコートがあり、野球場と室内体操場もあり、上田の市民と変わりなく使用させてもらっていた。坂城もいつかそんな子供たちをスポーツを好んで自分から進んでできる環境を整えてあげたい。体育館にはマットや跳び箱、トランポリンや鉄棒等々そろっていて、自由に好きなようにできる、そんなスポーツセンターがあったらいいと思います。

質問に入ります。

#### イ. 坂城特有の公園に

公園とスポーツで子供たちを育てるスポーツ施設とプールを。美しい公園と同時に子供たちを育てたい。子供たちを上田のプール、上田の公園、上田の市民会館へと行ったように、坂城にぜひ子供を連れてくるような公園やスポーツ施設、プール等が欲しい。

これで終わります。

**町長（山村君）** 6の坂城町に運動公園は、坂城町特有の公園にというところがございます。

私からは坂城町の公園の状況と子供たちを育てるスポーツ施設の状況についてお答えしまして、詳細につきましては担当課長から答弁させます。

一昨日の日曜日に、南長野運動公園総合球技場の改修工事が終わりました、長野広域連合の一員ということもありまして、竣工式並びに内覧会にご招待いただきました。長野地区で初めて、いわゆるサッカーでしたらJ1の規格に基づく国際的な施設でもありますし、観客が1万5千人以上入れるという施設であります。今回の改修費用だけで総額80億円、国・県の補助もありましたけれども、長野市の出費は20億円というふうに聞いております。

坂城町でですね、このような大きな施設を単独で持つというのはなかなか難しい状況ではあります。しかしながら、長野広域の一員であるということで、こういう施設は積極的に使えることはできますし、観客としても行くことはできます。それから、先ほど上田の話もありましたけれども、私どもは長野だけじゃなくて上田広域連合にも入っておりますし、定住自立圏の上田地区のメンバーでもあります。したがって、例えば去年オープンしましたサントミューゼのような芸術的な施設も坂城町は堂々と利用できますし、長野も使えるということで、大型の施設はそういう地区の施設をどんどん使えばいいなという、これは結構なことだと思っております。

坂城町の状況について言いますと、これからお話し申し上げますけれども、案外ご存じでないんですね。たくさん施設があります、小型の施設ですけれども、それをもっと積極的に使っていただきたいのと、それから後で課長からもお話があると思いますけれども、ちょうど今年

度、来年度、再来年度にかけて、坂城町の公園施設の長寿命化ということで、その事業にも取り組んでおります。そんなこともお話し申し上げたいと思っております。

さて町内には、びんぐしの里公園、それから吉野健康広場、こんぴらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、さかき千曲川バラ公園の七つの都市公園やそれ以外に和平公園、坂城町運動公園、鼠橋運動公園などが整備されており、町内外より大勢の皆さんにご利用いただいております。それぞれの公園には、子供たちが遊べる遊具などが設置されており、公園を楽しんでいただいているところでもあります。

特に、本町の中心的な公園であるびんぐしの里公園は、ローラー滑り台等の遊具施設のほか、芝生広場は広く一目で見渡せるため、安全面においても考慮されていることが人気のようで、冬期においても冬の時期でも天気の良い日には、家族連れでおいでになってにぎわう場所となっております。また、4面あるテニスコートや屋内施設のスパークさかきでは、スポーツ少年団や中学校の部活動を初め、ゲートボールやブラインドサッカーなど、スポーツに親しむ社会人等にも利用され、憩いの場所に加えて運動の場として町内外から多くの方が来園されるとともに、ほかの市町村の保育園、幼稚園などの遠足の目的地になるなど、人気の施設となっているところでもあります。

このほかに、坂城町運動公園には、野球場2面、運動場、少年野球場が、また鼠橋運動公園には、マレットゴルフ場36ホールと運動場があります。このマレットゴルフ場もですね、坂城町のマレットゴルフクラブの協会の皆さんのおかげで、非常にすばらしく整備されており、毎年、長野県が主催するペアのマレットゴルフ大会、これはメジャーな大会なんですけれども、これを毎年この鼠のマレット場でやるということが決まりまして去年からやっております。

それから、このようにスポーツ少年団の活動やマレットゴルフなど、大勢の皆さんにスポーツを楽しんでいただいているところでもあります。また、びんぐし湯さん館の運動浴槽につきましては、年間を通じて家族連れの方々や町内保育園、幼稚園でも定期的にご利用いただいているところでもあります。

さらに子供たちを育てるスポーツ教室につきましては、文化センター体育館においては、専門講師により就園児等を対象にマット・跳び箱等を利用した器械体操を行うキッズスポーツ教室を実施しております。また、坂城勤労者総合福祉センターにおいては、子供の講座として4歳から小学3年生までと小学4年生から高校生までの2部制により、キッズダンス講座が実施されております。このように町内におきましてもさまざまな場所において子供たちがスポーツに親しんでいるところでもあります。

また、都市公園につきましては、先ほど申し上げましたけれども、老朽化する施設の維持更新を図り計画的に改築更新を行うことを目的に、公園施設の長寿命化を進めているところでもあります。本年度は、都市公園の施設について調査を実施し、遊具、トイレ、ステージなどの改

築更新の計画を策定しております。今後も既存の施設を有効に活用し、子供たちがスポーツに親しめる環境づくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

**建設課長（青木君）** 坂城特有の公園について、先ほど町長の答弁にもございましたが、町内には七つの都市公園を初め運動公園などが整備されております。それぞれの公園には、ローラー滑り台やブランコ、鉄棒、動物の形をした滑り台など、72基の遊具が設置されており、公園を訪れた皆さんに利用をいただいております。

中でもびんぐし公園につきましては、滑走面の長いローラー滑り台や広々とした芝生公園があることから、町内外より大勢の皆さんにご来園いただいているところです。保育園、幼稚園、小学校などの団体で、事前に公園管理センターに予約いただいた状況につきましては、平成25年度は21団体のうち町外から18団体、26年度は31団体のうち町外から25団体であり、遠足等でびんぐし公園を訪れていただいているところです。またテニスコートにつきましては、年間約6千人、スパークさかきにつきましても年間約4,500人の使用があり、スポーツに親しんでいただいております。

次にプールにつきましては、プールの建設には場所の確保、建設費、水質管理等の維持管理に多額の費用を要する上に、監視員など人的な確保、利用できる時期などの課題も多くございます。びんぐし湯さん館においては、週末に水中ゾーンとして運動浴槽を、こども天国の時間、ちびっ子わんぱくタイムとして時間を決めて水深50cm、または1mに設定しており、年間を通じて親子または3世代でご利用いただいております。既存の施設を有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。

**4番（窪田さん）** 現在も公園はあり、小さな子供たちが長い滑り台や動物のできた形の上に座ったりはできます。もし夢がかなったら、家族みんなで上田や長野まで行かないで遊べる、そんな日を夢見ていたいと思います。

いろいろな方々に、これで終わりですので、お世話になり厚く御礼申し上げます。

これで一般質問は終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前10時56分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、5番 塩入弘文君の質問を許します。

**5番（塩入君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今回の坂城町議会に上程された条例案を見ますと、教育委員会制度の改革の条例案、子ども・子育て支援新制度の条例案、介護保険制度にかかわる条例案などなどですけれども、これらはいずれも安倍自公政権が国民や関係者の意見を十分に聞かず、国会で決め、これを地方へ押しつけてきています。農協改革もそうですが、戦後つくられた民主的な制度が次から次へと

壊されてきているのが特徴です。

日本を再び戦争できる国にするため、秘密保護法や集団的自衛権の行使を閣議だけで決め、今、国会でも自衛隊が世界のどこへでも、また武力行使ができるように法改正しようとしています。自衛隊法の改正では、今まで自分の国を守るのが主たる任務でした。今回、他の国の防衛も主たる任務にしようとしています。もはや自衛隊ではなく、まさに軍隊になるわけです。安倍首相の本当の狙いは何か、戦後の平和憲法やそれに基づいてつくられた民主的な制度を端から変えて、戦前の軍国主義国家に逆戻りさせることではありませんか。そのきわめつけが子供たちに戦前の愛国心教育を強制しようとしているところを見ても明らかです。戦前の修身を復活させ、国が決めた内容の道徳を教科書として子供に教えるわけです。みずから進んでお国のために戦争に行く、そういう子供を育てようという狙いがあるわけです。

私は戦後の民主教育と平和教育に携わった1人として、教え子を再び戦場へ送るような社会には絶対してはならないと強く思っています。私は、安倍政権の暴走をストップさせるためには、自治体が頑張って町民の命と暮らしを守ることが使命だと考えます。この立場から具体的に一般質問をします。

1. 子ども・子育て支援新制度で、保育園はどう変わるのかについて質問します。

昨年の12月議会でこの条例案が出されました。私はこの条例案に反対しました。それは、待機児童を解消する目的で認定こども園、地域型保育事業など複雑な保育制度をつくり、保育基準もばらばらにし、運営する側も利用する側にとっても非常にわかりにくい制度になりました。変えた目的は何かといえば、今までのように国や自治体が責任を持って運営していた公的保育を崩し、民間委託や株式会社が参入できるようにし、保育をもうけの対象にする事業所を増やすことです。私は将来を担う子供の子育てや教育は、国と地方自治体が責任を持つべきであると考えています。

坂城町は、今までどおり三つの保育園と一つの幼稚園を充実させ、保育を続けるという方針です。具体的にこの3月議会で提案されました。そこで質問します。

イの保育料はどう変わるのかについて質問します。

今回、9段階だったものを16段階とし、階層を細分化した理由と努力されたことは。また保護者負担の変化、現状の人、安くなった人、また値上げした世帯はどのくらいか。町の収支の変化は。国からの支援はあったのか。

ロ. 保育の標準時間と短時間について

新しく標準時間が11時間保育と短時間8時間保育に分かれましたが、町としてはどう考えているのですか。今までの保育時間と大きく変わるのですか。標準保育と短時間保育を希望する園児の数はどうですか。標準時間を希望する園児が増えると職員の対応が大変になると思いますが、どうですか。子ども会議ではどんな意見が出されましたか。

ハの職員態勢をどのように充実させていくかについて

標準時間の園児が増えると、それだけ職員の数が必要になります。どう考えていらっしゃるでしょうか。また、仮に正規職員が退職したとすれば、その分だけ正規職員を採用されるのですか。

ニ、病児保育への希望はあるのでしょうか。

町単独で行うのでしょうか。千曲市や上田市等広域でも考えていくのでしょうか。

以上第1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 私からは1の子ども・子育て支援新制度で、保育園はどう変わるのか、イの保育料はどう変わるかについてお答え申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の仕組みに伴いまして、坂城町の取り組み等お話し申し上げたいと思っております。少子高齢化が進み子供の育ちや子育てをめぐる状況は著しく変化をし、悩みや不安を抱え孤立感を感じながら子育てをされている方が多くなっております。子供が安心して育まれるとともに、子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していく必要があります。

平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法に基づき質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て支援新制度が27年4月1日から実施されます。この子ども・子育て支援新制度における利用者負担額については、世帯の所得状況、その他の事情を勘案し、国で定める基準額を限度として、認定区分ごとに市町村が定めるということになっております。

町では保護者の経済的な負担を軽減すべく、保護者の状況に応じて保育の必要量を保育標準時間、保育短時間に区分し、保育料につきましても、時間区分に応じて国が示す基準額を上限として現在の保育料と照らし合わせ細分化を含め改定いたします。現在の保育料と比較しまして、細分化したことにより保育料が高くなることはないよう、平成26年度の保育料をベースとして現在の保育料を3歳以上児、3歳未満児の保育標準時間の保育料に置きかえました。

また、現在の保護者の所得税により9階層に区分してありました階層区分を27年度からは住民税の所得割課税額により16階層に細分化することにいたしました。細分化したことにより、現在の保育料のままの方もいらっしゃいますが、多くの保護者の皆様の保育料が軽減されることとなります。平成26年度ベースではありますが、約150人程度の方が軽減され、町の負担額は年約400万円ほど増えるということを見込んでおります。一方、保育料が若干値上げとなる階層は3歳以上児の高額所得者の世帯、全体の約2%、数名の方になるかと思いますが、新たに新設いたしました保育料を負担していただくこととなります。

また、多子軽減につきましても、小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用する子供さんが2人以上いる場合、年齢の高い順から1人目のお子さんの保育料は満額、2人目



のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料としておりますが、この軽減措置に加え26年度から取り組んでおります第1子、第2子のお子さんが小中学生以上となっても第3子以降のお子さんの保育料を今後も半額としてまいります。

国からの財政支援について申し上げますと、この新制度では、保育園の規模、認定区分による人数等により算定され、一般交付税として市町村に交付されることとなっております。

子供は社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が町の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。無限の可能性を秘めている子供たちが、園生活を通して生き生きと過ごし、明るい未来をつくり出す力の基礎を培うよう引き続き子育て支援に力を注いでまいりたいと考えております。

**子育て推進室長（宮嶋君）** ロ. 保育の標準時間と短時間についてから順次お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度に伴い保育園に入所されるお子さんには、年齢による資格認定や保育の必要性に応じ、新たな保育時間認定として、保育標準時間と保育短時間に区分を行い、保育料は時間外保育となる時間もこの区分により変わることになります。当町におきましても、全国一律の保育時間認定に基づき実施してまいります。

新制度における保育の必要量につきましては、保育短時間は最長8時間、保育標準時間は最長11時間の利用となります。保育短時間の場合でも保育時間が最長8時間となることから、現在の保育時間とほとんど変わらないものと考えております。

保育標準時間や保育短時間の認定については、保育を必要とする事由等により区分するもので、保護者の希望等で区分される性質のものではないことから、保育の認定に当たりましては、保育を必要とする事由により保育の必要量を認定いたします。27年度の新入園児の76名の認定につきましては、保育標準時間の認定が17名、保育短時間の認定が59名となっている状況でございます。なお、在園中のお子さんがあるご家庭については、本来なら保育短時間の認定の場合であっても、そのお宅が不利益にならないよう新制度の移行期間においては保育標準時間の認定となります。

続きまして、標準時間認定の園児が増えると子供にとっても職員にとっても大変になると思うがといったご質問でございますが、平成27年度の入園申請では朝8時半から午後4時半までの間において保育を必要とする方が80%以上いることから、現状の保育態勢で対応できるものと考えております。またお子さんにとっては、保育標準時間の認定がされておきましても、今まで同様、保護者の勤務の状況など保育を必要とする時間により保育を利用することになるかと思っておりますので、現状と変わらないものと考えております。子ども会議におきましては、保育標準時間や保育短時間の認定等についてのご意見等はございませんでした。

次に、ハの職員態勢をどのように充実させるかでございますが、先ほども申し上げましたが、約8割の方が今までどおりの利用時間を必要とするとしておりますことから、職員につきましては、現状の態勢で運営してまいりたいと考えております。また、正規職員の採用につきましては、全体の状況を捉え計画的に行ってまいりたいと考えております。

続きましてニの病児保育についてでございますが、この保育事業を行う施設には、医療機関併設型、保育園併設型、単独型といった三つのタイプがあります。病児保育を実施している多くは、医師が常に側にいるという安心感もあることから、小児科などの病院に併設された医療機関併設型であります。当町におきましては、保育園児と完全隔離したスペースの確保などの施設面、医師等の配置や医療機関との連携、協力などの体制面から病児保育、病後児保育を実施することは現段階では非常に厳しい状況でございます。

町社会福祉協議会では、仕事と子育てを両立させたいと考えているご家庭の子育てを応援・支援する事業としてファミリーサポート事業を行っております。平成25年度から病児・病後児の預かりについても援助活動を始めておりますので、ご希望の方は社会福祉協議会のほうへぜひご相談いただければと思っております。

**5番（塩入君）** ただいま町長と課長からそれぞれ答弁がありました。特に、階層の細分化により保育料が安くなる世帯が150世帯ぐらい増えたということ、そして町の財源から400万円近く投入されたこと、これは本当に高く評価したいと思います。この保育料の細分化については、私が4年前の初質問でやりましたけれども、ようやく実現してきたということです。

さて、町としては標準時間、短時間も基本的には今までどおり8時間を基本にしていくという答弁がありました。これもわかりました。

そこで、再質問したいことは、まず一つは、三つありますが、一つは新制度の開始に当たり職員態勢を充実させるということが求められてくるわけですが、どこを充実させるために何人募集されましたか。また、全員募集できましたか。人材確保で困難なことはありましたか。

次に2番目として、正規職員が退職した場合、その分だけいつまでに補充されるのですか。

3番目として、病児保育事業は今、答弁では非常に難しいというふうに言われましたが、今年度、2月に出された町の事業計画では推進すると明記されています。いつごろをめどに推進されるのですか。以上3点、質問します。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 保育標準時間が増えた場合、今の職員体制の中で充実をどのように考えているかということでございます。またどのように募集をしていったかということですが、今回の新制度に伴いまして、職員の募集をしてはございません。ただ、来年度のクラス編制の関係で必要な臨時職員の募集をしたところでございます。

また、正規職員の、もし退職者が出た場合につきましては、計画的にですね、次年度に採用をする方向でやっていきたいというふうに考えております。

それから、病児保育の関係でございますが、病児保育については上田市では平成19年度から6名の定員で上田病院で行っております。また千曲市でも来年度からということで、計画的にやっていく方向だとお聞きしております。広域的にはなかなか難しいことだと思いますので、当町としてはいろいろな事情を、先ほど申し上げましたが、大変難しい状況であるかということでもありますので、当面の間は計画的にはまだ考えてございませんので検討させていただいて、当面の間は社会福祉協議会のファミリーサポート事業をお使いいただければなということ考えております。

**5番（塩入君）** 今、答弁、三つ質問したんですが、答弁、二つはわかりましたが、2番目の質問についてですね、これから新年度で新しい体制にしていくと、出発すると、特に新支援制度にかかわっての採用ということじゃなくて、これから保育園を強化していく上でやると。私は先ほど、何人募集しましたかと、それでそれが全部満たされたのか、そういう質問をしました。だからその点について再度質問をしたいと思います。

そして、また人材確保するためには、大変苦労されたと思うんですが、その点についてはどうでしたか。以上1点。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 新制度に対応する職員の募集については、先ほども申し上げたとおりございません。ただし、今回、本年度の退職の関係ですとか、クラスの関係ですとかといったことで募集をしております。ここで、人数を申し上げることはまだ退職者の関係とかいろいろございますのでありませんが、一応募集した人数にまだ1名足りないところでございます。それについても今いろんなところはお話をして、新年度には間に合わせるということでやっております。

**5番（塩入君）** 今募集しているけれども、まだ完全に募集の数だけは満たしていないというお話でした。本当に人材を確保するということは大変だと思います。そこで、今度、町長に質問したいと思います。

今、人材確保の問題で、毎年苦労されているわけですが、一番の原因はパート職員の6カ月勤め3カ月休むという変則的な雇用があるからじゃないかと思います。また、3年たてば雇いどめになって解雇されてしまう。こういう問題について、昨年行ったアンケート調査より、これは町が行ったアンケートですが、ちょっと引用してみます、保護者から次のような意見が出されています。

一つは、なれたころには保育者が交代してしまう、子供との信頼関係がつけられたのに、代替の先生が長く勤められるようにしてもらいたい。また1年間に入れかわりが激しく子供が戸惑っているの、安定した保育をしてもらいたい。3番目に、正規で若い保育士を増やしてほしい、先生に余裕がなく日々の子供の様子がわからない。このような子供や保護者の声には私は応えていくべきではないかというふうに思います。雇用の側も毎年人材確保が大変だと思うん

です。そこで、3年たてば雇いどめ、このような雇用形態はほかの市町村にはないわけですが、人材確保も含めてこの点について町長に質問したいと思います。

**町長（山村君）** 私が基本的な考え方を申し上げまして、あと具体的には担当課長からご説明申し上げます。

もうおとしになりますけれども、坂城町の中で保育園で臨時で短時間ですね、で働いておられる方の中で、正規職員になりたい方を募集しました。それで、その方を採用いたしました。ですから必ずしも全員がですね、フルタイムで働きたいと思っているわけじゃないんです。そういう方を状況をよくお聞きして採用したという、頑張っていたいております。

採用の仕方は多様な形で進めていきたいと思っております。期間が過ぎたら3年で打ちどめというお話がありましたけれども、それは法律上の問題もいろいろあります。その辺については担当課長のほうから説明申し上げます。

**子育て推進室長（宮嶋君）** ただいまのご質問の中で、パート職員、あるいは臨時職員の雇用の方法についてでございますが、クラス担当の職員については、1年を通してクラスを担当しております。また、加配の障害児保育の関係でございますが、年長については新年度から必要な子には1年を通して加配をつけていくという方向で進めております。

また、パート保育士等につきましては、充実保育士ということの中で、代替保育士でありますとか一時保育ですとか、あるいは加配の半日保育ですとか、そういったことで職員を配置して行っております。必要に応じて1年を通して加配をつける場合においても、半年を続けながら1年を、加配を設置できるようにということで配慮しながら、子供に支障のないように専門のベテランの保育士等をつけるようにしながら保育園がスムーズに保育できるような形をとってやっておりますので、そういったことについては、今までどおり行ってまいりたいというふうに考えております。

**5番（塩入君）** 再度町長に質問したいと思うんですけれども、この問題については以前も私も何回か質問してまいりました。先ほどアンケートを紹介しましたように、保護者の立場から子供立場からもいろいろこの制度については問題があります。私も小学校1年を何回も経験してきました。小さい子供が今までかかわってくれた先生がかわってしまえば、本当に困るんです。パート職員だって同じだと思うんです。3年たてば雇いどめになる保育士さんは本当につらいんじゃないかと思えます。他の市町村には、こんな仕組みはありません。

町長は以前、他の市町村は国で決めたことをしないから違法行為をやっているんだという答弁をされたことがあります。国が悪い仕組みを押しつけてきたら、市町村は町民にとってどうかを第一に考えるべきではないですか。他の市町村は子供や保育士にとって行き届いた保育をするために市町村独自でやっています。それこそ地方自治の姿だと思います。

地方自治法には、国と地方自治体には上下関係はない、対等な立場だとうたっています。こ

の地方自治の立場に立って、この6・3制の仕組み、3年雇いどめの仕組みを今後見直すように検討してもらえないかどうか。特に町長は、2期目にも出馬されています。当選されたらぜひその中で見直しをしてもらうように検討していただけないでしょうか。以上、質問です。

**町長（山村君）** 当選したらという仮定の質問はできませんけれども、先ほど申し上げたように、あらゆることを考えながら進めていきたいと思っております。

先ほども議員からお話がありましたように、法律上禁止されていることを勝手に市町村がやるというわけにいかないと思います。ほかの市町村でやっているからといってもですね、それを表沙汰にしたらまずいケースもあります。その辺のところは、長年、副町長も研究してずっとやってきましたので、今、副町長に答弁を求めませんが、総合的にですね、答えたいかな…総合的にこれからも考えていきたいと思っております。以上であります。

**5番（塩入君）** 今、町長答弁ありましたが、ぜひ前向きによりしくお願いします。

次に、2の介護保険料の値上げについて質問します。

安倍自公政権は要支援1・2の人の介護給付サービスを切り捨て、市町村に丸投げしてきました。特養に入れる人の制限をするため、介護度3以上に限定されてしまいました。また1人の一定の所得以上の人は介護サービス利用料は2倍になります。その上、介護施設事業者の介護報酬を2.27%削減し、事業者が運営できなくなるような状態も出てきています。

町内にある事業者にお聞きしましたところ、もう限界でやっていけるかどうか判断しなければならぬとおっしゃった事業者もあります。日本の介護施設業界の三つの大きな団体が共同で介護報酬2.27%の削減に断固反対するという声明文を公表しました。

私は、町のひとり暮らしの人、老老介護をしている人、子供たちが仕事をやめ親の介護をするなど、大変な状況を聞いております。高齢者にとっても若者にとっても介護保険制度をよくしていくことは大きな課題です。

そこで具体的に質問しますが、イとして保険料値上げの根拠は何ですか。坂城町は保険料の基準額で月600円、13.6%値上げし、月額5千円にしました。その根拠である最近の保険給付費と認定者の推移は。また今後3年間の見通しはどうでしょうか。

ロとして、値上げを抑えるために、一般会計から法定外繰り入れはできないでしょうか。第1期の基準額は月額2,259円でした。それが今度5千円になります。2倍以上に値上がっています。貧富の格差が広がる中、若者も高齢者も大変です。非課税世帯への軽減制度はつくれないかどうか。以上第1回目の質問とします。

**福祉健康課長（天田君）** 介護保険料の値上げにつきまして、イの保険料を値上げする根拠は何かから順次お答えをいたします。

介護保険制度につきましては、3年ごとに高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する中で、今後における介護保険サービス料を推計し、あわせて65歳以上の方にご負担をいただく



介護保険料の見直しを行っております。見直しに際しましては、区長会の代表者や被保険者の代表者、サービス提供事業所の代表者などで構成される介護保険運営協議会でご審議いただき、平成27年度から29年度までの基準額となります第5段階の保険料を現在より600円増の月額5千円をお願いしたいと考えております。

保険料を増額する理由といたしましては、高齢化に伴う認定者数の増加と、このことによる保険給付費等の増額が主なものでございます。第5期介護保険事業計画期間である平成24年から26年度の要介護認定者数は、25年度まではおおむね640人から650人で推移をしていたところ、26年4月から増加傾向となり、26年12月末現在で698人となっております。

保険給付費では、平成24年度は約11億円、25年度は約11億2千万円、26年度は介護保険施設の新設や要介護認定者数の増加により約12億2千万円に上る見込みであります。第6期事業計画におきましても、認定者数、保険給付費ともに同様に増加を見込んでおり、要介護認定者数は平成29年度で約830人、保険給付費は27年度から3年間で41億円程度を見込んでおります。また、65歳以上の第1号被保険者の方の割合が増加していることにより、保険給付費に対する第1号被保険者の負担割合が21%から22%に引き上げられたことも保険料の引き上げの要因の一つとなっております。

次に、ロの引き上げを抑えるため、一般会計からの繰り入れをのご質問ですが、保険給付費における町の負担につきましては、介護保険法に基づき12.5%を一般会計から繰り入れております。さらなる繰り入れにつきましては、介護保険事業は国民健康保険事業と同様に独立事業といった性格を要しているものであることから、定められた負担率以上の繰り入れは現時点では考えていないところでございます。また、町におきましては、保険料の上昇を抑えるため、介護保険支払準備基金から4千万円を第1号被保険者が負担する保険料分として繰り入れることにより、保険料基準額について月額約220円の抑制を行っております。

非課税世帯の軽減制度につきましては、介護保険法の一部改正により、平成27年4月1日から公費を投入して低所得者の保険料軽減を実施する予定となっております。しかしながら具体的な軽減幅等につきましては、国において政令で規定するとされておるところですが、いまだ示されておりませんので、詳細につきましては今後の国の通知によるところでございます。高齢化の進展に伴いまして、介護保険の費用が増加している中、保険料の増加をお願いするわけですが、皆様のご理解をいただく中で介護保険事業の健全な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

**5番（塩入君）** 今、課長から答弁がありました。本当に介護保険制度もこれから超高齢化社会を迎えて、大変になっていくことは推測できます。特に、今後、第6期、これから3年間どうするかということは、本当に大きな課題だと思います。



そういう意味で、町なりきの努力もされてきていらっしやると。しかし先ほど、国の問題ですね、軽減制度につきまして、非課税世帯への軽減制度について、国はまだはっきりした態度を示していないわけですね。そういうことで特にいわゆる基準の1・2・3段階のうち、非課税世帯の第1段階だけは軽減制度をやるというふうに、今、国は言っているんですが、やはり私は非課税世帯1・2・3段階全部、非課税世帯、いわゆる軽減制度ですね、これを取り入れるようにすべきじゃないかと。本当に今、生活が大変になっている中で、これからますます介護保険料、国保税、どんどん上がっていくわけですから、そういうことはできないのか。国へもっと強かに呼びかけて、ぜひ実現するようにやっていただきたいと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

**福祉健康課長（天田君）** 軽減制度についてのご質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、先ほども申し上げたとおり、国の政令で規定をするとされているところで、現在の時点ではその通知につきまして、おこなっているような段階でございます。ぜひこのあたりもですね、早急に国のほうから通知がいただけるようにしていただきたいと思うところでございまして、またそういう点につきましても、機会を捉えまして働きかけさせていただければと考えております。

**5番（塩入君）** ぜひ国のほうへ働きかけていただいて、本当に介護保険料が少しでも安くなるように、非課税世帯には安くなるような努力をしていただきたいと思います。

次に3のほうへ移りたいと思います。地域支援事業への充実をについて質問したいと思います。

イとして、要支援1・2の介護サービスを低下させないためについてですが、第5期の要支援1・2の数の推移は、また26年度の要支援1・2の介護給付サービスの費用はどのくらいかかっているのでしょうか。今後町として、どのような対策をとられるのでしょうか。

次、ロ、介護報酬が2.27%削減される中で、事業者も運営が大変になります。どのように連携しサポートされますか。

ハとして、今後の介護行政は重要課題です。中核になる地域包括支援センターの職員態勢をどのように強化されていこうとしているのでしょうか。ハの要支援1・2を含めて、介護予防事業を行っていくわけですが、重点的に考えていることは何でしょうか。以上で第1回目の質問とします。

**福祉健康課長（天田君）** 地域支援事業の充実をについて、イの要支援1・2のサービスを低下させないためから順次お答えをいたします。

介護保険サービスは利用者の状況やサービスの使用料に応じ、要支援1・2と要介護1から5の第7段階に区分し、それぞれの状況やニーズに応じたサービスを提供しております。その中で、要支援1・2の認定者は介護を必要とするほどではないものの、入浴、排せつ、食事な

ど日常生活を営む上で、何かしらの支援が必要となる方であります。この要支援1・2の認定者数を各年度12月末現在で比較をいたしますと、平成24年度は103人、25年度は98人とおおむね同数で推移しておりましたが、26年度は要介護認定者の増加に伴い118人と増加しております。

また要支援1・2の保険給付費である介護予防サービス等諸費では、平成24年度は約3,100万円、25年度は約3,200万円、26年度は要支援認定者の増加により約4千万円に上る見込みであります。27年度から29年度の第6期介護保険事業計画では、高齢化による認定者数の増加が見込まれており、要支援1・2の認定者は29年度で約180人と推計しております。

要支援1・2の方に対する訪問介護と通所介護サービスにつきましては、保険給付から町が実施する地域支援事業への移行が予定されているところですが、町といたしましては、移行後においても今までと同様、地域包括支援センターにおいて本人や家族の希望を聞く中でケアプランを作成し、介護状態にならないよう支援をしてみたいと考えております。

次に、口の介護事業者との連携をサポートはのご質問ですが、介護サービスを提供した際に、事業所が受け取る介護報酬は国において決められており、平成27年度からは全体でマイナス2.27%の改定が予定されております。ただし、介護保険制度改正の趣旨に沿ってリハビリテーションセンターの推進や口腔・栄養管理に係る取り組みの充実といった新たに増額となる項目もございます。サービス提供事業所におきましては、新しい介護報酬の体系を精査する中で、よりよりサービス提供に努めていただきたいと考えております。

また個々の方に対するサービス提供のあり方の相談等につきましては、今までどおり地域ケア会議を初め支援会議の開催等により多職種の連携やサポートに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次にハの地域包括支援センターの職員態勢の強化についてお答えいたします。

地域包括支援センターにおきましては、国基準並びに町条例に基づき、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、各1名を配置し、これらの職種が専門性を発揮したチームアプローチに取り組んでおります。高齢化の進展に伴い、介護や支援を要する高齢者の増加が見込まれる中、それぞれの高齢者の状況やニーズに合ったサービスを適正かつ効果的に提供するため、地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。特に、地域支援事業においては、社会福祉士1名を増員し、生活支援サービスの体制整備、認知症の対策、在宅医療と介護との連携の推進、地域ケア会議の充実に取り組み、高齢者の皆さんの生活支援に努めてまいります。

次に、地域支援事業の充実をのご質問ですが、地域支援事業は、要介護・要支援になる可能性のある高齢者を対象に、要介護・要支援状態になることを予防するためのサービスや高齢者ができるだけ住みなれた地域で、自立した生活を送るよう支援するための事業であります。

介護保険制度の一部改正に伴い、要支援1・2の方が利用している予防給付サービスの一部を含め、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、全国一律の介護給付としてのサービスでなく、地域の実情に合ったサービス提供ができる地域支援事業に移行されます。これまでの介護予防は、とにかく身体機能の改善を目的とした形に偏りがちなものでしたが、実際には生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番などがなければ、その効果も半減してしまうと言われ、今後は高齢者を取り巻く環境への働きかけが重要な課題であるとされています。

こうしたことを踏まえ高齢者自身の役割や生きがいづくりにつながる取り組みとして、ストレッチ・ヨガ教室や地域に出向いた介護予防教室、地域グループの活動など、対象者の幅を広げて実施し、より参加しやすく効果のある教室としてさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、多職種連携の場である地域ケア会議をさらに充実させ、地域のニーズや社会資源の把握など、地域で暮らしやすい環境を整えていくことを目指します。介護予防本来の目的である一人一人の生きがいや自己実現の取り組みを支援し、少しでも生活の質を向上させることができるよう、事業展開を推進してまいりたいと考えているところでございます。

**5番（塩入君）** 第2回目の質問に入ります。

一つはですね、ハについてですけれども、今、課長が答弁されましたように、地域包括支援センターを強化していく上で、新たに社会福祉士が増員されたと、本当に素晴らしいことだと思います。この社会福祉士は正規として採用されているのか、臨時として採用されているのか、その点、第1点。

それからロについて、地域包括支援センターが中核となって、介護施設事業者と話し合いを持って要望を受けとめることを定期的に持つことはできないでしょうか。実際、これから介護報酬が2.27%も下がるという中で、事業自体が大変になってきていると、そういう事業者の声を町が聞き取って、定期的に聞き取ってどういうふうにして事業者が今後、運営したらいいのか、町とタイアップしながらできないものか、以上2点です。

**福祉健康課長（天田君）** 初めに地域包括支援センターの職員体制についてでございますけれども、繰り返しになりますが、社会福祉士1名の増員につきまして、現在、調整をさせていただいているところでございます。内容につきましては、正規を予定しているところでございます。

続きまして、それぞれのサービス提供事業所との定期的なケア会議ということでございますけれども、こちらにつきましてもおおむね月1回、地域ケア会議ということで開催をさせていただいているところでございます。また、それぞれの個々のケースにおきましては、必要に応じて事業者さんと連絡をとらせていただいている、こんなような状況でやらせていただいております。

**5番（塩入君）** 今、課長から答弁がありましたけれども、ぜひ特に地域包括支援センターが

リーダーシップをとっていただいて、介護施設事業者とこれから全面的に協力しながら要望も受けとめていってほしいというふうに思っています。

それから、介護予防についてですが、昨年度もですね、私も上平のセンターに行ったり、それから社協の夢の湯でやっている状況を見たりしてきています。これは質問じゃありませんけれども、実際、本当に一生懸命になって高齢者の方が、年齢的には80歳を超えている人も一生懸命やっている姿がありました。ただ、ああいう施設があるのに、なかなか知らないで来ないと、もっと多くの人に来てくれればいいなという要望もあったんです。

そういう意味で、去年は北日名にですね、新しい社協が中心になって北日名公民館を居場所として使ってきていると。これは同僚議員も言われましたけれども、そういうところをね、これからもっともっと地道に増やして行って、近くでもそういうことができるように、お風呂へ入るとか、そういうことは上平のセンターとか、夢の湯しかできませんけれども、そのほか気軽に運動できる居場所をですね、居場所づくりを本当にこれからつくっていただきたいというふうに考えております。

じゃあ、最後にまとめに入りますけれども、特に、町として保育料の細分化されたこと、保育時間を8時間を基本として進めていく方向が示され、本当によかったと僕は思っています。ただ町長にも再質問しましたけれども、やっぱりこれからの体制ですね、職員体制という点では、大きな課題があるんじゃないかと。自治法でもですね、先ほど申し上げましたように、地方自治法では、国や地方自治体は同等だと、自治体は直接町民に責任を持ってやらなきゃいけないわけですから、そういう意味で十分考えていただきたいと思うんです。

この地方自治法というのは、戦後新たにつくられたわけです。ご承知の方が多いと思いますけれども、一番欠点は、やはり国が言うことを全て地方自治体は従わなきゃならないと、こういうことを何とかして対等にしようということを考えてわけですね。一つの経験から、これは学んだと思うんですが、戦時中、市町村は国の命令で何でも従わなきゃならないと。満蒙開拓、ご存じだと思いますが、満蒙開拓で国の言うとおりに従って一番多く送り出したのは長野県です。ご承知だと思います。そしてその多くの半分近くが犠牲になりました。

旧、今は阿南町になっていますが、旧大下條村の村長の佐々木忠綱さんという人は、忠綱村長は、国の指示に従わず1人も満蒙開拓に送りませんでした。そのため、その村は1人も犠牲者が出なかったわけです。こういう村が幾つかあったということを知ります。この佐々木村長は、当時できていた信州自由大学で勉強していた人だそうです。これこそ自立した町のとるべき道だと僕は考えています。

このように、また最近の信毎ですね、旧河野村の村長、胡桃沢盛村長のことが書かれています。社説に書かれていました。この旧河野村は、胡桃沢村長が国の指示を受けて全面的に送り出したわけですね。そして満州で73人の集団自決をした村人がいたわけです。そういうこ

とがあったために彼は自責の念というか、自分で自死してしまった。わずか41歳です。そういうことが書かれていたわけです。

同じ地方自治体の首長の判断によって、町の人を殺すか殺さないか、命を守るか守らないかが戦時中にもあったわけですね。こういう痛切な反省のもとに、戦後新しい自治法は国と町は、市町村は同等の関係でなくてはならないと、幾ら国が押しつけても悪法であったら、それは従わないというのが戦後の自治法の基本だと思うんです。坂城町は本当に自律した町です。どことも合併しませんでした。そういう意味で、本当にこれからも展望のある町だと僕は思っています。だからこそ、町民の声に耳を傾けて、勇気を持って町民のための町政を進めていっていただきたい、要望したいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時51分～再開 午後 1時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

**7番（西沢さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 教育について

イとして、教育委員会制度改正についてです。

この質問につきましては、昨日の大森議員の質問の内容と重なる部分もありますが、ご了解いただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、この4月から教育委員会制度が大きく変わります。それに伴う関連条例の改正が今議会に上程されました。改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、国の関与の見直しを図るためとされていますが、これは2011年に大津市で起きたいじめ自殺問題で指摘された教育委員会の対応のおくれや隠蔽体質を改善することがその主な狙いだろうと想像がつかます。

その点当町におきましては、町長と教育委員会との連携や危機管理体制の構築、学校現場との意思疎通など今まで努力を積み重ねてきた実績はとても大きいと評価しています。しかし、子供たちを取り巻く状況はとても複雑で、2月に川崎市で起きた中学1年生の上村君が命を奪われた事件は、教育現場に大きな問題を投げかけました。児童生徒の命の保護などの緊急の場合に講ずべき措置についても、新教育委員会制度の中の総合教育会議で協議・調整がなされることとなります。首長と教育委員会が一致して対処できるということでしょうか。

今までのように、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする基本に

変わりはないわけですが、政治からの中立性、教育の普遍性が侵される懸念について、昨日の教育委員長答弁でも触れられました。4月から施行される新制度を有効に機能させ、坂城町の子供たちが健やかな体と心で夢に向かって学べる、よりよい環境をつくるために、新制度の運用を慎重に考えてほしいと思います。

そこで次の3点について質問いたします。

一つ目は総合教育会議についてです。教育委員会の上位に町長が主催する総合教育会議を設置し、教育行政の指針となる教育大綱を策定します。また教育の条件整備など、重要な教育施策や児童生徒などの命、身体のプロテクトなど、緊急事態への対処をすることなどについて、協議・調整をすることになっています。この総合教育会議のメンバーについては、基本は首長と教育委員ですが、有識者の参加についてはどのようにお考えでしょうか。

次にこの会議の事務局を担当する部署についてお伺いいたします。また会議の開催について、年に何回程度予定をしているのでしょうか。

二つ目は、教育大綱についてです。総合教育会議において、町長が策定しますが、町の教育の方向性を明確化するものだと全員協議会で説明がありました。この教育大綱の策定期間について、いつをめどに考えているのでしょうか。またその内容については具体的にどのようにお考えでしょうか。

三つ目は、新教育長についてです。教育委員のトップの教育委員長と事務局トップの教育長の役職を統合した新教育長を町長が任命できますが、新教育長の移行について改正法では移行措置が設けられています。その移行時期について昨日の答弁では、今の教育長の任期が終わるまで継続をしたいということでした。この質問に対する答弁は求めません。

次に口として、小中学校の適正規模についてです。

昨年12月に文部科学省は、公立小中学校を統廃合する際の基準を約60年ぶりに見直す方針を決め、今年の1月19日にその手引き案を公表しました。内容については、それぞれの教育委員会に通知が来ていると思いますが、今まで標準学級数を12学級から18学級としていましたが、全国で約半数が標準学級数を下回っている現状があり、適正規模の学校でも今後10年以上の児童生徒の動向を踏まえた検討を要求されました。

そこで最初に、坂城町の小中学校の児童生徒数とクラス数の動向について、お伺いいたします。現在の3小学校と中学校の児童生徒数とクラス数をお尋ねします。また、今後5年間の各小学校のクラス数の見込みをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま西沢議員からご質問がありました。教育について、その中のイ教育委員会制度改正についてのご質問がありました。三つご質問ありましたけれども、全般的な考え方、それから初めの質問について私から答えまして、あと残りは担当課長からご答弁させてい



たきます。

まず、教育委員会制度の改正についてでございますが、先ほどお話がありましたけれども、昨日の質疑の中にもありましたので、またお答えも重複するところがありますけれども、ご勘弁いただきたいと思えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが今年の4月1日から施行されるということになります。この改正につきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長、首長（くびちょう）ですね、との連携強化を図るなどが目的とされております。改正の概要といたしましては、四つのポイントが掲げられております。

一つ目としまして、新教育長の設置、二つ目は教育長へのチェック機能の強化等、三つ目は総合教育会議の設置であります。そして四つ目、教育に関する大綱を首長が策定する、これが掲げられております。中でも、総合教育会議は、首長が招集し構成員としては首長と教育委員会とされております。会議の趣旨といたしましては、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にするとともに、首長と教育委員会が協議・調整することにより教育政策の方向性を共有し一致して執行に当たることができるとされております。

そこで、ご質問にありました総合教育会議における意見聴取として、協議に必要があると認められるときは、関係者または学識経験者から意見を聞くことができるとされております。協議内容によっては、会議への参加をお願いする場面も生じてきょうかと考えております。

また、総合教育会議の運営に当たり必要となる事務局につきましては、首長が総合教育会議を設け招集するという事としておりますが、これは首長部局で行うということといたしまして、かねてより町の長期計画、総合計画を策定しております関係もありますので、町の施策の計画や調整を担当する企画政策課を考えております。また、会議につきましては、年の回数ですけれども、一、二回ぐらいかなと考えておりますけれども、必要に応じて開催するというところだと思っております。

**教育文化課長（柳澤君）** イの教育委員会制度改正について答弁申し上げます。

教育委員会制度改正のポイントの一つに、教育に関する大綱の策定が挙げられております。大綱につきましては、市町村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであるとされておりますから、町の総合計画の関連性を踏まえながら策定をしまいたいと思えます。それから時期の部分でありますけれども、この大綱策定につきましては、平成27年度中に総合教育会議を開催し、早い段階で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの小中学校の適正規模について答弁申し上げます。

近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が、中長期的

に継続することが見込まれること等を背景といたしまして、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念をされております。

このことから、文部科学省におきましては、学校の小規模化に伴う諸課題に対応すべく公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを策定しました。町における現在の3小学校と中学校の児童生徒数とクラス数につきましては、今年度南条小学校が379名、12クラス、坂城小学校が274名、11クラス、村上小学校が187名、8クラス、坂城中学校が413名、13クラスとなっております。

今後5年間の各小学校のクラス数の見込みということでございますけれども、南条小学校が平成27年度から31年度まで12クラス、坂城小学校が平成27年度から29年度まで11クラス、平成30年度は10クラス、平成31年度は9クラスの予定でございます。村上小学校につきましては、平成27年度と28年度が8クラス、平成29年度から31年度が7クラスの見込みとなっている状況でございます。以上です。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。

最初に、イの教育委員会制度改正についてですが、今のご答弁の中で、総合教育会議のメンバーについては、内容については学識経験者も参加してもらい、次に事務局が企画政策課で担当して年に一、二回必要に応じて開催させると。それから教育大綱の策定期間についても、平成27年度中、早い段階ということでございました。

おおよその形が見えてきたと思いますが、この総合教育会議で決められる教育大綱の対象期間の考え方については、毎年あるいは町長の任期4年など決められていないということですが、一方では、町の教育の方向性を定めるものとなっております。昨日の質問の中でも、教育の継続性を担保するためには、総合計画の中で考えていきたいと答弁がございました。先ほどのご答弁の中でも、早いうちに総合計画の中でというご答弁がございましたが、27年度は総合計画の前期5カ年の最終年に当たります。そしてその後、後期5カ年が始まるわけですが、今の総合計画の中に町全体の教育目標は盛り込まれていません。それで、これを入れるとなると、本当に大きな変更になると思いますが、これを後期計画に反映させるのかどうかという、その点についてお聞きしたいと思います。

**教育文化課長（柳澤君）** 町の教育目標という部分でございます。教育大綱につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、町の教育に関する総合的な施策につきまして、その目標ですとか施策の根本的な方針を定めるものとされておりますので、そういった部分で町の総合計画との関連性を踏まえたものとして考えていきたいというふうに思うところであります。

一方、町の第5次長期総合計画でありますけれども、平成32年までの10年計画であります。議員が述べられましたとおり、27年度におきまして前期を振り返り、平成28年度から32年度までの後期総合計画が策定予定で、その作業も27年度に行われてまいろうかとい

うふうに思われます。

そういう中で、大綱につきましても後期計画の策定作業と並行してつくっていくことになろうかと思えますけれども、学校教育あるいは生涯学習の両方の教育の分野の施策の方針を定めていくことになると思われます。そういった中で教育目標でありますけれども、この部分につきましても、進むべき方向に落ちがないように総花的に策定するというような方法もございませし、あるいは達成可能な目標としてわかりやすいものがないかといったご意見も出てきようかと思えます。そういう部分を勘案しまして、教育目標の位置づけを含めて、その作業の中で検討していきたいと考えております。以上です。

**7番（西沢さん）** 今のご答弁では、教育目標などについても総花的にあるいは集中的にというような考え方でおられるようですが、そこで1点、私の考えを申し上げますが、町全体の教育目標ということにつきましては、坂城町は町全体としてこういう教育目標を持っているというものをきちんと早く決めていただくというのが一番いいかと思うんですよね。それは、学校教育もそうですが幼児教育、それから生涯教育、全て含めた中で一つ大きな教育目標を立てていただきたいというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**教育文化課長（柳澤君）** 町全体としての大きな目標という部分であります。この部分につきましては、教育大綱の中でその目標ですとか、その施策の根本的な方針を定めるというようなことを想定しておりますので、そういったことは定めていかなければならないなというふうに考えております。

そういった部分で、先ほどと重複をしてしまうわけなんですけれども、総合計画の中でやるのか、あるいは教育大綱の中で盛り込んでいくのかということにつきましては、その目標の位置づけを含めて検討してまいりたいということでもあります。以上です。

**7番（西沢さん）** 早期に全体の教育目標を定めていただきたいと思えます。

それでは口の小中学校の適正規模について2回目の質問をいたします。

先ほどのご答弁で、村上小学校が27年度には7から8学級の段階に入り、文科省の手引き案では、全学年でクラスがえができない、統廃合の適否も含め今後のあり方について検討を求められることとなります。また、坂城小学校でも9から11クラスの段階で、半分以上の学年でクラスがえができない、教育上の課題を整理して今後のあり方を検討と示されています。標準学級数の学校でも、今後10年以上の児童生徒数の動向を踏まえた検討を早い段階から進めることを要求しています。

少子化が急激に進む中、それぞれの自治体の状況は違いますので、その判断はその自治体の範疇とされていますが、この6日、山ノ内町の町立小学校適正規模適正配置等審議会では、町教育委員長に、できるだけ早い時期に4小学校を1校にすることが望ましいと答申したと報道されました。自治体の事情の違いはあるとしても、これからの学校をどのようにしていきたい

かを検討せざるを得ない時期に来ていると思います。

この問題について、私は地域社会の核となる小学校は極力存続させるべきと考えています。手引き案の中でも、統廃合が困難な場合については、その考え方として、教育の充実が示されていますが、小規模校には小規模校のメリットがあり、それを最大限活用し、さらにICT教育など、教育内容を充実させ、魅力のある教育の実践の検討を今から始めてほしいと思います。この統廃合についての考えと新たな教育の取り組みについて伺います。

**教育文化課長（柳澤君）** 小中学校の適正規模という部分でのご質問でございますけれども、まず文部科学省で策定いたしました手引きにつきましては、学校統合の適否あるいは小規模校を存置するための充実策等を検討する際の基本的な方向性ですとか、考慮すべき要素あるいは留意点をまとめたものとなっております。手引きにおきましては、単にクラス数や児童生徒数により学校の統合を検討するのではなく、さまざまな視点から考慮すること、あるいは統合によるメリットですとかデメリット、また小規模校であることのメリット、デメリットについても述べられておまして、必ずしも統廃合に動くことに捕らわれた内容にはなっていないと考えるところであります。

また、手引きの中でございますけれども、学校規模の適正化に関する基本的な考え方ということで、一つとしましては、教育的な視点として児童生徒の能力を伸ばしつつ社会的自立の基礎、あるいは社会の形成者としての基本的資質を養うとともに、地域コミュニティの核としての性格への配慮も挙げられているところであります。これは学校が児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多いことから、防災あるいは地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持ちまして、まちづくりのあり方と密接不可分であるというような性格を持っているというふうにされているところであります。そういう部分で、これらを踏まえながら今後の坂城町の小中学校における適正規模、適正配置等を考える場合については、この手引きについても参考の一つとして考えてまいりたいという部分であります。

それから、そういった中で新たな取り組みという部分というところでありますけれども、現在、坂城町におきましては、地域に根差した学校づくりということで、県でも取り組みが進められております信州型コミュニティスクールというような部分の取り組みというふうなところも行っているところであります。こういう部分を勘案しながら学校教育環境ができればというふうにご検討いただいております。

また、ICTという部分でございまして、現在学校におきましては、パソコン教室を活用しまして、また生涯学習という部分におきましては、ICT講座の開講というような取り組みも行っているところであります。ICTの教育の拡充という部分につきましては、新しい取り組みというふうな状況の中で、機器ですとかソフトですとか、さまざまな費用的な部分、

導入時期的な部分、検討をすることが必要になってこようかと思うところであります。そういう中で今後の学力向上の面でどのようなものが有効かというような部分につきまして、研究をさせていただきたいと考えております。以上です。

**7番（西沢さん）** ただいまのご答弁の中で、統廃合については当面、このままというような印象を受けましたが、私の思いとすれば地域社会の核となる小学校ですので、本当に教育内容を充実させてこのまま存続させていただきたいというふうに強く思っております。

それと今、新しい魅力ある教育内容なんです、ICT教育とか教育内容のいろいろなメニューがございますけれども、そういうことについても、これは教育大綱の中で議論されていくのか、そこへ盛り込んでいくのか、その点についてご答弁をお願いいたします。

**教育長（宮崎君）** 今、幾つかのご質問をいただきました。教育大綱の中に新しいいろいろな教育的な施策を入れていくのかというようなことでございますけれども、課長のほうからも答弁させていただきました。これからの坂城町の教育をどうしていくかと、こういう部分の中ではやっぱり、今、子どもは総合計画の中で動いているわけですから、そこら辺の大きい目を見た、落ちのないようなしっかりした計画というのは、これはこれで必要だと。

ただ、新しい施策ですとかそういうものについて、もっと直近の中でわかりやすいそういった先行策をどうするのかというのは、やっぱり教育大綱、こういう中で検討していくのが方向としてはいいんじゃないかと。いずれにしてもそこら辺についてですね、これから総合教育会議等の中で問題を一つ一つ見直しながらどういう方向にしていくかという、そういうのをやっぱり町長部局のほうとも相談しながら進めていくと、そういう方向でありますので、ご理解いただきたいと。

ただ、いずれにしても、新しい施策についてはですね、統廃合も含めてですけれども、やっぱり大規模校の中で、例えば子供たちが切磋琢磨しながら学び合うとか、あるいは小規模校には小規模校のメリットというものもありますし、それを出していかないとなかなか難しいというふうに思います。そういったことも含めて、これから教育大綱というものを考えていければなどと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**7番（西沢さん）** 大変期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。この4日には、教育再生実行会議が安倍首相に全国全ての小中学校を地域運営学校にするとの提言を提出いたしました。ここで学校運営が大きな曲がり角に来ていると感じます。学校を育てることは地域の発展につながります。学校が子供たちにとって、町民にとって夢と希望を託す場所であってほしいと思います。

それでは2の町組織と定数について質問いたします。

イとして、町組織の機構改革についてです。

かつて、自律の町を選択した坂城町は行財政改革を推進し、個性ある自律の町を目指してき



ました。自律のまちづくりへの道しるべ、集中改革プランにより利用しやすい窓口への改善や事務事業の見直しが行われました。その中で、組織のスリム化と横の連携強化を進めるために、平成19年4月に町組織の機構改革を実施し、12課34係を7課26係に変更しました。大変大きな改革でしたが、その後、行政運営はよりスムーズに横の連携はどうであったか、町民サービスは向上したかなど、どのように検証されたのでしょうか。

次に、ロの職員定数について質問いたします。

集中改革プランでは、平成17年度の職員数152名から最終年の平成21年度に職員数を142名とすることを目標としていました。課等の再編、職員数の削減により組織のスリム化を推進してきたわけですが、本当に職員数は適正であったのか、集中改革プランを検討したところと今現在の自治体の置かれた状況は、急激に変わっているのではないかと思います。まず、平成17年から現在までの職員数をお聞きします。

次に条例に定められた職員数166名については、どのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

**総務課長（田中君）** 町組織と定数についてのイとロについて、順次お答えをいたします。

初めに、イの町組織の機構改革についてお答えをいたします。まず、町の組織機構改革につきましては、平成19年4月の機構改革により七つの課と26の係からなる現在の体制に再編され今日に至っております。この平成19年の機構改革につきましては、平成16年に国が示した行財政改革の方針に基づく集中改革プランとして、町が平成17年に策定した「坂城町行財政改革推進計画～自律のまちづくりへの道しるべ～」の一環として実施されたものでございます。

当時、12の課とそれらに属する34の係からなった町の組織をさらなる住民サービスの向上と組織のスリム化、横の連携の強化を図るため、七つの課と26の係とする機構改革を行ったところでございます。この機構改革では、農林課と商工課を統合いたしまして、産業振興課といたしました。この統合により、例えば農地の保護と工業用地の確保といった相反することを一つの課において調整を図ることができるようになりました。また、建設課と都市下水道課の統合により町道の保守管理などと下水道工事において連携が図られるなど、組織内部の連携や事務処理などがスムーズに進められるようになり、住民サービスの向上につながっているものと考えております。

続きましてロの職員の定数についてお答えをいたします。

ただいま、ご説明を申し上げました集中改革プラン、自律のまちづくりへの道しるべでは、定員管理の適正化についても定めております。この自律のまちづくりへの道しるべにおいては、職員数を平成21年度に142名とすることを目標と定めております。

ご質問の平成17年度から今年度、26年度までの職員数の推移といたしましては、17年



度と18年度が152名、19年度が148名、20年度が147名、21年度が140名、22年度が134名、23年度が130名、24年度が129名、25年度が131名、26年度は137名といった状況でございます。

しかしながら、現在の状況につきましては、自律のまちづくりへの道しるべを策定した当時と比べても地方分権による国・県からの権限移譲、また地域住民の皆さんが町に寄せる要望の多様化により、町の業務量は増加しております。そこで、職員の年齢構成の不均衡といった課題もある中で、社会人経験者の採用も行い、手薄となっている20代から30代前半の職員層の増加を図りつつ、職員数の増加を図っているところでございます。

なお、条例上の定数は166名となっておりますが、今後の職員数につきましては、集中改革プランにおいての人件費の削減などの趣旨は引き継ぎながら、条例で定めております定数166名の範囲内である自律のまちづくりへの道しるべにおいて、目指す職員数としている142名を目標として考えております。

**7番（西沢さん）** それでは2回目の質問をいたします。

イの町組織の機構改革についてです。今のご答弁でおおむね行政運営はうまくいっている、また課のくくりが大きくなった分、仕事の連携もとりやすいというような内容でございました。国のありようが大きくさま変わりしている状況、また法律の改正や住民要望も多種多様な中で、7課26係の現在の組織でどうであったのか、4年間、議員としてかかわってきて率直に感じたことについて、お尋ねします。

一つは税務課についてです。今は現在は総務課の中に係としてあるわけですが、今議会に上程された平成27年度一般会計予算で総額69億1千万円のうち、歳入に占める町税の割合は35.4%です。この割合が30%を超えている自治体、一体県下に幾つあるでしょうか。多分、本当に少ない数だと思います。そのくらい、この税収に占める割合は大きいわけですよね。それで、今、申告相談が行われていますが、町民税の申告書の提出場所の案内に、1階総務課の税務係に提出してくださいというふうに案内が出ています。坂城町の屋台骨を支えると考えたと、やはり税務課であるほうが、より自然ではないかというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

それから、次は教育委員会と福祉課の関係ですが、平成19年4月より児童館と放課後児童健全育成事業が福祉課から教育委員会に移りました。そしてこの4月からは、子ども・子育て支援制度がスタートします。保育園、幼稚園、児童館が大きく変わる制度です。また1番目に質問した教育委員会制度の改正でも総合教育会議や教育大綱の中で、幼児教育がかかわってきます。県や市では子供に関する部署をまとめて置くこともできますが、町の規模ではそれなかなか難しいところです。教育委員会と福祉課の間で常に情報が共有でき、乳児から成人になるまでの間、切れ目なく相談や支援ができるシステム、方法はないでしょうか。以上2点につ

いて、お伺いいたします。

**総務課長（田中君）** それでは、最初に税務課の新設ということについてお答えをいたします。

総務課の収納対策推進幹は課長職でございます。税務及び収納関係の全部門全般にわたって統括を行っております。収納対策推進幹は、議会に出席し税関係の質問に対して答弁を申し上げたり、行政協力委員会にも出席いたしまして税関係の説明をするなど、課長職の業務を行っております。現在のところ、特に支障はないと思いますので、税務課を新設する必要はないと考えております。

それと、子供たちへの支援体制の強化ということによろしいと思うんですが、子供たちの成長にとって保育園や幼稚園、小学校との連携は大変重要と考えております。子供たちの関係する部署を統合して、今いろんな市町村でも統合しているところも出てきてまいっております。そういった課を新設することも一つの方法と考えます。また、坂城町のようなコンパクトな町では新たに課を設置するのではなくて、子供たちの関係する部署の連携強化を図ることで、子供たちの成長を支援することも一つの方法と考えております。

当町におきましては、出生から就園、就学に至るまで、子供たちの関係する部署、特に子育て支援センターを中心に保健センターですとか保育園、幼稚園、小学校、教育委員会などとの連携の強化を図りながら、支援体制の充実をさせる中で、子供たち一人一人の成長を支援してまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 今の税務課の関係でございますが、今の税務課の体制で実績については十分評価をしています。ですが、町民から見てもその辺がどうなのかという、そういう考えがございますので、今の課長答弁で新設する予定はないということでしたが、今後、その点についても検討をしていっていただきたいと思いますが、そこについてのお考えをお願いします。

それから、教育委員会と福祉課の関係につきましては、部署の連携を強化していくということで、子育て支援センターを中心にいろいろ強化を図るという内容でございました。これ具体的に何かそういう考えというか、そういうシステムを考えておられるのかどうか、その辺のところ、もし、ご答弁できるようでしたら、その具体的な動きについてもお願いいたします。

**総務課長（田中君）** 税務課の新設ということなんですが、繰り返しの答弁になるんですけども、今のところ、私と収納対策推進幹、連携をとってやっております。今、申告相談というお話もあったんですが、申告のときは私も下へ行って、町民の皆さんが朝早くおいでになったときは、できるだけ早く対応しようよという形で、2人でもって対応を図っております。そういう中では連携もとっているし、毎日話もしておりますので、今のところ支障はないと考えておりますので、当面税務課を新設する必要性はないと考えております。

子供たちの支援の関係なんですが、具体的なシステムということなんですが、今、子育て推進室を中心に、先ほど申し上げました子育て支援センターとともに中心に、保健センター、そ

れから保育園、幼稚園、小学校、教育委員会、集まって会議を設けて今動いております。そのような動きもございますもので、今後とも27年度以降、それを充実させながら子育て支援センターを中心に子供たちの支援をしてみたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 連携強化の動きを早めて進めていただきたいと思います。

それから口の職員定数について、再質問いたします。

条例定数については、その時々の方策や事業規模などで変わるものでもないと考えていますし、またそれについては改めて検討すべきものと思いますので、再質問はいたしません。

平成17年度からの職員数をお聞きしました。集中改革プランで検討した適正な職員数は平成21年度142名でした。今のご答弁では平成24年まで減り続け、一番減ったときが129名、25年からようやく増加に転じているということで、25年が131名、26年が137名ということでした。このちょっと今、初めて知ってびっくりしたんですが、平成24年度の129名、これ、このときに職員の皆さんの健康とか住民サービスなどについて、その状況はどうであったのかというふうにもちょっと思います。そこを乗り越えてきたので、きっと厳しい状況ではなかったというふうに思いますが、財政の硬直が問題になり、その主な原因が人件費にあるということも事実ですが、やはり適正な職員数は必要ではないかというふうに考えます。

毎年、法改正や新しい事業の取り組みが始まっています。マンパワーが必要です。改革プランで検討した職員数、まず142名を早期に達成してほしいと思います。そして昨年、特定健診後の戸別訪問強化などのために、保健師を増員したように、状況によりどこの部署に増員するか、先ほどご答弁の中にもありましたが、年齢構成と事業の状況により、ここにはこういうふうにしていくというようなお考えで増員をしてほしいと思いますが、この142名をいつごろをめどに考えておいでになるのでしょうか。お尋ねいたします。

**総務課長（田中君）** 自律のまちづくりへの道しるべの142名という、いつごろまでということなんですが、社会人経験の方も採用しながら、今一生懸命やっておるわけなんですが、できるだけ早い段階で142名を目指してみたいというふうに考えております。

**7番（西沢さん）** 今、できるだけ早い段階でということですので、本当にそこを、142名を達成してまたその上でいろんな状況に応じて、一応定数は166ありますので、そこに進めて考えていただきたいと思います。

かつて、私は東京に憧れて上京し就職しましたが、ふるさとの坂城に帰るたびに、この町で暮らしたいと思い帰ってきました。最近のアンケートで、東京に住む20代の若者はふるさとで暮らしたいと願っている割合が高いそうです。進学で都会に出た若者をこのふるさと坂城に迎えらるよう、元気で魅力あるまちづくりに力を尽くし、実現できることを願って私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午後 2時18分～再開 午後 2時28分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

**10番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

我が町議会においても、今期最後の議会が行われておるわけでありますが、国においても国会議員が国会審議、また委員会が始まっており、大きく日本が変わろうとしているときに、またどのように変えていくのか、未来に禍根を残さないようにしなければならない大事なときに、与党である自民党の数名の大臣やまた安倍総理まで、不正な金権疑惑が問いただされております。そんな折、野党である民主党の代表である岡田さんは、一番クリーンな政治家と私は思っておりましたが、全く同じ金権問題が持ち上がっております。同じ議員として、全く情けなく国政議員のていたらくが露呈されております。まさに我々地方議員がしっかりして頑張っていかなければ、日本という国はどこに向かってどこへ行くのか、未来の子供たちのために平和で安心して安全に暮らせる国に、地方議会から発信して地方から変えていかなければこの国はどうなってしまうのか、とても心配であります。

さて、質問に入ります。

#### 1. 文化財について

##### イ. 古文書の収集状況は

古文書であるので、江戸時代を中心に収集していると思うが、どのような内容のものなのか、また新たな発見はあったのか、進捗状況と収集数はどのくらいかをお尋ねをいたします。

##### ロ. 保存・保管状況は

大切な収集物であり、町民からお借りした個人のお宅の家宝でもあり、これは町の宝でもあります。保存・保管の現状はどのようにしているのかをお尋ねをいたします。

##### ハ. 古文書館の設置を

整理された古文書を見てもらうための公開の場所であるとか、また湿度・温度の調整管理ができる保管庫を併用した古文書館を設置できないかをお尋ねして1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま中嶋議員から文化財についてのご質問がありました。イ、ロ、ハとございましたけれども、私からはイとハにつきまして回答させていただきます。ロにつきまして、担当課長のほうから詳細を説明させていただきます。

まず、イの古文書の収集状況はということでもありますけれども、近代的な生活様式への転換や核家族化の進行から多くの古民家等が除去あるいは改築されようとしており、同時に建物内に保管されている古文書等も失われつつあるのが現状であります。

古文書は主に、江戸時代以前の個人や地域、町の歴史を知る上で非常に大変に重要な史料であることから、広く住民の皆様に古文書の提供を呼びかけるとともに、平成25年春には古文書史料室を開設し、収蔵体制の充実を図っております。

現在、寄贈・寄託されている主な古文書といたしましては、横町の沓掛家古文書、南日名の内山家古文書、荻屋原の水出家古文書、上平の大橋家古文書のほか、今年度におきましては南条の橋詰家古文書、上平の竹内家古文書などがあり、専門家のご指導のもとでその整理、調査、研究を継続的に実施しております。

現在収集されている古文書の内容につきましては、名主文書に代表されるような名主、組頭、村会議員などの自治に関する内容が多く、金融に関する記録や寺子屋師匠、和歌・俳句といった教育文化に関するものなど、さまざまな古文書が収集されております。

新たな発見はあったかなどご質問いただきましたが、今年度収集いたしました橋詰家古文書の中には、幕末期、上五明の若者たちが世話人となり、春先に浄瑠璃などを誘致し、千秋万歳なる興業を企画し、その挿絵入りの広告紙を全町及び現在の千曲市の一部に配布した際の1枚が発見されました。当時の広域的な文化芸能活動の様子を知ることができる興味深い史料となっております。

次にハの古文書館の設置をというところでございます。町民の皆様への公開の場所としての古文書館の設置につきましては、現在収集されている古文書の整理、調査、研究が現在進行中でありまして、また古文書史料室は保管のためのスペースもまだ十分余裕があります。また古文書史料室は窓のない部屋に空調設備を備えて良好な保存環境の確保に努めており、この古文書史料室の開設によりまして貴重な古文書の保管・保存が可能となり、焼却・破棄されることがなくなってきていると思われまますので、新たな施設ということではなく、この古文書史料室を活用していきたいと考えております。

古文書は現在の文字と異なり、当時の文字で書かれているため、内容を知るためには専門的な知識の習得が必要となります。身近な文化財として触れていただくことが難しいわけですが、現在、公民館文化講座の古文書講座に参加して勉強されている方が十数名おられます。このような皆様が徐々に増えていただければ、新たな歴史的発見の機会も増していくものと期待をしているところであります。そしてこの古文書史料室につきましてもですね、現在駅前のB・Iプラザの一室を使っておりますけれども、もっとPRをしてこういう場所があるということを町民の皆さんにご理解いただいて、家で焼却とかですね、破棄しないようにしていただくPRも必要かというように考えております。以上であります。

**教育文化課長（柳澤君）** イの古文書の収集状況の詳細につきまして、まず答弁申し上げます。

これまでの整理状況でございますけれども、全ての目録作成が完了いたしました古文書が、大橋家古文書、約2,300点でございます。そして南日名の内山家古文書が約270点があ



ります。なお引き続き整理を実施しております沓掛家古文書のうち完了している古文書が約1万5千点というような状況となっております。

今年度新たに収集されました古文書といたしましては、南条の橋詰家古文書、上平の竹内家古文書などがございますが、今後内容の整理、調査、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから次に、口の保存・保管状況はというご質問でございます。収集されました古文書につきましては、長い年月放置された状況のものが多く、虫によります食害ですとか、動物による汚損など、状態の悪いものが多くございまして、整理・調査を行うにも慎重な作業が必要となります。このことから、1点1点ほこりや汚れなどを除去いたしました後に、個々の案件ごとの目録といった一覧表を整理をいたしているところでございます。この一覧表の整理が完了いたしますと、目録1件ごとにラベルを張りました専用の紙の封筒に入れまして、最終的には専用の紙製の箱に袋入れの状態で収納いたしまして、文化財センター内古文書史料室の棚に保存をしていくような状況となっております。

この際の専用の封筒あるいは保管箱につきましては、古文書の酸化を防ぐために中性紙で製造されました専用のものを使用しておりまして、劣化防止につきましては再三の対応を図っているところであります。

なお、古文書の公開につきましては、原則的には目録等の整理が完了している史料につきましては、公開が可能であると考えてはおりますが、個人に係る内容もありますので、この部分につきましては慎重に対応してまいりたいと考えております。以上です。

**10番（中嶋君）** それぞれご答弁があったわけでありましたが、今、町長の答弁を聞けば、B. Iプラザに古文書史料室ということで、大分整備されてきていると、そういうお話を聞きましたので、多少安心をしたわけでありまして、課長のご答弁でありますと6軒のうちの、これ家宝ですわな、個人で所有しておったものを町のほうへご協力をしていただいて、それをいろいろ解説してそれでまた、なおかつ今の袋の中へ入れてきちっと整理をなされているという状況を今、お話があったわけでありまして、先ほど町長もお話があったように、町には二つの同好会があるということでありまして、一つは先ほど話がありましたが、坂城歴史同好会、これは会員数約80名だそうです。えらいまあ、みんな本気でやっていたという人がいるわけですね。私もびっくりしたんですが、二つ目は、古文書金曜会、これ金曜日にでも集まっているんでしょ、これは会員が14名であるということです。ですから、ざっくり言えば約100人の皆様が古文書の勉強をするとともに、解説をしたり研究をなされておるということであります。

そういうことを考えると、今、課長のご答弁の中にもありましたけれども、今やたらプライバシーだとか個人情報だとか、私に言わせれば多少つまらないことがやたら表に出てきちゃっ



て、昔はそんなものはあんまりなかったんですが、それでもそうは言ってもそういう時代でありますので、このやつは人に見せられないぞと、そういうものは何も公表しなくてもよろしゅうございますが、そうでないものは、きちっと今言われたように、今やっている最中であると、そんなようなことだったと私は思うわけでありまして。

それじゃあ、それ言うなれば古文書がきれいに皆さんに公開できるような状況にはいつごろなるのか、それからまた場合によっては、私は今6軒だなんて言っているんですが、6軒ばかりじゃないですよ、きっとね、坂城町中、調べれば。それで、私もこの質問はもう、今回4回目なんですけど、前のお話ししたように、やっぱり古文書の今のあれですか、坂城町中の古文書をチェックをしておいて、まだ宝物はいっぱい出てくると思うんです。ですから私に言わせれば、今、100人の皆さんがいろいろ、お気になされている部分がありますので、せっかくの機会でありますので、6軒の宝物で、1軒はもうそれこそすごい数が出てきたようですが、まだまだ私はそういうところがあると思います。例えば中之条なんかは皆さんご存じのように、御天領でありましたから、徳川家康、徳川幕府直轄の地だなんて言っていましたから、中之条あたりにも宝物がまだまだ出てくるような気もします。

前回も私、ここで話をしましたが、今、家が新しくなってきたときに、みんなおっこしちゃって、葛尾へみんな持っていかれちゃうというような流れがありましたので、そういうことを考えると、やっぱりもう少し坂城町の古文書を力を入れてやっておく必要があるんじゃないかと。今なら間に合うと、そんなふうにも思っております。ありますので、もしお答えができるようでしたら、その今のどのくらいの間にそういうものをきちっと整備なされて、それで一番大事なことは、私はこれ、またこの次どうかわかりませんが、また一般質問の中に私、入れておきたいと思うんですが、要は将来的にはですね、図書館、これはまた後で通告を出していないから、その答弁は要りませんが、図書館を富士見町に負けないような図書館をつくって、そのときに図書館の中へ古文書館を、私は設置していかなければいけないと思っております。

というのはやはり、そうは言いましても、古文書も文字でありますから、本と同じような感覚を持てばできれば図書館へ来れば、坂城町中の今の、例えば私、この前は、ぼちぼち明治、大正、昭和、戦前前後のところもやっていかなきゃいけないよということを行ったんですが、そういうことを含めれば総合的なものを図書館の中へ持っていければいいなと私は思っています。この部分の答弁は要りませんが、とにかくめどとしてですね、いつごろまでにこの6軒の家の家宝は整備できるんでしょうか。お答えできれば、そこだけちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

**教育文化課長（柳澤君）** 古文書の整理の部分、どれくらいを目途にというような状況でございますけれども、現在、古文書の整理につきましては、専門の方に数名の方でやっていただい

いるのが実情でございます。そういった中で、この部分につきましては、引き続いて着々と進めていって行くという方法を考えております。さらにスピードアップというような状況ですと、さらに読める人を専門的に、先ほどお話がありました研究会の方ですとかというところからご協力がいただけるのかというような状況もございますので、明確にいつまでにということは申し上げることはなかなか困難な状況でありますけれども、引き続き整理につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

**10番（中嶋君）** 今、課長からご答弁があったわけですが、それはそうですね。何か、お話を聞けばなかなか難しいそうですね。100人今いても100人全員の皆さんがもう全て解読できるということは難しいというようなことは、私も聞いておりますので、だからいい意味でいえば解読できる人を今先生になっている人をお願いして、解読の仕方を教わりながら整理をしていくということが一番大事だなと。ちょっと、私、無理な質問をしたのかもしれませんが、そうは言いましても、町がかりでね、大事な坂城町中のお宝でありますので、何とかひとつ、その辺のところは町も配慮をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは第2質問に入ります。

## 2. 工業用地について

### イ. 今後の見通しと対処は

前田工業団地、これは旧チクマ精工跡地、アガツマと言ったほうがみんなわかりやすいですか。これは7千 $m^2$ と、それから坂城インター工業団地に3千 $m^2$ 、合わせて1haの工業用地は町として確保してあることは、私も承知をしております。ただ前にもこれ私、一般質問していますがね、前田工業団地、ここは皆さんもご存じのとおり大型トラックが入りにくいんですね。ただこのところはじゃあどういうか、私に言わせれば、坂城町の一等地、一番いいところ、町の中心地でもありますので、このところは町民の憩いの場にしてですね、前にもご提案をいたしました、桜100本植えて100本公園、こういうものを私はつくらなきゃいけないと思っております。

先ほど同僚議員が、公園の話をしたら、まあでかくあるわね、公園はね。小さいのつきり。そういう部分を考えれば、やはり大きなやつを一つね、つくってしかも私に言わせれば、国道18号線の一番見えるところ。それから電車に乗れば、電車のところからまたよく見える。その場所へ桜100本も植えたなんていけば、また近隣から大勢やっぱりそこへ遊びに来るのではないかと、それが一番、近隣も大事ですが、一番大事なのは坂城町の町民でありますから、坂城町の町民の皆さんがみんなここへ、100本も桜が咲けばすごいと。もう名勝になると私は思っております。これは公園の部分ですから、建設課ですか、それにはあれですか、一般質問であれですか、するというお話ないもので、これはご答弁はいいんですが。

### ロ. 工業用地の確保を

さかきテクノ工業団地第2期分譲地はこれはもう全て売り切れまして、全部工場になっているというのは皆さんご周知のとおりでございます。まして町長の言うように、ものづくりからコトづくりの坂城町、時代でもございます。でありますので、第3期分譲地として2haとは言いませんが、1haくらいの工業用地は確保しておき、今後には私は備えるべきであると思いますが、その辺のところをご答弁願いたいと思います。

**産業振興課長（塚田君）** 工業用地について、イの今後の見通しと対処は、ロの工業用地の確保をについてお答えいたします。

坂城町の工業用地につきましては、平成2年と平成5年に現在のテクノさかき工業団地を25区画、平成17年には坂城インター工業団地を4区画、平成22年には前田工業団地を整備してまいりました。

現在、テクノさかき工業団地には、21社が操業し、坂城インター工業団地には2社が操業しています。また、都市計画においても工業系の準工業地域、工業地域、工業専用地域を町内各地に設定し、基盤を整えてあります。現在、前田工業団地、坂城インター工業団地合わせて3区画、1haの面積を分譲中ではありますが、これまでも立地を検討する企業や県・金融機関などを通じた紹介などに対し、現地での下見調査への立ち会いや資料提供等を行ってきております。

工業用地に関する今後の見通しと対応につきましては、グローバル化する経済において現在円安等の要因により、大手メーカーなど生産の国内回帰の動きはあるものの、自動車など国内の販売量より海外での販売量が多いものは海外生産を行う動きは変わらず、いわゆる消費地で生産する地産地消が進んでおります。また、企業も設備投資、部品調達、販売など数年かけて海外での生産体制を整備して操業を始めていることから、海外進出している日本企業の多くが日本に戻ってくるというのは余り考えにくいと思います。

しかしながら、まずは坂城町企業等が工業用地を必要とした場合、すぐに対応できる区画を持っていることは重要なことであると考えます。国道18号線からもしなの鉄道坂城駅からも近い前田工業団地、坂城インターに隣接している坂城インター工業団地は、坂城町の大事な工業用地として認識しておりますので、引き続き分譲に向けて推進してまいりたいと考えております。

また、テクノさかき工業団地の第3期造成に向けての対応につきましては、優良農地ということもあり、企業の皆さんからの具体的なお話があったところで、十分検討し調整を図ってまいりたいと考えております。

**10番（中嶋君）** 今、課長からのご答弁があったわけではありますが、工業用地を探しているなんてお話はあるわけですね。私に言わせれば余りいいところじゃないから来なかったんじゃないかと思うんですがね。それから、ちょっとこれは町長にも聞いておいていただきたい

んですが、今、課長の答弁はいいんですけれども、話があったらつくるよじゃだめですよ、これね。おら、坂城の町へ出てきたいぞと、東京から。そしたら、ねえ、ちょっと待っておくれ、じゃあ、慌てて造成してつくるから。こんなことをやっていたらだめですよ。ここを私は言っているんですよ、だから。一番肝心なところだ。

これ前の話になりますがね、中沢町長のときには2ha用意しておきたいって言ったんですよ。私も、何度もここで答弁、ここへ立たせていただいてご答弁いただいているときには。あれは町長、そうは言ってもね、ものづくりだったんですよ。町長のお話はコトづくりですから、私はこれ変わったっていいと思っていますよ、時代がそういう時代だから。あの当時のやっばり、大量生産、たくさんつくらないと、そういうとやっばり少なくとも2haくらいのものがなきゃ、工業用地としてはだめだと。そんなお話があったんですよ。当時、いつもそのぐらいのものは、坂城町は用意しておこうじゃないかななんて話もあったんです。

今度、新しく山村町長になられて、コトづくりの関係でね、言うなれば研究型の工場のような、そんなにたくさん土地は要らないよと。頭脳の工場といいますかね、これもいい発想だなと、これからの時代には。ただ、でかいものをやたらどっかんどっかんつくればいいなんていう時代じゃなくなってきたと。これは、町長、私も勉強させていただいたんです、町長に、そういうことを。だから今、2ha用意しておけなんて、私、言っていないんですよ。1haぐらいは用意しておかれたほうがよろしいかというふうに思うものであるんです。

そうすると、坂城町中全部見渡しますとね、工業用地どこへつくるんだいといったときに、もうほとんどあちこちなくなってきた。だからオリンパスの跡地へKYBのね、柳沢さんが来ていただいて今頑張ってるっていらっしゃいます。あそこくらいだったんですよ、一番でかいところは。ですから、工場でものをつくるといようなのは、あのKYBぐらいのところなのかなと思っています。あんなでかいところはないですよ。だから、そういうのを考えれば、1haぐらいは町長のもしよろしかったら、ご所見、お尋ねしておきたいですが、よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** 先ほど説明申し上げましたように、1haはあるんです。ですから用意してあります。大丈夫です。

**10番（中嶋君）** 明快な答弁でやっばり算数は早いね、町長ね。今計算しちゃった。指折っていましたが。7km<sup>2</sup>の例の前田工業団地、それから坂城インター工業用地、合わせればこれ、1万m<sup>2</sup>になるわけですよ。でも私が言ったのは、さっき言ったようにやっばり、課長からも答弁あったけれども、坂城を研究してみたけれども、もしかしたらこのチクマ精工跡地あたり研究なされれば、大型なトラックが町長ね、あれ入りづらいの、なかなか。それを見に来たときに7km<sup>2</sup>ここにあるから、ここどうですかと言ったら、やっばり社長さん見て、こんな小さいところじゃだめだというようなことになっちゃうと私は思うんですよ。それから大

型のトラックが入らなきゃ、ちょっとおらちの工場も難しいわいというふうになったと、私は思います。

でありますので、もしあれだったら、これ堂々めぐりになるからとめますけれども、私の考えは、さっき言ったように桜100本あそこへ植えて、坂城の名勝をつくってど真ん中に、みんな、町民の皆さんに楽しんでいただくと。それでなおかつ、せっかくまだ、先ほども申し上げましたけれども、第3分譲地テクノ工業のあそこのところは、そういう経過があったんですから、前は。前でしかねえなと思う、坂城でやっていくのは。田んぼですがね、今ね。あそこを何とかうまく壊廃をしてやっていこうという話があったんです。だから、あそこへ2haつくれということを言わないもので、できればあそこのところへ1haぐらいつくっておいていただいて、町長の言われるコトづくりの工場をあそこへ出していただければと、こういうふうには私は思ってこんな一般質問をさせていただきました。ご答弁よろしゅうございます。

それでは、3にいきます。

### 3. 企業誘致について

#### イ. 町の考え方は

今、まさにピンチをチャンスに変える、私はときであると思います。先ほど、これ2番と3番、関連しますので、ちょっとごちゃごちゃになるかもしれませんが、まさに、さっき課長のご答弁もあったんですが、まだ私に言わせればですね、中国生産を続けてきた日本企業が円安や人件費の高騰により国内生産に切りかえる国内回帰というんですかね、また中国に出ていったけれども帰ってくるぞと、こういうことが大手企業からいよいよ始まっております。坂城に関連する工場関係の大手もいっぱい帰ってきます。

であります。それからまた、アベノミクスの、この間アベノミックスと言ったら笑われたので、アベノミクスの影響で、これ辞書を調べたらどっちでもいいんだ、で高収益を上げている会社など、積極的に企業を誘致していくべきで、私はあると思います。これは町長にも前お話ししましたが、企業誘致ということは、坂城町の原点なんです。私ら小さいころは、もう本当に坂城町は何もないところで、もう寒村のようなところでありましてね。まあ、少しあったって言えば中之条大根が、これ最近はずみ大根ですがね、はずみ大根があったぐらいなものだったんです。それじゃ、米がたんととれるかなんて、米なんかとれない。穀倉地帯は村上だけ、あとは全然米がとれない。だから二毛作でもって、小麦をつくって粉がなきゃ食っていけないんです、米がないから。そこで生味噌ぶっこんで、今のかたい大根おろしすって、それで絞ったのがはずみ大根のルーツであります。

第2次世界大戦前後のところで、工場が坂城町へ疎開をしてきて、それで坂城町の坂城町魂、坂城町根性でその工場で働いた人たちが、また自分で独立独歩を目指して工場をおっ始めた。一番多いときは400近くもあった。今二百七、八十になった。それが実情であります。だか

ら、私は何を言いたいかというと、みんな、今のあれですよ、大手20社と言われておりますが、みんなあれですか、海外に出ていっちゃって。海外、一生懸命頑張ってるやっていますよ、そうは言いましても、幾つも会社がね。でも私に言わせれば、この時期だからこそ空洞化も少し始まっているような気がします。

だったらですね、やっぱりここでね、原点に戻ってね、やっぱり町長の得意技ですよ。パソコンだかインターネットとかというやつでいろいろやって、それでもって日本中、もしかしたら世界中、声をかけまして坂城の町へぜひ誘致するから来てくださいと。それこそ今のコトづくりをやってくださいと。土地は幾らでも用意してありますよと。でっかいのは用意できないけれども、研究型のところだったら幾らでも来ますよと。こういう体制をおとりいただかなければ坂城町は、私はどんどんどんどんどん細くなっていってしまうように思っているんです。既に細くなってきているんですよ。三百何社あったのがもう二百何社、100社くらい消えているんですよ。

でありますので、今、この時期やっぱり一生懸命真剣に考えて日本中、世界中へ工業誘致は坂城町がしなければ、私はだめだと思っています。でありますので、今いろいろお話ししましたが、さっきの2のイとして町のお考え方をお尋ねしておきます。私は、そう思っております。お願いをいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 坂城町の企業誘致につきましては、現在県の産業立地ガイドのホームページに、坂城インター工業団地と前田工業団地の情報を掲載しているほか、上田地域定住自立圏の産業振興部会においても、昨年上田市、東御市、長和町、立科町、青木村と協力して、他地域からこの地域に移転してきた企業の代表者にインタビューし、この地域で事業を始めた理由やビジネスの継続・拡大を可能にする環境、ここで働くことと暮らすことの魅力などについてまとめた企業誘致ガイドブックを作成しました。作成したガイドブックは、長野県の東京・名古屋・大阪事務所、銀座NAGANOなどで配布しているほか、昨年5月に東京ビッグサイトで開催されました企業立地フェア2014や、先週、伊那市で開催された中央アルプスビジネスフェアでも担当職員が参加し、坂城町及び上田地域への企業誘致に向けて周辺市町村と連携する中で、PR活動を行ってきております。

先ほどのご質問でも答弁させていただきましたが、グローバル化する経済や人口減少が進む日本の中では、大規模な工場を坂城町に誘致するということはなかなか難しいと考えております。しかしながら、約250社の企業集積がある坂城町に研究開発型企业などを誘致し、公益財団法人さかきテクノセンターや県の工業技術総合センター等が支援する中で、既存の坂城町企業との連携を図ることができれば、それぞれの企業の技術が融合し、新たな技術開発や製品開発などが行われることが期待できます。

企業を誘致するためには、今後工業用地の確保だけでなく、この地域に住む人々の特性や子



育て、生活環境などを含め、地域として総合的にPRしていくことが大事であると考えております。引き続き、上田地域定住自立圏の活動を主体に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えます。

**10番（中嶋君）** 課長よりご答弁をいただきました。上田のほうとはいい関係を結ばれているというようなことで、なかなか一生懸命やってはいただいているなど思っています。ただ成果があらわれていないようですがね。上田広域、我々坂城は、結節点で長野広域あるわけですが、実はこういう話があるんですね。経済活性化に取り組む総務省の連携中枢都市圏で、これは地方創生の関係も少し絡まっていると思うんですが、長野市は長野広域連合を構成する、我が坂城町を含む8市町村との連携を想定して、来年度各市町村でつくる協議会などを設けて都市圏ビジョンをまとめる考えのようであります。

ここが大事なんです。連携中枢都市となれば、国から大きな財政支援を受けることができるとともに、企業誘致などを進める費用として、またここが大事なんだ、特別交付税年間1億2千万ほど、別口の手当てがあるんですよ。そして1自治体にですよ、また町長これ、1自治体、坂城町ですよ、入ると。大した金額ではないんですが、それでも1,500万円、特別交付税が配布されるようです。各市町村に1,500万円ずつ。じゃあ、何をやればいいんだと、今ちょっと私、言いましたけれども、企業誘致をやった坂城町に1,500万円くると、国が言っているんですよ、これを。しっかり勉強してくださいよ、皆さん。

だから、これが始まるんです、今年度から、今年から。だから、そういうのを国が進めているんですよ。昨日のプレミアムの商品券と同じですよ、町長、これは。手を挙げて、おら、工場を誘致すると、我が町へ。そうするとこの1億2千万というのは、これは別口だそうですが、1自治体当たり1,500万の特別交付税が分配されると、こういうことなんです。これは当然今のあれですよ、長野広域入っているんですから。

皆さん、頭のいい人たちばかりだから、俺がこんなでっかい声を出してやっているけれども、そんなことわかっているわなんて思っている人もいるんでしょうが、わかっていたらやってくださいよ。誘致始めてくださいよ、坂城町を。若者もさっき、我が同僚議員がいろいろ若者がどうたらという話をして、今の話でいうと、やっぱり若い者を坂城町へ集めるにはやっぱり町長ね、工場をやらなきゃ、私はだめだと思っています。大勢の若者を集めるには。町長、素晴らしいお考えしてね、ワインだっというようなことをやっていて、これもすばらしくてね、ワイン、2人だった若者ね。でも一生懸命、彼らはやっている。将来的にはこの今、私が言ったように、工業誘致をして大勢の若者たちが来て、それで町長がおっしゃるように、第6次何たらというやつでもって、ワインの工場ができて、それでもってワインのレストランができて、ジビエのあれですか、ものを食べながら若者たちがそこへ大勢集まるような町にしようではありませんか。そのためには、誘致をもう始めなければいけないと思っています。ですから工業

用地とそれから誘致と併用してやっついていかないとだめです。こっちが後だ、こっちが、ひよこが何だか卵なんだかわからないですが、そんなようなことを言っていないで、二つ一緒にやっついていくことが、私は坂城町の未来にやっぱりすばらしい結果が待っていると思います。そこへ町長、ワインですよ。これも大事です。やっついていかなければいけません。

とにかく、今言ったように、このようなことがとにかく工業用地の確保と企業誘致を前倒しでとにかく積極的に行っていかなければ、これ町長下手すると、おくれをとりますよ。こんなことはみんな考えているんですから、千曲市でも上田でも長野でも。さっきも町長も言われましたように、集積された町なんです、日本でも有数な坂城町は、今の工業のね。ここへ来たい人いっぱい出ます。いると思います、私は。町長のご所見、ひとつ、ぜひお聞かせ願いたい、お願いいたします。

**町長（山村君）** 少し関連してお話し申し上げたいと思っております。

長野市を中心とする中枢都市構想、これについてはまだ詳細はまだ決まっておられませんし、まだ表面上は新聞報道だけです。ただ私は大賛成をしております。どういう形になるかわかりません。今の長野広域とは別の形になるとすると、上田でやっております上田広域とプラス上田市を中心とする定住自立圏構想、あれはいろんなメニューをおのおの相対で提供してやっついていくと、そんな形になるのかなと思っております。総額の今、事業費の補助というのがありましたけれども、それは一律来るものではありません。

それで、もう一つですね、申し上げたいのは、坂城町が、今、議員のお話でかつて隆盛を誇ったのがもう細る一方だとお話がありましたが、そんなことはありません。特に、前年度、今年度、前回の12月の議会で申しあげましたけれども、今年度当初予算ですべて減額してきました予算の法人町民税、これが2億円で当初組みましたけれども、12月議会で3億6千万円に修正させていただきました。年度の見込みだと、恐らく5億四、五千万になると思います。ですから当初予算に比べて2.5倍以上、それだけ坂城町の工業の力がついております。これはある大手の1社だけじゃないんです。それから、ある大手というか、新聞に出ましたので今日申し上げると、竹内製作所さんは、今日の新聞だと東証1部に上場を切りかえると、16日から始まるということで出ました。

いろんな企業から聞いて、経営者から聞いているのは、工場を増設したいと、そのスペースがなかなかとれないというようなことも言っております。ですから、外から来るのももちろんですけれども、この町の中の企業をしっかりと連携して進めていくということも必要です。こんなサイズでは坂城町におられないから出ていくというようなことはないように、それは一生懸命サポートしていきたいと思っております。

いろんなことを考えながら、町の工業の発展は今、僕はここ2年くらいです、隆盛を戻しまして、結果的に恐らくリーマンショックの前ぐらいに戻ってきたと思っております。した

がいて、先ほど前田工業団地を含めまして、桜を植えることなくあそこに企業の工場をつくりたいと思っております。

10番（中嶋君） 町長にご答弁いただきました。ここへ来て法人税がうんと伸びているということは、町長、何度も言っていたいておりますので、よくわかります。立派だと思っております。この時代、坂城の企業人よく頑張っております。ただ町長、一つ私に言わせればね、交付税蹴ったときがあるんですよ。国から金をくれるっていったら。そういう町長、坂城町はね、時代もあったんですよ。そこにはまだ及びませんよ、幾ら頑張ったって。

それから町長、おっしゃったとおりです。これも大事なことです。私もある社長、何人かに聞いていますが、ちょっと私も工場手狭になってきたわなど。もっとでけえところを用意してもらわないと、ほかへ行くぞなんてようなことで、俺もおどかされたことがありますよ。これはだから、さっき言った、これは町長が答弁したからいいや。課長になんかそんなことかわいそうだから。だから、町長少し始めなきゃいけないね。工業用地を真剣に考えて、日置さんみたいになったら困りますよ。ああやって、日置さんあれですよ、工業用地用意しておけばいかなかったんだ。それで次のときに慌てて金井中之条工業団地なんていうのは、おらちの田んぼも4カ所みんなやっちゃったよ。そういう時代があったんですよ。今ちょっとそういう部分を町長ありませんかね、ちょっと。坂城町の大手の会社の社長さんたち、ちょっと何人かに聞きましたよ、いよいよ工場もう少し広げてと思うが弱っちゃったわなど。広げる場所がねえわい。もう1回言っておきます。皆さんもよく考えておいてくださいよ。日置さんの二の舞にしちゃだめですよ、坂城町を。上田へ行ってから日置さん、うんといい企業になりましたよ。もったいなかった。それを教訓にしておきましょうよ。どこかへ出さないように、今の坂城町の工場を。これをやってりゃあ、時間また、たんとなっちゃうからあともう一つあるから、最後の質問をいたします。

#### 4. 最近の火災について

##### イ. 3カ所の詳細内容は

12月は中之条で、1月と2月は旧坂城で、全焼の火災が月に1回、3カ月も続く異常な事態であります。私も3カ所の燃え盛る現場を確認してきましたが、3件ともによかったなということの一つありました。死亡者が出なかった。全焼しているのに、よかった。もちろん燃えたのはこれはもう大変なことだね、あれじゃないですが、不幸中の幸いであり、とてもその分はよかったと思っております。この実情、詳細をお尋ねいたします。

##### ロ. 今後の対応は

予防消防に取り組んでいるとは思いますが、例えば、ストップ・ザ・火災キャンペーンなどを行うべきかと思うが、今後、火事を起こさないような対策を町はとっていくのかをお尋ねをいたします。

**住民環境課長（金子君）** イの3カ所の詳細内容はについてお答えします。

まず、町の火災の状況でございますが、平成26年中の発生件数は建物火災が5件で前年比3件の増、車両火災は3件で前年比3件の増、たき火などその他の火災は2件で前年比5件の減でありました。全体で10件、前年比1件の増となっております。また、本年2月までの状況でございますが、建物火災が2件で前年同時期と同数であります。

ご質問の火災の詳細でございますが、昨年12月につきましては、24日、水曜日21時20分ごろ、中之条地区にて建物火災が発生し、町消防団は地元分団を中心に総勢64名が出動いたしました。消防署の水槽車と消火栓2カ所からの放水や中継作業により消火活動を行い、22時51分に鎮火いたしました。

本年1月につきましては、29日、木曜日14時20分ごろ平沢地区にて建物火災が発生し、町消防団総勢64名が出動いたしました。消防団は沢の水及び農業用水槽を水利とし、消防団は水槽車を和平線に待機させ、農業用タンクを用いて軽トラックにて水を運搬し、消火活動を行いました。その他、雪を利用した消火活動も行い、鎮火は17時27分でありました。

2月につきましては、10日、火曜日13時ごろ、新町地区にて建物火災が発生し、町消防団員総勢56名が出動いたしました。消防署の水槽車、防火水槽、消火栓2カ所より放水、消火栓1カ所は待機の状態であり、水利については4カ所確保し、消火活動を行い、14時10分に鎮火いたしました。この3件の建物火災につきましては、いずれも全焼でございます。

続きまして口の今後の対応はについてお答えします。

12月24日、1月29日、2月10日と3カ月連続で発生した建物全焼火災を緊急事態と捉え、町消防団では2月12日から18日までの1週間、火災の未然防止強化のため、緊急特別警戒を実施いたしました。朝と夜の、半鐘でございますが、打鐘及び担当地区の巡視を行い、また有線放送を利用しての注意喚起を実施したところでございます。

今後の対応でございますが、消防団につきましては、日ごろより予防消防に努めているところでございますが、定期的な活動や施設に応じた活動も行っております。定期的な活動としては、毎月1日と15日を消防の日と定め、打鐘及び担当地区の巡視を実施しております。

また、空気が乾燥し風が発生しやすい春を迎えますと毎年3月1日から7日の1週間は、春の火災予防運動期間となり、打鐘及び担当地区の巡視を行い、千曲川河川敷の芝焼き、町内全域の広報パレードを消防署と合同で実施いたしますが、本年は3月1日、日曜日に実施したところでございます。3月1日から5月6日までは、山火事防止広報期間であり、土日、祝日には通常よりも範囲を広げて広報パレードを実施します。

また、花火やお墓参りなどで火気を使用することが増える8月13日から16日までは、火災予防広報を実施しあわせて有線放送にて広報いたします。10月には、交通安全町民大会、

町民運動会の開催にあわせ消防団PRを同会場で実施いたします。11月9日から15日の1週間は、秋の火災予防運動期間であり打鐘及び巡視を実施いたします。12月27日から30日の4日間は、歳末特別警戒期間で夜間、町内巡回を行い、あわせて有線放送による火災予防を啓発してまいります。

また、婦人消防隊におきましても、冬場には消防署職員と民生委員さんの協力を得てひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、火気使用器具の状況や消火器、火災警報器、ガス漏れ警報器などの設置状況を点検、確認し、防火指導を実施しております。26年度においては、75世帯を対象に実施いたしました。

なお、平成18年から設置が義務化されました住宅用火災警報器につきましては、年々設置が増加している状況にあります。設置率の調査が開始された平成21年は全国が52%、長野県が56%、千曲坂城消防本部管内が約42%ということでありましたが、平成26年度は全国が80%、県が79%、千曲坂城消防本部管内が83%で、全国を3%、県を4%上回る状況となっております。

今後、住宅用火災警報器設置100%達成に向けた啓発や予防消防の活動につきまして、地域の皆様や消防団、消防署、婦人消防隊等の関係機関と連携を図り、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

**10番（中嶋君）** るるご答弁をいただきました。私もかつて第4分団の分団長のときに、消防団員によく火災は99.99%、フォーナインじゃだめだよと。消防は100%でなければだめだと、命と財産を守れないぞと、このようなことを言った記憶がございます。そしてまた課長より消防団の1年間のスケジュールを懇切丁寧にご答弁をいただきましたが、安心はいたしました。さらなる予防消防に徹するよう町民にこれからも啓蒙していただこう、私からお願いをしておきたいと思っております。

また、これは町長にもお願いをしたいんですが、そうは言いましても、火事、好きで出す人はいません。過失なんです。そういうことを考えれば、火事を出してしまった方のフォローも町の対応をよろしく、ここもお願いをしておきたいと思っております。

さて、今期最後の一般質問をさせていただきました。来期に向けて私を含め手を挙げた同僚議員、そして新たに手を挙げた数人の若者たち、新しき時代のために、また新しき坂城町のために、町長を含め必ず6月議会には全員がこの議場に顔を合わせることをお祈りをいたしまして、一般質問を終わりとさせていただきます。

それでは最後に町と議会を去る方をたたえまして、一句添えます。

町民のために汗かき両車輪

町民のために汗かき両車輪

ありがとうございました。

**議長（柳澤君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時23分)



## 3月11日本会議再開（第4日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 循環バスの運行についてほか 入日 時子 議員

(2) 地方創生についてほか 塩野入 猛 議員

第 2 議案第 1 号 坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について

第 3 議案第 2 号 特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担に関する条例の制定について

第 4 議案第 3 号 保育所条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 6 議案第 5 号 坂城町行政手続条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 7 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 8 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 9 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について

第11 議案第10号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第12 議案第11号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第13 議案第12号 平成27年度坂城町一般会計予算について

第14 議案第13号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第15 議案第14号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第16 議案第15号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第17 議案第16号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第18 議案第17号 平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について

第19 議案第18号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。会議に入る前に申し上げます。平成23年3月11日に

発生した東日本大震災から4カ年が経過しました。この未曾有の大災害の犠牲になられた皆さんに対し哀悼の意を表するため、午後2時46分に1分間の黙禱をささげたいと思います。議員各位、理事者等のご理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 最初に9番 入日時子さんの質問を許します。

**9番（入日さん）** 安倍首相は昨年8月中旬、湯川遥菜さんがイスラム国に拘束されたことを受け、官邸に情報連絡室を設置し、10月末には後藤健二さんがシリア北部で行方不明になり、11月には後藤さんもあわせ情報収集をしていました。2人の拘束情報を把握しながら今年1月に中東を訪問し、17日カイロでイスラム国がもたらす脅威を少しでも食いとめるために、イスラム国と戦う周辺諸国にインフラ整備を含め、総額2億ドル程度を支援すると表明しました。その3日後、イスラム国による湯川さん、後藤さんの殺害予告があり、支援と同額を人質の身の代金として要求してきました。

犯行声明が出された日、安倍首相はパレスチナに残虐行為を繰り返しているイスラエルに滞在していました。危機意識の全く欠如した首相の対応で2人の日本人が無残に殺害されました。首相は、このような事態を引き起こした自分の行動を全く反省していませんが、イスラム国の脅威を食いとめるためということ自体、人道支援に関する国際原則に反しています。

国の財政が借金で危機的状況にあり、しかも福島は4年たっても原発事故が収束せず汚染水の流出が続き、多くの被災者は生活の再建のめども立たず、将来への希望も見い出せないでいます。今、日本の首相として一番すべきことは、福島や東北の被災者が一日も早く生活の再建ができるように復興住宅の建設や汚染の除去、汚染水を海に垂れ流さない対策です。2億ドルの支援を海外にするなら、なぜ国内の困っている人たちに温かい思いやりの心を持たないのか、国民の命も国民の生活も粗末に扱う首相を持った国民は本当に不幸です。

今上天皇はいつも国の安全、平和を願い、国民の苦しみに寄り添うとても優しい心を持った方です。ご自身の戦争体験を踏まえ国家や国旗の強制を嫌い、皇室が時の権力者に利用され、日本が再び戦争をする事態が起きないことを常に願っています。安倍首相は、そんな天皇陛下のお気持ちに全く反対の立場をとっています。

そして、自衛隊の主たる任務を他国に対する武力攻撃に日本が反撃する集団的自衛権の行使にするなど、海外で戦争できる国にしたいという自分の思いを着々と進め、憲法のおかげで守られてきた日本の平和をなし崩しに壊そうとしています。私たちは天皇陛下のお気持ちに応え、

安倍首相の暴走を許さず地方自治と住民の暮らしを守るために力を合わせたいと思います。前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

1. 循環バスの運行について

イ. 行程の見直しを

循環バスを利用している人から上田便は乗る人がいない、上田に行くよりもっと町内便を増やしてほしいと言われ、私も13時5分発の坂城駅発の上田便に乗ってみました。坂城駅から大宮公民館まで1人が乗っただけで、後は夢の湯まで誰も乗りませんでした。夢の湯からベイシアまで1人、後は誰も乗らず、上田から湯さん館まで来て、湯さん館でやっと人が乗りました。運転手さんは上田行きは朝便で1カ月に1人しか乗らない、午後便は誰も乗らないと言っていました。

戸倉駅から上田の温泉口までのバスも利用者がなく廃止したのに、上田便を出すときにニーズ調査をしたのか、調査もしないで決めるから空気を運んでいるだけになると言われました。町も高齢化が進んでいるので、循環バス利用者は増えていると思っていましたが、利用者は減っていて、以前はバスが満席になったが、今は10人乗ればいいほうだと言っていました。

循環バスの運行は議会報告会でも意見が出て、町へも要望書を上げました。町も毎年見直しを行い、より利用しやすいように工夫していますが、上田便についてはどう考えているのか。また上田の塩尻と秋和にバス停がありますが、近くに病院もなく、どうしてここにバス停をつくったのか意図がわかりません。上田便とバス停について答弁を求めます。

また、北回りの6便は坂城駅が16時50分発で、町内を1周して坂城駅に帰るのが18時10分です。循環バスの利用者は、ほとんどが70歳以上の高齢者です。冬の寒い時期にそんな遅い時間に循環バスで外出する人はいません。運転手さんも冬は誰も乗らないのに1周しなければならない、燃料費の無駄だと言っていました。北欧では、冬は飲食店でも6時にオーダーストップ、7時閉店です。冬の間は遅い時間の運行はなくすという状況に応じた対応もスマートタウン構想を掲げる町として必要だと思いますが、答弁を求めます。利用者の声を聞くのが一番手っ取り早い改善点が見つかることだと思います。循環バスの利用者アンケート調査をしたことがあるのでしょうか。あわせて答弁を求めます。

現在北回り、南回りの2台運行のため、1台乗りおけると2時間ほど待たなくてはなりません。町道は道幅も狭く、すれ違いに困難な場所もあります。ワゴン車にしてもっと台数を増やし、1時間に1本の運行ができるようにならないか答弁を求めます。

**建設課長（青木君）** 循環バスの運行について、イ. 行程の見直しをについてお答えいたします。

坂城町循環バスは、高齢者や買い物弱者、医療機関を利用される方々の移動手段を確保するため、安心・安全に利用できるよう運行に努めております。この循環バスは、高齢者を初めとした交通弱者支援の一助として平成6年度に町が社会福祉協議会に委託し、福祉バスとして運

行を開始いたしました。

その後、道路運送法の改正により平成13年度から一般の方も利用できる循環バスとして民間バス事業者に運行を委託し現在に至っており、2系統の路線を1日各6便運行しております。また、当町においては鉄道または民間タクシー以外に公共交通機関による町外への移動手段がなく、さらに町内の医療機関には入院施設がないなどの理由により、入院施設を備えた医療機関へのアクセスについて循環バスの路線充実を求める要望があったところです。

このような中、乗り入れをする上田市を初め運輸局、国道事務所、警察などと協議を重ね、運輸局より事業計画変更認可を得る中で、平成24年4月より地域医療支援病院に指定されている信州上田医療センターまでの路線を延伸し、地域住民の医療に対する不安を少しでも解消し、加えて町民の移動手段の選択肢の拡大を図ってまいりました。

また、上田市との協議の中で塩尻、秋和地区の住民の利便性の向上や市町を超えた地域間交流の促進にもつながるとして、現在の上田市循環バスのバス停に坂城町循環バスのバス停を併設してほしいとの要望があり、当町といたしましても計画路線を変更することもなく、利用者の安全拡大も見込まれるなど双方にメリットがあることから、塩尻、秋和の2カ所についてもバス停を設置いたしました。

また、上田便の運行により民放の路線バスの旅番組でも紹介されましたが、上田市内のバス停から町内を経由し、千曲市力石公民館をつなぐことにより、市町の枠を超えて循環バスの乗り継ぎが可能となっているところであり、地域の皆さんの利便性が図られているものと考えております。町では毎年、住民生活に必要な交通手段の確保や利便性の向上を図ることを目的に地域公共交通会議を開催し、循環バスの路線や運行時刻の見直しについて協議するとともに、しなの鉄道の時刻表の改正等も考慮し、地域公共交通の利用促進を図っております。

その中で、平成24年度の上田便の開始にあわせ、南日名茨里と村上堂大井クリニック様前にバス停を新設し、利便性の向上を図りました。25年度には、上田便の午後便につきましては上田市塩尻から農協坂城支所前まで国道18号を直進しておりましたが、途中のバス停も経由してほしいとの要望があり、鼠橋通り交差点から産業道路を経由するよう見直しを行いました。また、午後便につきましても経由していなかったびんぐし湯さん館を経由するよう路線を見直し、湯さん館に行く方、湯さん館から帰る方に対して対応したところであります。

平成26年度には、上田便の午後便につきまして信州上田医療センターの発車時刻が午後3時30分ごろであり、午前便を利用された方の待ち時間が長すぎるとのご要望があり、発車時刻を約1時間30分早めるよう見直しをいたしました。このような見直しを行った結果、上田便で上田市内のバス停で乗降した人数が平成24年度は154人、平成25年度は172人と前年比18人増加しております。平成26年度は、まだ12月末現在の集計でございますが、ほぼ前年並みの140人ご利用いただいております。

次に、町内を循環する夕方便について冬場利用がないとのことでございますが、昼間に比べると若干減少はしておりますが、夕方便につきましても月平均約80人ご利用いただいております。続きまして、利用者にアンケート調査をし、より利用しやすい循環バスとのことですが、本年5月で坂城駅エレベーター設置から1年が経過することから、エレベーター利用状況とあわせ循環バスの利用につきましてもアンケート調査を実施し、地域公共交通の利用促進に向けて取り組んでいければと考えているところでございます。

次に口、マイクロバスでなくワゴン車についてお答えいたします。

現在、循環バスにつきましては2台のマイクロバスにより北回り、南回り各1台でおおむね2時間間隔で運行しております。車両を小型化して台数を増やし、運行間隔を短くできないかとのご質問でございますが、年間を通じて1台の車両を運行するには、運行日数や運行時間等の関係から最低2人の運転手が必要となり、便数を増やすためには人件費など運行経費の増加が課題となってまいります。また、びんぐし湯さん館などからは一度に大勢の方が乗車されることがあり、ワンボックス車ではお客様が全員乗れない場合がございます。

循環バスの路線につきましては、人家の密集する地域の一部に道幅の狭い場所がございますが、マイクロバスでの運行に支障はない状況であります。また、冬場の運行につきましては、昨年のお大雪は例外でございますが、例年降雪により山手のバス停では部分運休をせざるを得ない日もございましたが、本年度は除雪体制を強化する中で1回も運休することなく、安全にマイクロバスの運行を行っております。

循環バスの車両につきましてはステップの間隔があり、乗りおりが大変である、おりるときに大きな声で運転手に伝えなければいけない、次のバス停がどこかわからないなどのご意見をいただく中で、本年度行き先を示す車両前後の電光掲示板、次にとまるバス停を示す表示器及び音声案内、おりる合図をするボタンや利用者の安全面から乗降時の補助ステップや乗降口左右に手すりを装備した車両を1台リースにより更新し、利用者の皆さんに便利になったと好評をいただいております。また、車両後部には車両停止時に点灯する乗降中の表示板を設置し、後続車に合図することにより乗降時の安全性の向上を図ったところです。

本年開催した地域公共交通会議において、高齢者や足の不自由な方などが運行路線上であれば、バス停とバス停の間でも循環バスに乗れるような仕組みについて、運行事業者より提案をいただいたところです。今後、既存のバス停以外でも乗降できる仕組みについて運行事業者、運輸局、警察等と協議を進める中で、まずは実証実験的にどのような運行ができるか検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、当面現状のマイクロバス2台体制の維持を基本としながら、運行路線や運行時間につきましては、引き続き地域公共交通会議等において検討する中で高齢者、障害者を初め一般の方にも利用いただけるようソフト、ハード両面からより利用しやすい方法を目



指してまいりたいと考えているところでございます。

**9番（入日さん）** ただいまの課長の答弁では、上田便も平成24年154人で26年は172人とかなり利用者がいますよということですが、これ実際に上田まで行ってね、おりたり乗ったりする人はかなり少ないんです、その中でもね。確かに上田へ乗り入れているので、上田にそのバス停をつくって、上田の人も上田医療センターから帰りに秋和と塩尻におりられるようにということで、そのバス停をつくったということですが、上田にも上田市内を走っている赤バスがあって、赤バスのほうが結構時間が頻繁に回ってくるんですよ。

そういう意味で、果たしてその坂城町のバスがあそこの塩尻と秋和、秋和も非常にちょっと3差路の変なところがバス停になっているんですよ。それから塩尻も近くに何か何もないような、歯医者だとかそういうのがね、近くにあるんだったら、とまっても歯医者に行く人もいるのかなと思うんだけど、本当に何もないようなところがバス停になっているので、その辺もっとその近くに歯医者だとか耳鼻科だとか、上田に行かなければいけないようなお医者さんの前に、近くにとまるとかっていう、そういう工夫がされればいいんですが、そういうことがないと、なぜそんなところにバス停をつくったのかなと。これはもう上田の人のためにつくったのかなというふうになってしまうので、ちょっとそれはどうなのかなって、私はこの間乗ってみて思ったんです。

それから、確かに運輸局とか上田市と話して、やっと乗り入れたというその苦労があるので、はい、そうですか、余り利用者がいないからやめますというわけにはいかないと思うんですが、でもその循環バスを利用しているお年寄りたちにとっては、何で上田まで行くのというね、非常にそういう強い不満があります。

先ほどマイクロバス2台の運行で、ワゴン車4台にすると人件費や何かで非常に経費がかかってくるのでちょっと無理だと言われましたが、実際に今マイクロバスでそのうちの前を走っているんだけど、バス停がないのでかなり遠くまで行かなきゃならないという人もいて、先ほどアンケート調査のお願いもしましたが、やはり一番は利用する人にアンケート調査をしてもらってね、その意見を聞いて改善していくというのが一番の早道だと思うんですが、本当に今1周すると2時間近くかかるんですよ。そうすると次のバスが来るのにやはり2時間以上待たなければならぬと。一番みんなが行くのは、湯さん館とJAびんぐし店とか、そういうところだと思うんです。本当なら町の行程を2ブロックに分けてね、中之条・南条コース、坂城・村上コースで夢の湯でドッキングをして、中之条・南条コースだけは夢の湯直行便みたいにする、1時間ぐらいで町内ぐるっと、1時間弱ぐらいで回れるので、もっとその利用者にとっては利便性が高まるのかなと、私はそんなふうにも思っていますが、一番は、やはり利用者がどういう気持ちでね、乗っているか。そして今後どういうふうにしてもらいたいかなということをまず真っ先に調査していただきたいと思います。

それから今までのね、循環バスはこのデータを見ましても、昨年の4月ごろは大体900人近く利用しているんです、循環バスに。今年のやはり1月ぐらいになりますと、大体700人前後になっています。2月になると、もっと少なくて550人ぐらいになっています。結局、高齢で動けなくなるとバスへも乗らないわけですし、そういう方たちが増えてくると循環バスの利用者自体も減ってくると思うんです。

今バスの利用者はほとんどが運転免許のない人たちなので、循環バス、今この2月でも550人ほど利用していますが、今後やはり今の70代以降の人はほとんど運転免許を持っているので、ますます循環バスの利用者というのは減ってくると思うんですよね。そのときにやはり今の高齢者の自動車事故が非常に増えていまして、高速道の逆走だとか、アクセルとブレーキを踏み間違えた事故だとかっていうのが増え続けているんですが、坂城町でも運転免許を早く返して、高齢者が事故に遭わないようにっていう対策のためにも、その循環バスをもっとみんなに利用しやすいように変えていかなければならないと思うんです。

そういう意味でも循環バス、毎年毎年ね、要望を聞いて、上田便も湯さん館のほうへ回して、坂城のほうへも帰れるようにというね、そういうコース変更をしたということは非常に喜ばれていますが、そういう今後利用者が減って、今もうね、昨年に比べると400人近く減っているわけですが、そういうところでどういう利用者を増やす手だてというか、そういうものを考えているのか答弁をお願いいたします。

**建設課長（青木君）** 今後循環バスの利用者を増やしていくというご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたが、この循環バスは高齢者を初め一般の方にもいかに多く乗っていただけるかということでございます。この循環バスは、町のエレベーターとかと同じようにバリアフリー化の中でも一つの象徴として運行して行って、誰でも乗れるような形に持っていきたいということで考えております。また、利用者のご意見につきましては、先ほど申し上げましたように、この駅のエレベーターを利用されている方に聞く中で、一緒にアンケートをとっていききたいということを考えております。

また先ほどもございましたが、運行業者のほうからバス停とバス停の間でも何かとまる方法ができないかということで、いろいろ提案をいただいております。なかなか地域によっては、市町村によっては山手の本当に交通量の少ないところで、自由に乗れるというようなところを通っていますけれども、なかなか交通量の多い市街地で、バス停以外にとめるということになりますと、安全面とかそういう部分では警察ですとか運輸局、そういうところと今後調整していく必要があるかとも思いますけれども、何かいい方法がないかということで、今年度また実証実験を始めていきたいということで、バス停間隔の長い間でも何とかとまれるような方法を考えていくことで利用者の増加、また一般の方にも多く乗っていただけるような方法をまた今後、地域公共交通会議の中で検討してまいりたいと考えております。

**9番（入日さん）** 時間がないので、今後いろいろ考えて、より皆さんに利用され、愛される循環バスになっていくことを願っています。

次の質問に入ります。

2. 坂城町表彰規定について

イ. ボランティアに光を

毎年10月に町の功勞、功績等の表彰が行われています。2条の(4)の8年以上助役または収入役の職にあったものの項目は削除すべきだと思いますが、答弁を求めます。

また、1から3の町長、議員、副町長、教育長については、みずから望んでそのポストに就いたので、坂城町を日本中でも指折りの町にしたとか、町の経済を豊かに変えたとか、多くの町民が納得できるようなすばらしい功績があった場合を除き、あえて表彰する必要があるのかという町民の声もあります。特に町職員の功勞表彰については、役場の中で永年表彰をすればよいことで、なぜ町として表彰するのか、職場が役場ただだけで、自分の与えられた仕事をただではないかという批判の声が多くありました。しかも、課長職だけという不公平感もあります。

町にはボランティアで頑張っている人が大勢います。小学校の登下校の見守りや薔薇人の会、村上のある会社では昭和橋から堤防道路、会社の前の町道を毎年早朝作業で清掃しています。そういう多くのボランティアの力が町を支えてくれているのです。無償で取り組むすばらしいボランティアにこそ光を当て、町として表彰すべきだと思いますが、町側の答弁を求めます。

**総務課長（田中君）** 坂城町表彰規則についてのイ. ボランティアに光をについてお答えをいたします。

初めに、町の表彰規則において町長が行う表彰につきましては功勞表彰、功績表彰、善行表彰、一般表彰、職員表彰について表彰を行うことと定め、毎年10月に開催されます坂城町文化祭の開会式に先立ちまして表彰式を開催しているところでございます。

また、各表彰の受賞者の選考につきましては選考委員会を開催し、委員長に議長さん、委員には副議長さんと総務産業常任委員長さんにも加わっていただき選考を行っております。この選考の基準といたしまして、功勞表彰は4年以上町長の職にあった方、10年以上町議会議員の職にあった方、8年以上副町長または教育長の職にあった方、このほか福祉、産業、教育、文化などの各分野において長年のご功勞のあった方を表彰することを定めております。

この基準の中に8年以上助役または収入役の職にあった方という規定がございますが、これは助役または収入役をご退任され、引き続きほかの町の役職をお務めになり、表彰の済んでいない方もいらっしゃいましたので、表彰の要件としては残しておいた経過がございますが、現在助役、収入役に在職された方は全て表彰を受けており、今後対象になる方はいらっしゃいませんので、この規定については見直しをいたします。

次に、1号から3号の各項に定めている基準につきましては、町長や議員の皆様、また副町長並びに教育長の職にあった方で、常に町政のために継続的にご尽力された功績に対し表彰を申し上げるもので、長年にわたり町政を考え、まちづくりに多大なご労苦をされた結果でありますので、今後も表彰を行ってまいりたいと考えております。

また、職員表彰につきましては、町では町内企業に30年間お勤めになられた方に対し、坂城町の産業と企業の発展に尽力された功績といたしまして、毎年11月の勤労感謝の日に合わせ町長が各企業を回り、長年のご労苦に対して表彰を申し上げております。この表彰と同様に町職員におきましても長年職務に精勤した職員の表彰を行っているところでございます。ただし、町表彰式の際に職員表彰を行うことにつきましては、昨年度より年度末3月31日の退職時に表彰を行っているところでございます。既に退職された数名の方につきましては、現在町関係の役職についておられますので、役職退任後、町表彰式において表彰をすることにいたしております。

次に、町を支えていただいているボランティアの皆様への表彰につきましては、ここ数年表彰はございませんが、表彰規定で定めております一般表彰や善行表彰において、これまで間、坂城小学校の学友林の管理、村上小学校への児童図書購入費について継続的な寄附の実施、福祉施設や小学校への備品の寄贈、地域におけるバラや菊、道路沿いの花を自主的に管理している団体、剣道やサッカー、野球などのスポーツを通じて地域の子供たちへの育成指導等各種ボランティア活動を行ってこられた個人や団体に表彰を申し上げてきたところでございます。ご質問のボランティア団体等の表彰につきましては、今後も該当される個人、団体などの皆様に表彰を申し上げてまいりたいと考えております。

**9番（入日さん）** ただいまの答弁で、4の項目については見直しで削除すると。それから職員の功労については、年度末に庁舎内で行うという一定の改善がありました。先ほどいろいろお話を聞くと、そういうボランティアの善行に対しては、善行の表彰を今までもしているんですが、1回、2回というね、そういう1回や2回のよい行いに対してなら善行でいいと思うんですが、もう何十年も続けているとかね、本当にそういうこと、例えばこの表彰規定では10年以上消防団長の職にあった者なんて、本当に皆無なわけですよ。やっぱり消防団長を2年やれば、もう本当にくたくたになってしまう。もういつ電話が来るか、電話が来たらすぐに飛び出さなきゃなんないわ、その指令も出さなきゃならないわということで、非常にやはり365日気を張っているわけですよ。そういうところがやはりちょっと見直すべきではないかと。

それから民生児童委員も、うちの区のほうでも20年ほど前ですか、たまたま民生児童委員になって、その管轄内に育児放棄の家庭があったんですね。親がパチンコに狂っていて、子供を一切見ないで食事を与えられない、お風呂も入れないという状況の中で見るに見かねて、その民生委員さんがうちへ引き取って食事を与えたり、お風呂へ入れたり、身の回りの世話なん

かしたんです。だけど、そういうそこまでする必要はないんですが、そういうことをやるとやはり民生委員1期で、もうくたくたになってしまうわけですね。そういうような人たちもいるわけです。

もちろん、町長や副町長や議員などが、決して功労とか功績の対象には劣ると言っているわけではなくて、そういうみずから手を挙げてという人ではなくて、本当に町を支えている人が町としてすばらしいというふうに、やっぱり評価をすべきではないかと。先ほど薔薇人の会も以前善行の表彰を受けましたが、特に薔屋原のバラは入り口にあるので非常に目立つんです。あそこがきれいだと本当に坂城のばら祭りが、ここよりもすごいなら行ってみようかなとかいう一番のPRになるんですよ。

あと有害鳥獣の駆除員さんも、もちろん町として補助金はやっていますが、本当に個人や町から連絡があると、すぐに飛び出して探して駆除に出かけなければならない。しかもイノシシや熊なんかは危険ですから、襲われる場合もあるんですよ。そういう大変な仕事をやはりやってもらっているということを、もちろん任務でやっているんですが、そういうことに対してちょっと私たちは感謝の気持ちをあらわすべきではないかなと思うんです。

今は古雛まつりの最中ですが、去年、もう私も年だからやめますっておっしゃられた方が、今年は10回目なので10回目の節までは頑張りますとって続けてくださって、私も大変うれしかったんですが、そういうような本当に目の見えないところで坂城町を支えている、そういう人たちにもうちょっと何か感謝の気持ちをあらわすことが必要ではないかと、私はそう思って今回この質問をしているわけです。もちろん、そのボランティアの人は褒めてもらいたいとか、表彰してもらいたいと思ってやっているわけではないんですが、そういうことがやはりみんなに知れ渡って、今は非常にそのボランティアが高齢化して存続の危機を迎えているところもかなりあるんですよ。そういうことで町民が、ああ、そういうボランティアなら私も参加できるかなと、そういうふうにやはり一つのそれがきっかけになってくれればいいと思うんですよ。

それから、やはりボランティアはいろいろなことをするにも、かなりの経費を自分で負担してやっているわけですので、感謝状というよりもむしろ金一封で、これからこういうものにもっともっと役立ててもらいたいというような、そういう扱いにしてもらったほうが、もらったほうも喜ばれるのではないかなって私は思いますが、その点について答弁をお願いします。

**総務課長（田中君）** 議員さんのおっしゃっていることは、よく理解できます。そうした中で消防団の関係なんですけど、消防団長につきましては出初め式の退任の際に、町長名でご労苦に対して表彰を申し上げているということがございます。

薔屋原のあれは老人クラブですかね、やっている方々、それから有害鳥獣の駆除の方々、本当に町を支えている方々につきましては、今後いろいろな機会といいますか、道路等の清掃も



あるんですけども、ボランティア活動をされている方につきましては、個人、団体を含めまして表彰をこれからも申し上げてまいりたいと考えています。それが町がよくなっていけばいいかなというふうに思います。

金一封につきましては、ちょっと今の段階では感謝状という形で申し上げたいというふうに思います。

申しわけございません。荻屋原については表彰を申し上げております。古雛の件につきましても表彰は申し上げております。

**9番（入日さん）** 消防団員に関しては、もちろん出初め式の際に表彰しているということは私も承知していますが、やはり町全体としてね、感謝の気持ちということではやっぱり文化祭の席でもやるべきではないかと、私はそのことを申し上げたわけです。それからやはり、何十年ということはなかなかね、それに携わるということは大変なので、そういうことをもうちょっと町としても考えて、感謝の気持ちというのをもうちょっと持ってもらってもいいんじゃないかと私は考えています。ちょっと時間がないので、次へ入ります。

坂城町の未来に向けて

イ. 人材育成を

山村町長になって、チャレンジSAKAKIに取り組み、職員のやる気を引き出し、褒めて育てる手法は人材育成の会社のトップだった経験が大いに発揮されていると思います。しかし、チャレンジSAKAKIの内容を見ると、子育て支援パスポートやエレベーターと駅前活性化、親水公園、例規集のデジタル化、保険証のカード化、接遇研修などほとんどは一般質問などで議員が要望したものです。チャレンジSAKAKIの目的が、議員から言われたことをいかに迅速に実現できるかという視点で取り組まれたのでしょうか。

チャレンジSAKAKIは、新しい坂城町への挑戦と書かれてあり、職員からまちづくりの新たな取り組みとしてアイデアを募集したと広報には書かれています。だとしたら、言われたことではなく、もっと違う視点で未来の坂城町をどうつくるのか、5年後、10年後に向けての提言をしてこそチャレンジではないでしょうか。少子高齢化にどう対応し、対策を考えるのか、町の力を維持し小さくても自立して存続できるまちづくりをどうするか、そういう視点で職員独自の提案が欲しかったと思います。そのためには、もっと職員の見聞を広げる取り組みが必要だと思います。

町長も世界を飛び交いいろいろな国の人々や一流と言われる人たちとの交流も多いと思います。私も旅行が好きでいろいろな国に行きました。北欧の福祉視察では、介護や福祉の現場も見学しました。介護保険がなくても本人が望む十分なサービスが得られ、人間の尊厳を大事にした豊かな生活が保障されていることにとっても感動しました。

ヨーロッパの教育システムも日本より経済力の劣る国が大学にも安い学費で行くことができ、



大学に行かない人にはそれぞれに合った教育システムがあり、資格制度もある。自立できる最低限の保障をきちんとしている国の施策はうらやましい限りです。しかし、そうなるまでに多くの歴史があり、国民が常に努力し、政治を自分のことと捉え、国民が主役の民主主義の国をつくってきた過程があります。

議会でも各委員会の先進地視察を年4回行っております。社会文教委員会で1月30日に御代田町の多世代交流施設や青木村の地球クラブを視察しました。特に青木村の地球クラブは子供たちや大学生などに生きる力や、人と交流し努力する力をつけ、今の子供たちが失いかけているものを見つけてくれる、とてもすばらしい取り組みがされていました。海外視察研修はお金がかかりますが、国内の先進地やすばらしい取り組みを視察し、坂城町に合ったまちづくりができるように、もっと職員がいろいろなことを学べる場を増やしたほうがよいと思います。

山村町長になって職員研修にも力を入れていると思いますが、より想像力や自由な発想ができる職員を育てるために、これからどんな研修に取り組むのか、人材育成のエキスパートであり、人材育成に力を入れている町長の答弁を求めます。

**町長（山村君）** ただいま3番目としまして坂城町の未来に向けて、イで人材育成をということで議員さんからご質問を伺いました。人材育成についていろいろご意見賜りましたけれども、一定の評価をいただいているということをまず感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

初めに、チャレンジSAKAKIについてでありますけれども、これは私が平成23年に町長に就任した際に、全ての職員から新たなまちづくりへの取り組みとして自分の持ち場にとらわれず、町の課題や職場の改善すべきポイントなど、日ごろから考えていた意見などを職員がゼロベースで見直して、意見として提出していただいたものであります。ですから、したがって、その当時私は町長になったばかりでありますので、過去に一般質問でどんなことがあったか全く知らない状態で、ゼロベースでお願いしたいということでありました。

結果としてですね、課という組織の枠を超えた横断的な対応でいろんなテーマが出てきました。したがって、その後できたものにつきましても、結果的に入日さんがおっしゃられるようにスピーディーな対応ができたものも多々あるのかなというふうに思っております。

また、平成23年の当時職員数は約130名でありましたけれども、提出された意見は200件以上ありました。私が思いましたのは、いかに多くの課題やテーマを皆さん職員の方は持っているなということを感じました。したがって、200件あるということは僕はびっくりしました。私が提案してくれと言って、ゼロ件だったらどうしようかと思ったんですけれども、結果的に日ごろ抱えている課題、テーマを率直に出していただいたということだと思っております。

そこで、この課題を解決するためにチャレンジSAKAKIというテーマを掲げまして、今

職員このバッチをつけていますけれども、ここにも今日からスタートということで課を超えた取り組みをしていただいたということでもあります。

この結果ですね、私は課の枠組みにとらわれないで町民、私はお客様と言っておりますけれども、そのために何ができるかという自由闊達な意見が出る雰囲気はまず出てきたのかなというふうに思っております。このチャレンジSAKAKIの取り組みの中ではたくさんありますけれども、例えば投票所のバリアフリー化ですとか、役場1階の案内がよくわかりにくいということで、これも職員の工夫によりディスプレイを使った表示ができました。それから坂城駅のエレベーター設置工事ですとか、坂城のワイナリー形成事業により6次産業化を目指すという事業など、役場以外の事業所や地域を巻き込んで取り組む事業など、今後の坂城町の住環境や新たな産業を視野に入れた事業にも取り組んでおります。

チャレンジSAKAKIをつくったときに大きなチャートをつくりました。すぐにできるもの、数年かかってやらなきゃできないもの、あるいは自分1人でできるもの、課でやらなきゃいけないもの、あるいは課を超えてやるもの、町全体で取り組むものというチャートをつくりまして、取り組んだということがございます。

町長に就任しまして4年経過しておりますけれども、それまで今まで取り組めなかったアイデアなどが、このチャレンジSAKAKIという手法によって、職員全員が持っているいわゆる暗黙知を形式知に変えることによって、共通知もしくは共通善ともいえますけれども、それを見える形にして、各課の枠を超えた横断的な取り組みも含めて新たなまちづくりが進められていると考えております。

また続きまして、職員の人材育成ということでもありますけれども、町村会や定住自立圏、長野広域連合などで実施されております職員研修には積極的に参加しと。それから例えば海外研修などにつきましても、中国の上海市嘉定区との教育交流、あるいはワイナリーの見学ということでカリフォルニアのナパにも行きましたけれども、農業委員会。あるいは国際産業研究推進協議会の視察旅行でタイなどにも研修に行きました。この際に必ずかつて坂城町の職員が大量に行っていました海外研修に行けなかった人、行っていなかった人を対象に選んでやりました。

ご案内のように今から二十数年前にかつて坂城にあった企業の方から1億円の寄附をいただいて、その寄附で職員研修を今から二十数年前、4年ぐらいに分けて実施いたしました。1回当たり20人、大体年2回、ですから毎年40人ぐらいを4年、160人ぐらい実施したということでもあります。現在は、なかなか20人、30人をまとめた団体に研修ということは、なかなか今は昔と違って今やるのは難しいし、またそういう必要もなくなっていると思いますが、先ほど申し上げたような種々な調査研究ですとか、それから海外との交流事業などに、今まで海外に行っていなかったものを中心にここ4年間も派遣してまいりました。大体年四、五人は

派遣していると思います。

また、私が学院長を務めております能力開発学院の町内企業の合同研修、これも新人研修をやっておりますけれども、これも私が町長になってから町の新入職員と一緒に研修を役場の新入職員を参加させております。町の方々との交流も図れるということで、こういうこともやっております。

今後の人材育成につきましては、いろんな各団体が実施しております研修に、町においても必要な研修をとすることを考えて、この研修に参加させて、今、先ほど入日さんからお話がありましたように、幅広い知識あるいはチャレンジングな気持ちを持っていただくためにも今後とも継続して続けていきたいというふうに思っております。以上であります。

**9番（入日さん）** ただいま町長からいろいろな研修への取り組みについて答弁がありました。私も企業に勤めていたのでね、企業は必ずその改善提案活動というのをやるんです。それからQC活動とあわせてね。その中でやはり、いろいろな気づきでいいんですが、例えばこの仕事はこういうふうに変えると、これだけ早く1台できるとか、あるいはこういうパーツをつくることによって、より安全にその製品ができるとか、そういうようないろいろなその観点から提案をして、それで年間最多提案者とか、そういう表彰制度があったんですがね。

町もやっとならそういうその提案活動が始められたということで、今後の取り組みにも大いに期待をするものですが、本当に企業を見てもね、成長している会社というのは人を大事にしている会社です。町職員も今はいろいろな研修を通じてレベルアップを図り、見聞を広げるということでしたが、山村町長になってね、接遇研修も受けられているんですが、実際にやはり職員の窓口対応が悪いとか、介護申請に行ったが、受け付けてもらえなかったという苦情が本当に町内外から来まして、私もそのたびに議員としても恥ずかしい思いをし、「済みません」って謝っているんですが、やはりあのカウンターに立っても、職員がパソコンのほうを向いているので、すぐには気づかないというところがよくあります。

前に一般質問でもね、横を向いて仕事をするのではなくて、カウンターのほうを向いて仕事をするように机の向きを変えたほうがいいんじゃないかって要望しましたが、横を向いていてもすぐに気づいて対応できるという答弁があって、まだ改善はされていませんが。しかしやはりね、来庁者から見ると、行ったら、すぐこちらを向いてくれるというのは非常に好感度が違うんですね。私もいろいろな自治体の窓口のところへ行ってみますが、やはり坂城町みたいに横を向いているというのは余りないですよ。やっぱり異常な雰囲気を感じます。

そういう気づきの提案が職員からなされなかったっていうのが非常に不思議なんですけれど、町職員の仕事は、町民が安心して住める環境や命や財産を守る安全なまちづくりだと思うんですが、そのためにはやはり町民に対して、きめ細やかな気配りや目配りができることが大切だと思うんです。今の日本の教育では、そういうことは全く身につけませんので、本当に職場へ

入って一から教えなければならないという、今はそういう状態もありますが、そういう今の状態に合った指導や研修をどのように考えているのか町長の答弁を求めます。

**町長（山村君）** 今いただいたような内容をチャレンジの提案として取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、一つお話がありました接遇訓練につきましてもですね、これは職員の中から提案があつて、私どもこれがまだまだ足りないところがあると。だけど、自分でなかなかできないから接遇訓練をさせてくれというのもチャレンジのテーマにありました。これは3年間続けてやっております。年2回研修ですけれども、それを続けておりますけれども、それはまだまだですね。頭でわかってても体では動かないというところで、これはちょっと時間がかかると思います。指導の研修の講師もまだまだと言われております。これは継続してやっていきたいと思っております。

ただ、僕がうれしかったのは、みずからそういう提案をして、やらせてくれというふうに言ってこられたということだと思っております。これからもいろいろ今日いただいた提案も含めまして進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

**9番（入日さん）** 私もいろいろなところへ遊びに行くんですが、西条（さいじょう）温泉、西条（にしじょう）温泉というんですかね、とくらのところ、町でというかやっている入浴施設なんです、その食堂の人たちの接遇がすごくいいんです。本当にこんなに気持ちよく接してくれる人たちってなかなかいないなと思うんですが、本当に坂城町もちょっと見習ってもらいたいなと。それから、JAのびんぐし店も非常に挨拶はすばらしくて、そういう点ではやはり挨拶のすばらしさというのは、もうちょっと町職員も見習うべきではないかと常々感じているところです。

それから、2014年版世界保健統計で日本は世界の長寿国を更新しました。その中で長野県は日本一の長寿県です。しかし、長寿県になるには長い歴史がありました。昭和40年の調査では男性が68.45歳で全国9位、女性が72.81歳で全国26位で、脳卒中死亡率が全国1位でした。

昭和20年に、佐久病院に若月俊一先生が来て農村の実態に驚き、農民の健康を守るために予防医学の考えを広め、塩分を控える食事や健康指導、生活習慣病予防講座等、地域に根差した医療活動を広げていった結果、今のような長寿県になったのです。そして県民の勤勉性と退職しても農業をしたり、常に体を動かす生活や高齢者就業率、公民館数、博物館数、ボランティア参加率、旅行、行楽に行く人の割合が長野県では全て10位以内に入っているということなどが要因として挙げられます。

「長生きしたいなら長野県へ」というキャッチフレーズで、坂城町にも都会から定住者を呼び込めると思います。健康づくりにも長い年月がかかったように、職員のレベルアップが目に見えるようになり、成果が上がるには時間がかかるかもしれません。しかし、役場の対応はす

ばらしくよくなったと言ってもらえる職場づくりをともに築いていきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

**6番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

一般質問は、毎回くじ引きで質問順序が決まります。くじ引きのいたずらでしょうか、議員活動4年間の最終一般質問の大トリを務めることになりました。折しも今年は戦後70年の節目の年、安倍首相がこの夏に打ち出す戦後70年談話について審議する有識者会議のメンバー16名が発表されました。名称は「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」、首相の私的諮問機関であります。過去を直視して、正しい日本の未来志向をあらわしてほしいと願うところであります。

#### 1. 地方創生について

私は、平成26年6月議会定例会で日本創生会議の試算についての一般質問をいたしました。そうした試算などを背景に、安倍内閣では地方の再生なくして日本の再生なし、日本列島の隅々まで活発な経済活動が行き渡り、一人一人が暮らしの中で景気回復を実感できるように取り組む地方創生を打ち出し、安倍内閣の最重点課題と位置づけられました。そして、その戦略として人口減少克服と地方創生に向け、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が立ち上がりました。そこで、これから地方創生について順次お尋ねをいたします。

#### イ. 地方創生への挑み

政府は長期ビジョンで、今後の基本的視点として東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、それに地域の特性に即した地域課題の解決を掲げました。また、総合戦略では、こうした長期ビジョンを踏まえ、人口減少と地域経済縮小の克服のためには、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立が必要と訴え、今後の施策の方向として町長が招集挨拶で申された四つの基本目標が示されました。

3月1日付の信濃毎日新聞の1面のトップに首長アンケートが載り、将来消滅しかねないという危機感の問いに対し、坂城町では「あんまり抱いていない」という回答であります。昨年の年末にやにわに表立った地方創生、こうした地方創生をどのように評価していますでしょうか。また、地方創生に向けてどのようなお考えで、そしてどのように挑んでいくのかお尋ねをいたします。



## ロ. 「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定

政府としては、国の人口将来展望を示す長期ビジョンと今後5カ年の総合戦略を踏まえ、全ての都道府県と市町村に、それぞれの地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めています。坂城町の人口ビジョンと総合戦略は、平成27年度中、すなわち平成28年3月末までに策定をして実行に努めるとなっています。

人口減少対策を初めとしたこれらの方向性を見出すためには、じっくり検討することから始めて、その上で将来像や求められる施策を地域住民とともに考え、町の地方版を練る必要があります。それには1年では短すぎますが、どうしても28年3月までには策定しなければならない現実があります。厳しい期間の中でのこれからの策定スケジュールをどう描いているのでしょうか。また、短い期間での策定に向けてどのような組織や体制を組んで進める予定でしょうか、お聞きをいたします。

## ハ. 広域的な対応

今日の信濃毎日新聞の1面トップ記事にも県議候補予定者のアンケートの掲載が載っていますが、総合戦略には連携中枢都市圏の形成が盛り込まれ、加藤長野市長は坂城町を含む長野広域連合を想定した連携中枢都市を目指すことを正式表明しました。連携が想定される分野としては、移住支援や工業誘致、公的病院のネットワークづくりなどを挙げています。

一方で、坂城町を含む7市町村で構成する上田地域定住自立圏での連絡協議会では、人口減少対策や地方創生を見据え、今後連携して取り組む事業について協議し、企業誘致や空き家工場、空き家バンク、遊休農地の情報一元化などについて検討することになった模様です。

上田地域定住自立圏との連携が既に動き出している中で、今度は長野広域連合との連携が加わろうとしている状況にあって、これから町は広域的な対応をどのように図っていくのかお尋ねします。

## 2. 国の26年度補正予算に係る緊急的取組

国では、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施として、緊急支援の経費を26年度補正予算に盛り込まれました。最大の目玉は商品券配布などの地方の実情に合わせた消費喚起を国が支援する施策であります。町でもプレミアム商品券を発行することになり、さきの同僚議員の質問への答弁で内容は理解できましたが、内閣府へ実施計画を提出されてもいますので、その内容も含めて要旨を簡潔にお聞きをいたします。このほかにも緊急的取組みとして、どんなメニューを予定していますでしょうかお聞きをいたします。

また、先行的実施で創設された交付金の本町への配分額は、今定例会の最終日に補正予算で示されるとのことでありますが、この緊急的取組みの交付金額をお聞きをいたします。

**町長（山村君）** 塩野入議員さんからは1. 地方創生についてということで、イからニまで4項目にわたりまして多岐にわたりましてご質問をいただきました。非常に重要な取組みでござ



いますので、4項目全て私から回答させていただきたいと思っております。五、六分のお時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1. 地方創生についてということでございますけれども、今お話にもありましたけれども、安倍内閣は地方圏の人口流出を食い止め、出生率の回復を図ることは経済社会の基盤を整える上で我が国の将来を左右する優先課題として、昨年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、国として地方創生に向けて取り組む姿勢を強く打ち出しました。

また11月28日には、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行され、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度な集中を是正すると明記されるとともに、平成27年度から5年間で取り組む人口減少対策の具体策や平成32年時点の達成目標を盛り込んだ総合戦略の策定が規定され、都道府県や市町村においても、それぞれ目標と施策に関する基本的方向を定めた地方版総合戦略の策定が盛り込まれました。

日本の直面する人口減少、特に地方における人口流出は地域経済の縮小という悪循環が懸念されておりますが、これまでも日本を変えてきたのは地方であり、地域経済が活性化することにより日本経済も勢いづいていくものと考えております。

そして、国の持続的な経済成長に向けて打ち出されました3本の矢、すなわち大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして規制緩和による成長戦略といった3本の矢の効果は、坂城町の産業界に確実な好循環をもたらしており、この延長線上に位置づけられる地方創生戦略は大いに評価すべきものであり、坂城町の独自性を生かしながら地域経済のさらなる発展に結びつけていきたいと考えております。

また、地方創生を達成するためには、これまでの施策の延長や焼き直しではなく、従来の施策のどこが悪かったのか、何が欠けていたのかをしっかりと検証し、人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、地域の特性に即した総合戦略を策定していく必要があると考えております。

国の総合戦略では、基本目標として地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するを掲げており、町の総合戦略においては国や県の総合戦略を勘案の上、策定することとなります。

スピード感のある政策実行が求められる中で、町といたしましても国の交付金を有効に活用する中で、より暮らしやすく魅力ある坂城町を目指す総合戦略の策定と施策の推進を早期に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほどお話しがありましたけれども、町の総合戦略につきましては平成27年度中の策定を予定しておりますが、平成27年度は町の第5次長期総合計画後期基本計画の策定も予定しているところであります。今のところ策定期や計画期間が重なることから、町の総合計画と総合戦略を一体のものとして策定していきたいと考えており、国からも総合計画を見直す際に見

直し後の総合計画において、人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することは可能との見解が示されております。

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごとの創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりにかかわる各分野を幅広くカバーすることが望まれており、特に仕事づくりは、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づけることが必要であるとされています。

計画策定に当たりましては、町総合計画審議会のメンバーを想定しておりますが、住民代表や国・県などの行政機関を初め、産業、教育、金融など幅広い各界、各層の声を伺いながら、その方向性や具体案について審議、検討をいただき、多くの皆さんの意見が反映された計画にしたいと考えております。

また役場内におきましても、町のさらなる魅力アップ、活力の増進、安心して暮らせる住環境、雇用、少子化対策、子育て支援等、町内各課の連携をより密にして取り組める体制整備を図り、一丸となって活力ある坂城町づくりに努めてまいりたいと考えております。

策定スケジュールといたしましては、まず人口の現状分析と町の現状と課題の整理、把握を行い、人口の将来展望、施策事業案の検討、目標検証方法等の検討を鋭意進めていく中で、平成28年度予算への反映も見据え、平成27年度秋をめぐりに坂城町総合戦略素案の作成を目指してまいります。大変厳しいタイトな期間での策定作業となりますが、多くの皆さんにかかわっていただき、英知を結集する中で、まち・ひと・しごとなど町全体がつながり、夢のある計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、お話のありました地方創生を踏まえた広域的な対応につきましては、いかに地方へ人を呼び戻すかという点で産業の育成、観光、医療サービス、生活関連機能サービスなどの充実による移住・定住促進に向けた連携が必要であると考えております。基本的には連携中枢都市圏や定住自立圏による取り組みが中心になると思いますが、ご質問のとおり、現在当町は上田地域定住自立圏において上田市と協定を結び、地域医療に向けた取り組み、産業の活性化に向けた取り組みなどの連携事業を進めております。

また、新たな広域連携の制度として創設された連携中枢都市圏では、人口20万人以上の市を中核市として定住自立圏において取り組まれている地域医療、産業、文化芸術などの生活関連機能サービスの向上以外に、圏域全体の経済成長の牽引と高度で専門的なサービスの提供による都市機能の集積強化が求められています。

長野市を中心とした連携中枢都市圏構想につきましては、詳細についてはこれから詰めるというところではありますが、先月26日に長野広域連合の構成市町村による連携中枢都市圏形成に向けた第1回目の担当者会議が開催されたところでもあります。今後、広域の課題や連携のア

アイデアを探っていくこととなりますが、長野市による連携中枢都市宣言及び都市圏ビジョンの公表は平成27年度中の予定となっております。

連携中枢都市圏や定住自立圏による取り組みについては長野地域、上田地域ということではなく、坂城町として必要な分野において、必要な連携を行っていくという毅然たるスタンスで取り組んでいきたいと考えております。

次に、国の平成26年度補正予算に係る緊急的取り組みについてですが、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として地域住民生活等緊急支援のための交付金が1月9日に閣議決定され、平成26年度の補正予算に盛り込まれました。この交付金は都道府県及び市町村に配分される交付金で、個人消費を下支えする地域消費喚起・生活支援型と地方の活性化につなげる地方創生先行型の2種類に分かれております。

まず、地域消費喚起・生活支援型につきましては、一定割合を上乗せした金額分が使えるプレミアム商品券の発行などを促進するもので、町に提示されている交付限度額は2,268万9千円であります。町では商品券のプレミアム相当分の費用や事務費等も合わせた経費を坂城町商工会へ補助金として交付し、事業実施を計画しております。

商品券は前に申し上げましたが、一般分として購入金額に20%分を上乗せし、1セット1万2千円分を1万円で販売する商品券を7,650セット、9,180万円分を発行する予定であります。なお、購入限度額につきましては、1人10セットの10万円を想定しております。また、あわせて坂城町独自の取り組みとしまして、子育て世代を支援するための18歳以下のお子さんを持つ子育て世帯1,300世帯に対しましては購入金額に40%分を上乗せし、1セット7千円分を5千円で販売する商品券を発行する予定であります。なお、こちらの購入限度額は各世帯2セット限りで2,600セット、1,820万円分を見込んでおります。どちらも商品券1万円当たりの額面を1千円とする方向で検討を進めてまいります。

発行までのスケジュールにつきましては、4月に町内で使用できる店舗の募集を行い、5月には商品券の印刷等の準備や子育て世帯への周知等を行う中で、6月の販売に向けて準備を進めてまいります。

また、ご質問にありましたもう一方の地方創生先行型につきましては、地方創生に向けた地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と地方創生に向けて必要性の高い施策の先行実施について財政面から援助するものであり、町に提示されている交付限度額は2,646万1千円であります。当町の地方創生先行型として計画している事業は、坂城町総合戦略の策定のほかICTの利活用による地域活性化事業、地域産業のパワーアップ事業、若者・子育て世代応援プロジェクトの4事業を予定しております。

ICT等の利活用による地域活性化事業では、スマートタウン構築に向けた取り組みの推進と多種多様なコミュニケーションツールによる情報環境整備を進めております。今盛んに言わ

れている I O T、インターネット・オブ・シングス、坂城町全体が取り組む事業で、坂城の全てがインターネットでつながる、通じるという環境を整えてまいります。

次の地域産業のパワーアップ事業では、ワイナリー形成などによる 6 次産業化、町内企業による合同企業説明会などの若者と地元企業のマッチング、新製品開発やブランド創設にかかわる新たな価値創造、展示会や商談会への出展支援を行う。販路開拓、受注拡大の強化を進めてまいります。

次の若者子育て世代応援プロジェクトでは、子育てや教育相談の充実、結婚相談や婚活支援、女性が輝ける社会を目指すセミナーや懇談会の開催のほか、未来を担う人材育成として小学生の英語学習強化や町内在住高校生の台北研修などに取り組んでまいります。

これから地方創生に向けて全国から本格的な施策展開が始まっていくこととなりますが、坂城町の立地要件や旺盛なものづくり、コトづくりへの惜しみない企業マインドを成長戦略の根幹に据えて、坂城町産業界の牽引により、活力と魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

**6 番（塩野入君）** 政府は、小規模な市町村に対して、その希望に応じ国家公務員を派遣する地方創生人材派遣制度、当該地域に愛着や関心を持ち、意欲のある各府省の職員を相談窓口として選任する地方創生コンシェルジュ制度により、人的な面からも地方を支援することとし、長野県担当には 47 人のコンシェルジュを選任したと公表しました。1 年という短い期間で策定しますから、こうした制度の支援に頼らざるを得ないことも考えられますが、国の二番煎じの地方版総合戦略では意味がありません。町の意向をお伺いいたします。

次に、総務省では地方への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊の隊員数を 28 年度までに約 3 千人に拡充することを目指しています。この制度は地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の支援、水源確保・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住・定着を図る意欲的、積極的な取り組みについて総務省として必要な支援を行うものであります。財政的な支援もありますので、積極的に取り組む市町村も増えていくと思われませんが、本町ではいかがでしょうかお聞きをします。

また、さきの同僚議員の質問で額面、それから今の町長の質問でも額面 1 千円の商品券を発行することがわかりました。使う側にしてみれば、単品では 1 千円以上、もしくは複数の商品を購入して 1 千円以上にしなければこの券は使えません。18 歳以下の子育て対象世帯では、1 千円以下の必需品もたくさんあります。これまで商工会が手がけた商品券は、額面 500 円であります。使いやすさから見ても額面 500 円が適当に思えますが、いろいろ事務の関係もあるということは聞いていますが、その辺はいかがでしょうか。お聞きをいたします。

**企画政策課長（荒川君）** 再質問にお答えをさせていただきます。

今ございました地方創生人材派遣制度は、霞が関の官僚や民間のシンクタンクの研究者を希望する人口5万以下の自治体に理事者あるいは幹部職員として派遣をし、地方版総合戦略の策定を支援をしていこうというものでございます。また、同じくコンシェルジュ制度につきましても、今ございましたとおり、長野県には47名の長野県にゆかりのある職員、これは国の職員でございますけれども、が選任をされております。

現在、地方創生先行型の実施計画を今やっている最中でございますけれども、これにつきましても直接内閣府地方創生推進室と協議を進めながら進めているところでございます。今後も総合戦略の策定に当たりまして、活用できるものは積極的に取り入れながら努めてまいりたいというふうに考えております。

また、地域おこし協力隊でありますけれども、これは人口減少や高齢化等が著しい地方において地域外の人材を積極的に取り入れ、その定着を図ることで、都会を離れて地方で生活したいでございましたり、地域の社会に貢献をしたいだったり、あるいは人とのつながりを大切にしていきたい、このような意欲ある都市にお住まいの皆様のニーズに応えながら、地域の活性化強化を図っていきたいというものでございます。

長野県内では20団体、83名が委嘱をされておりますけれども、こういった制度を受け入れていっている団体の中で、受け入れ団体と地域おこし協力隊の間で、若干ニーズと合っていないギャップ的な課題も今指摘をされているような状況でもございます。この制度の活用につきましても、坂城町の立地や風土といった特性をご理解の上ですね、そういう人材が活用できるかどうか、どのような切り口から地域おこしにつながるかといった部分についても検討をしてみたいというふうに考えております。

いずれにせよ、坂城町は長野広域の中でも昼間・夜間人口比率が100を超えているのは長野市、坂城町の2団体のみでございます。こういった中で人の流れであったり雇用、そういうものをいかに地方戦略の中により増やしていくように、またそれが結婚、定住人口、子育て、産業の活性化、こういうものに結びつけていける地方戦略の策定に向けて努めてまいりたいというふうに考えます。

**産業振興課長（塚田君）** 今まで商工会で実施してきたプレミアム商品券事業につきましては、平成20年度から今まで6回実施されております。平成20年、22、23、24年度の4回につきましては、額面千円の商品券でやっております。25、26年度では発行額も過去4回よりも少ないことから、既存の商品券と同額の額面500円ということで実施をしてきております。その際、商工会に寄せられた意見の中に500円券は使いづらいというような意見もございました。また、発行額も今回は過去最高の平成20年度の3,300万の3倍以上となる1億1千万円ということになりますので、額面1千円を予定しているところであります。

今回のプレミアム商品券の発行事業の目的は、地域における消費喚起策ということでござい

ます。議員さんの質問にありましたように、子育て世帯では1千円以下の必需品もたくさんあると考えますので、まとめて購入していただくためにも額面1千円としたほうが使いやすいというふうに考えるところであります。

また、今回の商品券事業をきっかけに、新たに購入されたというようないわゆる消費誘発額、こういうものを事業完了後に調査を行うこととなっております。その調査結果は今後を活用するというので義務づけがされておりますので、改めて申し上げますが、消費喚起策ということで、この額面1千円ということで予定をしていきたいというふうに考えるところであります。

**6番（塩野入君）** さきの衆議院議員一般選挙で圧勝した政府・自民党は、26年度補正予算による地方創生のための緊急支援交付金が全国の自治体にばらまかれました。この4月の統一地方選挙に向けて地方創生を目玉に掲げ、地方にもその勢いを伸ばそうとしている意図が透けて見えます。

問題は、次なるステップに向けた対策です。これから1年かけて全国の都道府県、市町村は地方版総合戦略の策定に向けて一斉に動き出します。安倍政権が掲げる地方創生は、一方で地方の独自ビジョンや戦略が試される仕組みになっています。次なる交付金の配分額は、地方版総合戦略の中身、内容に左右されます。審議するのは国です。国の眼鏡にかない、国が望むような地方版総合戦略に誘導しているようにも思えてきます。地域住民が考え、地域住民のための地方版総合戦略がつくられることこそが、本当の地方創生に結びつくものではないかと考えます。時間で次にまいります。

## 2. 高齢者の福祉と健康について

私は、今期第1期の選挙公約の第1番目に、住民に優しい福祉と健康のまちづくりを掲げました。私は要介護4の母親を今日まで長く介護し続けている経験から、高齢者に重きを置いた福祉と健康について、これまでさまざまな観点から何度も一般質問をし続けてきました。今回が任期4年の最後の一般質問になりましたので、公約の最初に掲げた高齢者の福祉と健康についてお伺いをして質問の締めくくりにいたします。

### イ. 高齢者福祉について

私は、これまでの4年の間に、高齢者福祉について何度も問い続けてまいりました。振り返ってみますと、高齢者福祉対策もさまざまな対応が図られ、その施策も徐々に充実してきています。そうしたことから医療や介護、生活支援のサービスを一体的に提供して、高齢者の在宅生活を支える地域包括ケア体制の充実整備がますます重要になってきています。

町の高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画にも、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めることになっています。地域包括ケアの実現に向けては、地域包括支援センターが中核的な期間としての威力を発揮していかなければなりません。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として設定され、具体的な範囲は中学校区と想定



されていますので、ちょうど坂城町全体として捉えることができます。地域包括ケアシステムの充実に向けてどのように取り組み、どう構築していこうとしているのでしょうか、お尋ねをします。

次に、高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画は、今年度で計画策定が終了し引き続き平成27年度から29年度の3カ年を見越す第6期介護保険事業計画が動き始めることとなります。既に今議会にも坂城町介護保険条例の一部を改正する条例が上程され、所得段階が6段階から11段階になるなどの改正案が示されています。第5期をどのように総括し、それを踏まえ第6期はどのような理念のもとに、どんな課題に向かって進めていこうとしているのでしょうか、お尋ねをします。

また、介護保険施行規則等の一部改正に伴う町の3条例の整備条例も上程されています。国の基準省令がどのように改正され、町の3条例がどう参酌されて改正されるのか、具体的な内容をお聞きいたします。

#### ロ. 健康寿命の延伸

本庁では平成23年度を初年度に平成32年度を目標年度とした、すこやか坂城21が制定され、そこには健康づくり計画が示され、計画の目的の一つに健康寿命の延伸がうたわれ、その目的を実現するため、目標値の設定がなされています。計画が作成されて3年を経過しようとしています、計画全体の進捗状況はどんなのでしょうか。また、健康寿命の延伸から見た計画の進み具合、効果は出始めているのでしょうか。

計画書には健康づくりを取り巻く社会情勢、保健医療の動向及び計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとあります。計画が策定された2年後の25年4月には健康日本21第2次がスタートしています。健康づくりを取り巻く社会情勢などと照らし合わせて、計画の整合性は図られているのでしょうか、見直しなどはお考えでしょうか、お聞きをします。

次に、高齢者の健康寿命の延伸を阻害する大きな原因の一つが、転倒による骨折などの被害です。私の母親も何度も転び、救急車で病院に運ばれ骨折の手術を受け、手術後から健康寿命の延伸に支障を来すようになり、要介護4の現在、全ての日常生活に人の介助が必要になりました。今、年配の方々向けの転倒防止対策はどんなところでどのように図られ、その効果は出ていますでしょうか、お聞きします。また、超高齢社会に突き進むことが確実な中で、高齢者向けの転倒防止対策はますます重要であります。これからどのように充実させていくのでしょうか、お考えをお聞きします。

**福祉健康課長（天田君）** 高齢者福祉と健康について、イの高齢者福祉についてお答えをいたします。

高齢者の在宅での生活を支援するためには、地域包括ケアシステムが不可欠であり、その充実のため、国においてさまざまな施策を展開しているところでございます。町におきましても

地域包括ケアシステムの充実に向け、平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画期間において、次のとおり取り組んでいきたいと考えております。

初めに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者が受ける在宅医療と介護サービスがより効率的・効果的に提供されるよう千曲医師会や千曲市と連携し、医療従事者と介護従事者等により地域の医療と介護のあり方等について検討する協議会などの設立を進めております。

また、地域包括支援センターにおいて、これから増加が予想される認知症高齢者に対し、より専門的なアドバイスやかかりつけ医との連携、介護サービスの紹介・支援などの充実を図ってまいります。さらに地域ケア会議等により地域の高齢者のニーズや社会資源を把握し、新たな生活支援サービスをつくり出す生活支援サービスの体制整備を検討してまいります。

これらの事業を進めていくことにより、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図り、高齢者の方ができる限り長く住みなれた地域で暮らすための支援体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、第5期事業計画の総括についてでございますが、第5期事業計画において地域包括ケア実現のための地域包括ケアシステムの構築を新たに位置づけたことから、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議やケアマネジャーとの連絡会を定期的を開催し、支援が必要な高齢者等の情報の共有や連携に努めてきたところでございます。

さらに要介護者やその家族が在宅において安心して日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を利用したサービスのほかに介護用品購入費支給を初めとする介護慰労事業等を実施しておりますが、平成25年度からは新たに寝たきり高齢者等を対象にした訪問理美容サービス利用券交付事業を開始し、ご利用いただいているところでございます。また、常に介護が必要となり、在宅での生活が困難な方のために20床の地域密着型特別養護老人ホームが新設され、現在満床となっております。

これらを踏まえ、第6期事業計画におきましては、第5期で開始した地域包括ケア実現のための事業を継承しつつ、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、在宅医療と介護の連携の推進など高齢者への支援体制の整備についての取り組みや、高齢者の通いの場などへのリハビリテーション専門職等の積極的な関与により、地域による介護予防のための取り組みの機能強化を図りたいと考えております。

続きまして、今回の議会に上程しております坂城町介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてお答えいたします。

この条例は、平成27年4月1日からの介護保険法等の改正に伴い、指定介護予防支援事業、指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業に係る基準を定める省令が改正されたことにより、これらの基準省令を参酌して定めることとされている町の介護予防

支援等の人員及び運営等に関する基準を定める条例など、三つの条例につきまして一括して改正するものでございます。

改正内容の主なものといたしましては、ケアプランを作成する介護予防支援事業所のケアマネジャーは介護サービス提供事業者が作成した計画書の提出を求めることとし、支援が必要な高齢者に対して情報の共有を図り、一体的なサービスを行う第6期事業計画に位置づけた地域包括ケアシステムを充実させるものとなっております。

また、グループホームについて、共同生活を送るグループの単位であるユニットの数を二つまでとしてきたところ、三つにすることにより利用定員を増やし、今後さらに増加が予想される認知症高齢者へのサービス提供に関する体制整備を図るための改正となっております。これら基準の改正につきましては、地域包括ケアシステムの充実や高齢化社会への対応、サービス利用者の保護の観点から、国において十分議論されており、また近隣市町村との整合性を図ることから国の基準と同じ改正としたところでございます。

今後、さらなる高齢化社会を迎えるに当たり、介護サービスを利用される方が増えてくると予想されます。基準の見直しを行っていく中で、介護サービス提供事業所においてよりよりサービスを提供し、支援が必要な高齢者や家族が介護サービスを利用しながら安心して生活できる体制を整えてまいりたいと考えております。

**保健センター所長（村田君）** 口の健康寿命の延伸についてお答えいたします。

平成22年度に策定しました健康づくり計画第2期すこやかさかき21は、40歳以降の壮年期死亡の低減化、生活の質の向上、健康寿命の延伸を目的とし、その実現を図るため町民の健康に及ぼす影響が大きいと思われる8項目を重要項目と考え、事業の遂行に努めているところでございます。

計画全体の進捗状況につきましては、重要項目のうち6項目についてであります。血管の健康、栄養と食生活、身体活動と運動、アルコール、たばこ、歯の健康について生活習慣病の発症と重症化を予防し、健康寿命の延伸を図るために年1回の特定健診・一般健診の受診、そして健診結果をもとに保健指導を実施し、生活習慣の改善を促しております。

次に、がんところの健康の2項目についてですが、がんにつきましては1人でも多くの方が、がん検診を受診し、早期発見・早期治療につながり、壮年期死亡の低減化がなされるよう努めております。ところの健康では平成24年度から新規に、ところの健康相談を開設し、専門医等との個別相談による適切な支援ができ、生活の質の向上が図れるよう事業の充実に努めてきたところでございます。

第2期すこやかさかき21の計画は、ただいま申し上げました八つの重要項目の改善を図り、目的を達成するため計画されたもので、現在当初の計画に従い進められております。健康寿命の延伸から見た計画の進捗状況と効果につきましては、平成22年の国勢調査に基づき算出さ

れた健康寿命を見ますと、男性は国が70.4歳で、県が71.2歳です。女性は国が73.6歳で、県が74.0歳です。長野県は男女ともに全国平均を上回っている状況であります。

町の国民健康保険加入者を対象として実施しております特定健診の結果を見ますと、重症高血圧者の割合は、平成20年度が1.3%で、25年度が0.4%、脂質異常者の割合が平成20年度は14.6%で、25年度が12.0%、高血糖者の割合が平成20年度は19.9%で、25年度が15.0%と少しずつではありますが、血管の動脈硬化等の状態が改善され、重要項目の血管の健康に効果が見られております。継続した個別支援を実施していくことで、町民一人一人の健康意識の向上につながってきているものと思われま

す。社会情勢や国の第2次健康日本21と町の第2期すこやかさかき21において、計画の整合性が図れているか、また計画の見直しを考えているかにつきましては、健康寿命の延伸の目的等の目的及び目的を達成するための柱に、国と大きな相違はないと考えますので、整合性は図られていると考えております。また、計画の見直しにつきましては、今後社会情勢の変化や保健医療の動向を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、健康寿命の延伸を阻害する一因となる転倒等の防止対策とその効果についてでございますが、介護を必要とする原因疾患を見ますと、脳血管疾患に次いで骨折を含む骨や関節等の運動器の疾患となっております。介護予防を推進するためには運動機能の向上を図ることが重要であると考えております。

町の地域包括支援センターでは、高齢者を対象としてストレッチ・ヨガ教室、そして地域の公民館等で介護予防教室を開催し、転倒予防のための運動指導を行っております。今年度新たに地域グループを対象として、膝腰元気教室を開始いたしました。この教室は膝や腰にふぐあいが生じ、日常生活に支障を感じている高齢者を対象としております。リハビリ専門職による集団及び個別の運動指導により、高齢期に多い膝痛や腰痛の予防とその悪化を防ぐことが筋力の維持増進及び全身の柔軟性を高めることにつながり、転倒予防にとっても有効であると考えております。坂城町社会福祉協議会に委託しております、生きがい活動通所支援事業、通称ミニデイサービスにおきましても定期的に運動指導員によるストレッチ体操等を実施し、高齢者の転倒予防に努めているところでございます。

保健センターでは、生活習慣病予防や介護予防など町民の健康増進を図るために、健康運動指導士によるのびのびストレッチ教室やヨガ教室、また今年度は新たにインターバル速歩を取り入れた筋力アップと生活習慣病改善講座を開催いたしました。教育委員会では高齢者を対象としたスポーツ交歓会や若い世代も交えたスポーツ大会等を実施しております。湯さん館で定期的に開設されている水中運動教室は関節への負担が少なく、運動効果が得られているという点で高齢者に最適な運動であると思われま

町で開催している各種教室の参加者からは、腰痛や肩凝りが解消し体の動きが軽くなった、教室で指導された運動を家でも実施している、また家族にも教えて一緒にやっているなどの声が聞かれ、日常生活の中で運動が定着化し、健康づくりの一助になっていると思われま

す。高齢社会が進展する中、高齢者の転倒防止対策は健康寿命の延伸におきましても重要課題であります。今後も運動指導士等専門職による安全で効果的な指導の充実を図るとともに、高齢者が広く社会参加のできる機会を提供していくため各課等との連携を強化し、元気で長生きできるまちづくりを目指していきたいと考えております。

さらに、町民が主体的に自分の健康づくりに取り組み、みずから健康課題を解決する力を習得していけるよう幼少期からの支援の強化に努めてまいりたいと考えております。

**6番（塩野入君）** 長年住みなれた地域で暮らしていきたいという高齢者の気持ちをしっかり受けとめ、かなえていく地域包括ケア体制の充実・整備は行政の最重要課題です。

ただ、政府が進めるこうした在宅介護だけでは片手落ちです。介護で職をやめたケースが増加の一途をたどり、加えて高齢化社会にあつては高齢者のひとり暮らし、老老介護も増えていく傾向です。これから超高齢化社会が待っている現実では、介護ニーズに応じたさまざまな介護施設の増加・増設による受け皿対策がどうしても必要です。介護老人保健施設は入所期間があります。特別養護老人ホームに至っては、入所者が決まる前に亡くなってしまふほどの順番待ちです。在宅介護だけへのかじ取りでは困難な実現を受けとめ、超高齢化社会に適合した規制緩和や法改正を市町村を初め地方から早急に国に訴えていかなければならないと思いますが、町のお考えをお聞きをいたします。

次に、健康寿命の延伸は健康づくりに尽きますが、その内容は健康日本21に掲げられる生活習慣病の発症と重症化予防の徹底だとか、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上といったことが挙げられ、その手段としては幼少期から高齢期の年代別であったり、食事や運動といった項目別の対策がとられているのが一般的です。しかし、私はそれをさらに一つ一つのプロジェクトとして考えて組み立てていくことが重要になってくると思います。

例えば、高齢者の筋力増強プロジェクトだとか、糖尿病重症化対策プロジェクトといった対策や狙いを明確にした施策によって進めることです。項目別対策にプロジェクト形式を組み合わせた対策が、健康寿命の延伸を強化すると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

**福祉健康課長（天田君）** 介護保険入所施設につきましては、町内には昨年4月にオープンいたしました第二美里園を含め三つの特別養護老人ホームとグループホーム、有料の老人ホームがございまして、それぞれ定められた基準に沿って施設サービスに努めていただいているところでございます。国におきましては、これからの超高齢社会に向けて有識者を中心に法改正等を検討を重ねられておりますが、町といたしましては第6期事業計画を進める中で、必要があれ

ば、機会を捉えて国へ働きかけてまいりたいと思っております。

**保健センター所長（村田君）** 健康寿命の延伸を図るための対策の一つとしましては、町に昨年度導入されました国保データバンクシステム等を有効活用し、健診結果をもとに生活習慣病の合併症、重症化予防の対象者や治療コントロールが不十分な方を優先的に個別指導等の支援をしております。また、個々の状況に応じまして医療関係者や福祉・介護等の専門職と連携したチームアプローチを行い、適切な支援が図られるように努めております。

プロジェクト形式による重点的な支援は効果的な対策の一つと理解しております。今後、現況を精査する中で必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

**6番（塩野入君）** 人が高齢になるのは避けられません。高齢になると身体も動きにくくなるし、物覚えも悪くなります。人間の身体には老化という自然に減っていくベクトルがあります。老化というベクトルを考えると、それは高齢者が安心して心地よい人生を送りながら大往生するということであり、それにはどんな対策や仕組みが必要かということになります。そして、その対策や仕組みが健康寿命の延伸であり、高齢者福祉の充実であります。高齢者の健康と福祉に向けて住民や行政が一緒になって、それを拡充させながら推進していくことを願い、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時07分～再開 午後 1時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

日程第2「議案第1号 坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について」以下18件の議案については、全て去る3月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第1号 坂城町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第2号 特定教育・保育等を利用する者の保護者の負担に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第3号 保育所条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---



◎日程第5「議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番（入日さん） 私は、議案第4号に反対の立場で討論します。

この条例は、国の教育行政の改正に伴う制度であることは承知しています。しかし、一昨日の中村教育委員長の答弁にもありましたが、教育は政治から独立し、中立の立場に立つことが必要です。

町長は、長期計画で策定され、議会のチェックが入るので首長によって大きく変化することはないと答弁されました。しかし、山村町長のような首長なら心配はないのですが、大阪の橋下市長のような首長なら、この条例は首長により教育内容まで左右されかねないことが危惧されます。そういう観点から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例について反対いたします。

議長（柳澤君） 賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、反対討論ございますか。

5番（塩入君） 第4号に反対する立場から討論に参加します。

この教育委員会制度の改悪については黙ってられないという思いで、今この場に立っております。教育は、時の政治権力からいかに独立するか、中立性を保つか、これは戦後教育の根幹に当たるものです。一昨日、教育委員長も話されました。教育の中立性は最も大事だと。愛国心の問題についても触れました。まさに同感です。

私自身ですね、本当に戦後の教育の中立性、これがどういう経過で生まれてきたのか、これは戦前の痛切な反省から生まれてきているわけですね。特にご承知のように戦前は忠君愛国、これが教育の中心に据えられたわけです、忠君。これは教育勅語、そして教科書でいえば修身という道徳の教科書がありました。この二つによって忠君愛国精神をたたき込まれ、軍国少年、軍国少女が育ったわけですね。ご承知のように特攻隊員にも進んでお国のために、天皇のために進んで自分の命をささげる、こういう軍国少年がこの教育勅語、修身を通して育てられてきた。これは時の権力がそういう教育政策をとったからです。そういう時の政権に左右されない教育をつくらうということで、戦後は生まれたわけですね。

僕自身の体験からもちよっと触れたいと思うんですけども、小学校1年のときは戦時中の教育を受けました。そのときに必ず学校の行事が幾つかあります。元旦の式、入学式、卒業式、

さまざまな行事で校長先生は白い手袋をはめて、そして教育勅語を持って行って、みんなの子供や生徒の前で訓示されるわけですね。その中心は忠君愛国です。お国のために、天皇陛下のためにどれだけ尽くすことが、一番幸せな人生を送れるのかという意味の話をされました。そういうことで、本当に教育勅語に対しては痛切な苦い思いを持っております。

特にこれを変えていくということですから、首長がまたは国でいえばそのときの政権、現在でいえば安倍政権が教育内容を変えて、今度、修身にかかわって道徳という教科書、国が決めた内容の教科書をつくって、これを必ず子供たちに教えなければならないという義務をつくっているわけですね。これはそういう教育をするためには、やはり先頭に立ってやる首長、そういう内閣もそうですけれども、地方でいえば首長が国の政策を通して子供たちにやっていかなきゃいけないと。

その悪例はさっき出されたように大阪でもありました。そして、静岡県の知事は全国一斉学力テスト、今大きな問題になっています。その学力テストを各学校ごとに結果を公表して、特に悪いところは校長まで名前を挙げたと。そして、悪かった学校の子供が校長先生のところへ行行って、申しわけありませんでしたというふうに謝ったという報道も聞いています。こんな教育がまかり通っていいのでしょうか。首長が教育支配をするようになると、首長が支配するようになるとそんな状況まで生まれてくると。これは絶対に子供にとっても、また教師にとっても不幸なことであります。

そういう意味で、再び戦争を繰り返すようなことは絶対あってはならないと、そういう意味で教育の中立性は何としても守らなければいけない。そういう国や地方にしていかなきゃならない。そのためにこの教育委員会制度は危険性を帯びているというふうに思いますので、この第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対します。以上で反対討論を終わります。

**議長（柳澤君）** 賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6「議案第5号 坂城町行政手続条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第7「議案第6号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第8「議案第7号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第9「議案第8号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第10「議案第9号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番（入日さん） 私は、議案第9号に反対の立場で討論します。

介護保険料の改定は、高齢化社会の中ではやむを得ない部分もあるかと思えます。保険料の値上げとあわせ段階を6段階から11段階に細分化し、急激な値上げを抑える対応をしたことは評価します。しかし、基準額が6千円値上げされ、非課税世帯の一番低い第1段階でも2万6,400円から3万円になり、3,600円値上げされます。また、最高額は7万9,200円から10万2千円と2万2,800円も値上げします。

介護保険が介護を必要としている人に十分なサービスを受けられる状況ならまだしも、介護認定や家庭の経済状況によっては十分なサービスを受けられない制度です。まさにお金だけ取られて、本人の望むサービスが受けられなければ、一種の保険金詐欺化してしまうと思います。国の介護保険制度を改正し、誰もが希望するサービスを受けられるようにすべきです。

以上の理由によって、坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について反対します。

議長（柳澤君） 次に、賛成討論はございますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） 次に、反対討論はございますか。

（なしの声あり）

議長（柳澤君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柳澤君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第11「議案第10号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議長(柳澤君) これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番(入日さん) 私は、議案第10号に反対の立場で討論します。

介護保険が施行されてから介護予防事業だとして、今まで一般会計の福祉費で支出されていたものが、介護保険から支出されるようになりました。さらに今度は介護保険介護療養型医療施設を入れ、介護保険会計がさらに圧迫されます。

介護保険設立時から介護保険にかかわってきたハスカップの小竹さんの研修を受けに行き、私も初めて政府が医療・福祉分野への支出を減らす対策であることを知りました。今でも介護保険料は3年ごと値上げされ、十分なサービスは受けられない状況です。国が軍事費を減らせば、介護や医療への財源は確保できます。安心して介護が受けられる介護保険にするためにも、介護保険会計を圧迫する介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に反対いたします。

議長(柳澤君) 賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

議長(柳澤君) 反対討論ございますか。

(なしの声あり)

議長(柳澤君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柳澤君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12「議案第11号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第13「議案第12号 平成27年度坂城町一般会計予算について」

**議長（柳澤君）** 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。また、質疑に際しては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

**7番（西沢さん）** 歳入について2点お尋ねいたします。まず、3ページの款1町税、項1町民税、目2法人についてです。現年分は3億6千万円、当初予算比で前年比80%増ということですが、実際には昨年26年の12月議会で増額補正がされ、3億5千万円になっていますので、1千万円の増額という結果でございます。昨年の景気動向などから手がたく見込んだ結果と思いますが、この平成27年度前半に決算を迎える企業等の状況につきましては、ある程度予測が可能だと思いますし、昨日の一般質問の町長答弁で法人町民税について、最終的に5億を超えるというような見通しを話されました。そうしますと、当初見込額の3億6千万円については、ちょっと低すぎるのではないかという思いがいたしますので、その辺のお考えについてお尋ねいたします。

それからもう1点、同じく歳入3ページの款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分ですが、これにつきましては、評価がえ等によって土地・家屋分が減額され、全体で約2,900万円の減額、2.2%ということでございます。この土地、家屋、償却資産についての内訳と前年対比についてお尋ねいたします。

**収納対策推進幹（宮下君）** ただいまの歳入につきまして2点ご質問をいただきましたので、順次ご説明申し上げます。

まず初めに、法人町民税の現年度分3億6千万円の算定根拠でございます。議員さんからご質問ありましたけれども、昨日、町長から本年度の見込みを約5億という答弁もございましたけれども、それに関して低すぎる予算ではないかということでございますけれども、確かに26年度の法人町民税の法人税割額の申告状況を見ますと、これは12月議会でも申し上げましたけれども、法人税割額が上位30社を見ますと、前年より増額となった企業が30社中28社、1千万円以上増額となった企業が6社という状況でございます。また、当町では事業年度が4月から3月という企業が多く、議員のご質問のとおり5月に確定申告の納付が見込まれております。そういう中にありまして、昨今の経済状況が回復傾向である中、それ以上の本年度と同様、またそれ以上の予定額も見込まれるところであります。

ただ、法人町民税率につきまして、本年度から引き下げにかかわる影響が出てまいります。

それと昨今のこの経済状況の回復方向の中で、好調な業績がゆえに例えば工場の増築、社屋の増築、また子会社の設立等々設備投資の動きも見られているのが現状でございます。そうした中で申告額が減ることも考えられますので、大幅な増収を期待しながらも慎重な予算計上とさせていただきます。

続きまして、固定資産税2.2%、2,900万円減額の理由は、またそれぞれ土地、家屋、償却資産それぞれの対前年比でございます。固定資産税の2.2%、2,900万円の減額の内容でございますが、歳入の詳細説明でも申し上げましたが、主には評価がえの結果を反映する中での減額となっているところでございます。

土地、家屋、償却資産それぞれの内容でございます。まず土地につきましては、土地価格の下落幅は縮小してきているものの、長野県の土地提示平均価格においても宅地で21年連続の下落となっており、坂城町においても対前年比3.7%の減となっております。このことから土地においては、下落にかかわる時点修正分と農地転用など地目変更にかかわる修正分を増減し、対前年比3%減の980万円減、3億2,020万円を見込みました。

また、家屋につきましては、26年中の新增築家屋が74件あり、約1千万円の増額が見込まれるものの、評価がえの結果にかかわる減額が2,500万円と滅失による減少分を見込む中で対前年比3.2%減、1,470万円減の4億3,930万円。

また償却資産につきましては、町内金融機関での聞き取り調査や経済情勢が緩やかに持ち直していることを勘案し、当町においても一定の伸びを見込むところでございますけれども、大臣配分の償却資産の減価償却に伴う減額を考慮し、対前年度比0.9%減、450万円減の5億50万円を見込んだところでございます。以上でございます。

**7番（西沢さん）** 町内企業各社の景気動向から見ても、大幅な増額になりそうだという予定を立てつつも、税率の引き下げ等設備投資の動きなどから、これだけの予算を計上したという内容でございます。予算を計上する場合には、本当にかたい数字でなければいけないわけですが、それにしてももうちょっとというような思いがあります。今の説明で結構でございます。

次の質問ですが、土地、家屋、償却資産の内訳を今お聞きしました。前の質問のご答弁の中でも設備投資の動きということがございました。本当に企業活動が活発化してくると、各企業さんが設備投資をしてくるわけですね。そうすると償却資産のところでは減額というよりも、ここは増額というような見方のほうが理にかなっているのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

**収納対策推進幹（宮下君）** 固定資産税の償却資産、減額の見込みということで予算立てをしてございます。議員さんのご質問のとおり、企業さん、設備投資等で活発な動きがあるということで、私どももそういう動きを捉えております。

そういう中でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、大臣配分等の償却資産、



これが1千万円以上減額見込みでございます。そういうような状況を捉えまして、それを差し引きますと、償却資産は若干の伸びということでございますので、ご理解いただければと思います。

**議長（柳澤君）** これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

**5番（塩入君）** 7点質問したいと思いますが、順を追っていきます。29ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費ですが、説明の010212の温泉管理事業費です。ここに571万4千円計上されています。町内、僕も時々湯さん館は利用させていただいているわけですが、第1として、湯さん館へ26年に来た人は何人ぐらいいるのか、また町内、町外の人数の割合はどのくらいかと。

次に、町民にもっとサービスできないかということで、具体的な声が出ています。一つは土日、祝日は混むと、しかし、月曜日から金曜日まではあいている日が多いと。これは常連客だと思いますけれども、そういう月から金、ウイークデーにはもっと町民に利用してもらうためにも具体的なサービスはできないか。それから二つ目はですね、特に農業をやっていて夏季ですね、夏場になると遅くまで働いて、ブドウにしろいろいろあるわけですが。仕事をやって、食べてお風呂へ行くと、営業時間が9時だとちょっと早いじゃないかと、夏場だけでも10時に延ばしてもらえないかどうかと、これが第1の質問です。

次に、2番目にページ31、款2総務費、項1総務管理費、目7広報広聴費、節28の操出金ですけれども、説明010223有線放送の件ですけれども、120万計上されています。そこでお聞きするわけですが、現在有線放送を利用している世帯はどのくらいあるのか。それから2番目に、有線放送についていろいろ要望が出されているかと思えます。古くなってきているわけですから、故障も多くなかなか直してもらえないとか、いろいろな要望が出ているかと思うんですが、具体的にどんな要望が出されているか。3番目に、今後有線放送については、どのように考えていくのか、これからの見通しですね。以上3点。

次にページ74、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費ですが、説明の19045の中小企業人材確保推進事業費の補助ですが、130万出ています。そこで質問ですが、人材確保のためにどんな活動をされているのか。特に町内で雇用を増やすためにどんな努力をされているのか。それから2番目に町内企業と一緒にタイアップしながら、将来町内企業に就職してもらうことをできるだけ期待しながら、奨学金制度はできないかどうかと。教育費のほうでは坂城町奨学金42万計上されているわけですけれども、特に企業とタイアップしながらそういうことは考えられないか。

次に77ページ、款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費ですけれども、説明の農業振興補助金50万計上されています。具体的にはですね、振興するためにどんな活動を目指し

ているのか、お聞きします。

次にページ、92ページ、款8土木費、目が道路橋梁総務費ですけれども、説明の010811、交通安全整備事業227万計上されていますが、質問したいことは産業道路A01号線で谷川から南条小学校まで通学路になっています。これは金井区や入横尾の泉団地の子供たちが大勢通る道路です。地元の人が交通指導をしている状況を見ても、非常に朝、ラッシュ時は車がスピードで来ると。それから道路が狭くて、歩道も狭いと。特に雪が降った日や凍った日などは道路が滑りやすくて、スピードできた自動車が通学路の子供たちに突っ込む危険性もあるということで、非常に心配だと。A01号線の拡張がいつまでにできるかわかりませんが、それまでに子供の命を守ってもらうためにガードレールができないかどうか。子供の命は1年でも大事だということで、その点についてどうでしょうか。

次に2番目ですが、これはここへ入るかどうかちょっとあれですが、いわゆる水路ですね。先日、塩尻市でも落ちて6歳の子が亡くなっています。フェンスがなかったというようなことがあって、そういう事故があったわけですが、やはり水路に面した道路ですね。そこへフェンスができないかと。例えば一つの例とすれば、鼠神社の近くにある水路にはフェンスがないというようなことで、やはり危険箇所をもうちょっと調べていただいて、子供たちが犠牲にならないようにフェンスが必要なところへはフェンスをつくってもらえないかということです。

それから、カーブミラーについてですね、カーブミラーは点検していただいていると思えますけれども、ちょっと向きがおかしくなっていて、運転手にとっては戸惑うというようなものもあるという話も聞きました。そんな点で町内にあるカーブミラーがきちんとなっているかどうか。

それから、次に93ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明15001ですが、通学路防犯灯整備52万5千円計上されています。防犯灯をつけてほしいという要望はたくさんあります。具体的にどのくらい要望があって、今年度は具体的にどのくらいは実現できるのか、特にA01号線のところは今度は工事とも関連しながらやっていくかと思うんですけれども、暗い部分があります。そういうようなことで、やっぱり必要なところはぜひ早めにつけていただきたいという要望が強いわけで、この点について今年度はどうかということ。

次に94ページ、款8項3目2の河川改良費ですけれども、説明15001水路しゅんせつ工事130万計上されています。これは直接町でやる場所ではないと思いますが、谷川ですね。谷川にやはり土がたまっちゃって、早くしゅんせつ工事をしてほしいということで、具体的にこれは地方事務所なり県が、国のあれですから県ですね、やってくれると思うんですが、ぜひ申し入れをしていただいて、早めにやってもらえないかどうか。今までに1年に1回やっているのか、それとももっと多くやっているのか、現状も含めて今後どうするかということ

お聞きしたいと思います。以上です。

**企画調整係長（竹内君）** 29ページの温泉管理事業につきまして、何点かご質問をいただきました。まず、湯さん館の入館者数の関係でございますけれども、前年度25年度については26万2,257人の入館をいただいております。今年度につきましては、現在3月中ということで最終的な人数は出ておりませんが、あくまでも見込みということでございますが、約26万8千人を予定しているところでございます。ということで前年と比べて約6千人くらいの増という形で現在考えております。それから、町内外の入館者の割合ということなのですが、こちらにつきましては正確な把握はしてございませんけれども、約7割が町外のお客様ということで想定しております。

それから、平日の具体的なサービスということでございますけれども、こちらにつきましては平日、休日問わずということになるんですけども、食堂のメニューの充実ですとか、あと売店の品ぞろえの充実等サービスの向上に向けて取り組んでいるところでございます。実際に食堂及び売店の売り上げも上がっているという状況でございます。こちらにつきましても今後もサービス向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、営業時間の関係でございますけれども、こちらにつきましては既存の営業の中でサービス向上に向けて今後も取り組んでいきたいということで考えております。

**まちづくり推進室長（中村君）** 有線放送についてのご質問でありますけれども、現在有線放送をご利用いただいている世帯数であります。電話とスピーカーの両方を使っているという一般加入、これが2,506台、これは2月末の状況ですね。それから同じようにスピーカーのみの加入、これが268台であります。

それから、有線放送に対する要望等ということでもありますけれども、ご指摘のとおり20年が間もなくたつというような状況になっているという中で、放送が音が小さくて聞こえないとか、または電話がかからなくなってしまったというような苦情をいただいているところであります。また、電柱の移設についても何件か要望をいただいているという状況でございます。いずれにしても、それら要望があり次第対応をしてきているところであります。

今後の見通しということでもありますけれども、有線放送につきましては20年が経過をして老朽化しているということで、この有線放送、告知放送を含めましてですね、坂城町のコミュニケーションシステムのあり方、こういったものを本年度検討しております。28年度には新たなシステムを構築していくという目標で現在進めておるところでございます。

**産業振興課長（塚田君）** 74ページ、中小企業人材確保推進事業費補助金についてご説明申し上げます。

こちらの補助金につきましては、テクノハート坂城協同組合の事業に対する補助でございます。活動の内容でございますが、来年4月入社の学生から今までその前の12月の就職活動開

始が3月に後ろ倒しになったということもございます。そちらのそういうことに対して活動についても対応をしていくという内容でございます。

内容的には合同企業説明会を今年6月、7月に開催をする予定です。就職活動前の支援イベントといたしまして27年の年末から来年1月にかけて行う予定でおります。大学等就職担当者等との情報交換会も今年8月から9月にかけて実施する予定でございます。また、大学に向いての出張合同企業セミナー、こういうことも考えているところであります。

また、ご質問にありましたが、奨学金について企業とタイアップできないかということもございます。こちらについてはまたそういう関係については、まだ町内企業ともそういう話し合いの中で、そういうことがまだ話題に上がっておりませんので、今後そういう必要があれば検討をさせていただければというふうに思います。

続いて77ページの農業振興補助金ですが、ご質問では50万とおっしゃいましたけど、5万円ですけれども、こちらについては農村女性ネットワークさかきへの補助金3万円と、ねずみ大根振興協議会への補助金2万円でございます。以上です。

**建設課長（青木君）** 私からは3点ご答弁申し上げます。

まず92ページ、交通安全施設整備事業の関係でございますが、この交通安全施設、まずガードレールの関係でございますが、お話にありましたA01号線、南条小学校付近、大分歩道が狭くなっております。この交通安全施設につきましては、まず区からの要望という形が1点ございます。それとあとはPTAとか、各学校のほうで校外指導部のほうで回っていただいて、それをまとめていただいたものが出てまいります。それを交通安全を担当しております住民環境課、建設課、教育委員会、それとあと警察ですとか、そういう道路管理者、場合によっては建設事務所ですとか、そういうところにもお願いして、交通安全施設を出ていたところを箇所を回って点検をしたりというような中で箇所決定をしている状況でございます。

お話のありました箇所につきましては、ほかのほうからもちょっと歩道が狭いということでガードレールなり防護柵というご意見も出ておりますので、そういう中でまた点検をしていく中でPTAとも相談をしていく中で決めていきたいと考えております。

あと水路にフェンスという部分でございますが、これについても基本的には同様な形の中で箇所決定をしております。ただ、水路の場合には通常の水路ですと要望等の中でできますけれども、あと農業用水路というような形になりますと、水路の管理者等との調整等も必要になってくるという中で、またその部分につきましてもまた現場確認をする中で検討してまいりたいと考えております。

あとカーブミラーの点検でございますが、これにつきましては建設課のほうで維持修理をやっておりますけれども、安協の役員さんにも年間清掃と点検のほうをお願いしている状況でございますので、この辺につきましても随時点検のほうを進めてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

続きまして、防犯灯の関係でございますが、防犯灯につきましても各区から年度当初に出していただいたものを区長さん方と回って、箇所決定をしている状況でございます。申請件数でございますが、平成26年度は56カ所防犯灯の申請がございまして、実施したのが14カ所でございます。

続きまして、94ページの河川改良工事の谷川のしゅんせつ工事の関係でございますが、これは先ほど議員さんが申し上げたように県の管理でございます。ここにつきましては、以前から地元のほうからもしゅんせつをとということでやってまいりました。昨年25年度につきましては、県のほうで御堂川のほうのしゅんせつを行いまして、26年度から谷川のほうの作業に入るということで、一部今年度しゅんせつを実施しているところでございます。これにつきましても非常に谷川のしゅんせつしているところが大きいので、県のほうでも1年ではなかなか終わらないということで二、三年に分けてやるということで、26年度から実施をしているということでよろしくお願いいたします。

**5番（塩入君）** 今答弁していただいたわけですが、特に湯さん館の問題、湯さん館の問題ですけどもね、やっぱり町内の利用者は3割ということで非常に少ないわけですね。町外の方のほうで湯さん館のよさを知って、多く来られるのかわかりませんが、やはりこれをつくった一番大もととは、町民の願いからつくっているわけです。

そういう意味で町内の人にいかにか利用してもらえるかという点が一番大事になってくるわけですね。それにはお金もかかるわけですけども、ぜひその辺、先ほど三つ目に申し上げましたように、ウィークデーにはもっと入りたいんですけども、お金が500円という額がやっぱりネックになると。正直のお話されておりました。そういう意味でこれは特に高齢にとってみれば、楽しみであり憩いの場所でもあるわけですから、その辺高齢者にサービスできるようなことができないのか。

それから、営業時間は夏場だけでも10時という、これは農業をやっている方が強い要望を持っていらっしゃると思うんですけども、これも営業時間を1時間延ばすということは人的な面からみてもですね、大変になるかもしれませんけれども、今、町内の利用が3割だと、こういう実態から見て、やはり努力することはきちんと努力して、町民の要望に応じていくべきじゃないかという点でその点、どうかもう一度質問したいと思います。

それから有線放送についてですね、本当に故障も多くなってもう古くなって大変な状況になってきているから、早く新しいシステムにしなきゃいけないということは、みんなおわかりだと思っておりますけれども、先ほどの答弁では今年度計画して、実際には28年というようなお話がありました。これね、本当に待ちに待っている人もたくさんいると思うし、今の現状では何とかしてくれという状況なので、その辺、早く新システムにかえられるんだしたら、かえてもら



し、今の有線放送のままでも早く要望に応えられることができれば、それにこしたことはないと思うんですけれども、その辺ね、先で新しいシステムをやるから待ってくれ、待ってくれじゃいつになるのか、困るんじゃないかという点で質問をしたいと思います。以上。

**企画調整係長（竹内君）** サービス向上の関係で質問をいただきました。現在もですね、毎月経営者会議という形の中で毎月の経営状況、それからサービス向上に向けていろいろ協議をさせていただいております。今後もですね、当然町民の健康増進という部分での施設でもございます。ただ、町外から7割ということも、逆に言うと交流人口も増えているという形の中で、いい状況にあるかという部分でも考えているところがございます。いずれにいたしましても、今後ですね、町民の利用増加という部分に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

**まちづくり推進室長（中村君）** 新しいコミュニケーションシステムを早くということでありましてけれども、新たなものにつきましては放送だけではなくてですね、町全体のコミュニケーションのあり方ということでじっくりといたしますと、時間が遅そうになってしまいますけれども、しっかりと検討をして、町民の皆さんのニーズに応えられるものにしていきたいということがございます。

今の施設で対応できるものということでもお話がありましたが、寄せられた要望につきましてはその多くがですね、老朽化しているということで聞こえなくなってしまったというような部分であります。そういったものにつきましては、その都度業者に委託をしまして対応をしているということがございます。支障のないように努めてまいりたいというふうに考えています。

**12番（池田君）** 二つ、三つお願いしたいと思うんですけれども、94ページの項3河川費の中の目2河川改良費ですか、これは先ほど塩入議員さんのほうから谷川というお話があったんですが、あそこは1級河川で関係ないということなんですけれども、私どものほうというか四ツ屋のところを流れている名沢川というのが、あれは町担当の川なんだそうですけれども、あそこに前から私が一般質問なんかでやっていたんだと思うんですけれども、沢の中に木が生えているですよ。そんなところも何というのか、回って歩いているのか回っていないのかわからないけれども、もう3年、4年とたって、かなり大きい木になってきているんだけれども、そういうところをやってもらうというような感じなんですか。

この説明を見ると、何か水路改良工事で中学西って書いてあるんだけれども、何かあの川というのは三つに名前っていうんですか、御堂川があって、反町川があって、うちのほうの名沢川というのがあって、名沢川だけが町関係で、御堂川と反町川というのは1級河川だっていうことだそうですけれども、ああいうようなところをやるのが町の予算だと思うんですけど、その辺のところを篤とお聞かせ願いたいと思うんです。

それから79ページですね、項5の都市計画費の中で公園管理費の中に、済みません、都市



計画ですね、項5の都市計画費の中の公園管理費です。97ページです。この中に何点か、公園管理業務というので、これは委託費ですね。13番委託費の中の13001で1,185万ですか、載っかっている中に今年出初め式に行ったときに、逆木通りの何というんですか、ツツジがいつもならきれいになっちゃっているのがきれいにならないでいるから、今年はツツジの花が見られるかなと思ったら、出初め式が終わったら、また何というんですか、きれいにまたやっちゃって、今年も花が咲かない状態になっちゃったんですね。これは委託しちゃうからいけないんじゃないですか。委託しても、あのところはこうだよって説明してやらなかったら、委託しちゃうから何というんですか、お任せになっちゃっていて、わからないままいっちゃっているから、またやっちゃうというような感じなんじゃないですかね。だから、その辺のところも何というのか、どんなつもりでこれをやっているかわかりませんが、説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点は99ページです。高速交通対策費の中で99ページの一番下のほうですけども、目2の高速交通対策整備事業費の中で水源対策、湧水対策の中ですけどもね、このところは説明のほうを見るとわかると思うんですけども、新幹線工事のときに井戸が、水が、河川がかれちゃったという、国のほうから補助金をもらってやっていることについてはいいんですけども、私たちのところにある四ツ屋地区と御所沢地区で掘った井戸が全然水出しをやっていないというような形なんですけれども、この井戸がしっかり動いているかどうかというようなこともわからない状態だと思うんですね。だから、その辺のところもやられるかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思うんです。以上です。

**建設課長（青木君）** それでは順次ご説明、まず94ページのしゅんせつの関係でございますが、このしゅんせつ工事につきましては、現在、町にある水路の泥上げ用のしゅんせつ工事でございます。ご質問にありました名沢川のしゅんせつにつきましては、河川維持の関係で現在木が大分多くなっているということで木を切らなきゃいけないということで、前にもご質問をいただきまして、現在業者のほうに見積もりを取っているところでございますが、そこに電線が入っているということで、その電線を避けないと木を倒す方向等がございまして、現在の仮設的にどうやって押さえるかということで現在見積もりのほうでちょっと長引いている状況でございます。ちょっと費用的にも当初見た仮設だと大分費用がかかってしまうということで、何か簡易的にうまく倒す方法はないとか、押さえてじゃないと電線のほうにかかってしまうと大事故になってしまうということで、その辺を含めて今業者と調整をしているところで、年次計画1年というではということではちょっと難しいですけども、年次計画でうちのほうは伐採を計画したいと考えているところでございます。

あと97ページの公園管理業務の公園管理一般業務につきましては、これはですね、びんぐしの里公園とか和平公園の関係で、町の振興公社へ委託をする部分でございます、などが主な

ものでございまして、ご質問にございました逆木通りのツツジ、これにつきましては以前にもご質問ございまして、今年からですね、今まで一般的にシルバーさんのほうへお願いしていたんですけども、植木屋さんに事情のほうを話す中で、できるだけ咲くようにということでお願いをしているところでございます。

ただ、ツツジのほうが大分古くなってきているということで、木自体がもう大分古いということで、昔のように咲くのは難しいということで一部植えかえをしていかないともういけないんじゃないかと、その植木屋さんのほうからもいろいろお話を伺っているところですので、その辺を踏まえ、また今後ちょっと検討をしてみらなきゃいけないのかなということでございます。

99ページの湧水対策事業でございしますが、四ツ屋のあの井戸でございしますが、この四ツ屋の井戸につきましては、町内現在8カ所湧水対策のポンプがございまして、定期点検をやっているにはもう大分古くなってきているのもございまして、そういうものにつきましてはまた順次更新を進めているところでございます。これにつきましては点検する中で順次年次計画の中でやっていきたいということでございます。

ご質問のございました四ツ屋の深井戸、四ツ屋地区につきましては、こちらにつきましては現在点検のほうは毎年行っておりまして、現在動くということは確認はしてございます。ただ、当初平成15年にですね、四ツ屋区と町とで水を出す覚書というのがございまして、原則として4月1日から9月30日の間というようなことで水を出すということで覚書を取り交わしているところでございますが、現在四ツ屋の井戸につきましては週に1回は運転をしてやっているところでございます。またこの辺のもし4月1日から9月30日の間というのがもう少しということになれば、また区長さん等を含めてちょっと検討をしてみたいと考えているところでございます。以上でございます。

**議長（柳澤君）** 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時34分～再開 午後 2時45分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

質疑の途中ですが、午後2時46分から東日本大震災による犠牲になられた皆さんに黙禱をささげたいと思います。

**議会事務局長（山崎君）** ご起立お願いいたします。北東方向をお向きください。黙禱。

（黙禱）

**議会事務局長（山崎君）** お直りください。ご着席願います。

**議長（柳澤君）** それでは、質疑を続けます。

**12番（池田君）** 先ほどのまた続きになりますけれども、名沢川の改修についてお願いしたら、違うほうの話というか、大きい木も本当に切ってもらえればありがたいんですよ。何というん

ですか実が大変なるので、風が吹くと実が飛んで来て畑のほうに生えて困るんですよね。アカシアというのは、生えたら根が深いので、下へ下へと潜っていく性質があるというか、こぐに大変な木なので、大きいのも何とか切ってもらって、先ほど課長のほうから答弁があったので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、私の聞いたかったのは、沢の中に木が生えているということでございますけれども、あれも何というんですか、今式というんですかね、親水工法というのでやったから多分あの下も砂地というか、あそこのところは石まじりですから、石まじりの土のままだと思いますから、木も生えやすいと思うんですけれども、その下を直してもらったらいいか、直さなくてそのままたびたび何というんですか、土を取ってもらえれば木も生えないと思うんですけど、でもやっぱり下が何というんですか、水がすべらっこく流れなければ、やっぱり土砂がたまります。また、それであそこの川もやっぱ暴れ川と言われるだけあって、石が相当流れるというようなことで、あの上のほうのところに堰堤を県のほうでやるということになっていますよね、今年。そんなことでもってやっぱり土砂が相当たまる場所ですから、よく何というんですか、回ってみていただいて、木の生えないようにずっとやっていただくというようなことも、今この際だからお願いしておけばいいかなと思うんですけれども、その辺のところをよろしく答弁のほどをお願いしたいと思います。

**建設課長（青木君）** 名沢川の関係でございますが、一部親水公園になっている場所もでございます。そのあたりのところには、うちのほうもまた現地のほうを確認させていただいて、水の流れに支障があるようなものについては対応させていただくようにさせていただきたいと思えます。また、県のほうでは今年度から名沢川の上流のほうに堰堤ということで、土石流災害の警戒区域になっておりますので、そちらのほうに工事が入ってきますけれども、まだ用地買収がこれから入るという状況でございますので、まだ堰堤工事までには少し期間がかかるかなということですので、ちょっと名沢川のほうは現地のほうを確認させていただくようにしたいと思います。

**6番（塩野入君）** 56ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の節20扶助費の010389子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてですが、これは昨年に引き続き今年も実施されますけれども、対象児童1人につき1万円から3千円に減額するということですが、その内容はどんな内容でしょうか。そして、昨年と比べてどこか変わったところがあるのか、その辺の詳細をお聞きをいたします。

それから72ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の12役務費12032ごみ指定袋自治区斡旋手数料につきまして、これ指定袋の売り払い状況はどんな形でしょうか。袋の種類別にですね、どんな状況かお聞きをしたいと思えます。それから、この売り払いの推移ですが、過去二、三年のその推移はどんなでしょうか。以上2点お願いいたします。

**福祉健康課長（天田君）** 56ページでございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてお答えいたします。当事業でございますけれども、消費税値上げの影響を踏まえ、特に配慮が必要な子育て世帯に対して臨時的な給付金措置を行うということが目的でございます、26年、27年度も同様の目的でございます。

事業内容でございますけれども、26年度につきましては児童手当の対象となる児童1人につき1万円を支給するとしたところですが、27年度につきましては、同様の対象児につきまして1人3千円を支給するものと変更になっております。

**住民環境課長（金子君）** 72ページでございますが、指定袋のあっせん販売は春、秋の年2回自治区を通じまして実施しておりますが、平成26年度の種類の枚数の状況につきましては、可燃ごみの大きい袋、大でございますが、これは約10万枚で前年比14%の減でございます。それから、可燃の中につきましては約1万9千枚で前年比5%の減、それから不燃ごみの袋につきましては約5千枚で、増減はございませんでした。

また、平成25年度と平成24年度の比較においても、袋ごとに可燃の大では12%の減、可燃の中では13%の減、それから不燃ごみにつきましては17%の減ということで、それぞれ年々減少傾向にございます。

**6番（塩野入君）** 今消費税の引き上げによる措置ということですが、これはこれからも継続するのでしょうか。今の状況の中でどんな状況になるかをお聞きいたします。これは全額国庫補助金ということでしょうか、そういうことでしょうか。それから、これは国庫補助金が事業費と事務費ですね、二立てであります。片や事業費が600万円、事務費が199万1千円ということですが、その内容、金額の分けた根拠といいますか、その辺のところをお聞きをいたしたいと思っております。

それから、ごみ減量化に向けて、このごろ各区への説明会などが全区で行われました。私もお聞きしましたが、その効果は出ているのでしょうか。ごみ減量に役立ったのでしょうか、その辺をお聞きをします。また、指定袋のあっせんの各区の販売状況はどんなでしょうか。お聞きをいたしたいと思っております。

そして、当初予算の説明の中で社協委託を今年度から廃止されたという説明がありましたが、そのとりやめた原因といいますか、その内容はどのようなことなんでしょうか。以上お聞きをいたします。

**福祉健康課長（天田君）** 子育て世帯臨時特例給付金の関係についてでございますけれども、平成26年度において1回のみを暫定措置とするということでしたが、平成27年度にも支給されることから事実上継続されるということになりました。ですが、国によれば今回の給付措置は臨時特例的に行うもので、1回限りの支給であるとしております。

続きまして、事業費並びに事務費についてでございますけれども、こちらにつきましては国

庫補助金で賄われます。内訳ですが、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金では、支給対象者を2千人と見込みまして、給付金として600万円の計上でございます。同事務費補助金につきましては199万1千円の計上で、主な内容は人件費関係が76万8千円、申請関係の通信運搬費等の役務費が49万6千円、給付システムに係る電算委託料が48万円などでございます。

**住民環境課長（金子君）** ごみの減量化に向けての取り組みと効果についてでございますが、平成25年度全地区27区におきまして可燃ごみを中心とした減量化、資源化の地区別懇談会を行い、その結果、平成25年度の可燃ごみは約4,430tで、前年比94tの減、マイナス2%となりました。また、平成26年度2月末現在の可燃ごみは4,070tで、前年同時期で10tの減ということで、そのような状況で一定の効果があらわれたと考えております

続きまして、指定袋のあっせんの各区の販売状況でございますけれども、先ほど申し上げたところでございますが、全体的に購入は減少傾向にありますことから、各区それぞれ減少傾向でございます。また、平成26年度町内全世帯のうち、あっせんによる購入世帯は全世帯の約2割の状況ということでございます。

続きまして、指定袋のあっせん事業につきましては、平成8年度から指定袋の自治区あっせん業務を坂城町社会福祉協議会、地域活動支援センターに委託をしておりますが、社会福祉協議会から平成26年度をもってあっせん業務の受託を終了する旨の申し出がありました。このことから平成27年度より、町においてあっせん業務を行うこととなりました。

**9番（入日さん）** 1点だけお伺いしたいと思います。ページ、24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中の説明で02021一般職給与に絡んでですが、26年度で退職する人は何人で、27年度新たに採用をする人数は何人でしょうか。そして、職員定数はどのくらいになるのかお願いいたします。

**総務係長（大井君）** 26年度末でご退職される職員は、定年をお迎えになります職員2名が確定しております。それから27年度採用の職員につきましては、現在3名を採用予定でございます。差し引きしまして135名が今のところ職員数の予定でございます。

**9番（入日さん）** その新たに入る方たちの配属というか、どの課に入るのか決まっているのでしょうか。それから、その中で技術職の人は何人いるのでしょうか。

**総務係長（大井君）** 3名の新規採用の職員の配属でございますけれども、こちらについてはまだ人事でございますので、未定ということでございます。それから職種でございますけれども、3名いずれも一般職、事務職でございます。

**3番（吉川さん）** 済みません、ページ、27ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中に13002職員研修委託等がございますが、これは資料の中では人事評価制度研修委託とありまして、昨年より300万ほど、昨年というか今年度よりも多く見積もってあり



ますが、その内訳についてお願いします。

それともう1点が90ページですね、90ページのところに款7商工費、項1商工費のところで済みません、010722の今回大きな事業をやるわけですが、この13001、2の業務委託の内容、その後の警備誘導、この辺のことをお願いします。

**総務係長（大井君）** 職員研修でございますけれども、先ほど来出ております接遇研修、例年実施しております接遇研修の委託費とですね、新たに人事評価制度を27年度構築してまいります。そちらの研修等を実施することで300万円ほど計上をしてございます。

**産業振興課長（塚田君）** 90ページ、特別展「エヴァンゲリオンと日本刀展」の事業の中で、特別展業務委託と交通誘導警備等委託についてご説明申し上げます。

まず最初の委託ですけれども、この「エヴァンゲリオンと日本刀展」を管轄しておりますテレビせとうちとの契約になります。内容的には、この全ての興行権といいますか、持っているらっしゃるテレビせとうちのもの、作品全てを含めましてこちらのほうを委託して展示をするということでございます。内容的にはこのアニメ、「エヴァンゲリオン新劇場版」の世界からインスピレーションを受けました今現在日本刀を作製している刀匠たちが、その人気アニメとコラボレーションして、そのアニメの中に出てくる刀剣を日本刀等を実際につくってみて、それを展示するというような内容でございます。

その次の交通誘導等警備等委託ですが、やはり人気のあるイベントでございます。こちらのほうについて、休日の対応ということで、その会場近くの交通誘導、そういうことを休日には行いたいというふうに考えておりますので、そちらのほうの費用ということになっております。

**8番（山崎君）** 59ページ、款3項2目4、説明の欄、一番下の欄ですね、南条保育園の中で14033、AED賃借料、昨年までは8万6千円ということで出ていました。今年は9千円になっております、その理由だけです。また、これは坂城保育園及び村上保育園も同額になっております。お願いいたします。

**子育て推進室長（宮嶋君）** AEDの賃借料の関係でございますが、キャノンシステムアンドサポート長野の関係の再リースということで、例年の契約から再リースということで格安になったという内容であります。単価的には6,800円掛ける12カ月を10で割った消費税ということで、各園とも安い内容で再契約ができたという内容になっております。

**8番（山崎君）** AEDを私調べたところ、予算書には、保育園3台、学校が3台、児童館が3台、文化センター、今年新たに鉄の展示館でございますが、それぞれの再リースになった場合には、これは保健センターですかね、金額的には下がっていくのか、またこれからAEDの設置箇所をふやす予定があるのかどうか、以上です。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 保育園3園においては同じ状況で契約をしているということで、保育園3園においては同じ契約内容でやっておるところであります。



**総務課長（田中君）** AEDにつきましては、町の施設全体的に必要な箇所順次また必要に応じて増やしていきたいというふうに考えております。

**13番（大森君）** 1点お願いいたします。ページ、63ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目9放課後児童健全育成費、今度新しく子供たちが6年生まで留守家庭児童対策として行われますが、これについては大分予算のほうも増額になっております。

それでお尋ねするわけですが、6年生までになれば当然児童館ではできないということで、以前の条例のときですかね、説明では空き教室も利用するということですが、それぞれの児童館で何名の指導員あるいは臨時の職員を採用されるのか、そしてこの空き教室を利用されるということですが、什器備品等の整備、設備等についてはどういうふうになるのか。それと、この空き教室を利用するという上で、安全管理的にはどのような対応をされるのか、この3点についてお尋ねします。

**教育文化課長（柳澤君）** 放課後児童健全育成事業63ページの部分につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、人員体制という部分であります。これにつきましては、これまで館長それから厚生員、それから臨時の厚生員それぞれ1名というような状況でありましたけれども、そこに加えまして各館1名ずつパート支援員ということで配置をいたしまして、取り組んでいく予定になっております。

それから備品という部分であります。これにつきましては節18備品購入費のところには計上をしておりますけれども、げた箱、ロッカー、パーティションといった部分につきましては、当初予算で考えていきたいと思っております。

それから、安全管理というような状況の中で、学校の空き教室というような部分につきましては、鍵等を設けまして安全管理対策について図っていくことを予定しているところでございます。以上です。

**13番（大森君）** 特に安全管理が心配なわけですが、結局どの教室を使うかによってですね、廊下は長いですし、校舎は結構広い、これについて例えばドアをつけるとか、何かそんなような対応なりされるのかどうか、あるいは行方不明になる可能性もありますよね。そういう点で、どういう対応をされるか、もう少し具体的にお願いたします。

**教育文化課長（柳澤君）** 安全管理という部分で現在検討している部分でございますけれども、一旦児童館のほうに受け付けをしていただきまして、その後人数が多い場合については空き教室を利用するというようなことを考えております。

空き教室に関しましては、廊下を通るというようなところではございませんで、直接外から入れる教室を活用することを考えておまして、そこで鍵をかけることで安全対策を中と外の遮断をするということで安全確保を図っていくということを考えております。以上です。

**10番（中嶋君）** 1点だけお願いします。68ページであります。款4衛生費、目2、説明の上から5番目、予防接種事業、これで二千七百何ぼ出ていますが、この中でですね、ちょっとお尋ねしておきたいことは、私はこの議場の中で何度でも3ワクチン、ヒブワクチンであるとか、それから小児肺炎球菌、それから子宮頸がん、何度でもやって町長にそれこそさっきの3・11があったから、国も金をくれないんじゃないかと言ったら、それは坂城町はずっとやるよなんて言っていたら、私もある意味あるときさすが立派な町長だなと、こんなふうになりました。

それでずっとやっていたら、また法改正があって、今度は法律で各自治体でみんなよるよなんていうような、つまらない法律になっちゃったような部分で私も疑問を感じておったんですが、悪法でも法律でありますから、それはよろしゅうございますが、今一番心配したのは、今の新聞報道なんかでもあったようですが、子宮頸がんということで私は特にこれは坂城町も今の少子化、そこでもってこの問題を中沢町長のころからずっとやっていたんですが、やってよかったと思ったら、今度は子宮頸がんがこういう問題が起きてきちゃって、何だか聞くところによれば3年もたってから出ちゃって、車椅子の生活になっちゃった子供もいたような部分があったので、そこがうんと心配だったものでね、ここで今どんな状況になったのか、その辺のところを詳しく聞いておきたいと思っております。

それから、坂城町で子供たち何人接種されたんでしょうか。それから今後はどんな対応になっていくのかというところがちょっと心配でありましたので、お尋ね申し上げます。以上であります。

**保健センター所長（村田君）** 子宮頸がんの予防接種につきまして今後どうなっていくのか、今の現状ですけれども、国のほうでは現状をきちんと把握するというところで、医療機関に特別に専門の対応するべき病院を指定いたしました。そこで子宮頸がんについて、被害と思われる方が受診されるということになっておりまして、それを取りまとめまして、国のほうで今後検討していくということになっておりますので、まだ引き続き差し控えということでございます。保護者の希望があります場合には、接種は可能という状況は変わっておりません。

それともう1点ですが、今までに何人の対象者にワクチンをされてきたかということでございます。約千人強のお子さんでございまして、これは延べ数でございます。3回接種するということですので、延べで約千人ということでご了承願いたいと思っております。

**10番（中嶋君）** よくわかりました。だからあれですね、積極的にはお勧めしないけれども、中には子供のやつをお願いしますよと言えば、今のお話でいくと接種を受けられるのかなというふうに思います。ただ、今約千人ぐらいというのを聞いたのは、この間のさっきも言いましたが、新聞報道の中で3年もたってから、すぐに出ればまだあれなんです、3年もたって出たなんていうあれがあったので、今の坂城町の子供たちの中に、その千人の中に出なければい

いなという心配事がありましたので、ちょっとそんなようなお尋ねをしたわけですが、まだまだ経過措置のような流れがあるような感じでありましたので、ご答弁よろしゅうございます。ありがとうございます。

**4番（窪田さん）** 109ページの13001の金管バンド部指導委託10万7千、これは。

**議長（柳澤君）** それは窪田議員の所管の委員会の問題ですから、ご遠慮ください。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

---

◎日程第14「議案第13号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(柳澤君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第15「議案第14号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

**議長(柳澤君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長(柳澤君)** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(柳澤君)** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第16「議案第15号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

**議長(柳澤君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長(柳澤君)** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(柳澤君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第17「議案第16号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

**議長(柳澤君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第18「議案第17号 平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第19「議案第18号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に付託をいたしました日程第13「議案第12号」から日程第

19「議案第18号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月16日までの5日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(柳澤君)** 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月16日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月17日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時27分)



## 3月17日本会議再開（第5日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 議案第12号 平成27年度坂城町一般会計予算について

第 2 議案第13号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 3 議案第14号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 4 議案第15号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
について

第 5 議案第16号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 6 議案第17号 平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 7 議案第18号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 議案第19号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及  
び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例について

追加第 2 議案第20号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

追加第 3 議案第21号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について

追加第 4 議案第22号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）  
について

追加第 5 議案第23号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

追加第 6 議案第24号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計  
補正予算（第2号）について

追加第 7 議案第25号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

追加第 8 議案第26号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いて

追加第 9 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し  
ておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**議長（柳澤君）** 日程第1「議案第12号」以下、日程第7「議案第18号」までは、いずれも去る3月11日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

---

◎日程第1「議案第12号 平成27年度坂城町一般会計予算について」

**議長（柳澤君）** 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算」のうち、歳入及び歳出の款1会議費、款2総務費のうち、項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月12、13の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まちづくり推進室長、隣保館長、議会事務局長及び担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 町民税の均等税の均等割の見込額及び納税義務者数は。また、町内上位30社の法人町民税の状況及び1千万円以上増加した企業は何社か。
- △ 個人住民税の均等割額は2,700万円、納税義務者は7,711名、法人住民税の均等割額は3,900万円、納税義務者数は463社、法人税納付額上位30社の中で対前年度増加企業については28社、うち1千万円以上の増加は6社である。
- 償却資産の減額の内容は。
- △ 大臣配分としての中部電力やNTT等の資産が毎年1千万円減価償却されることから、今年度も同額の減額を見込んだ。
- 軽自動車税の税制改正の内容は。また、既存の所有のものはどうなるのか。
- △ 平成26年度の税制改正により原付等は27年度課税分より、また4輪等の軽自動車は27年4月1日新規取得のものから新しい税額となる。27年3月までに取得した4輪等の軽

自動車は改正前の税額が適用となる。また、28年度からは13年を経過した4輪等の軽自動車は重課税が適用となる。

- 債務負担行為の農林漁業資金借入金の内容は。また、自動車取得税交付金の減額の要因は。
- △ 農林漁業資金の借入れは、県が行う六ヶ郷用水改修事業に伴う負担金に係るもの。自動車取得税交付金の減額は、エコカー減税の延長や今年度の交付見込み額等を勘案したものである。
- 地方交付税減額の要因と町債残高の縮減に向けた取り組みは。
- △ 地方交付税の減額は、基準財政需要額において地方創生に係る臨時費目の新設の方向が示されたことは増額要因であるが、基準財政収入額において今年度の収入が増額となることに加え27年度も堅調な推移から大きく増額となり、交付税額が減少することを見込んだものである。町債については、交付税措置のある有利な起債を優先するとともに新規の借入額をその年度の元金償還額の範囲にとどまることを基本として縮減に努めている。
- 地方消費税交付金の増額内容は。
- △ 消費税率引き上げから1年を経過し、影響が通年反映されることによるものである。
- 国税である消費税の滞納が多額にあると聞いているが、その状況、情報等はあるのか。また、税務署や県との連携はどうなっているのか。
- △ 国税の消費税については税務署の所管のため情報はないが、町に関連する案件については税務署だけでなく県も含め3者間で連携し、対策を講じている。

<歳出>

(総務課)

- 顧問弁護士委託の必要性は。
- △ 年間の契約をしていると、緊急を要する案件についてスピーディーに対応してくれるメリットがある。また、専門分野において必要であり、今後とも委託は継続していく。
- 健康スクリーニング及び人間ドックを受診している職員の人数は。
- △ 平成26年度の健康スクリーニングと人間ドック受診者の合計は138名である。
- ペレットボイラー導入による燃料費の状況は。
- △ 庁舎用燃料費の実績として平成25年度は約265万円で、前年より約55万円の削減。26年度は2月末現在で約210万円であり、さらに削減となる見込みである。
- AEDを設置しているが、職員は習得できているのか。
- △ 今年度、普通救命講習会を開催し、約30名が受講した。できるだけ早い段階で全員の受講ができるように来年度以降も計画していきたい。
- 公用車の台数と買いかえの状況は。また、駐車場借り上げ料の内容は。
- △ 車62台でトラクター3台である。平成26年度は1台の買いかえを行った。駐車場借り上げ料は役場庁舎北側の駐車場、年間の賃借料は120万円、2年契約である。

- 地方税滞納整理機構による実績、また移管の件数と基準は。
- △ 平成23年度約350万円、24年度140万円、25年度400万円の実績。26年度については2月末現在約680万円の徴収実績である。件数は平成23年度9件、24年度9件、25年度10件、26年度10件。基準は滞納額のおおむね50万円以上で、再三の督促や催告に応じない誓約不履行者などを移管している。

- ポスター掲示場の数の基準は。また、設置場所をもう少し工夫できないか。
- △ 数は有権者数に応じて決められている。設置場所については住宅密集地や人通りの多い場所に多く設置し、田園部の数は少ないが、通りに設置するなど工夫している。

(会計室)

- コンビニ収納の利用者数は。また、納付した金額の把握はどのようになされているか。
- △ 納税者の約7割が口座振替により納付している。残り3割が窓口等での納付となり、そのうち7割がコンビニを利用し、納付している。コンビニから地銀ネットワークサービスに集約され、そこから回収結果が報告される。
- コンビニ収納手数料の負担金額に見合う収納率となっているのか。
- △ コンビニ収納は納税者の利便性のため導入された。収納率については実施前の平成23年度と実施後の25年度を比較してみると、ほとんどの税目で上回っている。
- 金融機関の調査とその結果は。また、ペイオフ対策は。
- △ 毎年10月に金融機関の検査を行っている。また、金融機関に出向き実地での調査を行い、問題がないと認識している。ペイオフ対策は残高が保障される歳計現金への入金により対応している。

(企画政策課)

- 東京坂城会の活動と総会の参加状況は。
- △ 年2回の会報と例年10月に総会を開催。昨年度は35名程度が出席し、新たに2名の会員が参加報告された。
- スマートコミュニティ事業の3年目の目玉は。
- △ 信州大学と連携し、テクノさかき工業団地内の企業が使用する電力調査を行う。使用電力の2割削減を目標に産学官が連携して取り組んでおり、インフラ整備に向けて業者とも検討を行っていく。住民にはスマートタウン構想についてクールシェア、ウォームシェアなどで啓発していく。
- 太陽光発電システム設置補助金の上限を10万円にできないか。
- △ 町は1kw当たり1万5千円、上限7万5千円で現状どおり進めていく。今後、蓄電池やHEMSの導入に向けての補助金も検討している。
- 広報に町ホームページQRコードを掲載してはどうか。また、組合を通しての配布物を減ら

せないか。

- △ QRコードのコードの導入を検討する。多の配布物との一元化は可能な限り行っていく。
- マイナンバー制度の今後の予定と町民への周知は。
- △ 平成27年10月から順次本人に個人番号が通知され、28年1月から個人番号の利用が始まる。国や市町村間との連携は、29年から開始される予定である。広報誌やホームページなどを通じ、関係部署全体で周知を図っていく。
- 男女共同みんなの会の町政懇談会と課長級懇談会への出席数は。補助金の監査と使い道は。
- △ 町政懇談会に約30名、課長級懇談会に5名が出席した。みんなの会の幹事が監査を行い、事務局も把握している。補助金は学習活動、交流活動、広報活動などに使っている。
- 国勢調査の配布方法は。調査結果の速報はいつごろか、また町の人口速報ができないか。
- △ 9月から調査票を配布し、10月中に回収する。調査員、指導員合わせて100名近くになる予定。速報は例年おおむね1年後になる。また指定統計として実施されるもので、町独自の集計発表はできない。
- 隣保館の耐震性と建物の老朽化対策は。
- △ 耐震診断はしていない。町全体の公共施設が老朽化している中で、公共施設管理計画を策定し検討していく。
- 部落解放同盟補助金の管理と監査の状況。
- △ 部落解放同盟で管理し、活動内容とともに実績報告を受け、補助金を交付。監査は同盟で実施されるが、支出明細の報告を受けている。また、財政援助団体として町の決算監査も受けている。
- 来年度試験醸造を行う品種と数量はどの程度か。
- △ 試験圃場での栽培3年目を迎えることから、ある程度の醸造用ブドウの収穫が見込まれる。ワインの品質を評価するため試験醸造を実施予定。見込み数量は赤系のカベルネ・ソーヴィニヨン、白系のリースリングが30から50kg程度、その他1品種程度がわずかながら収穫できる見込み。  
(産業振興課)
- 中小企業退職金共済の加入者数は。もっと周知すべきではないか、また勤労者住宅建設資金融資利子補給金についても周知すべきである。
- △ 中小企業退職金共済は58社が加入。商工会が窓口となっている特定退職金共済は43社加入している。商工会報や勤労者共済会報で広報している。また、勤労者住宅建設資金融資利子補給金については、町も労働金庫もさらなる広報に努める。
- 勤労者生活資金貸付預託金の預託先はどこか、手続はどこで行うのか。
- △ 労働金庫へ委託している。預託額500万円の1.5倍、750万円まで融資可能。一括繰



り上げ返済があり、教育、医療等に使うことができる。基本は労働金庫に申し込む。保証料の半分を町で負担している。

○ 農産物地場産直売所運営組合の法人化の予定は。

△ 新年度から法人化に向けた調査研究を進め、平成30年度までには法人化できるよう検討していきたい。

○ さかきブランド推進事業の補助金を受けた内容と27年度の方向性は。

△ 補助金申請は2社、5件の応募があり、町内産巨峰ワインを使ったワインケーキ、坂城町産の野菜や果物を使ったジャム。ねずみ大根入りの総菜など全て補助決定した。27年度についても広報、ホームページ等で町内事業者等に呼びかけて、坂城町の特産品となる商品開発を推進していく。

○ 青年就農給付金の事業内容は。

△ 5年以内に就農した45歳未満の者に150万円を給付する。平成27年度については10人分、1,350万円を見込んでいる。審査会で農業に強い意思があるか確認して交付している。

○ 県営かんがい排水事業の負担金の内訳、負担割合は。

△ 六ヶ郷用水と埴科用水の改修工事を行っている。平成27年度の内訳は六ヶ郷用水が1千万円、埴科用水が90万円である。六ヶ郷用水事業の負担割合は国が50%、県と市町村が25%、千曲市とは受益者面積割として折半しており、12.5%ずつの負担である。

○ 多面的機能支払交付金事業を新たに予定している団体はあるか。

△ 現在、期間は平成26年から30年の5年間で、欠口用水組合を母体とした南条中之条農業資源維持向上管理機構、上沖土地改良区を母体とした上沖地区農振地保全会、上平緑の里の3団体が事業を実施している。検討中の地域は3地区ある。

○ お〜い原木会の会員数と活動状況は、自立の予定は。

△ 会員数は20名、ほだ木に加工し種菌を植えて、キノコの原木栽培をしている。5年をめぐりに自立を目指しているが、自立するには売り上げを伸ばす必要がある。会員数を増やし、販売ルートを増やすことが課題である。

○ 観光の負担金が多く組織に支出されているが、町としての観光行政にどのように活動していくのか。

△ 「エヴァンゲリオンと日本刀展」などのほか北陸新幹線金沢延伸で、長野上田間でおいた者をいかに坂城に呼び込むか、坂城町の自然、湯さん館、ふるさと歴史館、そしてバラ公園を中心に売り込んでいく。しなの鉄道でも、「ろくもん」のバラ公園周辺での徐行運転も検討している。

○ 「エヴァンゲリオンと日本刀展」の内容及び目標入場者数は。

△ 人気アニメ「エヴァンゲリオン」と日本刀の職人たちのコラボレーション企画展である。  
1万4千人を目標としている。目標を達成するために町内のマニアの者にも運営に参加してもらおうとともに、宮入刀匠を初め、しなの鉄道、町商工会、鉄の展示館周辺の商店にも協力、支援をいただく中で、他の展示会場とは異なるオリジナルな展示会になるよう努めていきたい。

(建設課)

○ 合併浄化槽設置補助事業の小網地区の推進状況は。

△ 平成21年から25年までは補助金の上乗せ交付があり、約6割の35件が設置済み。維持管理費用に対しても、この35件に対し補助金を交付している。

○ 冬場に曇って見えないカーブミラーがある。曇らないものを設置する予定は。また、防犯灯などのLED化の状況は。

△ 曇らないカーブミラーについては、産業道路との交差点や県道の交差点など重要路線から順次設置している。防犯灯管理は住民環境課で行っており、点灯器具を含めて交換可能なものについてLED化している。

○ A01号線の金井工区、酒玉工区の平成27年度用地取得などの予定は。また、それぞれの工区の進捗率は。

△ 金井工区については用地補償が7割、工作物等の補償が6件、酒玉工区については用地補償が2件、建物等の補償が2件ある。金井工区については約7割の進捗率、酒玉工区については約1割の進捗率である。

○ 平成27年度産経大橋詳細調査・設計、金井橋修繕工事、昭和橋一部修繕工事の内容と終了の見込みは。

△ 産経大橋は損傷状況、範囲を詳細調査し、修繕工事を進めるための設計図書の作成、金井橋は旧道と谷川が交差する橋の修繕工事、昭和橋は国道から一つ目のアーチ部分の修繕工事となる。金井橋は年度内に終了予定で、昭和橋は延長が長く12連あるので年次計画で進めていく。

○ これまでの住宅リフォーム補助事業の状況は。

△ 住宅リフォーム補助事業は、平成25年から3カ年の計画で実施しており、25年が40件の申請で全体工事費が7,150万円、26年度が39件の申請で全体工事が4,500万円となり、地域経済にとっても大きな経済効果があったと思われる。

○ 坂城町の住宅、公民館の耐震診断の状況は。

△ 平成19年度から実施し、簡易診断136戸、精密診断61戸、耐震補強工事8戸となっている。緊急避難所に指定されている公民館等の中で、昭和56年以前の建物13棟のうち11棟について耐震診断を実施した。

○ 国道18号バイパスの進捗状況は。用地買収で残地が出た場合の取り扱いや単価は。

△ 平成26年度は小網、網掛地区の用地立ち会いが終了し、用地・建物調書を作成中である。

27年度は上五明、上平地区の用地測量立ち会いの予定である。残地については基本的には買上げないで残地補償として対応する。単価はまだ示されていない。

○ しなの鉄道について、今後どのように利用者増を図るのか。また、169系の活用についてはどうか。

△ しなの鉄道と沿線市町村による協議会がある。この中でしなの鉄道と連携しながら利用促進を図りたい。169系については平成26年度はクールシェアスポットや読み聞かせ、ふーど市やクリスマスなどのイベントで利用した。今後の利用方法については企画政策課と連携し考えていきたい。

○ 坂城駅、テクノさかき駅の有料駐車場の契約の状況は。また、テクノさかき駅は無料駐車場の駐輪所が多い状況だが、無料開放できないか。

△ 坂城駅については自転車104台、原付2台の計106台。テクノさかき駅については自転車55台、原付2台の計57台である。全体の駐輪可能台数は坂城駅、テクノさかき駅ともに177台である。無料開放については当面考えていない。

○ 地籍調査の進捗状況は。

△ 調査対象となっている区域が12.52km<sup>2</sup>であり、現在調査中の坂城3区の登記が済むと7.8km<sup>2</sup>が完了し、進捗率は62%となる。

(議会事務局)

○ 議会のチェック機能を高めるため、事務局職員の増員を。

△ 全体の職員配置、定数の関係があるので要望があったことを町へ伝える。

○ 議場内の段差解消及び議場の議員席椅子のふぐあいの改修、また喫煙所は社会情勢などを考慮し、撤去すべきではないか。

△ 予算措置が必要であるので、現状を調査し対応に努めたい。喫煙所は撤去する方向で協議したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長(柳澤君)** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

**議長(柳澤君)** これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長(西沢さん)** 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月12、13日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、公民館長、図書館長、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯、LED化の設置数の見込みは。また光熱水費が26年度より多いが。
- △ 防犯灯は新設、修繕で15カ所を予定している。光熱水費については、電気料金の調整費の高騰により、LED化による減額が追いつかない状況である。
- 外国人登録が廃止されているが、住民票に出身地等の記載はあるか。外国人として記載がある人数と主な上位3カ国は。
- △ 住民票に国籍等が記載されている。平成27年2月末現在の外国人は17カ国、303人である。中国119人、ブラジル82人、フィリピン33人の順である。
- 自治区環境整備での草木のチップ化、堆肥化はどのようにするか。
- △ 草木については長野市の専門業者に搬入し、木はチップ化し、草は堆肥化する。また、チップは公園で使用する予定である。
- ごみ減量化について事業内容は。
- △ ごみ減量化懇談会は、希望する区と26年度に開催されなかった区を対象に開催したいと考えている。また、小学校、保育園等での学習会開催に向け、ごみ減量化推進員と協議し進めたい。
- 小型家電回収ボックスのPR方法は。
- △ 広報2月号の配布にあわせチラシを全戸配布した。今後も活用に向けPRをしていく。
- アレチウリの駆除について対策は。
- △ 苦情はないが、県の対処方法などを参考にPRしていきたい。
- 下水道の普及により、水質調査の結果に変化はあったか。
- △ 平成26年度調査の結果でpH、BODの基準値を上回る箇所が減少し、SS、DOが全て

基準値内となり、成果が出ていると考えている。

- 犬の登録システム保守料の内容は、また登録の内容は。
- △ 保守料はシステムの故障の際、対応するものである。犬の特徴などが登録されており、迷い犬の所有者発見につながったケースもある。また、鑑札、注射済票がついている犬は所有者が特定できる。
- 葛尾組合への負担金が減額となっているが、平成27年度の修繕箇所は。
- △ 平成26年度で計器類の補修工事が完了し、27年度は大きな維持管理工事は予定がなく、定期補修の工事のみの計画により、当町の負担金が1千万円減額となった。
- 消防団員の平成27年度新入団員の人数は、また勧誘の方法は。
- △ 新入団員は3名で、各分団の消防団員の情報により勧誘をしているほか、区長にも情報を提供しお願いをしている。
- 消防団協力認定事業所の申請について。2人以上の団員がいなければ対象にならないが、1人でも申請できないか。
- △ 消防団協力認定事業所は2人以上の団員が1年以上勤務していなければならないという条件のほかに、会社の規約などで消防に協力しているという条件もあるので、そのほかの項目で認定を受けられることがある。事業所へ周知したい。
- 消火栓工事負担金の内訳は。また要望箇所は何カ所か。
- △ 新設1基100万円と、修繕2基で150万円である。要望は7カ所出ているが、設置可能かどうかの調査は行っていない。

(福祉健康課)

- 老人クラブ助成金について、クラブ数と人数は。
- △ 26年度実績で14クラブ、1,311人である。
- シルバー人材センターの買い物支援サービスの内容と携わる人数は。
- △ 買い物支援サービスは3年間の国庫事業で26年度より実施しているが、実績はない。ニーズに応じたカタログ内容の充実や民生委員や区長にPRしている。基本的には配達が中心となるので、それほど多くの手はかからないと考えている。
- 外出支援サービスのシステムとは。
- △ 社会福祉協議会に委託、利用料は町内片道350円、長野市松代と篠ノ井では片道千円の自己負担がある。対象者は寝たきりや車椅子利用者で、26年度は登録者24名で月6人、14回の利用があった。1回の登録で継続でき、人数の制限はない。
- 手話通訳者等派遣事業の増額の理由は。1回当たりの利用料は。
- △ 町民運動会など福祉関係以外のイベントへの派遣を考えている。利用料は4時間まで4千円で、以降は加算される。

- 高齢者対策費の入所措置費について施設の内容は。
- △ はにしな寮に8名、尚和寮に1名である。
- 訪問理美容サービスが前年比12万円減額の理由は。
- △ 今年度利用状況は12人、利用券25枚であった。ケアマネジャーにも協力をお願いし、利用促進を図っているが、利用が伸びない状況である。
- 緊急通報システムリースの増額は。また、他市町村ではテレビ電話に緊急ボタンや健康状態を把握できる機能をつけ、社会福祉協議会へつながる体制をとっているところもあるが、導入については。
- △ あんしん電話事業に係る端末機のうち、新たに設置する端末機についてリースで対応するための費用の増額である。新しい機能の導入については企画政策課で検討している新コミュニティ事業で検討していく。
- ひとり暮らし老人訪問員の人数、男女別は。また活動内容は。
- △ 訪問員は89名で男性36名、女性53名である。活動内容に規定はないが、日ごろからの見守りや安否、心配事などを町へ連絡してもらっている。安心電話の通報の際にも出動をお願いしている。
- 発達支援センター機能訓練助成金と障害児通所等給付費の内容は。また、障害児通所等給付費の対象者数は。
- △ 助成金は障害児の通所施設で行う作業療法士等による機能訓練の経費に対するもので、当町からの利用児の利用割合に応じて施設の所在市町村に払うもの。給付費は施設通所や放課後等デイサービスなどの法定サービスに対する給付費である。現在の利用者は15人である。
- 保育園給食でのアレルギー対策は。
- △ 27年度は南条保育園6人、坂城保育園1人、村上保育園3人のアレルギー対応給食を医療機関と連携して進める。
- 広域入所負担金の内容は。また受け入れについては。
- △ 坂城から他市町村の保育園に入園するための負担金で、上田市へ3人、千曲市へ6人、長野市へ3人の計12人である。受け入れは上田市から3人、長野市から1人の計4人の見込みである。
- 新制度で保育標準時間が11時間となるが、時間外保育の利用者の見込みは。
- △ 時間外保育の利用者は少ない見込みである。
- 支援を必要とする園児の各保育園の状況は。その中で障害を持っている園児は。
- △ 南条保育園で年長4名、年中1名、年少5名、計10名。坂城保育園で年長1名、年中2名、年少1名、計4名。村上保育園で年長4名、年中2名、年少2名の計8名である。また、村上保育園では療育手帳のある園児がいる。



- 多動児に対する加配の体制は。
- △ 要支援児支援委員会の判定に基づき、南条保育園児2名に対してそれぞれのクラスに1名の加配の臨時保育士を配置する予定である。
- 子育て支援センター事業費、臨時職員賃金の内容は。
- △ センター長1名、保育士1名、家庭児童相談員1名、その代替職員の賃金である。
- 厚生連篠ノ井総合病院施設整備補助金について、何年間の予定か。
- △ 平成25年度から27年度までの3年間で300万円ずつ合計900万円の計画である。
- 精神保健事業で行っているところのリハビリ教室の内容は。
- △ 教室は月2回、年24回実施し、通所者の希望に応じて教室内容を決めている。講師謝礼では書道、ヨガ等を予定している。
- 信州上田医療センターの医師確保事業補助金について、何年間の計画か。また、前年より減額になっているが。
- △ 26年度から開始し、30年度までの5年間の計画である。信州上田医療センターが計画し、事業実施をして金額の配分をしているので、それに基づき補助をしている。
- 保育園のAEDは、再リースによりリース料が減額となっているが、保健センターのAEDについてはどのような考えか。
- △ 保健センターのAEDは5年のリース期間後、3年間再リースをし、耐用年数を経過したため更新をした。今後も状況により再リースをしていく。
- 食育健康づくり推進事業の中の生活習慣病重症化予防の訪問活動の考えは。
- △ 特定健診以外の対象者のうち、ヘモグロビンA1c6.5%以上の人を糖尿病の重症化予防対象者として、町在宅栄養士による訪問を予定している。また、慢性腎臓病の人の重症化予防の訪問もあわせて行う予定である。

(教育文化課)

- 児童館について、新たに6年生まで申し込みができるようになったが、高学年の申し込みの状況は。学校の空き教室利用については。
- △ 3月6日現在、南条児童館57名、うち高学年5名。坂城児童館48名、うち高学年1名。村上児童館54名、うち高学年3名となっている。児童館と学校の空き教室の両方の利用を考えている。
- 教員住宅の入居者が少なく老朽化している。状況と今後の考えは。
- △ 入居状況は山金井2戸中入居なし、土井の入3戸中3戸入居、中川原1戸入居なし、村上1戸で入居している状況である。新年度、山金井住宅は入居の希望があり、今後、利用について働きかけるとともに修繕をしていく。
- 坂城町奨学金の給付の基準と人数は。

- △ 対象は高校生以上で、経済的に就学困難な人に月額5千円を給付。家庭の所得状況と学校の推薦で決定する。なお、国の育英会などの制度と重複はできない。26年度は6名に給付している。
- 児童生徒支援事業で臨時職員の学校への配置は。
- △ 南条小学校3名、坂城小学校3名、村上小学校1名、外国籍児童生徒自立支援として坂城小学校に1名、村上小学校に看護師1名、坂城中学校フレンドリールームに1名である。
- 小学校体育館のつり天井の工事はいつからか。
- △ 27年度設計をして、早ければ夏休みから秋口にかけて計画していきたい。学校の行事と調整しながら進めていく方向である。
- 小学校の外国語指導の状況は。
- △ 26年度より1名増員し、2名体制で3小学校を回って指導を計画する。4年生以上は週1コマ、低学年は10分から15分で週おおむね45分とする予定である。
- 就学援助制度について保護者が知らない場合がある、事前の説明は。
- △ 来入児保護者説明会で説明している。
- 放送設備リースについて、坂城小学校と中学校のみだが、状況は。
- △ 村上小学校については24年度の耐震大規模改修工事の中で放送設備を更新した。南条小学校は今の改築事業の中で対応予定である。坂城小学校と中学校のリースは25年度からの5年リースである。
- 町文化協会の会員でないと文化祭に出品できないのか。
- △ 文化祭については文化協会会員だけでなく、町民誰でも参加できる。
- 図書館の利用状況と今後については。
- △ 年間の利用者数は横ばい傾向にあるが、昨年12月にパソコンによる予約サービスを開始してから利用者が増加し、予約件数は倍増した。パソコンによる予約や上田エコールをアピールして新規の利用者を増やしたい。
- 埋蔵文化財発掘調査事業の保存処理委託について、委託先と運搬方法は。
- △ 青木下遺跡から出土した鉄製品について奈良県の専門業者に委託している。また、破損のおそれがあるため、厳重にこん包して運搬をしている。
- 文化センターの改築を見据えた今後の見通しは。
- △ 長野広域や上田広域で利用できる施設については、利用する方法もあると考えている。文化センターは老朽化していることは事実で、どのような方向性にするのかを検討する時期に来ていると考えられる。
- スポーツ指導員とスポーツ推進委員の内容は。また、スポーツ推進委員は種目別スポーツ競技の振興に携わるべきではないか。

△ スポーツ指導員は18名で、元旦マラソンの運営指導に携わり、スポーツ推進委員は現在10名で、町及び公民館が主催するスポーツ事業の企画運営をしている。種目別のスポーツ競技の振興については体育協会の各部が中心になって行っている。

○ 学校給食のアレルギーへの対応は。

△ 食材のアレルゲンを明示したアレルギー明細表を希望する保護者に配布している。27年度から牛乳によるアレルギーを持った児童生徒への牛乳の提供を行わないこととし、その分の給食費を年度末に返還する予定である。

○ アレルギーで弁当対応は何人か。

△ 通年で1名である。

○ 調理業務委託の内容は。

△ 坂城町振興公社への調理業務委託で、調理員10名、事務兼調理員1名の委託費である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

**議長（柳澤君）** これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**2番（塚田君）** 議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

先週11日で東日本大震災から丸4年が過ぎました。復興はまだまだこれから、被災地を忘れないでほしい。今もなお全国に避難されている方は約22万9千人、東北3県で8万人の方々がプレハブの仮設住宅で暮らしています。

現在、坂城町には避難されている方はおりませんが、親族を頼り移り住まれたご家族が数世帯あります。被災され、今なおふるさとに帰れず、先が見えない不安の中、必死に前を向いている全ての皆様に一日も早く日常が戻ることを願うとともに、未曾有の大災害の犠牲になられた方々に改めて哀悼の意を表するものであります。それでは、討論に入ります。

安倍内閣の長引くデフレ脱却による経済の再生、景気回復に向けた経済対策、いわゆるアベ

ノミクスの発動から2年が経過しました。この間、消費税率の引き上げに伴う個人消費の低迷もありますが、日本銀行松本支店が3月5日に発表した県内の金融経済動向においても、緩やかに回復しつつあるとの観測であり、このところの株価や為替レートが安定的に推移していることなどを勘案すると、県内の経済情勢についても緩やかながら着実な改善が感じられるようになってまいりました。

また、町内企業の経済状況調査におきましても、前年同期と比較して全体的には回復しているとする企業が多いという状況であり、12月の第8号補正予算においても法人町民税の増額補正が出されました。こうした経済の好循環の兆しの中、地域経済がさらに活性化し、さらなる景気回復につながることを期待するものであります。

さて、平成27年度の当初予算は、統一地方選挙を控えての骨格予算ということですが、歳入歳出予算の総額は69億1千万円と26年度の当初予算に比べて大きな増額となっております。工事の進む南条小学校建設事業に係る予算が計上されておりますので、予算規模が増加することは当然と思いますが、事業的には経常経費と継続事業費が中心となっており、制度改正に伴うものなど、ほかはほとんど新規事業費は計上されておられません。

しかしながら、子供医療費の給付対象範囲の拡大を初め、子育て、障害者、高齢者などの民生部分の給付の増加や外国語指導講師の増員を初めとした教育費に係る施策や支援の充実が図られているなど、町民生活の充実に基軸を置いた編成となっていることに加え、ハード事業についても町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業などの継続事業についての確に予算に反映されており、事業を停滞させない予算編成となっております。

まず、歳入については、自主財源の根幹である町税について冒頭申し上げました経済情勢等が反映されたものと思いますが、個人住民税は0.5%増となる6億6千万円、法人町民税についてはプラス80%の大きな増となる3億6千万円が見込まれております。固定資産税については評価がえがありましたので、2.2%の減となる12億6千万円となっておりますが、それを差し引いても増収が見込まれております。町税全体ではプラス5.9%、1億3,700万円の増収となる24億4,800万円が計上されており、経済情勢の堅調な推移を見込んでの見積もりと思われませんが、企業の皆様のご努力に感謝を申し上げるとともに景気回復によるさらなる増収に期待を寄せるところであります。なお、収納未済額、いわゆる滞納については厳正な対応をいただき、公平な税負担に向けた一層の取り組みをお願いします。

国・県支出金については、南条小学校建設工事の進捗や県議会議員選挙、国勢調査などに伴いそれぞれ増加され、財源確保がなされています。地方債における事業の選択、臨時財政対策債の発行に加え基金運用等にも配慮が見られますが、より効率的な財源確保をお願いいたします。

また、子ども・子育て支援新制度に対応し、改定となる保育料については細分化が図られ、

ほとんどの世帯が実質的な値下げになるということで、子育て世帯に配慮した設定は大いに評価できるものであります。

次に歳出であります。ハード事業では南条小学校の建設を初め町道A01号線や下水道整備といった継続事業が盛り込まれております。南条小学校については私の母校でもあり、個人的にも地域の皆さんも大変な関心を寄せているところであります。現地においては新校舎の輪郭が見え始めており、社会開放を見据えた音楽堂や子供たちが上履きで交流できる中庭のデッキテラスなどが盛り込まれた特色ある学校が一日も早く完成することを願うところであります。

また、町道A01号線については金井と酒玉の2工区が並行して事業が進められるほか、住環境の向上を図る下水道整備や町営横尾団地の水洗化工事についても推進が図られ、行政の継続性に配慮されたものとなっております。中でも町営横尾団地の下水道接続工事については、27年度で3年間にわたる工事が完了するというので、今年度布設が完了する小網の上水道に続いて山村町政による長年の課題がまた一つ形になるものであり、大いに評価するところであります。

また、25年度から着手された橋梁修繕事業は、インフラの計画的改修につながるばかりではなく、国の財政支援の対象でもあり、町の財政にも大変有益であります。今後もより広い分野における展開を期待するものであります。

続いてソフト事業につきまして、骨格予算という中ではありますが、子育て支援や教育施策で幾つかの新規・拡充事業が盛り込まれています。まず、子供の医療費給付について、その対象範囲が従来の入院に加え、通院についても中学生まで拡大されることは子育て世帯への配慮がうかがえるところであります。また、子ども・子育て支援新制度に対応し、4月から保育園の標準保育時間が11時間になり、また児童館における放課後児童健全育成事業の対象も小学校6年生まで拡大されるということでもあります。これは親御さんの働きやすさにつながり、迅速な対応に敬意を表するものであります。

また、教育面においても今年度から文部科学省の英語教育改革実施計画を取り入れた先進的な試みとして、小学校専任の外国語指導講師が配置されたところでありますが、27年度から1名増員し、体制を充実させるとともに週に2回程度は各保育園も訪問し、小さなころから英語に親しむ時間を設けるということで、グローバルな人材育成につながるものとその効果を大いに期待するところであります。

複雑化、多様化する子育てや教育の相談に対応するため、子育て支援センターを中心に開催している家庭児童相談員による子育て相談の機会を倍に増やすとともに、教育相談においても現在の教育コーディネーターに加え、教育心理カウンセラーが新たに配置され、メンタル面におけるフォローの充実が図られることは、極めてきめ細やかな支援体制の確立とともに町部局と教育委員会のさらなる連携が見てとれるところであります。

産業面では展示会や商談会への出展補助が増額されています。中小企業が単独で特に都市圏における大規模な展示会へ出展することは、なかなか大変であると思います。そうした全国規模の展示会や商談会への出展支援は、企業の販路拡大はもちろん坂城が誇るものづくりの技術を発信する場としても効果が期待できるものであります。

また、Made in Sakakiによる新製品開発などを促進するコトづくりイノベーション補助金の継続に加え、地元農産物等を活用した加工品の開発や販売促進を支援するさかきブランドづくり補助金の継続等、地域の産業振興や活性化に資するものとその趣旨に共感をいたすとともに広く周知をお願いするところであります。

また、個人のリフォーム工事を支援する住宅リフォーム補助金の継続についても、補助金を受ける方はもとより町内経済の活性化にもつながる事業として歓迎するものであります。

また、新エネルギーのあり方について研究を進めるスマートコミュニティ構想事業では、産学官民の連携によるスマートタウン実現に向けたさらなる調査研究が進められることに加え、住宅用太陽光発電システム補助金も継続されるということでもあります。

また、町特有のブドウ栽培のノウハウを生かして6次産業化を目指す坂城ワイナリー形成事業においても、醸造用ブドウの産地化を目指し、苗木の購入に係る補助制度も引き続き実施されるなど、今後のまちづくりを見据えた地方創生総合戦略にもつながる特徴的な事業が計上されております。

そのほかにも地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業の継続、さかきテクノセンター支援のほか、給付の増加を見据えた障害者の総合支援サービスや介護保険、後期高齢者医療への対応など地域や企業、町民に配慮されたものとなっています。新たなエネルギーの方向性を探りながら、工業を中核に農業、商業が融合した産業の発展によって活力を生み、町民誰もが豊かさを共有できる賢い町、スマートタウン坂城が構築できますようお願いしまして、議案第12号平成27年度坂城町一般会計予算に賛成いたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

**議長（柳澤君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号「平成27年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（柳澤君）** 起立多数。



よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

**議長（柳澤君）** ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第2「議案第13号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 坂城町有線放送電話特別会計審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月13日の予算委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その内容について報告いたします。

- 使用料収入が前年度比137万4千円の減となっているが、算定の根拠と加入率は。
- △ 前年度有線放送電話の廃止80件、有線放送電話からスピーカー加入への切りかえ57件の状況を勘案し計上した。現在の回線加入者数は一般家庭で2,506世帯、スピーカー加入268件で加入率は45.8%である。
- 新コミュニケーションについて、これまでの研究状況は。
- △ 内部の事務レベル担当にて有線放送電話事業とスピーカー告知のあり方、有線、無線などの研究を行った。防災無線、臨時災害放送局対応、民間の通信インフラ活用等も検討を行ってきた。
- 昨年の大雪時にも迅速な情報伝達が必要とされ、システムの導入時期から更新についても考えるべきである。ほぼ全戸を網羅する情報網のロードマップを示すべきと考えるがどうか。
- △ 有線放送電話のシステム更新の検討は行ってきた。現在、町全体の情報発信、共有できる仕組みについて委託事業により検討中。告知については平成28年度の構築に向けて取り組みたい。
- 有線放送電話によるインターネット利用者件数と継続の考えは。
- △ 二つのプロバイダーがあり、インフォバレーが112件、JANISが102件、合計

214件が利用されている。新しいシステムについては、告知のみならず双方向で情報共有できる仕組みについても検討したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第14号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 保険税軽減に係る町会計からの補填額の見込みは。
- △ 町一般会計から925万円繰り入れの見込みである。
- 保険財政共同安定化事業交付金と県支出金が大きく増額になっているが、詳細は。
- △ 保険財政共同安定化事業交付金の増については、これまで診療報酬1件につき30万円を超えたものが交付対象となっていたが、27年度以降は1円から引き下げられたことによる増額見込みである。県支出金の増については、保険財政共同安定化事業拠出金と保険財政共同安定化事業交付金の差額を県調整交付金の特別交付金で補填することによる増額である。
- 基金残高の状況は。
- △ 25年度末の残高は1億4,399万1,839円で、26年度中の取り崩し額と27年度を取り崩し見込み額4,476万4千円を加味すると、基金残高の見込みは8,411万3,839円となるが、3月補正等により金額は変更となる。

<歳出>

- 公金収納手数料の内容は。
- △ 金融機関への現金納付については1件当たり30円となっているが、金融機関により手数料の対応は異なる。コンビニエンスストア納付利用料は1件当たり57円である。

- 一般被保険者療養給付費について、1, 305万円増の根拠は。
- △ 療養給付費の見込額については、過去3年間の実績の平均に国が示す医療費の伸び率2.8%を乗じたものである。
- 特定保健指導事業費について、5万3千円の減額の理由は。
- △ 在宅保健師等へ委託していた保健指導について、町保健師が担うよう改めたものである。保健師の業務量は増えるが、内容としてより充実し、特定健診受診率65%を早期達成するよう努めていく。
- 保健指導における町保健師と委託保健師の業務分担は。
- △ 特定健診結果による特定保健指導対象者への対応については主に町保健師が対応し、特定保健指導の対象ではないが、受診指導等の重症化予防が必要な人への対応については委託の保健師、栄養士が担当する予定である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

**5番（塩入君）** 議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対する立場から討論します。

平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ19億2,609万8千円となっています。前年度に比べて2億233万2千円の大幅増となっています。消費税が8%になり、その上アベノミクスによる物価上昇によって実質賃金は下がり続けています。低所得者には国保税は重くのしかかってきています。そのため払いたくても払えない、払えず滞納する人が増えています。

27年度2月末までの滞納総額は8,206万5,026円になっています。職員の皆さんの努力により滞納総額が年々減少してきていることは大変評価しております。しかしながら、滞納する人が多い原因は国保加入者のほとんどが高齢者や非正規労働者、小規模自営業者など低所得者が多いからです。坂城町でいえば2月1日現在、国保加入2,472世帯のうち課税額が20万未満の人が77%を占めています。滞納すれば、ペナルティーとして正規の保険証

が交付されません。26年度2月末までの状況は資格証明書は5世帯、短期証が69世帯、未交付が10世帯です。昨年度より大分少なくなりました。しかし、払いたくても払えない現実があります。そのため医者にかかりにくく、命を落とす人もいます。この高い国保税の負担を軽くすることです。そのためには国庫負担を多く減らしてきている国に対して、当初の50%に戻すよう働きかけることです。そして、町独自で一般会計から法定外繰り入れを行い、1世帯当たり1万円の引き下げを行うことです。平成24年度の社保協の調査によれば、一般会計から法定外繰り入れしている市町村は上田市、千曲市など半分近い35市町村もあります。坂城町の財政力からすれば可能なことです。

次に、町民の医療費を抑制するために予防医療に積極的に取り組むことです。医療費は昨年に比べ721万円も増えました。坂城町の1人当たりの医療費は県下でも8番目に高く、後期高齢者は県下ワーストワンが続いています。この状態を一刻も早く改善するためには一般検診、特定健診の受診率を高めることです。26年度保健師を1人増員し、前進しました。しかし、受診率は相変わらず45%前後です。今後、坂城町が本格的に健康づくりに取り組むには、保健師の数をもう1人増やすか、またはある時期に臨時を増やして集中的に取り組む必要があります。

憲法第25条では、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっています。この25条の精神に基づき坂城町に住む全ての人が健康で安心して暮らせる坂城町にしようではありませんか。

以上、平成27年度坂城町国民健康保険特別会計についての反対討論を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**3番（吉川さん）** 私は、議案第14号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献をしてきました。しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者は、2月末現在で1,817人、昨年比65人増と全体の47.1%、昨年比3.0ポイント増を占め、加入者の高齢化による医療費増加は、国保財政に深刻な影響を与えております。また医療費の増加に加え、加入者の減少に伴う国保税収入の減少などにより、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、収支の均衡を保つための医療費適正化対策といたしまして、ジェネリック医薬品の利用促進、また特定健診・保健指導事業の推進による生活習慣の改善と疾病の未然予防をさらに推進するための啓発活動は、健康増進と生活の質を向上させ、将来にわたる医療費抑制と健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待をしております。

また、保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わず実施されている収納業務、そして短

期被保険者証の交付などによる積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくための努力をされております。保険税の適正徴収は、被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたす次第でございます。

必要な財源の確保につきましては、国保制度自体の見直しなど、先行きについて不透明な状況にありますが、坂城町国保といたしまして健全な財政運営と保健事業の充実、そして歳出に応じた適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**議長（柳澤君）** 原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第4「議案第15号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 過年度の滞納件数と金額は。現在どのような状況か。
- △ 滞納者は6件、総額は2,722万4千円となっている。
- 過年度滞納者で最大の滞納額は。
- △ 1人で3件の住宅新築資金、住宅改修資金があり、合わせて1,026万2千円である。



以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第5「議案第16号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 受益者負担金、下水道使用料の滞納金額、件数、最高金額と期間は。また、滞納対策は。
- △ 1月末現在で負担金は約1,560万円、滞納者93名、滞納件数244件、使用料は約320万円、滞納最高額は事業所で平成24年からの滞納額が約180万円、最長の滞納は個人で平成13年度からである。滞納者に対して督促状や催告書を送付するとともに、臨戸訪問を繰り返し、事業所の経営状況、個人の生活状況を勘案し、わずかずつでも支払うようにしている。
- 26年度負担金について、一括納付された件数は。また、一括納付した場合の前納報奨金ほどの程度か。
- △ 一括納付の件数は137件、金額は約570万円。毎年七、八割が一括納付している。残りの2割は20回の分割払いであるが、途中で一括支払いするケースもある。前納報奨金は最高で11%である。
- 公債費について、償還の見通し等は。
- △ 元利償還であり、毎年増加し、ピークは35年度の見込み。ピーク時の金額は元金3億5千万円、利子7千万円、トータル4億2千万円。地方債の残高については26、27年度がピークになり、54億3千万円の見込み。返済額がピークになる35年度には47億円程度まで減少する見込みである。
- 今後の下水道の経営見通しはどうか。
- △ 一般会計繰入金、負担金や使用料の収入で返済していくが、今後は使用料収入が増え、下水道整備中は負担金の収入も一定であると考え。負担金収入が少なくなった後も使用料収入は



一定して増えていくので、より一層収入の確保に努めていく。また、国の制度等も確認し、借  
りかえも視野に入れていく。

- 下水道整備に支障があり、進まない箇所は何カ所あるか。
- △ 河川法による制限や低地による整備が進まない箇所があり、箇所数は約10カ所、世帯数で約30世帯である。
- ポンプアップしているのは何カ所あるか。また、下水道の整備が難しい区域は合併浄化槽で対応する方法もとれるのか。
- △ 低地集落を対象とした中継用マンホールポンプが12カ所、個人宅を対象としたマンホールポンプが8カ所ある。国でも公共下水道にこだわった水洗化を見直す動きがあり、合併浄化槽での対応も検討されているところである。まずは100%の水洗化を目指し、国、県の動向を見ていきたい。
- 実施設計測量委託はどこが対象か。また繰り越し工事はどの程度の規模か。
- △ 27年度の実実施設計測量委託は新地、鼠を予定しており、全ての実実施設計測量委託が完了する予定である。5年ごとの地域再生計画の見直しの中で今年度は最終年度となるため、補正分の来年度への繰り越しはない。その分27年度の事業費を多く計上している。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第6「議案第17号 平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 介護保険料の所得段階が11段階に細分化されるが、段階別の人数は。
- △ 今年度の所得で試算すると、第1段階は467名、第2段階は338名、第3段階は

407名、第4段階は635名、第5段階は1,063名、第6段階は928名、第7段階は606名、第8段階は298名、第9段階は94名、第10段階は45名、第11段階は84名で、計4,965名である。

○ 支払基金交付金減額の理由は。

△ 支払基金交付金の負担率が29%から28%に変更になり、予算が減額された。その分については、65歳以上の人が負担する保険料について21%から22%に増えている。

<歳出>

○ 認定調査費等が減額になっている理由は。

△ 主なものは役務費の主治医意見書作成料等であり、過去の実績を踏まえて減額とした。

○ 介護認定訪問調査委託料はどのような内容か。

△ 社会福祉協議会への認定調査の委託や遠方に住んでいて、町の調査員が直接調査することが難しい場合の委託料である。

○ 介護予防サービス給付費が1千万円増えている理由は。

△ 要支援1、2の人が対象のサービスで、要支援者数が増えていることによる増額である。

○ 地域住民グループ支援事業の内容は。

△ 町内で12ほどのグループが自主的に活動している。1グループ20名程度で、社会福祉協議会で立ち上げや活動の支援を行っている。地域包括支援センターでは認知症予防や介護予防の出席講座等を通じ活動の支援をしている。

○ 徘徊高齢者検索システムの内容は。

△ GPSを搭載した位置情報検索システムで、認知症高齢者の場所を特定するために使用している。2台あり、必要な高齢者に貸し出しを行っている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成27年度坂城町介護保険特別会計予算について」、賛成多数をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に原案に反対の方の発言を許します。

**9番（入日さん）** 私は、議案第17号平成27年度坂城町介護保険特別会計予算の認定について反対の立場で討論します。

高齢者の増加に伴い介護保険料も3年ごとの見直しのたびに高くなります。今回、町では急激な値上げを避けるために今までの6段階から11段階になります。しかし、それでも介護保険料が13.6%から28.8%高くなります。介護保険料を払っても、介護認定によって自分が望む必要なサービスが受けられない、経済的な余裕がなければ介護サービスを利用できないなど制度上の問題点も多くあります。しかも、国の介護保険改悪で要支援者の介護保険から外され、地方自治体の負担が増えます。

介護報酬の引き下げで介護施設の経営は圧迫され、介護職員の待遇悪化が心配されます。今でも介護職員の賃金が低く、人手不足が続いています。介護報酬の引き下げは介護現場をより困難にし、施設の減少や介護事業所の減少を招き、ますます必要な介護サービスが受けられない状況になります。介護療養型医療施設を介護保険に入れることにより医療分野への支出が多くなり、結果的に介護保険財政を圧迫し、保険料の値上げや介護サービスの低下が予想されます。介護保険制度は国の制度であり、町は法に従ってやっていることは承知していますが、改正するたびに質が低下する介護保険制度は国家的詐欺だと思います。

以上の点から、私は議案第17号平成27年度坂城町介護保険特別会計予算に反対し、討論を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**3番（吉川さん）** 私は、議案第17号平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出予算について賛成の立場から討論させていただきます。

坂城町の2月末現在の人口は1万5,649人で、65歳以上の第1号被保険者数は4,947人、人口に占める割合は31.6%となっております。昨年同時期と比較すると108人増加し、人口に占める割合も1ポイントの上昇となっております。このように急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者等ができる限り自立をして暮らせるよう平成12年度に介護保険制度が創設され、1期3年ごとの事業計画を策定する中で運営をされており、平成27年度歳入歳出予算においては新たに始まる第6期事業計画をもととし、今回の議会に上程をされております。年々介護保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担する保険料については支払準備基金を取り崩すなどの配慮がなされ、県平均見込額より月額399円低い金額となっております。

歳出予算におきましては、介護保険の利用増加に伴い保険給付費は前年度当初予算額から2,300万円の増額となっております。また、認知症デイサービスセンターやグループホーム、小規模特別養護老人ホームの地域密着型サービス基盤の充実なども含め、施設サービスから地域、居宅でのサービスへという流れも感じられております。地域支援事業につきましては、高齢者をケア・サポートする地域包括支援センターの職員体制がさらに充実し、高齢者に支援や介護が必要となったとき医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの五つのサービスを一体

的に提供する地域包括ケアシステムの推進に関する事業や、要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ介護予防事業など、さまざまなメニューによりご尽力をいただいております。

高齢者が増加する中において、ますます介護保険制度が重要となっております。社会保障制度全般において先行きが不透明な状況にはありますが、高齢者の負担へ十分な配慮をされる中、さらなる介護サービスの充実や相談・支援体制を図られるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

**13番（大森君）** 議案第17号平成27年度坂城町介護保険特別会計について、私は反対の立場で討論いたします。安倍自公政権はアベノミクスによる格差の拡大、物価の上昇、年金の実質の引き下げなど庶民の可処分所得が減り続けています。その上、昨年4月消費税を8%に引き上げました。その理由として消費税の増税分は全て社会保障に充てると説明してきておりました。しかし、これらに充てられる消費税は増税分のわずか16%だけであります。

一方で震災復興財源の企業負担分を廃止し、法人税の実質税率の見直し、防衛費と言われる軍事費に過去最高の4兆9,801億円、これらの突出など目に余るものがあります。こうした中、27年度坂城町介護保険特別会計予算は歳入歳出それぞれ13億7,955万7千円となっております。

介護保険料は3年ごとに見直され、今回は第6期目の見直しです。今年度から第1号被保険者である65歳以上の高齢者に対し、基準となる第5段階の保険料を現在より600円増で月額5千円の負担となります。第1期の基準額は2,259円でした。それが今回5千円にもなるわけです。2倍以上の負担増となっております。介護保険の財源は2分の1を国と県、町で賄い、残りの2分の1を保険者から保険料の徴収で賄っております。しかし、27年度予算案では、国・県・町の負担率を変えないで、40歳から64歳までの人が負担した保険料である支払基金交付金の負担率が29%から28%に変更され、その分65歳以上の人の負担が21%から22%に引き上げられる、これでは第1被保険者の負担が際限もなく増えるばかりであります。その上、介護施設の食費、居住費の補助の対象も制限が始まります。また、年金収入の280万円以上の人の利用料が2割負担と引き上げも実施されます。

特養を希望する待機者は25年3月末が49人、26年3月末が62人です。その後、第二美里園の開所で20床は改善されましたが、この3月末では恐らく待機者がこれ以上に増えているものと想像されます。さらに、介護事業者に支払われる介護報酬が2.27%も引き下げされます。これには介護施設事業者の三つの大きな団体が共同で介護報酬が2.27%に引き下げられれば、介護崩壊につながると反対の声明文が出されております。町内事業所ももう限界でやっていけるかどうか判断しなければならないと切実な声が聞こえてきます。

また、要支援1、2の訪問介護と通所介護サービスが介護保険から外され、町が実施する地

域支援事業に押しつけられます。これまでどおり町としてサービス低下しないことを求めてまいります。

最後に、介護保険制度の維持、安定のためには一般会計からの法定外繰り入れも検討し、被保険者の負担軽減を行うことを求めまして、議案第17号平成27年度坂城町介護保険特別会計について反対の討論といたします。

**議長（柳澤君）** 原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

**議長（柳澤君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

---

◎日程第7「議案第18号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 特別徴収と普通徴収の被保険者数の見込みは。
- △ 特別徴収1, 875名、普通徴収733名である。
- 保険料の均等割と所得割の額は。
- △ 均等割7, 406万5千円、所得割6, 059万8千円を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。



以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（柳澤君）** 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第19号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第8「議案第26号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」までの8件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

**議長（柳澤君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第19号から26号までご説明申し上げます。

まず、議案第19号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度からの議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、6月、12月における、それぞれの支給月数の配分を、国・県の議員及び特別職と同様の配分とするため、改正を行うものでございます。

改正後の支給月数につきましては、6月においては現行の1.4月を1.475月に、12月においては現行の1.7月を1.625月に改めるものでございます。

なお、年間の総支給月数3.1月につきましては、改正はございません。

議案第20号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、県人事委員会勧告に基づく、県の一般職の平成27年度からの給与制度総合見直しを踏まえ、町の一般職につきましても、県の制度に準じた給与制度の見直しを行うため、条例の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、職員の月例給につきましては、給料表の水準を平均約0.7%引き下げるものでございます。

この給料表の水準の引き下げは、中・高齢層の職員に重点を置いて実施することとし、引き下げの対象となる職員については、平成30年3月31日までの3年間は、改正前の給料月額を保障する経過措置を講じ、この期間内に改正後の給料表への移行を行うものであります。

このほか、住宅を所有する世帯主に対する住居手当の廃止、管理職員の平日深夜の勤務に対



する管理職員特別勤務手当の拡充を行うものでございます。

また、特別級につきましては、期末・勤勉手当の支給月数を国・県の支給月数との均衡を図るため、期末手当のうち0.5月分を勤勉手当に配分する改正を行うものでございます。

議案第21号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億711万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億8,641万7千円といたすものであります。

歳入の主な内容につきましては、個人町民税や法人町民税など町税全体で1億7,120万円、地方消費税交付金935万2千円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などの国庫支出金5,915万円、基金運用利子などの財産収入1,885万8千円をそれぞれ追加し、昨年の雪害にかかわる経営体育成支援事業補助金などの県支出金3,169万1千円、財政調整基金繰入金などの繰入金1,387万7千円、A01号線や橋梁修繕事業にかかわる町債1,220万円をそれぞれ減額するものなどでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、地方版総合戦略策定を含む地方創生先行型事業2,910万円、国民健康保険特別会計への繰出金813万5千円、小網地区の上水道布設事業負担金929万円、プレミアム商品券事業補助金2,268万9千円、道路新設改良費の道路用地費2,404万円、公園整備基金積立金3,442万6千円、文教施設整備基金積立金2億198万3千円をそれぞれ追加いたし、臨時福祉給付金事業全体で912万3千円、農作物災害対策事業補助金4,369万1千円、町道A01号線改良事業全体で2,579万6千円、下水道事業特別会計への繰出金3千万円をそれぞれ減額いたすととも歳入歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費といたしまして、総合戦略策定を初めとした地方創生先行型事業2,190万円、マイナンバー制度に対応したシステム改修などにかかわる電算一般経費1,224万8千円、プレミアム商品券事業補助にかかわる商工振興一般経費2,268万9千円、町道A01号線道路改良事業4,111万7千円、しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金にかかわる高速交通対策一般経費83万7千円について、27年度に事業繰り越しをいたすものでございます。

次に、議案第22号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,118万8千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、有線放送電話使用料30万1千円を減額し、基金利子52万5千円を追加するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、支障移転等の工事請負費480万円を減額し、設備基金積立金593万8千円を追加するものでございます。

続きまして、議案第23号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,910万8千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金813万5千円を追加し、高額医療費共同事業負担金55万9千円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費1,297万4千円を追加し、一般被保険者高額療養費280万円、高額医療費拠出金223万7千円を減額いたすものでございます。

議案第24号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、住宅新築資金等貸付金元利収入及び住宅新築資金等貸付事業費の県補助金にかかわる補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を312万6千円とするものでございます。

歳入の内容につきましては、住宅新築資金等貸付金元利収入過年度分6万円、住宅新築資金等貸付事業費県補助金6万3千円を追加するものでございます。

歳出の内容といたしましては、貸付事業総務費8万4千円、一般会計繰出金3万9千円を追加するものでございます。

議案第25号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,408万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億4,609万9千円といたすものでございます。

今回の補正は、平成26年度の受益者負担金等の歳入の確定及び下水道事業の歳出の精算で、あわせて繰越明許費を予算計上するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、受益者負担金850万円、一般会計繰入金3千万円、町債620万円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務管理費1,521万7千円、下水道事業費2,296万4千円を減額いたすものでございます。

最後に、議案第26号「平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万円を減額し、歳入歳出の総額をそ

れぞれ13億5,362万7千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、介護保険事業費補助金85万7千円を追加し、事務費繰入金184万1千円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、一般管理費の委託料98万4千円を減額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（柳澤君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時50分～再開 午後 2時00分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第19号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第20号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第21号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」

**議長（柳澤君）** これより質疑に入ります。

**9番（入日さん）** ページ3ページの歳入についてですが、1町税、目2の法人税で1億7,030万、今度増えたんですが、12月議会でもね、補正になって、また今度3月議会でもこれだけ増えたということは、かなり企業の利益が上がっているということであらうんですが、これについて大体何社ぐらいで、このくらいの額になったのかお伺いします。

それから、ページ17ページ、目6の企画費で温泉管理事業の中で説明の15006温泉設備維持補修工事ということでポンプでしたっけ、補修ということがあったんですが、かなりサウナ室やなんかもカビで木が変色しているようなところがあるんですが、そういうところはどのように考えているのでしょうか。

それから、18ページの13001総合戦略策定等事業委託、これはどこへ委託するのでしょうか。それから、その下の地域創生事業補助金ですが、具体的にどんなことをこの内容はどんな内容なんのでしょうか。以上です。

**収納対策推進幹（宮下君）** 法人町民税1億7千万円の増額ということでございます。町内企業の皆さんの並々ならぬご努力とアベノミクス効果が相まって12月補正におきましても1億5千万という大型な補正をさせていただいたところでございます。

ご案内のとおり、法人町民税につきましては確定申告後、事業年度中間にその2分の1を予定申告ということで納付するように定められております。その予定申告が11月、12月に納付されたということで、今回その分について補正をいたすわけでありまして、また、1月から12月の事業年度の法人さんにつきましても、このたび確定申告があったわけでありましてけれども、その確定申告分についても約1千万ほど増額となっているという状況でございます。

何社かというご質問でございますけれども、総括質疑等でも答弁申し上げましたけれども、おおむね30社のうち1千万円以上が6社でございますけれども、その企業さんによる予定申告分が今回の補正の大多数でございます。以上でございます。

**企画調整係長（竹内君）** まず、温泉管理事業、温泉施設の維持補修工事の関係でございますけれども、こちらにつきましてははろ過器のタンクの更新ということで予定をしているものでございまして、ただいまありましたサウナ等の改善につきましては、新年度で対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、地方創生先行型の事業の関係でございます。まず、委託費の委託先でございますけれども、こちらにつきましては、まず総合戦略の策定事業ということで住民の意識調査ですとか、それからまたその将来の地方戦略に向けたビジョンをつくる上でコンサルタントのほうへ委託をしてみたいということで予定をしております。

それから、補助事業でございますけれども、こちらの補助の関係につきましては、まずICT等の利活用による地域活性化事業ということで、こちらについてはスマートコミュニティ創生事業ということで、こちらについてはまず太陽光やなんかの補助金もあるんですけども、こちらを拡充してみたいというふうに考えております。

それから、地域産業パワーアップ事業ということでワイナリー形成による6次産業化ですとか、あと町内企業の合同説明会など若者と地元企業のマッチングということで、現在テクノハートのほうでですね、事業展開しておりますけれども、こちらへの補助金。それから、展示会や商談会への出展支援ということで予定をしております。以上でございます。

**9番（入日さん）** 17ページの温泉事業で再度質問をさせていただきますが、いろいろなふぐあいは来年度の予算でということでしたが、結構カランの壊れだとか、それからドライヤーの壊れたまんまちょっと1週間ぐらい放置されているとかあるんですね。普通のもう民間の温泉施設では考えられないことだと思うんです。壊れたらすぐもう取りかえるとか、そういうのが普通の営利目的の施設では当たり前だと思うんですが、ドライヤーなんかは壊れても故障中ですって張って1週間ぐらい放っておかれたりとか、カランもヘッドの逆のほうからちょっと

傷かなんかで水がぴーっと出ているんですが、そういうのが放っておかれたりというのがあるんですが、やはり朝、掃除の方がいるので、そういうところをきちんと点検してね、壊れたものはすぐ取りかえるというような、そういうことをやっていかないとやはりせっかくすごく評判がいいんですよね、湯さん館は。それでいろいろなところから来るんですが、ちょっとそういう施設の老朽化があると、評判ほどではなかったねってがっかりされて帰られてしまうと。また、せっかく湯さん館がいいよってという評判が少し落ちてしまうのではないかと、そういう心配もあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

**企画調整係長（竹内君）** 湯さん館の施設の関係につきましては、職員等で定期的にですね、点検をしているところでございますけれども、ただいまのようなお話もございますので早急に対応をしてみたいというふうに考えております。

**6番（塩野入君）** 6ページですね、第2表繰越明許費であります。先ほど町長からもちょっと詳細説明の中にありましたが、このうち今回5本繰越明許ということでここに載っております。款2項1の創生事業、それから款7項1のこの二つは地方創生からわかります。そのほかの科目についてですが、款2総務費、項1総務管理費電算一般経費、この関係のどうしてこの繰り越しの原因ですね、その辺をお聞きをしたいということでございます。

それといずれも同じ質問ですが、款8項2A01号線、それから款8項6の高速道対策一般、これは、しなの鉄道というような話がちょっと町長の説明の中でありましたが、その辺の繰り越しの原因ですね、原因とか理由をお聞きをします。

**企画調整係長（竹内君）** 電算一般経費の繰り越しにつきましては、マイナンバー制度導入に伴う電算システムの改修費を繰り越すものでございまして、国からの仕様の提示がおくれたことからシステム設計もおくれまして、26年度内の改修が見込めないことから平成27年度へ繰り越すというものでございます。

**建設課長（青木君）** それでは繰越明許費、款8土木費、項2道路橋梁費、道路改良事業A01号線の関係でございますが、これはA01号線酒玉工区の用地補償等にかかわるものでございます。これは現在、酒玉工区用地買収のほうに入っております、そちらのほうで建物補償等がございまして、現在移転先等の選定をしております、こちらの移転先等が決まりましたら、この建物補償等が入りまして、移転先が決まり次第用地補償をしていくということでございます。それに伴う土地が主なものでございます。

あと、それ以外につきましては、現在土地の部分で相続登記をしている方がございます。相続が終わり次第、こちらのほうも進めてまいるといことで、この2件が主なものでございます。

あと、そのほかといたしましては工作物で物置等がございまして、これは物置を建てる代替地を希望しております、代替のほうの話はついてはいるんですけれども、そちらのほうの土地の

ほうの関係で、こちらのほうが繰り越しになるということでございます。

それともう1件、高速交通対策費の関係の高速交通対策一般経費でございますが、これにつきましては、しなの鉄道が現在行っております安全安定輸送の確保を図ることが目的ということで、しなの鉄道の軌道安全設備整備事業補助金というのが国の補助金を受けて現在やっております。これが当初平成27年度で事業化を予定しておりましたが、国の前倒し補助ということで、平成26年度に前倒しになったものでございます。全体事業費といたしましては8,100万円を予定してございます。このうち国から3分の1の2,700万円、しなの鉄道が3分の1の2,700万円、残りの3分の1を県と沿線市町村が負担するというようになっております。3分の1の半分6分の1を県が負担いたしまして、残りの6分の1、1,350万を沿線市町村で負担するというようになっております。この負担割合でございますが、しなの鉄道が当初設立したときの出資割合に基づきまして負担をするということで、1,350万のうち坂城町は6.2%分ということで、83万7千円を今回補正予算に計上させていただきます。これを27年度に繰り越しをして実施するというものでございます。以上でございます。

**6番（塩野入君）** それはわかりました。そしてまずですね、このマイナンバー制度につきまして、これは全額繰り越しているのでもちょっとよくわからないんですが、財源内訳等は全部国から来ているのかな、その辺のところでもちょっとお聞きをしたいと、こういうことであります。

そしてこれはいつごろまでに、繰り越していつごろまでにこれができるのかどうかですね、いつごろまでに二つ目は、繰り越したものはいつごろまでにできるのかどうか。

それから土木費の関係ですが、これも建物補償等、先様の都合もあるわけですが、これもうちちょっと財源内訳ありましたかな。その辺のところと、それからこれ、先様の都合もあります。繰り越していつごろまで、おおむねいつごろまでにできる予定なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから三つ目、これはしなの鉄道絡みでありまして、沿線市町村とそれぞれの中で、これは財源の関係なんかもよくわかりました。これもですね、繰り越しになりますから、それはいつごろまでにやるというのがあるかと思うんですが、その辺しなの鉄道のほうとの進め方でどんなふうに行くのか、それをお聞きしたいと思います。以上。

**企画調整係長（竹内君）** まず、電算一般経費の繰り越しに関しましてでございますけれども、繰り越すものはですね、全額繰り越すという形になります。国からはまず住基、それから税の関係については総務省から。それから福祉の関係、福祉システムの関係は厚労省から補助金がございます。住基関係につきましては10分の10の補助金でございます。税、それから厚労省関係については3分の2の補助という形でございます。

実際の改修でございますが、27年10月から番号通知が始まるということの中で、27年



の7月までには全てのシステム改修を完了させるということで進めております。

**建設課長（青木君）** まず、A01号線の関係でございますが、これは国の交付金事業を使っておりまして、ここは交付金の交付率が55%、残り9割が起債事業という事業でございます。実施につきましては、現在、若草橋の一番接しているお宅の部分につきましては、代替用地につきましては、ほぼ確定しているところでございますが、あと家のほうの移転という全面移転という形になりますので、建物のほうが完成次第移転をしていただくという形になりますので、一応できれば秋ごろまでには移転が完了していただくような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、しなの鉄道の関係につきましては、当初しなの鉄道は27年度から事業化ということがこの国の前倒しで早まったということで、しなの鉄道のほうでも早めに事業を実施したいということで話は聞いておりますが、時期についてはちょっと年度内ということで、いつということには、ちょっとまだ、しなの鉄道のほうはこれから事業計画していくという段階でございます。

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第4「議案第22号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第5「議案第23号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第6「議案第24号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第7「議案第25号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第8「議案第26号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第9「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（柳澤君）** 議会運営委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

---

**議長（柳澤君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** それでは、平成27年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日に開会されました本定例会は、本日までの16日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、条例の新設、条例の一部改正、27年度の一般会計・特別会計予算、さらに、追加議案でお願いいたしました一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、平成27年度当初予算は、町長並びに議員の改選期ということから骨格編成といたしましたが、南条小学校の建設などを初めとした継続事業や子供医療費の無料化にかかわる給付範囲の拡大、保育料の細分化に伴う負担軽減など、子育て世代を応援する施策を積極的に盛り込むとともに、住民生活や町政運営に支障が生じないよう各事業が滞りなく展開できる予算編成に努めたところであります。

国は、「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、各自治体に平成27年度から5年間で取り組む人口減少対策や、平成32年時点の達成目標を盛り込んだ「総合戦略」の策定を求めています。坂城町といたしましては、現在の「まちづくり推進室」を「まち創生推進室」と改め、人口減少対策等の坂城町の総合戦略を立て、推進してまいりたいと考えております。

さて、私が平成23年、議員の皆様ととも町民の皆様のご支援を受け町政を担当させていただいてから、あっという間に4年間が経過し、今任期における最終議会となったところであります。私が坂城町長に就任させていただいた時期は、坂城町の産業、特に工業の分野におい

では最悪とも言える状況下でありました。東日本大震災の直後であり、また、極端な不況、デフレ、円レートが75円台という厳しい経済状況でもありました。そのような中、坂城町の将来を考え、幾つかの提案をさせていただき事業に着手いたしました。議員の皆様を初め町民の皆様のご理解をいただく中で、数多くの事業を達成させていただきました。

私が掲げた公約の四つの柱のテーマごとに実現した、もしくは方向づけがなされた主な事業について少し申し上げたいと思います。まず、産業の活性化を中心とした「活力あふれた元気な町」づくりに向けた取り組みにつきましては、テクノセンターでは、3Dプリンターの導入、またテクノハート協同組合とも連携する中、町内企業の持つ高い技術や能力を広く内外に発信した「さかきものづくり展」の開催支援や受注機会及び販路開拓をサポートするため、工業展示会への出展支援拡充、さらに町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造や新製品開発などを支援する「コトづくりイノベーション補助」の創設、商工会と始めた経営革新塾など、いずれも企業や若手経営者の活力アップに寄与できたものと考えております。

この地域の発展に欠くことのできない信越線、その花形車両でありました169系が平成25年に引退し、そのトップナンバーとラストナンバーの1両編成車をしなの鉄道から譲り受け、町に静態保存し、現在も全国からファンが訪れておりますが、その活用の一つとして、商工会商業部の「ふーど市」がスタートいたしました。生鮮3品の販売などをする中で、商業の活性化やにぎわいの創出にもつながっております。

6次産業化に向けた取り組みの「さかきワイナリー構想事業」は、試験圃場を確保するとともに若い担い手を募集し、町に適したワインブドウの栽培実証を進めました。24年度からは坂城町産の巨峰を使ったロゼワイン、スパークリングワインの委託醸造も行い、定着をしてきたと感じているところであります。また、東御市を中心とした広域ワイン特区に入ることにより、投資を呼び込むチャンスも増え、夢を持てる事業に弾みがつくものと考えております。

また、東日本大震災の電力危機を契機に、エネルギーの効率的な利用による持続可能な「まちづくり」に向けた「坂城スマートタウン構想」を立ち上げ、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用に向けて取り組んでまいりました。テクノさかき工業団地においては、企業のご協力をいただく中で、データ収集や実証実験などを行い、「電力の見える化」によるスマート工業団地実現に向けて取り組んでおり、さらに役場庁舎に県内の自治体に先駆け、バイオマスボイラーを導入することによりCO<sub>2</sub>の削減などに取り組んでおります。

また、松くい虫防除対策につきましては、空中散布を中止した3年間に松くい虫被害が拡大し、看過できない状況になっておりました。被害現場で専門家から「今ならまだ間に合う」という力強いお言葉をいただき、リスクコミュニケーションの強化を図り、平成24年から空中散布を再開いたしました。さらに、26年度には地域の要望を受け、無人ヘリによる散布を実施いたしました。今後も樹種転換、松の植樹など総合的な防除対策に取り組んでまいります。

さて、町特産のねずみ大根のキャラクター「ねずこん」の誕生につきましては、23年度の「ねずみ大根まつり」において、公募により命名をいたしました。2回目の挑戦となった「ゆるキャラグランプリ2013」では全国では95位、県内の市町村では1位を獲得し、今では町のイメージキャラクターとしてすっかり定着し、ぬいぐるみ、ピンバッジなど各種グッズが坂城町のお土産としても喜ばれております。

続きまして、子供たちの教育や学習などを通じた「人の輝く町」づくりでは、村上小学校の耐震改修、2年の歳月をかけて検討した地域のシンボルとしての南条小学校の建設に着手、教育環境の整備や安全・安心の学校づくりを進めたところであります。

また、グローバル社会に対応した人材育成に向けた英語教育のため、教える教師が自信を持って教壇に立てるよう英語研修をメニュー化、26年度からは中学校に加え小学校に先駆的な取り組みとしてALTを配置し、さらには27年度は増員をしております。また、高度情報化社会を生き抜く子供たちの「情報活用能力」の育成に向けたICT教室も開催いたしました。

続きまして、高齢者や子供たち、ハンディキャップのある方も安心して暮らすことのできる「笑顔の町」づくりにつきましては、バリアフリー化の象徴として坂城駅にエレベーターの設置を実現させました。利用した方から「階段の上り下りがなく楽になった。」「ベビーカーのまま利用できて便利である。」等の声をお聞きし、私自身も大変うれしく思っております。

また、子育て支援につきましては、全保育園を子育て支援センターの分室と位置づけ、どの園でも専門的な子育て相談が定期的に受け入れられる体制を整えるとともに、新たに村上保育園でも一時預かりを開始し、利便性の向上を図りました。さらに、子育て推進室を中心に臨床心理士、家庭児童相談員、教育コーディネーター、保健センター、保育園、教育委員会などがかわり、連携をとりながら5歳児の「すくすく相談」、6歳児の「すくすくランド」を立ち上げ、子供たちの成長を促し就学に向けての充実も図りました。また、児童福祉法の改正により、27年度から3児童館に補助員を増員、さらに町独自に小中一貫の教育・心理カウンセラーの配置、子育て支援センターにおいても家庭児童相談体制の充実を図り、子供たちの健全育成並びにサポート体制の充実を図っております。

子育て世代の負担の軽減にも取り組み、第3子以降の保育料につきましては、上の子の年齢にかかわらず半額とする新たな軽減措置を制度化いたしました。また、27年度からは所得階層の細分化による保育料の軽減や子供の医療費の無料化対象年齢を中学生まで拡大いたします。また、不妊治療のための助成制度も創設し、さまざまな側面から出産、子育てを支援する方策を取り入れました。

町民の皆様の健康づくりにつきましては、保健師の増員、「40歳スタート健診」や各自自治区を訪問する「健康づくり講座」を開催するなど、全ての町民の皆さんが健康で長生きできる

「健康なまちづくり」に取り組んでおります。

高齢者の皆さんへの生活支援では、「第6期坂城町介護保険事業計画」の策定にあわせ、27年度から地域包括支援センターに社会福祉士を増員し、生活支援サービスの体制整備、認知症対策等の充実を図り、また保険料を細分化し、年金所得者にも配慮をいたします。

町循環バスの運行につきましては、上田医療センターへの便を創設したほか、車両1台を高齢者や障害者の方に配慮し、安全性を高めたバリアフリー車両に更新いたしました。町民の皆さんが利用しやすいよう、バス停の増加、運行ルートや運行時間の見直しなどの工夫を重ねました。今後も町民の皆さんに利用していただけるよう努めてまいります。

町税や下水道料金の納入につきましては、「コンビニ収納」を開始し、休日、夜間を問わず、いつでもどこでも全国のコンビニで納めることができるようになり、町民の皆様の利便性とともにも収納の機会の拡充を図りました。

自然災害が増える中、防災対策にも力点を置き、J-ALERTの自動発信システムの構築と複合的なメール配信システムの整備を進め、登録型配信メールサービス「坂城町すぐメール」の運用を開始する中で、安心・安全で災害に強いまちづくりにも努めております。

昨年の大雪を教訓として、26年度から県と協定を結び、県の大型除雪車、融雪剤散布車も使って県道と主要町道を一体とした除雪を行うことにより、除雪の迅速化及び効率化による除雪体制の強化を図りました。

また、小網地区におきましては、県営水道の送水管からの分岐が認められ、配水管が3年かけて全域に引かれ、これで県営水道の布設計画による町内全てに水道を整備することができました。

一方、空き家が町内でも目立つ状況となり、住環境対策、活用、定住促進などの検討を始めたところですが、まずその対策の一環として、空き家情報バンクを設置するため、昨日、長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と協定を結び、来月からホームページ等を活用し、空き家情報の提供を始めてまいります。

また、平成24年度で開館10周年を迎えましたびんぐし湯さん館のリニューアル工事を実施し、キッズスペースや椅子席による食堂の新設など、より多くの皆さんに気持ちよくご利用いただける施設づくりに心がけ、好評をいただいております。

続いて、芸術文化の振興による「誇れる町」づくりにつきましては、文化協会を中心とした実行委員会にご尽力をいただき、坂城町の自然を中心に、誰もが歌いやすい「坂城町の歌」と、町のイメージキャラクター「ねずこん」をかわいく元気に歌にした「ねずこんの歌」が誕生いたしました。どちらも末永く歌い継がれるものと期待しております。

また、鉄の展示館の開館10周年記念企画展では、坂城町出身の新進銅版画家「小松美羽展」を開催し、大勢の若者でにぎわいました。これを機会に小松さんを坂城町特命大使に任命

し、メディアを初め国内外の出展時に、ふるさと坂城への思いとともに、町の情報発信にお務めいただいております。引き続き小松美羽さんを初め若い芸術家を応援してまいりたいと考えております。そのほか、びんぐしの里公園で開催されました2回の「薪能」を支援するとともに質の高いクラシック音楽を町民の皆さんに聞いていただく機会を定期的に設けるなど、文化芸術の振興を図ってまいりました。

4年という期間は短く、今後につながる幾つかの課題も残っているところでありますが、改めて心温まるご支援をいただきました町民の皆様並びに議員の皆様のご理解に深く感謝を申し上げます。厚く御礼を申し上げます。

また、私も含めこの4月の選挙に立候補される皆様におかれましては、ご健闘いただき、再びこの場で会えることをお願い申し上げます。また、勇退される皆様方には、これまでのご労苦に深く厚く感謝申し上げる次第であります。

最後に、私と一緒に事業の推進並びに問題解決のためにも考え悩み行動してくれた副町長、教育長、またこの席にいる課長、係長、そして全ての職員に心から感謝を申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。以上であります。

**議長（柳澤君）** ここで、議長より申し上げます。

本日ここに平成27年第1回坂城町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、去る3月2日に開会され、本日まで16日間の会期中で追加議案を含め、重要な案件について真剣な審議がされました。また、4年間を通じ常にほとんどの議員の皆さんが一般質問等で発言し、急激に変化する町内外の課題に信念を持って質疑、提案等を行ってこられたことに改めて感謝と敬意を申し上げます。

私も議会は県下の町村に先駆け議員定数削減、それによる常任委員会を3から2へ、また一般質問を対面方式による一問一答方式へ等の改革が軌道に乗りつつある中で今期の議会がスタートいたしました。これらを真摯に進めながら議会報告会、幾つかの組織との懇談等、町民の皆さんとの合意づくりの機会も持ってまいりましたが、高まっている議会改革という点では改めて総体的に振り返ってみる時期が来ているのかなとも感じます。

今期新しく就任された山村町長には、厳しい長引いていた経済不況の中で創意努力をされ、村上小学校の耐震化改修、南条小学校の全面改築着工、坂城駅へのエレベーター設置、テクノセンターへの3Dプリンターの導入、また40歳スタート健診、そして松くい虫防除の空中散布再開、小網の上水道整備等々、町民のための諸施策遂行に積極的姿勢で取り組んでこられたことを高く評価するものであります。

今、福祉、教育、また地方への国の手法等が少しずつ変わりつつあります。町民への不利益が少しでも抑えられるよう町の努力、対応に心から期待するものであります。



さて、私たち議員の任期は残り1カ月半ほどになりました。特別のことがない限り、この議場で皆さんとこうしてお会いするのは最後であると思うと感慨無量なるものがあります。今限りで勇退される皆様には、長年にわたり町政進展のため大変ご尽力をいただきました。ご功績は極めて大きなものであり、心から感謝申し上げるところであります。今後とも町の発展のためご活躍、またご指導いただけますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

なお、4月の町議選に立候補される皆様には、当選の榮譽を勝ち取られ、全員が再び本議会でおそろいになり、品格ある活発な議会活動をされますようご祈念申し上げる次第でございます。

終わりに、町理事者の皆様並びに課長、町職員の皆様には今期4年間本当にお世話になりました。議員一同を代表し心から厚く御礼を申し上げ、議長の挨拶といたします。

これにて平成27年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 山 崎 正 志

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 中 嶋 登

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 里山の環境整備 イ. 森林税について ロ. 間伐造林事業について ハ. 松くい虫防除対策について ニ. 有害鳥獣対策について	2 番 塚田正平	町 長 産業振興課長
2	1. プレミアム商品券について イ. 今までの実績について ロ. 今回の内容は ハ. 経済効果への期待は 2. 子育て支援について イ. 子育て応援メールマガジンの配信について ロ. 乳幼児健診時の見守り体制について 3. ホームページの充実について イ. メンタルヘルスチェックの導入を	3 番 吉川まゆみ	町 長 産業振興課長 子育て推進室長 保健センター所長
3	1. ワイン特区について イ. 広域特区への移行について 2. 下水道工事に伴う道路整備について イ. 歩道確保について	8 番 山崎正志	町 長 まちづくり推進室長 産業振興課長 建設課長
4	1. 教育委員会制度「改革」のねらいは イ. 教育委員会の形骸化にならないか ロ. 「教育大綱」の策定のあり方は ハ. 教育委員会制度「改革」のねらいは何か 2. 町民の命守る社会保障としての国保に イ. 国保加入者の状況は ロ. 国保税の軽減のため、一般会計からの法定外繰り入れを 3. 財政運営のあり方は イ. 財政調整基金の適正規模はどのくらいか	13番 大森茂彦	町 長 教育委員長 教 育 長 教育文化課長 収納対策推進幹 福祉健康課長 総 務 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 排水溝の蓋は イ. 排水溝に蓋を ロ. 雪の日は特に危険 ハ. 蓋の無い所は注意看板を 2. 住所の転入、転出について イ. 町に転入、転出の際は理由欄をもうけては 3. 坂城あったかシェアスポットは イ. 坂城の活性化は ロ. 冬場の節電は 4. 駅前に看板は イ. 駅に売店は ロ. 駅前にお店の看板は 5. カーブミラーの設置は イ. 注意看板、カーブミラー設置は 6. 坂城町に運動公園は イ. 坂城特有の公園に	4 番 窪田英子	町 長 建設課長 住民環境課長 企画政策課長 産業振興課長
6	1. 子ども・子育て支援新制度で、保育園はどう変わるか イ. 保育料はどう変わるか ロ. 保育の標準時間と短時間について ハ. 職員態勢をどのように充実させるか ニ. 病児保育の計画はあるか 2. 介護保険料の値上げについて イ. 保険料を値上げする根拠は何か ロ. 値上げを抑えるため、一般会計から繰り入れを 3. 地域支援事業の充実を イ. 要支援1・2の介護サービスを低下させないために ロ. 介護事業者との連携やサポートは ハ. 地域包括支援センターの職員態勢の強化を ニ. 地域支援事業の充実を	5 番 塩入弘文	町 長 子育て推進室長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
7	1. 教育について イ. 教育委員会制度改正について ロ. 小中学校の適正規模について 2. 町組織と定数について イ. 町組織の機構改革について ロ. 職員定数は	7 番 西沢悦子	町 長 教 育 長 教育文化課長 総 務 課 長
8	1. 文化財について イ. 古文書の収集状況は ロ. 保存・保管状況は ハ. 古文書館の設置を 2. 工業用地について イ. 今後の見通しと対処は ロ. 工業用地の確保を 3. 企業誘致について イ. 町の考え方は 4. 最近の火災について イ. 3ヶ所の詳細内容は ロ. 今後の対応は	10番 中嶋 登	町 長 教育文化課長 産業振興課長 住民環境課長
9	1. 循環バスの運行について イ. 行程の見直しを ロ. マイクロバスでなくワゴン車を 2. 坂城町表彰規則について イ. ボランティアに光を 3. 坂城町の未来に向けて イ. 人材育成を	9 番 入日時子	町 長 建 設 課 長 総 務 課 長
10	1. 地方創生について イ. 地方創生への挑み ロ. 「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定 ハ. 広域的な対応 ニ. 国の26年度補正予算に係る緊急的取組 2. 高齢者の福祉と健康について イ. 高齢者福祉について ロ. 健康寿命の延伸	6 番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 産業振興課長 福祉健康課長 保健センター所長